

2014 年度 博士論文

「共創」概念の研究
ーヘルスプロモーションの思想と実践ー

“Co-creation” as the Fundamental Concept to the Construction of
Thoughts and Practices of Health Promotion

立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科
比較組織ネットワーク学専攻

谷口 起代

「共創」概念の研究 ―ヘルスプロモーションの思想と実践―

[目次]

目次.....	1
図表 巻末資料 目次.....	5
序論	7
本論文の目的.....	7
概要.....	7
研究の方法.....	17
隣接する研究領域における先行研究の動向.....	19
本論文の意義.....	23
序論 脚注.....	28
I 背景	
第1章 戦後社会保障制度の確立の光と影	35
第1節 社会保障制度が果たしてきた役割	36
1. 日本における社会保障制度の流れ.....	37
2. 社会保障が果たしてきた役割.....	39
第2節 社会保障制度の確立の影響	41
1. 障害者や路上生活者に対するまなざし.....	41
2. 何と関係が結べないのか.....	43
3. 社会保障制度の確立が促進した労働価値のない者の潜在化.....	44
第1章 脚注.....	46
第2章 今日の保健医療福祉政策における共生社会へ向かう動向	48
第1節 保健医療福祉領域における共生社会に向かう動向の検証	49
1. 自助努力の重視.....	49
2. 自立支援.....	50
3. 社会参加の促進.....	50
4. 地域社会における相互扶助の促進.....	51

5. まとめ 支援領域の拡大と自己概念の偏重の傾向	51
第2節 支援領域の拡大と自己概念の偏重の傾向が当事者に与える影響	53
1. 支援を受けるということ	53
2. 自己決定をするということ	56
3. まとめ	59
第3節 共生社会に向けて必要とされる視座	61
1. 現在の共生社会構想に働く原理	62
2. 考察	64
第2章 脚注	68

II 事例

第3章 「わっぱの会」	70
第1節 活動のはじまりと変遷	71
1. 活動のはじまりと「わっぱの会」の立ち位置	71
2. 「一つ屋根の下」の時代（1971～1980年代半ば）	74
3. 「わっぱん」製造・販売と社会福祉法人化（1980年代後半～1990年代後半） .	75
4. 地域サービス分野への事業の拡大（90年代後半～）	78
第2節 理念を具体化させるしくみ	80
1. 「共同体である」ということ	80
2. 「共働事業所」と「分配金」のしくみ	83
3. 「共働事業所」と「分配金」というしくみの作用	85
4. 新たな参加者にとっての「共に生きる」しくみ	88
第3節 「わっぱの会」における「共創」の考察	92
1. 「わっぱの会」の活動の原動力	94
2. 「わっぱの会」が創り出したもの	95
第3章 脚注	103
第4章 「自立生活サポートセンターもやい」	105
第1節 活動のはじまりと変遷 連帯保証人提供事業に乗り出す	107
1. 自立生活サポートセンターもやい設立の背景	107
2. 連帯保証人提供に踏み切る	108
3. 「もやい」設立へ	111
4. 手弁当ボランティアによる活動（2001年～2006年）	112

5. 貧困問題の最前線へ 2008年「年越し派遣村」～現在.....	113
第2節 理念と実際	115
1. 「もやい」流、直接民主主義	115
2. 「サロン・ド・カフェこもれび」	116
3. コーヒー焙煎プロジェクト「こもれび珈琲」	117
4. 女性限定の居場所「グリーンネックレス」	117
5. 若者向けサロン「Drop-in こもれび」	119
6. 「あうん」便利屋部門と葬送事業支援プロジェクト	120
第3節 「もやい」における「共創」の考察	122
1. 「もやい」の活動の原動力	123
2. 「もやい」が創り出したもの	124
第4章 脚注	128
第5章 「共創」の関係性に生きるということ	131
第1節 「共創」の関係性の分析—2つのエピソードから	133
1. 「僕が嫌なんだ」という関係性 —稲葉のエピソードより	133
2. エピソード分析 「僕が嫌なんだ」と言える関係とは	135
3. 「閉じ込められるものなら」という関係 —筆者とCさんのエピソードより	139
4. エピソードの分析 「閉じ込められるものなら」	142
第2節 「共創」の関係性の考察	147
1. 「共創」における当事者性の境界の「あいまい」さ	147
2. 関係論からみた「共創」の関係性の考察	148
第5章 脚注	151

III 考察

第6章 「共創」の理論化の試み	153
第1節 「共創」のプロセスの展開と「共創」の特徴	154
1. 関係性の継続志向	156
2. 社会変革志向性	157
3. 創造と躍動	157
4. 「共創」の原理と「支援」の原理	158
5. 「共創」が観察される場所	159
第2節 「当事者」の生活困難状況が「共創」にもたらす作用	160

1. 祈りや願いの醸成	161
2. 連帯と結束の醸成	162
第6章 脚注	164
第7章 誰もが安心して暮らせる社会に向かうヘルスプロモーションの思想	167
第1節 「圏域」概念を用いた「誰もが安心できる」ということに関する考察	169
1. 「圏域の異なり」という概念 交響圏・ルール圏	171
2. 本論文における「圏域の異なり」概念の援用	172
3. 「圏域」概念を用いた「安心の所在」の検討	174
第2節 ヘルスプロモーション — 「安心」を創造するプロセスへの参画.....	178
1. 日常生活の資源となる健康	181
2. 決定要因（資源）	181
3. ヘルスプロモーションにおける主体—「自ら、共に」	181
第7章 脚注	183
おわりに.....	185
謝辞	191
巻末資料 1 本論文において言及した筆者の実践活動の一覧	193
巻末資料 2 「共創」の関係性の考察に用いた手記	194
巻末資料 3 やどかりの里 浦河べてるの家 概要	206
引用文献	210

[図表 巻末資料 目次]

図 1 「共創」のプロセスの展開	154
表 1 ヘルスプロモーションの定義と手段（オタワ憲章 一部抜粋）	26
表 2 日本の社会保障制度の体系	37
表 3 「わっぱの会」若手インタビューの概要	98
表 4 わっぱの会 活動内容	99
表 5 わっぱの会 40年の軌跡.....	101
表 6 自立生活サポートセンターもやい 活動内容	126
表 7 自立生活サポートセンターもやい 軌跡	127
表 8 支援のパラダイムと共創のパラダイム	158
表 9 見田による社会の二重の圏域	171
巻末資料 1 本論文において言及した筆者の実践活動の一覧	193
巻末資料 2 「共創」の関係性の考察に用いた手記	194
巻末資料 3 やどかりの里 浦河べてるの家 概要	206

序論

本論文の目的

障害者や路上生活者の生活を支える活動のうち、障害者や路上生活者と「共に」、彼らが社会の中で生きるために必要な場やしくみを、制度に先駆けて創り出している実践がある。この実践活動が創り出してきた場やしくみは、社会生活において困難な状況を抱えている者を含め、誰もが安心して共に生きられる社会の創造へ向かっている。本論文の目的は、このような、「共に創る」という関係性を基盤にした活動が、障害者や路上生活者が共に生きられる社会にむかって具体的な場やしくみを創り出している様を明らかにし、そのプロセスの考察を通して、今日の日本における、社会運動としてのヘルスプロモーションのあり方を検討することである。

概要

今日、「人々の暮らしの健康を支えるしくみはどうあるべきか」という問いは、政策立案者から実践者、さらに一般市民に至るまで、様々な人々の関心を引き付けている。その背景には、暮らしにおける健康は、医療との結びつきよりも、個々人の生活状況、労働環境、周囲の人々との関係、価値観や人生観といった多様な要素と密接に絡み、ゆえに、個々人によって、それを獲得する道筋は異なるということが理解されはじめたことにある。現在、暮らしの健康を支えるしくみのあり方を議論するには、すべての人に用いることができる暮らしの健康を図る指標や、暮らしの健康に向かうマニュアルは存在しないということをも前提としつつ、一人ひとりが、「生きてきて良かった」といえるような環境づくりをいかに進めていけるのかという問いから始める必要がある。つまり、治療医学の知識体系を抛り所に構築されてきた、健康の「あるべき姿」に向かう普遍モデルからの脱却が求められているのである¹。1986年にWHOが新たな健康戦略として提唱した「ヘルスプロモーション」は、この課題意識を前提としている。

本論文では、今日のヘルス政策における、人々の暮らしの健康を支えるしくみに関する課題が、「いかにして、誰もが安心して暮らせる社会に向かうことができるのか」という問いに集約されるという見解を示し、「誰もが安心して暮らせる社会」に向かって既に動き出している、2つの団体——障害の有る無しに関わらず共に生きる共同体づくりをおこなってきた「わっぱの会」と、貧困問題に取り組み路上生活者の生活支援を行ってきた「自立生活サポートセンターもやい」——の実践事例から、暮らしの健康を支えるしくみのあり

方を見出す手がかりを探る。これら2つの団体では、障害者や路上生活者が社会で生きて行くために必要な「場」や「しくみ」を、制度に先駆けて、創り出してきている。その活動は、障害や貧困など、たとえ、どのような事情や状況があろうが、そのままに尊厳を持って生きられる社会が創られていくことを願う、共通の想いを持つ者たちによって生みだされてきた。その活動を創り出すプロセスは、障害者や路上生活者と支援者が、日々、人として対等な関係において「共に活動を創る」とはいかにして可能であるかという問いに向き合うことから生まれている。

誰もが安心して暮らせる社会へ、いかにして近づいていけるのか。本論文では、すでに動きだしている2つの団体における活動の、「共に創る」という関係があることから生じるプロセスと生成物、すなわち、「共創」のプロセスと「共創」から生まれる生成物に着目し、この「共創」のプロセスの理論化から、ヘルスプロモーションのあり方を考察するために有用な知見を導き出すことを試みる。

ヘルスプロモーション概念を採用する理由

「誰もが安心して暮らせる社会」に向かう、暮らしの健康を支えるしくみのあり方を探求するにあたって、本研究では、「ヘルスプロモーション」をキーコンセプトの1つとして用いる。ヘルスプロモーションは、WHOが1986年に提唱した新たな健康戦略の指針である。これまで、数多くの研究者が言及してきたように、ヘルスプロモーション概念を打ち出した「オタワ憲章」の内容は、健康観および健康戦略のパラダイムの転換が示されている²。オタワ憲章には、人々が健康になっていくことを推進するとは、人々が、自らが求める健康に向かって自らが動き出せるように、人々に「権能を与えていく」³ことであるという基本的姿勢が貫かれ、人々に「権能を与えていく」ための指針として「健康のための条件」、「基本方針」、「活動手段」が示されている⁴。そして、「健康」とは、身体的健康だけでなく、精神的・社会的に健全な状態を指し、それ自体が目的となるものではなく、よりよく生きるための手段であることが明示されている。

このような文言は、今日のヘルス領域、とりわけコミュニティヘルスの領域では主流ともなった「生活の質 (quality of life)」や「主観的健康観」の重視、「医療モデル」から「生活モデル」へのモデル転換、また、住民が主体となった健康的なまちづくり運動等を想起させる。だが、オタワ憲章に記された指針や活動手段からは、それら今日主流となっている健康概念を前提に含みつつ、それを超えるものとして、ヘルスプロモーションを提起していることが読み取れる。本論文が、ヘルスプロモーションという語句をキーワードとして用いるのはそのためである。以下、筆者がそのように捉える理由——それは、すなわち、本論文がこの概念を採用する理由である——を述べながら、オタワ憲章を読み解いていく。

本論文がヘルスプロモーションという概念を採用する第1の理由は、それが、「暮らし」

と「健康」をつなげ統合していくためには公共政策の変革が必要であると認識していることにある。「暮らし」と「健康」という問題を追究していくことは、労働環境や社会構造の問題に向き合うことである。なぜなら、人々の大多数は、「暮らす」ために働き、賃金を得ているが、その行為は直接、貨幣経済の社会構造とその時々との動向と連動しているからである。個々人の暮らしの健康は、個人の食生活への気配り、睡眠時間の確保といった生活習慣における努力や、保健医療福祉機関による啓蒙や教育といった事柄によって獲得できるものではない。オタワ憲章は、人々の健康が労働環境と強く結びついていることを明確に示し、人々の健康的な生活の促進は、いわゆるヘルス部門のみに委ねられる責務ではなく、そのための公共政策の確立が必要であることを明確にしている。

オタワ憲章の冒頭の一文（ヘルスプロモーションの定義として頻用される部分）の末尾には、「ヘルスプロモーションとは、ただ保健医療部門にゆだねられる責務というよりは、健康的なライフスタイルをさらに越えて、幸福（ウェルビーイング）に及ぶものである」と記されている。そして、「身体的、精神的、社会的に健全な状態に達するには、個々人や集団が、望みを明確にし、それを実現し、ニーズを満たし、環境を変え、それにうまく対処していくことができなければならない」と、個々人に対して期待される事を明示している。それと同時に、活動の手段の「健康的公共政策を確立」では、「ヘルスプロモーションとは、保健医療の範疇を超え…その政策は、多様ではあるが、相互補完的なアプローチの組み合わせであり、法律、財政手段、税、組織上の改変を含むものである。それは、健康政策、所得政策、社会政策につながる調整された活動であって、それによってより広範な公正さが育まれる」と公共政策の変革の必要性を明記している。

戦後の大多数の人々の一般的な暮らしにおいては、経済的自立や経済的豊かさの追求が優先され、自らが求める健康もしくはウェルビーイングに向けた行動をとることが置き去りにされてきた傾向がある。それは、病気や障害を負うといったことがなければ、医療や福祉機関には関わることがなく、不調に見舞われてはじめて、自分たちの暮らしの健康を支えるシステムの構造や不備を知ること——たとえば、「当事者になってはじめてシステムの欠陥が分かった」というような発言が当事者会や患者会等で頻繁に聞かれることに表れている——や、「病気になったらお医者さんに治してもらおう」という表現が普通に使われていることに観察される。「医学」が自分自身の「暮らし」においてどのような役割を果たしうるのかを真剣に考慮したうえで、または、「医学」と「医療」、「健康」と「暮らし」の相互関係を学んだうえで、病院へ行く決断をするといった者は稀だろう。ここには、自分自身が健康的に暮らすために自ら術を獲得していくことを明け渡し、身体の不調に見舞われた時に他者にすべてを委ねることが習慣となっている姿がある⁵。

このような、「暮らすこと」と「健康的に生きること」の間にある乖離を縮めていくには、健康は暮らしの中に生成されているものであるという健康観に近づいていく必要があるだろう。それには、個々人の生計の成り立たせ方を含め、生き方自体を問うことや、

それと社会のあり方との関連を見つめ直すことも重要である。だが、同時に、個々人がウェルビーイングに向かおうとする生き方が、社会的に可能な状況も創り出されなければならない。「暮らし」と「健康」の統合には、人々の意識の変容と社会そのもののあり方の変容が同時に進行する必要がある。オタワ憲章に謳われたヘルスプロモーション概念が、その必要性をしっかりと明記していることが、本論文がヘルスプロモーションをキーコンセプトの1つとして採用する第1の理由である。

本論文がヘルスプロモーションという概念を用いる第2の理由は、オタワ憲章が、健康を、「日常生活の資源となり得る健康」と明確にしていることにある⁶。ここで明記されている「日常生活の資源となり得る健康」という概念が指し示すものを、適切に把握し理解するには、現在の私たちが自覚の有無に関わらず影響を受けている健康観を意識的かつ批判的に退けることが必要であろう。

近代医学の進化と、それが人々の日常生活に浸透したことによって、私たちは、医学的判断基準に基づく身体的健康を、まず、健康の条件として優先視する健康観に大きく影響を受けている⁷。近年、この傾向には大きな変化がみられ、身体的健康観以外の判断基準が用いられ始めている。たとえば、主に、生活習慣病に患った者や障害を持った者の生活を支える実践の中から見出されてきた健康観として、生活の質（quality of life）は身体的健康を超えて実現されうるという認識や、今あるものや回復をしていく力に焦点を合わせるリカバリーモデルやレジリエンス、ICF（国際機能分類）の「社会参加」といった概念が表舞台に登場してきている。だが、長年、医学的判断基準を軸に築かれてきた健康観の影響から脱し、身体的健康を判断基準としない健康観へ移行することは容易ではないことが想定される⁸。このことは、たとえば、「障害であっても」「病気があっても」「身体が不自由なのに」、「生き生きと暮らしていますね」というような会話が日常で交わされていることにも見受けられる。このような会話には、人々が、身体的健康があつてこそ健康的な生活が成り立つというパラダイムの影響下にあることが垣間見られる。

「日常生活の資源となり得る健康」という健康観に移行していくには、それに必要なもの（決定要因）が、個人のライフスタイル、周囲の人々との関係、生活状況、労働環境、価値観や人生観、また広く社会経済状況や自然環境など無数にあり、これら多様な要素が絡み合うこと、そして、それらは極めて主観的なことで、科学的な測定が難しいということ認識する必要がある。さらに重要な事は、身体的健康は、無数にある他の決定要因と並列に並ぶ、あくまで1つの要素として位置付けられるという視点を持つことである。「日常生活の資源となり得る健康」は、身体的健康を並列に置いた地平に立つことを可能にする概念である。この健康観を根底におくヘルスプロモーションは、障害がある者や難病罹患患者、高齢による老年性疾患患者など身体的健康の促進を見込むことが困難な者もあたりまえに含む、よりよい生（ウェルビーイング）を促進していく運動として有効性を持つこと

ができる。それが、本論文がヘルスプロモーションという語句をキーコンセプトとして採用する2つ目の理由である。

本論文がヘルスプロモーションという概念を採用する第3の理由は、この概念が、「日常生活の資源となり得る健康」の資源および主体が、人々とコミュニティにあることを明確にしていることにある。オタワ憲章の冒頭の一節は、ヘルスプロモーションとは「人々に権能を与えるプロセスである」という語句ではじまる⁹。そして、3つの基本方針のうち1つ、「力を与え・可能にする」または「権能を与える」(“Enable”)でも、ヘルスプロモーションは、「人々が健康面での潜在能力を十分に発揮できるようになるための機会や資源を等しく確保することを目指す」とし、「人々は、自らの健康を規定する決定要因をコントロールできなければ、自らの健康面での潜在能力を十分に発揮することはできない」と明記されている。ここには、健康になっていくための資源(潜在能力)は人々にあり、それを行使していけるような環境整備の促進がヘルスプロモーションであるという視点が明らかにされている。

また、活動手段の1つに挙げられている「コミュニティ活動の促進」では、ヘルスプロモーションの健康を実現していくための選択や意思決定、戦略、実行は、「具体的で効果的なコミュニティ活動によって成果が挙げられるもの」であり、「このプロセスの核心部分に、コミュニティエンパワメントが存在する。それは、自らの努力と運命を、自らの手中に収め、自らコントロールすることである」とある。さらに「コミュニティの発展は、コミュニティの中にある個人的・物質的資源に依拠するものであって、それによって、自助や社会支援を強め、健康関連課題に対する住民参加を強めるための柔軟なシステムを開発することができる。このためには、資金援助とともに、十分な健康情報や学習機会を継続的に利用できる必要がある」とある。

人々やコミュニティが資源であり主体であるということからは、ヘルスプロモーションが、人々の日々の生活において構築されている密接な関係から推進されていくものであるという見解が導き出される。このことは、ヘルスプロモーションが人々の生活を基盤とする関係性によって創られた「ローカルな世界」から出発するものであると言いかえることができるだろう。

ヘルスプロモーションの基本指針の3番目に記されている“Mediate”(調停)の部分には、実際、地域性を基盤とするとして、「ヘルスプロモーションの戦略と活動計画は、地域のニーズに合わせ、異なった社会・文化・経済システムを考慮に入れ、各国や各地域の可能性にうまく適合されたものであるべき」とある。国際機関であるWHOが示す指針は、どの国にも概ね適用できる健康戦略の大きな枠組みである。具体的な方法(procedure)を編み出していくことは、各地域や個々の集団が、その地域や集団のニーズから活動を生み出し、実践を重ねながら行っていくことであるといえる。そのプロセスにおいて、「専門

家や社会団や保健医療従事者には、健康の追求のための、社会の中での異なった利害関係を調整・調停する重要な責務がある」としている。

本論文におけるヘルスプロモーションの定義

ここまで、本論文が「ヘルスプロモーション」概念を採用する理由を述べながら、オタワ憲章を読み解き、「ヘルスプロモーション」の特徴——すなわち、今日の生活重視の健康概念や健康戦略を含みつつ超えるところ——を要約してきた。この新たな健康戦略を指針としたヘルスプロモーション——人々が自らの健康的な生活を獲得していく運動——の推進には、政策立案者、保健医療従事者、市民のそれぞれに、異なったタスクが存在する。

政策立案者にとっては、まず、労働、環境、経済、産業等の各分野において、「健康」という共通の関心事項によって横軸のつながりを構築し、連携・協働を促していく公共政策の立案や、人々やコミュニティ——すなわち、「日常生活の資源となり得る健康」の生成における資源——への権利の譲渡が、重要な検討課題となるであろう。それに対して、保健医療従事者にとっては、人々が主体的にこのプロセスに関われる環境づくりが重要課題となる。保健医療福祉従事者、特に、地域保健分野で人々の健康促進や疾病予防に携わる者の間では、「住民主体」といった言葉が頻繁に用いられることに観察されるように、この認識はすでに浸透している。だが、この時、「狭義の健康」の範疇に視野を限定することなく、すでにローカルから芽生えている様々な動きに視野を広げていくことが必要であろう。市民活動、その他、活動の形態の有無に関わらず、人々が生活に密着した領域で持っている関係性の世界では、一人ひとりにとって、その人の生に意味を与え、日々の営みを充実させる、その人の「日常生活の資源となり得る健康」となっているものが多々ある。これまで「健康」とは結び付けられてこなかったこのような事柄の中に、「日常生活の資源となり得る健康」を促進していく運動の可能性を見出し、持続可能な活動に創り上げていく手助けや方向付けを行っていくこと、また、それを可能にする技術や知識の習得が、ヘルスプロモーション活動を行う専門家にとって重要な課題となると考えられる¹⁰。

ひるがえって市民の立場では、ヘルスプロモーションは、自らが求める「生活の資源となり得る健康」を得るための運動を、周囲の人々と共に展開していくことを後押しする概念となり得る。それを行う市民にとってのタスクは、まず、個々人や集団が、健康的な暮らしを阻害している要因を見極めることであろう。健康の疎外要因は個々人や集団ごとに異なる。たとえば、乳幼児の死亡率が高い地域では、妊婦の栄養不足が阻害要因となり、妊婦が栄養を得られる環境を作り出していくことが克服すべき課題となりえるだろうし、また、失業率が高い過疎地域では、「日常生活の資源となり得る健康」に結び付く産業を、いかに、その地域で興していくかということが、ヘルスプロモーションの一環となり得るのである。

つまり、ヘルスプロモーションは、広義の「健康」——「日常生活の資源となり得る健

健康」——に向かって共通する課題を認識した者たちによる、「ローカルな世界」からはじまる社会の改革に向けた運動として、汎用性の高い、可能性のある概念である。ヘルスプロモーションが持つ可能性については、多くの研究者が言及しているところであり¹¹、この概念を今日の日本における広義の意味での健康課題に生かす道筋を見つけていくことが急がれる。これまでのヘルスプロモーションに関する文献は、ヘルスプロモーションを意図した介入の実践報告¹²や、主観的健康など、「生活の手段となる健康」の決定要因の同定を目的としたものが多く、この汎用性の高い概念を実践に落とし込んでいくための理論研究の蓄積が求められている。そのために注目する必要があるのは、すでに、「健康課題」に取り組む「ローカルな世界」から始まっている社会への働きかけの実践である。その実践が、どのように展開しているのか。本論文では、既にそのような活動を行っている実践の事例をとりあげ、その実践を可視化する作業として理論化を行い、そのプロセスを通してヘルスプロモーションのあり方を検討する。つまり、本論文では、ヘルスプロモーションを市民が主体的に広義の「健康」——「日常生活の資源となり得る健康」——に向かって「ローカルな世界」からはじまる社会の改革に向けた運動と定義し、その事例からヘルスプロモーションのあり方の1つの提案を行うことを試みる。

「わっぱの会」と「もやい」を事例として取り上げる理由

本論文では、「誰もが安心して暮らせる」社会にむかうヘルスプロモーションの実践事例として、「わっぱの会」と「自立生活サポートセンターもやい（以下、もやい）」の活動を取り上げる。この2つの団体は、社会運動を行ってきた団体である。本論文で、社会運動の実践をヘルスプロモーションとして捉える理由については、上記で説明してきた通りである。ここからは、数ある社会運動団体の中でもこの「わっぱの会」と「もやい」を取り上げる理由を説明する。

本論文で、この2つの団体を事例として取り上げる理由は、これらの運動が持っている方向性が、広義の健康課題の1つである「誰もが安心して暮らせる社会」に向かっていることにある。「誰もが安心して暮らせる社会」へ向かうというテーマが今日の日本における健康課題において重要な位置を占めることについては、本論文の第1章と第2章で明らかにしていく。そのため、ここでは、現代社会に影響を持つ価値観と、このテーマとの関係について、要点のみを指摘しておく。

現代の資本制社会に生きるわたしたちは、障害や老い、路上生活を送る状況など、一定の能力と効率を持って働くことができない状態にあるかどうか、すなわち、「労働力商品」としての価値が有るかどうか、という価値観に大きく影響を受けている。老い、障害、疾病への罹患などによって「労働力商品」としての価値を失うことが、そのまま、人として不完全であるかのように感じるということが生じている。よって、「誰もが安心して暮らせ

る」と感じられる社会を創るには、普通に働けることができない状態になっても大丈夫だという安心感を社会の中に構築していくことが必要である。それは、老いや障害を自然なこととして受け止めていける社会、様々な生き方があることを認める社会、数々の事情により貧困に陥ってもやり直しがきくような社会である。「誰もが安心して暮らせる」社会になっていく道筋には、長年習慣のように根付いている価値観の見直しや社会構造上の問題への取り組みが不可欠であるという認識が必要である。

「わっぱの会」と「もやい」は、それぞれ、障害者と路上生活者の生活課題という個別具体的な取り組みから始まり、障害者や路上生活者を社会で暮らすことを困難にさせる社会構造の問題と対峙してきた結果、活動の理念として「誰もが安心して暮らせる社会」を掲げるという道筋を歩んできている。「わっぱの会」は、1971年に障害の有る者とない者の共同体づくり運動として始まった。設立直後から、一般就労における「労働力商品」の価値基準に依らない障害の有る者も無いものも対等な関係で共に働く「共働事業所」創りに取り組んできた。「わっぱの会」が設立と運営の主軸を担ってきた「NPO 法人共同連」の2014年度の全国大会のテーマには、「きらない、わけない。共に働き、誰もが共に生き 自立できる社会を！ 脱福祉的就労から共働をつくろう！ 社会的事業所をひろげよう！ 排除された側から共生社会を実現しよう！」¹³とある。このテーマからも読み取れるように、「わっぱの会」は、誰もが共に生きられる共生社会を創ることに向かいながら日々の障害者との実践をおこなっている。

「もやい」は、2001年に、路上生活者への連帯保証人提供を開始することをきっかけに設立された団体である。活動の主軸は、入居支援事業、生活相談・支援事業、交流事業の3本柱である。しかし、彼らの活動は、路上生活者の個別支援の枠にとどまらず、路上生活者やネットカフェ難民を生み出す社会のあり方への問題提起を行い、「半貧困ネットワーク」の設立や2008年の「年越し派遣村」の企画のバックボーンになるなど、社会的インパクトの大きい動きを創出してきている。「もやい」の活動理念は、以下のとおりである。

私たちは、アパート入居に際して連帯保証人を引き受ると共に、共通の課題を抱える当事者同士の交流を通じて、社会的な孤立状態の解消をめざします。そして、人間関係を新しく紡ぎながら、安心して地域社会での生活を築けるよう、専門家の協力も得ながら、「困ったときにはお互いさま」と言えるつながりを作っていきます。

「自立」とは、ひとりで生きるのではなく、つながりの中で生きること・・・人生の再出発を迎える皆さんと一緒に、新生活の基盤づくりをお手伝いする。そして、誰もが排除されることなく、安心して暮らせる社会をつくっていく。それが私たちの活動指針であり、理念です¹⁴（自立生活サポートセンターもやい 2010）。

この文章からは、「もやい」が、路上生活者の生活課題に取り組むことを「誰もが排除

されることなく、安心して暮らせる社会をつくっていく」こととして捉えていることが読み取れる。

「わっぱの会」や「もやい」は、「共働事業所」や「連帯保障人提供事業」など、制度に先駆けて、自分たちが安心して暮らすために必要とするしくみを、自ら主体的に創りだしてきている。「労働力商品」の価値の無いものを排除する社会構造や、個人化が進む現代社会のあり方自体を問い、「誰もが安心して暮らせる社会」へ向かうため、必要に応じて、行政への交渉や政策提言も行ってきた。この実践のあり方は、前述したヘルスプロモーションにおけるコミュニティエンパワメントのあり方を思い起こさせる。オタワ憲章では、ヘルスプロモーションは「具体的で効果的なコミュニティ活動によって成果が挙げられるもの」であり、「このプロセスの核心部分に、コミュニティエンパワメントが存在する。それは、自らの努力と運命を、自らの手中に収め、自らコントロールすることである」と記している。

「わっぱの会」や「もやい」の活動は、行政やその他外部からの要請によって創りだされてきたものではない。彼らの活動は、障害を持つ者や路上生活者と人として出会うという出会い方をした者——もしくは、人として共に生きたいという関係に入った者——が、共に創りだしてきたものである。彼らは、「共に創る」ことによって主体的に自らが共に生きられるしくみや場——「日常生活の資源となり得る健康」の決定要因——を手に入れてきている。彼らの実践の軌跡には、ヘルスプロモーションのあり方の検討に必要な、豊富な知識と経験が蓄積されている。

生活困難状況にある者と「共に創る」活動のプロセスの展開と生成物

「わっぱの会」と「もやい」では、活動の経済的基盤が脆弱な時でも、その活動のあり方に惹きつけられた数多くの人々が活動に参画し、新しい動きを生みだしてきた。その過程において、様々な事情から一般的な就労の場で働けないような状態にある人が社会の中で生きて行くために必要な場やしくみを創り出してきた。このような活動は、いかにして継続され、展開することができたのだろうか。本論文では、3章、4章、5章で、このプロセスを描き、第6章の「共創」の考察において、障害者や路上生活者（以下、「当事者」と「共に生き共に創る」という関係性自体がこの活動を牽引し、「当事者」が持つ生活困難状況という要素が、「共創」のプロセスに作用して、このプロセスの方向性、永続性、堅実性を生み出しているという見解を示す。

「共創」の関係性自体が活動を牽引してきた、ということは、たとえば、「わっぱの会」と「もやい」の双方の創始者が、はじめからプランがあった訳ではなく、目の前の課題に向き合い続けてきた結果、気が付いたら多岐に渡る活動が創られていた、という主旨の発言をしていることに観察される。彼らは、「当事者」と繰り返し顔を合わせたり、共同生活を送ることなどを通して、「当事者」と関係を築く過程で、「当事者」が抱える生活課題が

社会構造上の問題であることや、現代社会が、様々な事情を抱えた人が、そのままに生きることができない社会であるという認識を持つようになる。そして関係が深まっていくにつれ、「当事者」が抱える困難が、「健常者」にとっても見過ごせない事柄になり、「健常者」は「当事者」と共に在りながら、「当事者」が——それは、「健常者」自身にとっても——希望を持てるような社会を創り出す行為の主体となっていく。

このような経緯から、「わっぱの会」や「もやい」の活動は始まっているが、新たな場の創出や事業の展開は、常に、「共に在る」または「共に生きる」という関係を継続することを優先した結果生まれてきている。つまり、「共に生きたい」ということが原動力となっているのである。たとえば、「わっぱの会」が、「国産小麦・無添加『わっぱん』」の製造・販売を開始したきっかけは、「共に生きよう」としても、経済的に厳しい状況が続き、「このままでは『共に働く場』自体が丸ごと経済的に差別されたままになってしまう」という危機感を持ったことであり、障害を持つ者と「共に働く」ことで生計を成り立たせていくことの困難を通して社会の厚い壁にぶちあたったことであつた。これが「共働事業所」という形態を創り出す契機となった訳であるが、この形態を採用したのは「当事者」との「共創」を追究した結果である。

このように、「当事者」、すなわち、様々な個人の身体的事情や生活環境からくる事情を持った者と共に創る「共創」の活動では、「当事者」が社会で生きる上で直面する困難が羅針盤の役割を果たす。また、「当事者」との「共創」だからこそ直面する社会との軋轢が糧となって、場やしくみをつくる創造のプロセスが加速する。

さらに、「当事者」の生活困難状況という要素は、「共創」の活動の永続性と堅実性を生み出す作用を持つ。それは、「当事者」の「生活困難状況」を克服していこうとすると社会と対峙することになるからである。社会の圧倒的多数が前提としている事柄に対峙し、ほとんど達成不可能であると思われることに挑む時、その行為者たちの間には、共通の願いや祈りが生まれ、後世へ託すという姿勢が生まれる。また、それを成し遂げようとする者との間に強い結びつきが生まれる。さらに、「当事者」が日常生活において人の手を借りる必要があるということが、「健常者」と「当事者」の間に、自分の存在なくしては、彼／彼女の生活が成り立たないという特別な質を持つ関係を構築させることも、強い結びつきを育んでいる。

「わっぱの会」や「もやい」が創り出したしくみは、自分たちの「共創の世界」を維持継続させる機能を持つと同時に、外部の世界と関係を作るルートともなっている。たとえば、「共働事業所」は、自分たちの「共創」の関係性の継続を第一義とする世界を守ると同時に、助成金を受けたり、商品販売を介した金銭の授受をする窓口ともなっている。加えて、「共働事業所」や「連帯保証人提供事業」は、その事業形態自体が社会に問題提起をする作用を持っている。

「わっぱの会」や「もやい」が社会の中に創り出した場やしくみは、障害者や路上生活

者と「共に創る」——すなわち、社会通念上は「労働力商品」としての価値の無いまたは低いとされる状態にある人々との「共創」——によって創られてきた。この「共創」のプロセスによって形作られている「共創の世界」では、一人ひとりが、共に、自らが願う世界を創造する主体として力強く生きている姿がある。そして、彼らの活動は結果的に、「誰もが安心して暮らせる」社会をめざした活動となっている。こうしてみると、障害者や路上生活者との「共創」のプロセスや「共創の世界」自体が、「誰もが安心して暮らせる」社会にむかうリソース（資源）であると捉えることができる。本論文では、この知見に基づいて導き出せる「誰もが安心して暮らせる社会に向かうヘルスプロモーションのあり方として、「労働力商品」としての価値の有無を基準とする価値観に巻き込まれずに、自ら「安心」を創り出す創造の過程に参画し、そのことで安心を得るプロセスに生きることを促進していくこと、という見解を提示する。

研究の方法

本論文では、障害の有る無しに関わらず共に生きる共同体づくり運動を展開してきた「わっぱの会」と、貧困問題に取り組み路上生活者の連帯保証人提供事業を開始した「自立生活サポートセンターもやい」の2つの団体の実践活動を、「誰もが安心して暮らせる」社会へ向かうヘルスプロモーションにおける先駆的实践として考察する。それを行う手順として、まず、序章でヘルスプロモーションの概念を再検討し、本論文におけるヘルスプロモーションの定義を示し、第1部の背景では、ヘルス政策の動向とその政策が人々の暮らしに与える影響を検討し、ヘルス政策上の課題を明らかにした。第2部では上記2団体の実践事例の考察をおこない、第3部では、その事例検討をもとに「共創」を概念化し、その知見を用いて「誰もが安心して暮らせる」社会へ向かうヘルスプロモーションのあり方を考察した。

本論文の研究の対象は、障害者や路上生活者と「共に活動を創る」という実践活動における「共に創る」すなわち「共創」の関係性、および、その関係性から生じるプロセスと生成物である。これらを導き出すために、第3章および第4章では、各団体の創設の経緯と活動の変遷、各団体の理念と実際（日常の活動模様）を記述し、第5章では、各団体から1つずつエピソードを抽出して、障害者や路上生活者との「共創」の関係性に生きるということを検討した。「共創」を概念化するにあたっては、「共創」のプロセスの展開の記述、「共創」を特徴づける要素の割り出し、「当事者」の生活困難状況が「共創」に与える作用について分析した。

本研究における事例検討のために行った調査の概要は次の通りである。尚、本論文の第

2 部の事例以外の章における多くの議論は、筆者が実践から見聞きした人々の声や現場での数多くの議論を論拠としている。論拠とした筆者の実践については一覧にして巻末資料 1 に記した。

「わっぱの会」

「わっぱの会」の調査は、定期刊行物、訪問調査、筆者の実践体験をもとに行った。

1. 訪問調査

- ・ 2011 年 わっぱ 40 周年大会参加、代表および各場の責任者への聞き取り調査
- ・ 2012 年 1 月 13～14 日 「若手」メンバー 5 名のインタビュー
- ・ 2014 年 2 月 12～13 日 齋藤氏（創設者、現代表）インタビュー、
- ・ 2014 年 5 月 10 日 退職した「若手」メンバー 1 名へのインタビュー

※齋藤氏には、「わっぱの会」活動の変遷、様々な出来事の背景にあった要因等の聞き取りを行った。「若手」メンバーは、2000 年前後に「わっぱの会」の事業が拡大した時に入会した者たちで、10 年という年月を「わっぱの会」で活動し、現在、各場を切り盛りしている世代である。彼らのインタビュー結果は、創設の動機を知らない世代が理念をどのように継承しているかを検証する際に用いている。

2. 定期刊行物、日記等

- ・ ニュースレター「コムヌーモ」、「ルン」、「ひろばだより」
- ・ わっぱの会 40 周年記念冊子「とことんわっぱれ 40 共生共働どこまでも」
- ・ 筆者の日記や活動記録

3. 筆者の実践体験

筆者は 1999 年 4 月から 2002 年 3 月まで 3 年間、「わっぱの会」に所属し、場の創設と運営に関わった。詳細については、巻末資料 1 に記した。

「自立生活サポートセンターもやい」

「もやい」の調査は、「もやい」創設や新たな場づくりを行ったメンバーの手記や出版物を主たる資料とし、その内容の確認と質問のための訪問調査を行った。

1. メンバーの手記や出版物

- ・ ホームレスの連帯保証人になるー〈もやい〉設立までと、その後（稲葉）※
- ・ 〈もやい〉と社会ー派遣村の経験を中心に（インタビュー）（湯浅）※

- ・生活相談の変遷ー当事者スタッフの視点から（富樫）※
- ・Drop-in こもれびを終えて（富樫）
- ・野戦病院化と綻びるつながりーリーマン・ショックと派遣村（富樫）※
- ・居場所を作るー人間関係の結び直しー（うてつ）※
- ・「グリーンネックレス」ー女性のための居場所（山口）※
- ・新宿ダンボール村 迫川尚子写真集 1996ー1998
- ・貧困 社会問題にもう一步近づく: Makoto Yuasa at TEDxTodai
- ・ニュースレター 「おもやい通信」

※印は、自立生活サポートセンターもやい編, 2012年, 『貧困まったなし、とっちらかりの10年間』, 岩波書店. に挿入されている手記である。

2. フィールド調査

- ・2012年4月25日 稲葉氏がゲストであった座談会へ出席。
車座 DeBanda!!4月「ホームレス、ネットカフェ難民・・・。ハウジング・プア 住まいの貧困を考える」女性センターゆうまつど研修室
- ・2014年9月26日 もやいセミナー参加

尚、「わっぱの会」や「もやい」に関する研究についてリサーチした結果、「わっぱの会」「もやい」の双方とも、実践報告、対談、インタビューは多数存在するが、本論文が試みるような活動のプロセスの把握を目的とする学術的な研究はなされていなかったため、本論文の事例記述は、上記に挙げた調査に基づいておこなった¹⁵。

隣接する研究領域における先行研究の動向

本論文の研究対象は、障害者や路上生活者と「共に創る」という関係性、および、その関係性から生じるプロセスと生成物である。本論文では、これを「共創」として概念化し、ヘルスプロモーションの思想と実践を検討する上で有効な知見を導きだし、「誰もが安心して暮らせる」社会に向かうヘルスプロモーションのあり方を考察する。

そこで、先行研究として、本研究におけるキーコンセプトである「ヘルスプロモーション」と「共創」の研究領域における動向を探る。さらに、本研究が、「共創」の関係性から生まれるプロセスと生成物を資源（リソース）と捉えることから、関係性を資源として捉える、近年、社会学や政治学等で注目を集めている「社会関係資本」概念をとりあげ、その研究動向と本研究との関係を整理する。

日本におけるヘルスプロモーション研究および実践の動向

ヘルスプロモーションは、WHO が 1986 年に提唱した新たな健康戦略の指針である。これまで、数多くの研究者が言及してきたように、ヘルスプロモーション概念を打ち出したオタワ憲章の内容は、健康観および健康戦略のパラダイムの転換を促すものである。オタワ憲章には、人々が健康になっていくことを推進するとは、人々が、自らが求める健康に向かって自らが動き出せるように、人々に「権能を与えていく」ことであるという基本的姿勢が明記され、人々に「権能を与えていく」ための指針として「健康のための条件」、「基本方針」、「活動手段」が示されている。そして、「健康」とは、身体的健康だけでなく、精神的・社会的に健全な状態を指し、それ自体が目的となるものではなく、よりよく生きるための手段であることが明示されている。

ヘルスプロモーションという概念は、1990 年代初頭に、保健婦雑誌等によって日本に紹介され、個人への疾病予防対策に限界を感じていた地域保健従事者らの間で、活動指針として受け入れられてきた¹⁶。生活習慣病に対する個人への「正しい知識の普及」としての保健指導に限界を感じてきた保健師らにとっては、ヘルスプロモーションは、その限界とジレンマを克服していく新たな実践指針として大きな意味合いを持つものであった¹⁷。なぜなら、ヘルスプロモーションが、健康を「日常生活の資源となり得る健康」と再定義し、よりよい人生のための一つの手段であると明確にしたためであり、この理念を活動指針に据えることで、保健師は、これまでの「正しい知識の普及」をする役割から解放され、自らの役割を、よりよい人生を本人が歩いていくサポートをする役割、と捉えなおすことが可能となったからである。

保健指導以外の場面で、ヘルスプロモーションの概念を具現化する動きの例の一つに、各地で保健師が中心となって住民と協働で取り組む「健康なまちづくり」活動などがある。しかし、ヘルスプロモーションの理念を具現化することに対する制度的バックアップが不十分なことから、行政内の調整が難航することも多く、その取り組みの是非は各自治体の姿勢によるところが大きい。また、取り組みにおいても、住民自体が主体的に取り組むという慣習になれない住民の中には、従来の「行政へのお願いをする」関係から脱却できず、協働を目指して開催した会合が、苦情の申立て窓口のような機能となってしまう保健師はその対応に翻弄されるなど、協働とは程遠い実態がある（三上 2001）。

ヘルスプロモーションの理論研究は、実践を通して行われるものであるため、ここまで実践における浸透度を示したが、このように、ヘルスプロモーションは、まだ、日本では、保健領域を中心とした一部に浸透している状況にある。理論研究¹⁸の領域では、湯浅（2011: 3）が「ヘルスプロモーションを前進・普及させるための提言」の中で挙げているように、1.健康生成モデルと疾病・死亡生成モデルの補完的活用を考える、2.ポジティブ

ヘルスとその決定要因との相互関係を一層明らかにする、3. 健康と社会的決定要因とその相互関係を一層明らかにすることが求められているといえよう。

本論文は、ヘルスプロモーションを、広く、市民が主体的に健康課題に取り組むローカルからの社会運動として捉え、その事例からヘルスプロモーションのあり方の1つの提案を行うことを試みる。その方法として採用したのは、実践現場の事象を、手記やインタビュー、フィールドワーク、実践体験から包括的に捉えるアプローチである。これは、ヘルス領域で主流の実証研究やナラティブ分析と異なるが、筆者は、このように、様々なアプローチからの研究が行われていくことが、ヘルスプロモーションが持つ健康戦略としての有効性を生かし、研究を促進し、実践の普及を図るものと考えている。

「共創」概念に関する文献

「共創」という語句は、近年、ビジネスやまちづくり等、様々な領域で使われている。それらは、通常、異分野間が協力しあって、共に新たな価値や商品または手法等を創出することを表す言葉として広まっている¹⁹。「共創」という語を、異分野間の「共同」や「協働」における困難やジレンマを超えるキーワードとして使用し、「共創」の条件を提示しているものもあれば、「異分野の者が集まり、共に作業をすること」程度の意味合いで使用しているものがあるなど、使われ方は一貫していない。

「共創」という語句について、単に「異分野の者が集まり、共に作業をすること」以上に特別な意味合いを持たせて論じている例としては、小松らがまちづくり領域における主概念として提示しているものや、社会システム工学の観点から共創のプラットフォーム創りを論じている上田によるものがある。小松ら(2010: 70)は、「協働のように、共に働くだけに終わるあり方でなく、それに加えて、最終の決定にも参加できることになるのが共創の理念である」として、協働から共創のまちづくりへの移行を推進している。上田(2004)は、対談集「共創とは何か」の中で、「共創」の核となる原理として、「創発」「双方向作用」と「実世界の問題を解く」の3点を強調している。この原理は、「仮想的な世界や専門分野の理論世界ではジレンマが回避ないしは隠蔽できても、実世界では(ジレンマは)顕在化する」こと、その実世界のジレンマの解決は、「創発」をベースとする実世界におけるプロセスにおいてのみ解消可能であるということを前提にするものである(上田 2004)。

障害福祉や保健、看護等の分野では、「当事者」と「共に創る」というプロセスの重要性は認識されており、実践報告として発表されている²⁰。これらの報告では、共に創るプロセスを「共創」と呼ぶものもあれば、「共働」と呼ぶものもある。

本論文の「共創」概念の研究では、「創発」「双方向作用」と「実世界の問題を解く」という要素を前提とし、それが「生活困難な事情を抱えた者」との「共創」であることの作用に着目するものである。この方向性を持つ研究は、「共創」という語句は用いられていないが、ケア論、援助技術論、支援論として多大な蓄積がある。それらの多くは、個々の関

係性が構築されていくプロセスの解明を目的とする傾向があり、たとえば、社会心理学や心理学、コミュニケーション領域における相互作用論やアタッチメント理論、社会福祉援助技術やケア論の領域における交互作用論などがある²¹。これらは、個々の関係性の構築のプロセスや、自己概念の生成プロセスの解明などから、治療やリハビリ、ケースワークやグループワーク等の実践に有効な知見を導き出そうとするものである。

本論文の研究は、関係性の構築のプロセスの解明を行うものではあるが、治療やリハビリに向かった目的ではなく、関係性の構築のプロセスの解明から、そのプロセス自体が変容しながら創造する、つまり、創造のプロセス自体の理論化を目的としている。支援領域にあるケア論、援助技術論等の中で、本論文のような「創造のプロセス」の解明に向かうものは筆者の知る限りなされていない。

本論文のような「共創」の捉え方、つまり、障害者や路上生活者等の生活上の困難を抱える者との「共に創る」活動が創造を生むという視点は、実践者らが発行している書籍やビデオ等には広く見受けられる。たとえば、「わっぱの会」とほぼ同時期に活動をはじめた「やどかりの里」²²が年4回発行している機関紙「響き合う街で」は、障害を持つ者と持たない者が「響き合って」活動を創っている様子のレポートや体験談、さらにその響き合いの輪が障害の有無に関わらず地域に広がっていく様が機関紙のメインテーマとも受け取れる体裁をもっている。

また、精神障害福祉領域で、全国的に注目を浴びる活動を行ってきている「浦河べてるの家」²³の出版物やDVDも、従来の「支援」に収まりきらない彼らの「共創」の実践から得た知見、たとえば、「当事者研究」からの視点などを、広く世間に伝えていく役割を果たしている。このことから、少なくとも、実践者らの間では、この「共創」の価値や意義は十分に認知されているといえる。しかし、その事象を客観的に捉え、その社会的意義を考察し、その価値が一般に広く理解されるような発信されているものは見当たらない。ここに、その理論化を試みる本研究を行う意義がある²⁴。

社会関係資本

パトナムに代表される社会関係資本論は、本研究と同様に、人と人の関係性自体に着目しそれを社会における資源と捉えるものである。社会関係資本という用語を用いたのは、パトナムが最初ではない²⁵が、パトナムが1993年に、イタリアの南北および中部の地方政府のパフォーマンスの相違を社会関係資本の蓄積の違いで解釈した研究によって、この概念は広まり、社会理論のみならず、様々な領域で使われるようになった²⁶。

パトナム(2000=2006:14)の社会関係資本の定義は、「人々の協同行動を活発にすることによって社会の効率性を改善できる、信頼、規範、ネットワークといった社会組織の特徴」である。パトナムは、社会関係資本の概念を市民社会との関わりで用い、「信頼、規範、ネットワーク」といった社会関係資本を内部に遍く保有する集団の方が、制度的パ

パフォーマンスが良いことを示した。この研究を契機に、多くの分野で、互酬性、信頼性の規範といった変数を用いて、社会関係資本の充実度を評価する研究が行われるようになった。

日本におけるヘルス領域の研究でも、社会関係資本概念は期待と共に導入された。これは、ヘルス領域の研究者や実践者には自明の事柄であった、社会的要因や人間関係がひとびとの健康に影響を与えるということに、社会関係資本の概念は、理論的基盤を与えるものと捉えられたことにある（湯浅ほか 2006）。また、健康格差の拡大など、喫緊の課題が浮上したが、これに対して、社会関係資本の変数を用いた研究によってその実態や課題が明らかにできるという期待がある。日本における健康と社会関係資本に関する研究は、2009年以降、量的研究を中心に飛躍的に伸びている²⁷。

社会関係資本では、このように「信頼、規範、互酬性」（パトナム）や、「恩義、期待」（コールマン）といった、人々の関係によって構築される事柄を資本と捉える。社会関係資本では、これら、関係性が生み出す生成物のある一時点における状態が静的に捉えられ、それが集団を分析し評価するツールとして用いられている。これに対して、本論文では、関係性のプロセスの変容、または、プロセス自体が持つ変容する力を資源と捉えるものである。本論文では、関係性のプロセス自体を研究対象として、そのプロセスが連帯や結束、創造を生み出すことを明らかにする。連帯、結束、創造は、信頼や互酬性にならぶ、よりよい社会を構築するうえで有効な社会関係資本とも捉えることができる。そう捉えるならば、本研究は、この関係性のプロセスの変容の過程を解明していくことによって、社会関係資本が醸成されていく過程に対する知見を提供する研究となり得るものである。

本論文の意義

本論文の意義は大きく2つある。1つ目は「わっぱの会」や「もやい」のような社会運動をヘルスプロモーションの実践事例として捉え、ヘルス政策の視点からその意義を考察したことである。2つ目は、実践と研究を結ぶ研究を行ったことである。

まず、1つ目の意義について説明する。「わっぱの会」や「もやい」の事例は、社会運動や支援、または福祉の領域で捉えられる傾向があるが、これをヘルス政策の視点から分析し考察することで、これらの実践活動がヘルス政策や社会一般の健康に持つ価値を導き出すことが可能となる。たとえば、本論文では、これらの実践が持つ躍動や創造性、さらに、そこにある関係性が生み出す安心を表面に引きだし、これらの実践の中にこそ暮らしにおける健康を見出すことができることを明らかにした。

また、ヘルスプロモーションとしての価値を見出し、彼らの実践を牽引してきた要因を分析し考察することは、結果的に、「わっぱの会」や「もやい」のような、参画者の密接な

関係から生まれている活動の実態を、より把握可能な形で理論化し提示することが可能となった。

「わっぱの会」や「もやい」のような実践は、ともすると、ただ単に一部の「もの好き」や「変わり者」の活動として捉えられたり、崇高な思想の持ち主またはカリスマによって押し進められた一大プロジェクトといった見方がされる傾向がある²⁸。経済的豊かさや安定を脇に置き、誰かのための活動を行う者に対して、それが仕事であれ、ボランティアであれ、「なぜ、そこまでしてやるのか」「その理由は何か」といった言葉が投げかけられることは多い。そして、理解しがたい行動であるがゆえに「変わり者」や「もの好き」がやっているとされてしまう。もしくは、社会正義のために行っている者される。どちらにしても、距離をとられてしまうことが多い。

本論文では、彼らの活動を牽引してきたものを明らかにする試みからは、彼らのあり方が、人間を関係存在として捉えた場合、ごく自然なことであることを明らかにした。理解不能ではなく、人間が当たり前に持つ根源的な欲求に従って、関係を構築し、その関係に押し出されるようにして、活動が創られたという見解を示した。さらに、ヘルス政策の視点から、彼らの活動が生み出している価値を生かせる道筋の提案を行った。

次に、2つ目の意義について説明する。本研究は、実践者であった筆者が、実践の場の関係の中に生き、そこから見出してきた事柄、特に、関係によって創られている世界を捉える試みから始まった。そして、ヘルス政策を始めとする社会保障制度や支援システムが、実際に生きている人々にとってどのような意味を持つ者かという視点から、制度やシステムの分析を行っている。たとえば、第1章では、社会保障制度の確立が、障害や疾病、貧困といった事象を人々が捉える視点にどのような影響をもたらしてきたかを分析した。また、第2章では、支援を受けるということや、自己決定をするということの、社会に生きる一人ひとりの実存にとっての意味を考察した。このような社会に生きる一人ひとりの実存にとっての意味の考察から、制度構築につながりをもたせるべく、ヘルスプロモーションのあり方を検討した。

現在、人口構成の変化や経済の鈍化が顕著になり、これまでの社会保障のあり方では将来設計がたたないという状況がある。このような過渡期にあつて、実際に生きている人々の視点から行う研究はますます重要になるであろう。

ヘルス政策においても、抜本的な改革の必要性が認識され、今後数十年に渡って影響を持ち得る様々な改革が、すでに遂行され始めている。しかし、このような時こそ、現在のシステムに働く原理を検証し、それが人々の実存にもたらす意味を考察し、現行のシステムの継続なのか転換なのかを問うことが必要である。それを行わないまま、現代のヘルスシステムをいかに持続可能にしていくかという問いへの短期的な回答を求めると社会保障関連の財政不足と少子高齢化に代表される人口統計上の問題への対応のみに追われ、結局は、予算の組み直しや数合わせに終始してしまうことになる。そして、舵を大きく切り損

なってしまう。

現行のシステムの持続可能性をやみくもに追求する前に、現行のシステムがこれからの時代において有効であるのか、つまり、現在を生きる私たちのみでなく将来の世代が人間らしい生を送ることを支えるシステムとなりえるのかといった根源的な問いがなされなければならない。現在の制度上の舵切りの失敗は、経済成長が見込まれていた時代の舵切りの失敗とは比べものにならない大きな負の遺産となって、後世に引き継がれてしまうであろう。時代の変革期である今こそ、これまでのシステムが何を基盤とし、それが今後有効であるかまでを見通す、実践から生まれた思想からの検証が必要である。そして、これからの社会をデザインしていくためには、そのような思想と実践が結びつくところから発される具体的な提案が求められているのではないだろうか。本研究は、その小さな一歩として、社会デザイン学の構築に貢献することを願うものである。

表 1 ヘルスプロモーションの定義と手段（オタワ憲章 一部抜粋）

ヘルスプロモーションのためのオタワ憲章 第1回ヘルスプロモーション国際会議 Ottawa, 21 November 1986
1986年11月21日にオタワで開かれた第1回ヘルスプロモーション国際会議は、2000年までに、またそれ以降も、「すべての人に健康を」実現するための活動を求めて、この憲章をここに示す。
この会議は、本来は世界中での新しい公衆衛生運動への期待の増大に応えるものであった。討議は先進国でのニーズに焦点を当てたが、他のすべての地域における同様の関連事項をも考慮に入れた。それは、アルマアタでのプライマリヘルスケアに関する宣言や「すべての人に健康を」のためのWHO到達目標文書、さらに「健康のための部門間協働」に関するWHO総会での最近の議論によってなされた進歩を基礎においたものである。
ヘルスプロモーション ヘルスプロモーションとは、人々が自らの健康をさらにうまくコントロールし、改善していけるようになるプロセスである。身体的、精神的、社会的に健全な状態に到達するには、個人や集団が、望みを明確にし、それを実現し、ニーズを満たし、環境を変え、それにうまく対処していくことができないと見なされるものであって、人生の目的とは思えない。健康とは、身体的能力だけでなく、社会的・個人的な面での資源という点を重視した前向きな考え方である。それゆえに、ヘルスプロモーションとは、ただ保健医療部門にゆだねられる責務というよりは、健康的なライフスタイルをさらに越えて、幸福（ウェルビーイング）にまで及ぶものである。
健康のための前提条件 健康のための基本的な条件と資源とは： <ul style="list-style-type: none"> ・ 平和 ・ 住居 ・ 教育 ・ 食物 ・ 収入 ・ 安定した生態系 ・ 持続可能な生存のための資源 ・ 社会的公正と公平性 健康の改善には、これらの基礎的な前提条件の基盤の確立が必要である。
唱道・支援する (advocate) 健康とは、社会的・経済的・個人的な発展のための主要な資源であり、生活の質の重要な側面である。政治的・社会的・文化的・環境的・行動的・生物的要因は、健康を確実に促進するものにもなりうるし、有害なものにもなりうる。ヘルスプロモーションは、健康のためのアドボカシーによって、これらの条件を好適なものにしていくことを目指している。
力を与え、可能にする (enable) ヘルスプロモーションは、健康上の公正さの実現に焦点を当てている。ヘルスプロモーションの活動は、現状の健康格差を減らし、すべての人々が健康の面での潜在能力を十分発揮できるようになるための機会や資源を等しく確保することを目指している。これには、支援的な環境の確保や、情報へのアクセス、健康的選択を行うためのライフスキルや機会の確保が含まれる。人々は、自らの健康を規定するそれらの要因をコントロールできなければ、自らの健康面での潜在能力を十分に発揮することはできない。このことは、女性にも男性にも等しく当てはまるに違いない。
調整・調停する (mediate) 健康の前提条件や展望は、保健医療機関のみでは確保され得ない。より重要なことは、ヘルスプロモーションには、政府、保健部門、他の社会・経済部門、NGO、ボランティア団体、地方自治体、産業、メディアなどのすべての関係機関によって調整された活動が要求されるということである。すべての階層の人々が、個人、家族、コミュニティとして皆関係している。専門家や社会団体や保健医療従事者には、健康の追究のために、社会の中での異なった利害関係を調整・調停する重要な責務がある。ヘルスプロモーションの戦略と活動計画は、地域のニーズに合わせ、異なった社会・文化・経済システムを考慮に入れ、各国や各地域の可能性にうまく適合されたものであるべきである。

ヘルスプロモーション活動の行動手段(※1):

健康的公共政策を確立すること

ヘルスプロモーションとは、保健医療の範疇を越えるものである。それは、すべての部門やレベルで政策形成者の検討課題に健康の視点を置き、その決定が健康面に及ぼす結果に気づかせ、健康に対する責任を認めるよう導くものである。

ヘルスプロモーション政策は、多様ではあるが相互補完的なアプローチの組み合わせであり、法律、財政手段、税、組織上の改変を含むものである。それは、健康政策、所得政策、社会政策につながる調整された活動であって、それによってより広範な公正さが育まれる。連携のとれた協働によって、より安全で、健康的な商品やサービス、より健康的な公共サービス、より清潔で楽しく満足できる環境を確保する事ができる。

ヘルスプロモーション政策は、保健以外の部門において健康的公共政策を採用する際の障壁や、それを除く方法を明確にすることが求められる。政策形成者にとっても、より健康的な選択をすることが、より容易になるようにすることが、目的にならねばならない。

支援的環境を創造すること

我々の社会は複雑で相互に関連しあっている。健康は、他の目的と切り離して考えることはできない。人々と環境が密接につながっていることが、健康への社会・生態学的アプローチを求める根拠となっている。世界や、国々、地域、コミュニティに共通する全体的な指導原則とは、相互に支援しあって維持していくことを推進する事の必要性であり、互いに助け合い、自らのコミュニティや自然環境を大切にすることである。世界中の天然資源の保存が地球規模の責務であることは、強調されねばならない。

生活や仕事や余暇のパターンを変えれば、健康に強い影響を与えられる。仕事や余暇が人々にとっての健康の源になるべきである。社会が労働を組織化することで、健康的な社会の創造に貢献すべきである。ヘルスプロモーションは、安全で、いきいきとした楽しい生活と労働条件を生み出すのである。

急速に変化している環境の健康面への影響—特に、技術や労働、エネルギー生産、都市化の分野—を体系的に評価することが不可欠であり、その後、住民の健康のためになる活動が引き続いて為されねばならない。どのようなヘルスプロモーション戦略においても、自然環境や建造物の保護や、天然資源の保存が、なされねばならない。

コミュニティの活動を強化すること

ヘルスプロモーションというものは、よりよい健康を実現するために、優先課題を設定し、意志決定を行い、戦略を立て、実行する中で、具体的で効果的なコミュニティ活動によって成果を上げられるものである。このプロセスの核心部分に、コミュニティエンパワメントが存在する。それは、自らの努力と運命を、自らの手中に収め、自らコントロールすることである。

コミュニティの発展は、コミュニティの中にある個人的・物的資源に依拠するものであって、それによって、自助や社会支援を強め、健康関連課題に対する住民参加を強めるための柔軟なシステムを開発することができる。このためには、資金援助とともに、十分な健康情報や学習機会を継続的に利用できる必要がある。

個人的スキルを開発すること

ヘルスプロモーションは、健康についての情報や教育を提供し、ライフスキルを高めることによって、個人や社会の発展を支援する。そうすることにより、人々がより自由に、自らの健康や環境をコントロールしたり、健康につながる選択を行ってみる機会が増えていく。

本質的に重要なことは、人々が学ぶことができ、人生を通じて各ライフステージに応じた備えができ、慢性疾患や傷害に対処できるようになることである。このことは、学校や家庭、職場、コミュニティの場で進められねばならない。教育機関、専門的、商業的、ボランティア組織や公的機関そのものの中でも、このような活動は求められる。

保健医療サービスの見直し

保健医療サービスにおけるヘルスプロモーションの責任については、個人や、コミュニティ・グループ、保健医療専門家、保健医療サービス機関や政府が、共にその責任を分かち持っている。健康の実現追究に貢献できるヘルスケアシステムにむけて協働せねばならない。

保健医療部門の役割は、臨床的・治療的サービスの提供責任にとどまらず、ヘルスプロモーションの方向へ次第に移行していかねばならない。保健医療サービスはより広範な使命を担う必要があり、それは、文化的ニーズを敏感に感じ取り、それを尊重するようなものである。この使命は、より健康的な生活のための個人やコミュニティのニーズを支援し、健康医療部門とより広範な社会・政治・経済・自然環境部門との間の交流を開くことを支援すべきものである。

保健医療サービスの見直しには、専門的教育や訓練上の更新とともに、研究に関する強い配慮が必要とされる。これによって、保健医療サービスの姿勢や組織が改変され、全人的な個人のニーズに再び焦点が当てられるようになっていくに違いない。

佐甲 隆翻訳より一部抜粋 ソース: <http://www1.ocn.ne.jp/~sako/ottawa/htm>

※1については、著者(谷口)訳

- 1 今日、「治療」と「健康」の間に深い断絶があるという認識や、「医学モデル」から「生活モデル」への移行の必要性は、医療従事者のみでなく利用者の間にも浸透しているといえよう。この傾向は、生活の質（QOL）、主観的健康、ウェルビーイング、コミュニティケア、ノーマライゼーションといった用語が頻繁に用いられていることから読み取れる。医学概念から生活概念への移行は、普遍モデルからの脱却を意味する。それは、ウェルビーイングや生活の質（QOL）といった究極的に不可知である概念と向きあい、個々人の世界観や死生観など内的世界に由来する主観的な世界との格闘を意味する。猪飼（2010: 9）は、「病院の世紀の理論」において、社会学の見地からこの動向を、20世紀を通じて患者本人とは切り離された客観的な知識体系（治療医学）を拠り所とした治療医学の後退であり、これは、「医療システムの基本構造がその根拠を喪失することを意味する」と論じている。
- 2 ヘルスプロモーションの日本語訳を手掛け、日本にいち早くこの概念を紹介した島内（1992）は、ヘルスプロモーションを「健康のルネサンス」と称し、ブレスロー（1999）は、ヘルスプロモーションを、公衆衛生の歴史における、感性症対策を第1世代、生活習慣病対策を第2世代としたうえで、「第3の公衆衛生革命」であると位置づけている。
- 3 「権能を与える」は、オタワ憲章の冒頭（Health promotion is the process of enabling people to control over, and to improve, their health.）の前半部分、“the process of enabling”の筆者の訳である。これまでの日本語訳では、「可能にする」と訳されることが多い。“enable”は、「可能にする」、「容易にする」という意味もあるが、「権利を与える」、「資格を与える」などの意味合いを持つ。オタワ憲章はWHOが1978年に提起したプライマリヘルスケアにおける「権利としての健康」（Health for All）の概念を継承するものであり、オタワ憲章の全文には「人権」を前提とした価値観が流れている。このことを考慮すると、「可能にする」は、WHOのオタワ憲章がその根幹に据える人々の権利を保障するという姿勢、つまり、「権利」を与えるという部分を十分に強調する訳とは言い難い。よって、本論文では、“process of enabling”を「権能を与える」と訳し、ヘルスプロモーションが人々に権利があることを前提とし、その能力を強めていくプロセスであると捉えることとする。
- 4 オタワ憲章に記されている「健康のための前提条件」は、「平和、住居、教育、食物、収入、安定した生態系、持続可能な生存のための資源、社会的公正と公平性」である。これら基礎的な前提条件の基盤の確立が、健康の改善には必要である。「基本方針」には、“Advocate”, “Enable”, “Mediate”の3つが挙げられている。通常、これらは、「唱道・支援する」「力を与え、可能にする」、「調整・調停する」と訳されている（佐甲 2010）。ヘルスプロモーション活動の行動手段としては、「健康的公共政策の確立」「支援的環境の創造」、「コミュニティ活動の強化」「個人的スキルの開発」「保健医療サービスの再編成」の5つが提示されている。
- 5 イリイチ（1976 = 1979）はこのような現代人が体得してきた医療に対する姿勢を「医原病」（現代の病理の1つ）として批判している。
- 6 オタワ憲章では、健康は「日常生活の手段としての資源」とし、健康の前提条件として「住居、教育、食物、収入、安定した生態系、平和、安定した生態系、持続可能な生存

のための資源、社会的公正と公平性」挙げている。このことから、健康を狭義のヘルスから広義のヘルス、個（身体）から環境によるものとして捉えなおしていることがわかる。

- 7 医学的判断基準に基づく健康なあり方が目的化され、医学的判断基準に基づいた健康的なあり方を「あるべき姿」としてひとびとが内面化し、「あるべき姿」を獲得することが人生の最大の目標となる傾向については、これまでも「ヘルシズム」として数々の研究者から指摘されてきた。ヘルシズムという言葉は、ゾラが「健康主義と人の能力を奪う医療化」という論文の中で専門用語として初めて用いたとされている。ヘルシズムの定義としては、クロフォードの定義が有名である。クロフォード（1980）は、ヘルシズムを、「幸福の定義および達成の主要な（そしてしばしば第一の）焦点として、自分の健康に重大な関心を寄せることである、この場合、健康が、主要にはライフスタイルの変容を通して獲得されるべき目標となっていること」と定義した。日本におけるヘルシズムを考察したものとしては、黒田（1992）の「情報の観点からみた現代医療」、上杉（2008）の「健康不安の社会学」などがある。
- 8 このパラダイムの転換の困難さについては、脚注1に述べたとおりである（猪飼 2010）。
- 9 脚注3参照。
- 10 これは、従来の保健医療福祉従事者の責務からは活動範囲が大きく飛躍することを意味している。フリーランスのソーシャルワーカーやコミュニティコーディネーター等がすでにやってきてくることである。湯浅（2010）は、日本におけるヘルスプロモーションが医学モデルから脱却し「保健を超えた健康戦略」として実体を創っていくために、別枠の専門職という選択肢を提示している。
- 11 たとえば、Breslow（1999）、島内（1992）、藤崎（1999）、郡司（1992）、湯浅（2010）。
- 12 たとえば保健師の三上による青森市におけるヘルスプロモーション実践の報告がある。三上（2001）は、ヘルスプロモーション概念を用いて住民の健康促進運動をする際の困難として、行政内の調整の難しさと、住民と行政の協働の関係構築の難しさを挙げている。
- 13 2014年9月13日（土）～9月15日（月）、熊本学園大学で開催された第31回 共同連全国大会熊本大会のテーマ
- 14 「もやい」ホームページの「もやいとは」のページの言葉の一節。全文は、全文は下の通り（自立生活サポートセンターもやい 2010）。

<もやい>は、アパートで新生活を始める人々の、暮らしの基盤づくりをお手伝いします。経済的に貧しく、人とのつながりにおいても孤立している。このことが今、路上・公園・施設・病院など、広い意味での「ホームレス状況」に置かれている人々にとって、自立をさまたげる大きな要因となっています。そしてその「人間関係の貧困」を象徴するのが、「アパートに入居したくても連帯保証人が見つからない」という問題であると言えます。

私たちは、アパート入居に際して連帯保証人を引き受ると共に、共通の課題を抱え

る当事者同士の交流を通じて、社会的な孤立状態の解消をめざします。そして、人間関係を新しく紡ぎながら、安心して地域社会での生活を築けるよう、専門家の協力も得ながら、「困ったときにはお互いさま」と言えるつながりを作っていきます。

「自立」とは、ひとりで生きるのではなく、つながりの中で生きること・・・人生の再出発を迎える皆さんと一緒に、新生活の基盤づくりをお手伝いする。そして、誰もが排除されることなく、安心して暮らせる社会をつくっていく。それが私たちの活動指針であり、理念です。

- ¹⁵ 「わっぱの会」を対象とした研究は、筆者が知る限り、次の2点のみである。1つは、「わっぱの会」の事例から障害者運動における当事者概念と労働観を考察したもの（タイトル：障害者運動における当事者概念と労働観の変遷）（伊藤 2011）、もう1つが、障害者運動の事業性と新規メンバーの加入過程の関連を考察したもの（タイトル：障害者運動の事業性による健常者の加入過程：NPO 法人「わっぱの会」を事例に）（伊藤 2013）である。「もやい」を対象とした研究についても、活動報告等は数多く存在するが、「もやい」自体にある力動を捉えているような研究は筆者の知る限り存在しない。

- ¹⁶ 島内によって紹介された（島内 1992）。

- ¹⁷ 保健師教育を長年務めてきた松下・熊谷（2003）は、保健師が日々の保健指導の実践において直面してきたジレンマを次のような例を用いて説明している。

たとえば仕事上帰宅時間が夜の10時過ぎになることが普通の状態になっている人、真や労働に従事せざるを得ない人というように不安定就労時間を余儀なくされている人はもはや特別ではない。そのことが子どもたちやかぞくをまきこんで生活習慣を健康にとって望ましくない状態にしている現実、更にもその中で食のリズムとその内容が不安定となり、きびしい市場競争による食産業の動きと情報化（宣伝）によって、判断力が他律化され、現実の生活の中で食の安定化をはかろうとすることの困難さが深まっている。このような状況の中で生活習慣を改変しようとする意識は、単に「正しい知識の普及」のみでは実行を継続させる程（自覚）には深まらない。（松下・熊谷 2003: 4-5）

このようなジレンマに日々直面してきた保健師にとって、ヘルスプロモーションが、健康を「日常生活の資源となり得る健康」と再定義し、よりよい人生のための一つの手段であると明確にしたことは、ジレンマを克服するブレイクスルーとなった。

- ¹⁸ 理論的な研究としては、吉田や神馬らの PRECEDE-PROCEED モデルを導入した研究がある。このモデルの活用によって公衆衛生領域におけるヘルスプロモーション概念が普及したと言われている（湯浅 2011）。

- ¹⁹ 「共創」という用語は、社会システム工学（上田 2004）、まちづくり（小松ほか 2010）、経営組織論（清水・前川 1988；吉田 2001）、コミュニケーション論（片岡・池田 2013）などの領域で使用されている。本論文では、障害・高齢・貧困などの日常の生活に困難を抱える者と、その者と共に生き、共に生活を創ろうとする者たちの間で生まれるダイナミズムを「共創」としてとらえ理論化するが、この文脈以外で「共創」の理論化が進んでいる例としては、経営や組織論やコミュニケーション論の分野がある。経営・組織論では、たとえば、ホンダ（本田技研工業株式会社）のプロセス重視のマネジメントによる創造のプロセスのモデル化（吉田 2001）や、マエカワ（前川製作所グループ）が採

用している自律分散型システムを「場」という概念を導入して検証した「共創する場」の理論（清水・前川 1988）がある。

- 2⁰ 保健医療福祉領域の論文検索サイト「医中誌 Web」を用いたキーワード検索では、タイトルと抄録に「共創」を含む論文は18件（2013年12月10日現在）検出された。これらを大別すると、保健医療福祉の専門家間や制度やしきみ構築をする側における「共に創る」プロセスを指すものと、ケアやサービスの提供者（保健医療福祉従事者）とサービス受給者（患者やメンバー）と「共に創る」プロセスを指すものの、2つの意味合いで使用されてきている。前者の例としては、長谷川（2011）の21世紀の医療マネジメントにおける価値共創組織チーム創りの必要性を説いた論文が、後者の例としては、永田（2013）の認知症の当事者研究における共に創る営みに関する論文や、秋田（2006）の地域保健活動における共に創りあう活動実践を検討した論文がある。しかし、この検索結果が示すように、保健医療福祉分野における「共創」という語の浸透度は浅く、「共に創る」プロセスとはいかなるものかについての議論は、一部、認知症の地域ケアや地域保健活動の領域等ではじまったばかりの状況と言えよう。
- 2¹ 個体間の関係構築に対して有効な知見を提示している理論としては、社会心理学領域で有名なブルーマーのシンボリック相互作用論がある。また、社会福祉領域では、エコロジカルソーシャルワークを提唱したジャーメインの交互作用論がある（ジャーメイン 1981=2007）。また、ボウルビィのアタッチメント理論もケースワークやグループワークを行う際の有効な知見を与えている。
- 2² 「わっぱの会」の発足とほぼ同じ時期、「やどかりの里」（埼玉県大宮市）では、「中間宿舎」の活動を始めている。「やどかりの里」が始めた「中間宿舎」とは、入院による治療的介入が不必要であるにも関わらず、地域の受け皿がないために退院したくても退院できない、いわゆる「社会的入院」状態にある精神障害者が、地域生活に移行していくための準備をする施設である。当時の精神衛生法は、精神障害者の精神病院以外での収容は禁じており、「やどかりの里」がはじめた「中間宿舎」の活動は、全国的に批判を浴びることとなった（坂本 2005）。しかし「やどかりの里」は、この批判に屈することなく地域社会への働きかけを継続し、精神障害者が地域であたりまえに生活することができるよう、それを支える場やしきみを創りだしていった。「やどかりの里」のこれらの先駆的な活動は、職員とメンバーが、「支援する側／される側」という上下関係を越えた関係性を育むグループワークから生み出されていった。
- その後、日本の精神障害者に対する人権軽視のありさまが国際的に非難を浴びたことを契機に、精神保健領域における法改正が進み、精神障害者の地域生活支援を行う領域は、精神保健福祉領域における中軸ともいえるほど重要な位置を占めるようになった。このような精神障害者の処遇の変遷を踏まえて「やどかりの里」の軌跡を振り返ると、いかに、「やどかりの里」の活動が、時代に先駆けた画期的な活動であったかが実感できる。「やどかりの里」は、精神障害者の隔離収容の実態に風穴を開け、法制度が整わない状況のなかで、いち早く精神障害者の地域生活支援を始めたのである。そして、創設者世代が引退し世代交代を遂げた現在も、その精神は受け継がれている。制度や社会情勢のめまぐるしい変化の中で、課題を鋭く見極め、精神障害者が地域であたりまえに生きることができる社会に向かった多種多様な活動を展開し、志を同じくする組織間の連携のもと、全国規模の運動を牽引し続けている（増田 2010）。
- 2³ 1984年、ソーシャルワーカー1名と精神障害者3名で教会の古会堂を借り受け、活動を開始した、「浦河べてるの家」（北海道浦河町）は、日高昆布の産地直送販売で、一時、

福祉的就労（作業所や授産施設）の事業実績としてはほぼ達成不可能と思われてきた年商一億（2003年当時）を超えた実績で有名になった。しかし、それ以上に現在注目を浴びているのは、「幻聴・妄想大会ツアー」や「当事者研究」など、常識にとらわれない型破りな方法で、精神病という病に対する一般的な見解にチャレンジし続けていることである。これらの手法が創り出されていった背景には、活動初期、この地域で唯一のソーシャルワーカーであった向谷地が、「公私一体」を掲げて精神障害を持つ者と共に在り続けた体験を経てたどり着いた視点がある。それは、精神障害者の持つ「生きづらさ」が、精神病に罹患したがゆえの苦しさというよりはむしろ、社会のあり方の中にあるという気づきに基づいている。この気づきから、向谷地はさらに、「精神障害者の社会復帰」というありきたりな切り口では、この「生きづらさ」の本質に十分に向き合うことにはならず、ゆえに、社会通念や医学的常識に依らないアプローチを獲得していく必要があるという認識に至る（浦河べてるの家 2002: 40）。そうして、向谷地と当事者は、共に、精神病と診断されてきた者にとっての「精神病」そのものを捉えなおしていく作業を始め、そこから生み出された表現を発信しはじめた。これが、「幻聴・妄想ツアー」や「当事者研究」という、「浦河べてるの家」独特の表現形態を生み出したのである。

²⁴ 本論文が着目する「共創」の事象に関する研究は未開拓ではあるが、テレビのドキュメンタリーでは繰り返し「共創」の事象は取り上げられている。また、文筆家が分野横断的に取り上げているルポルタージュは存在する。たとえば、比較的近年に出版された書籍では、清水ら（2003）の「変革は弱いところ、小さいところ、遠いところから」や、高橋源一郎（2013）の「一〇一年目の孤独ー希望の場所を求めて」などがある。また、「このこらを、世のひかりに」で有名な糸賀の福祉思想の中にも、近江学園こそが健全な社会への社会資源であるとする同様のテーマが流れている（高谷 2007: 298）。

²⁵ 最初に社会関係資本という言葉を用いたのはウェストバージニア州農村学校の指導主事であったハニファンである。1916年の論文で、社会関係資本という言葉を用いて、コミュニティの崩壊によって失われたもの（goodwill, fellowship, mutual sympathy, social intercourses among a group of individuals and families who make up a social unit）に言及している。パトナム自身、その著書の中で、社会関係資本という用語は、20世紀において少なくとも6回、個々に独立して「発明」されてきたことを示し、それらの功績の上に、自身の研究があることを認めている（パトナム 2000 = 2006: 19）。

²⁶ 経済学、政治学、社会学、社会心理学、経営学、教育、社会福祉、社会疫学など主要な学問領域で使われている。

²⁷ 日本におけるヘルス領域における社会関係資本の研究動向は、まず、2009年以降に、健康と社会関係資本に関する研究が飛躍的に伸びており（2003年：1件、2005年：3件、2006年：2件、2007年：5件、2008年：4件、2009年：15件、2010年：11件、2012年3月まで：2件）、そのほとんどが量的研究（対象研究54件中49件、90.7%）であった。研究テーマは、社会関係資本と健康状態全般について16件（29.6%）、健康の単一指標の関連について（メンタルヘルス、残歯数、血圧数）13件（24.0%）、SCの実態を調査したもの8件（14.8%）、運動、介護予防等の健康づくりに関するもの4件（7.4%）、住民組織に関するもの4件（7.4%）（井上ほか 2013）。このことから、社会関係資本という概念は、主に、集団や社会（地域）を評価する時の枠組みや分析ツールとして日本に導入されていることが読み取れる。

山村（2012: 25）によると、多くの研究者が使用している調査項目があり、それらは①「一般的な信頼」②「旅先での信頼」③「近所づきあいの程度」④「近所づきあいの

ある人の数」⑤「親戚とのつきあいの程度」⑥「地縁的な活動への参加状況」⑦「スポーツ・趣味・娯楽活動への参加状況」⑧「ボランティア・市民活動への参加状況」などである。

ほぼ同様の調査項目を使っている調査として、内閣府国民生活局編（2003）「ソーシャル・キャピタルー豊かな人間関係と市民活動の項循環を求めて」、内閣府経済社会総合研究所編（2005）「コミュニティの機能再生とソーシャルキャピタルに関する研究調査報告書」、日本総合研究所（株）編（2008）「日本のソーシャル・キャピタルと政策ー日本総研 2007 年全国アンケート調査結果報告書」、農林水産省「農村におけるソーシャル・キャピタル研究会」2007 が挙げられている（山村 2012）。

さらに、社会関係資本の重要性を踏まえた AGES（Aichi Gerontological Evaluation Study）などの（近藤 2007）の大規模調査など増えてきている

- ²⁸ 実際に、活動者らは、そのようなまなざしにさらされ、活動初期に周囲から理解をされず「変わり者」「もの好き」などと捉えられたり「秩序を乱す厄介者」とされたりする経験を持っている。浦河べてるの家のソーシャルワーカーであった向谷地は、「公私一体」を標榜して名刺に自宅の住所や電話番号を書き入れ、メンバーと一緒に暮らし始めたが、病院からは「病棟出入り禁止」、「患者との接触禁止」の命令が下されている（浦河べてるの家 2002）。また「もやい」が連帯保証人を提供することに対して、連帯保証人提供を求めて実際に「もやい」を訪れた者ですら、「宗教ではないか」と疑っている（山口 2012）。

I 背景

第1章 戦後社会保障制度の確立の光と影

私たちの日々の生活は、様々な制度やしきみによって支えられている。病気・高齢・出産・失業・死亡など生活の急激な変化が発生した場合に、一定基準の給付を行う社会保険や、最低限度の文化的生活を保障する公的扶助、児童、障害者、母子家庭などを対象とした各種の福祉制度がある。これらは、保健医療福祉領域にある法律や制度によって提供されており、これらの法律や制度の根幹をなすのが社会保障制度²⁹である。

社会保障制度は、近代国家の形成に伴って確立されていった、近代的市民社会に特有の、人々の暮らしを支えるしくみである。社会保障制度が確立する以前の前近代的社会では、共同体にある伝統や慣習が生活の基盤であった。共同体が基盤の暮らしでは、互酬性や贈与と交換のしくみが人々の暮らしを多層的に支えるしくみとして機能し、それによって人々の暮らしの健康は支えられていた。つまり、人類の歴史という超長期的観点にたつならば、社会保障という、国家が一元的に人々の最低限度の生活を保障するしくみが作られたのは、比較的最近のことである。

日本における社会保障の萌芽は明治7年恤救規則という救貧制度にみられるが、これは、親族や隣保的に救済されない者に米代を支給する程度の貧弱なものであった³⁰。今日につながる日本の社会保障制度は、第2次世界大戦後に急速に整備された。質量ともに一定の制度が整備されたのは、1970年代前半のことである。このことは、わが国において、社会保障制度が一定のレベルに確立されてからまだ半世紀にも満たないということを意味し、この間に、人々の生活を支えるしくみは劇的な進化を遂げたことを示唆する。では、暮らしを支えるしくみの急激な変化は、人々の意識にどのような変化をもたらしたのであろうか。社会保障制度の抜本的な改革が必要とされている現在、一度立ち止まって、戦後社会保障制度の確立が人々の暮らしに与えた影響を検証する必要がある。

本章の目的は、社会保障制度の確立によって生じたと考えられる、人々の暮らしにおける変化、特に、障害や疾病、貧困に対するまなざしの変化を考察することである。まず第1節では、日本における社会保障制度が果たしてきた役割を考察する。第2節では、人々が障害や疾病、貧困に対してどのような見方をしているのかを分析し、社会保障制度の確立との関係を考察する。

第1節 社会保障制度が果たしてきた役割

現在、社会保障といえば、国民の最低生活を保障する、国民が有する権利とされているが、このようなナショナルミニマム概念³¹を基盤とする社会保障のあり方が確立したのは比較的最近のことである。社会保障は、社会が大きな変動や危機、たとえば、戦争、恐慌、天災などに遭遇し、その時々時代の要請に沿って形作られてきた³²。社会保障が果たしてきた役割を考える上で、時代の要請を踏まえて考察することが必要であるが、それは複合的な要素が絡みあい生まれているものであるがために、様々な解釈が成り立つ。

本論文の目的は、あくまで日本の戦後社会保障制度の確立が日本における人々の暮らしに与えた影響として、障害者や高齢者等、福祉サービスの対象となる人々に対するまなざしの変化を考察することである。そのため、社会政策の詳細な議論には立ち入らないが、簡単に社会情勢と社会保障制度の関係についての議論を要約する。

たとえば、社会保障の源流の一つといわれるイギリスのエリザベス救貧法（1601年）の制定の背景には、産業構造の大きな変化によるイギリス都市部での浮浪者や乞食の増加があり、都市部で増加した貧困層がもたらす社会秩序の乱れの抑制があったとされている³³。また、ドイツの社会保険制度確立の背景は、ビスマルクの「飴と鞭」の政策と言われ、社会主義運動の弾圧と、労働者保護による労働者の体制への組み込みの意図があったと語られることが多い。だが、これに対して、土田（1997）は、ドイツの社会保険制度確立は、その時代のドイツ資本主義の要請に答えるものという見解を示している。松田（2013）は、社会保障制度の変遷の大枠の検討から、社会保障は社会の発展期ではなく「危機」を契機に消極的な福祉から積極的なものへと発展してきたという見解を示している。

上記のドイツの例に見られるように、社会保障制度の役割については、様々な解釈が成り立つ。それは、社会保障制度が様々な要素が絡み合い形成されるものであるからだが、近代社会を成り立たせる上で必要とされたしくみとして、以下のことは言えるであろう。まず、社会保障制度は、エリザベス救貧法の例が示すように、社会が大きく動く時、その動きに沿わない者を救済・保護の対象としてきた。つまり、社会統合を支えるしくみとしても作用する。エリザベス救貧法で、矯正院に収容されたのは病気などで仕事に就くことができず、路上で物乞いをしていた者であった。その多くは、当時、国際貿易の拡大による毛織物産業の発展の裏で進められた牧羊地の囲い込みによって、農地を追われ都市部に流出した農民であった。エリザベス救貧法の場合は、路上で物乞いをしていて働けない者たちを救済の対象として、産業化が進む社会の頹廃を抑制したのである。

日本で社会保障制度が急速に確立した時代は、戦後の復興と経済成長に国民総動員で向かった時代であった。ということは、戦後の日本の社会保障は、この経済成長を成し遂げることを、その目的に沿うことが困難な人々を救済・保護という形で日本社会に統合する

ことで、支えるという機能を持っていたと考えられる。では、実際に社会保障はどのように確立されていったのだろうか。

1. 日本における社会保障制度の流れ

現在の日本の社会保障体制の体系は表 1 に示したとおりである。日本において、この表にあるような今日の社会保障制度の基盤が形作られたのは、第 2 次世界大戦後のことである。終戦直後の日本は、住居を失い路上生活を余儀なくされた者たちがあふれ、物品の不足、飢餓、餓死など、貧困の極致が多くの人々を襲っていた。日本の社会保障は、連合軍総司令部 (GHQ) の介入のもと、戦後の混乱期の貧困問題への対処から始まった (横山・多田 1991)。

戦後に急速に構築された日本の社会保障は、最初から、ビヴァリッジ報告のナショナルミニマムの概念を取り入れたものであった。まず、最低限の生活の保障にはじまり、大きく 2 つの段階を経てきたといえる。第 1 段階が社会福祉の対象者の保護と施設収容を主たる手法とした段階であり、第 2 段階が脱施設化 (地域における生活の支援) である。この 2 つの段階の変化は、社会保障の 50 年勧告と 95 年勧告の内容に対応している。

表 2 日本における社会保障制度の体系

日本の社会保障制度の体系	
社会保険	健康保険法、国民健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法、雇用保険法、労働者災害保険法、介護保険法など
公的扶助	生活保護法
社会福祉	児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、老人福祉法、母子及び寡婦福祉法など
公衆衛生(および医療)	水道法、下水道法、結核予防法、予防接種法など
老人保健※	老人保健法 (現在は、後期高齢者医療法)
※ 1982年 老人保健法制定から	
出典) 福祉臨床シリーズ編集委員会編「社会福祉シリーズ-社会保障」弘文堂、東京、2008年より p.14を補筆・修正した	

1950 年の「社会保障制度に関する勧告 (50 年勧告)」では次のように社会保障の理念を謳っている。

いわゆる社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齡、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法または直接公の負担において経済保障の道を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生および社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすることをいうのである

このように 50 年勧告には、日本の社会保障制度が、社会保険、公的扶助、公衆衛生（および医療）、社会福祉という 4 分野で構成されることが明記された。後に 1983 年に老人保健分野が追加され、現在は 5 分類となっている。戦後 5 年間のうちに「社会福祉三法体制——生活保護法（1946 年）、児童福祉法（1947 年）、身体障害者福祉法（1949 年）による「貧困」「児童」「障害」という生活問題に対処する法律——が敷かれた。

その後、日本は世界に類を見ない速度で経済成長を果し、その上昇景気に後押しされた形で、社会保障制度を急速に拡充していく。1961 年に国民皆保険制度が敷かれ、全ての国民に対し保険制度のセーフティネットが一定程度かけられることになった。福祉領域では、1960 年に精神薄弱者福祉法（現知的障害者福祉法）、1963 年に老人福祉法、1964 年に母子福祉法（現母子及び寡婦福祉法）が整備され、「社会福祉六法体制」が確立した。1973 年、日本は、老人医療の無料化を達成した。社会保障費予算の増額も相まって、この年、戦後の社会保障・社会福祉基盤整備に関する一つの国の目標を達成したとされ、報道機関は、1973 年を「福祉元年」と表現した。

この時期の大きな特徴は、入所型大型施設の建設である。櫻田（2002）は、この背景にあった思想は弱者救済の思想³⁴であり、それが手厚い保護を行う施設入所を推し進めたと論じている。実際、この時期には、障害者のコロニー（入所型大型福祉施設）や、精神病院が劇的に増加した（広田 1981；堀ほか 2012）。これらのほとんどは、市街地からほど遠い山奥に建設された。これは、広大な敷地が必要であったことが背景にあるが、結果的に障害者や精神病患者は通常の社会生活をおくる多くの人々の生活空間から切り離されることになった。

この入所型福祉から脱施設化（地域化）へと大きく転換することになるのは、20 世紀終盤であるが、70 年代に入れた頃にはすでにその議論は始まっていた。そのきっかけの 1 つは 1973 年に起こった「オイルショック」を契機にした経済成長率の低下である。

経済成長を背景に社会保障・社会福祉制度の拡充を図ってきた日本では、これを機に社会福祉の抑制を進める声があがり、「日本型福祉社会」構想³⁵が議論されるようになる。1979 年に閣議決定された「新経済社会 7 カ年計画」の前文に、この時代の社会保障制度をめぐる議論の方向性がよくあらわされている。

欧米先進国へキャッチアップしたわが国経済社会の今後の方向としては、先進国に

範を求めつづけるのではなく、…、個人の自助努力と家庭や近隣・地域社会の連帯を基盤としつつ、効率のよい政府が適正な公的福祉を重点的に保障するという自由経済社会のもつ創造的活力を原動力としたわが国独自の道を選択創出するという、いわば日本型ともいうべき新しい福祉社会の実現をめざすものでなければならない

日本の社会保障制度の第2段階目の指針となる「95年勧告」は、この「日本型福祉社会」の方向性を基本的に引き継ぎ、国の責任における社会保障の整備はすでに欧米先進国のレベルに達したとし、今後は国民と共に、超高齢化、少子化、個人化が進む社会の社会保障を克服していくとした³⁶。具体的には、入院・入所型医療福祉から脱施設化、地域福祉の促進、自助努力の重視、自助・共助の促進、民間企業への規制緩和、措置の廃止と自己決定の原則などが謳われた。

2000年以降、95年勧告で提示された方向性を持った新制度の創設や既存の法律の改正が矢継ぎ早に実施された。介護保険、自立支援法の制定などがこの例である。そして、現在は、「税と社会保障の一体改革」で超高齢化社会にむけた社会保障の議論が行われているが、社会保障分野では95年勧告の方向性を基本的に引き継ぐものとされている。

2. 社会保障が果たしてきた役割

日本の戦後社会保障制度は、急速に施設化—脱施設化という流れを辿ってきた。施設化ということで顕著であったのは、知的障害、身体障害者（重複を含む）を対象としたコロニー建設と精神病院建設であった。これらの多くは、広大な敷地を必要としたこともあり、郊外や山の中に創られることが多かった。実際の理由がどうであれ、このことで、これまで地域社会で生活をしてきた——たとえ、それがどのような生活であれ——障害者の日常は、障害を持たない人々の生活空間から切り離されることになった。

また、この流れとは若干異なるが、老人医療の無料化の達成も影響して、高齢者の受療率や入院日数が増加した³⁷。高齢者の受療率や入院日数の増加の要因を老人医療の無料化と関連づける議論については胆略的すぎるきらいがあり、批判もあるが³⁸、少なくとも、病気を患っている高齢者が入長期院することが増えたことで、高齢者介護が専門家(医療)の手に渡ることが増え、介護を自宅でする者が減少したことは指摘できる。

本節の冒頭で、社会保障制度が社会統合の機能を持つという見解を示してきた。それを、日本の戦後の社会情勢に当てはめるなら、日本が世界に類をみない勢いで経済成長を成し遂げている時、社会保障は、その目的に沿うことが困難な人々を救済・保護という形で社会に統合し、そのことで経済成長を支えてきたと捉えることができる。そのようにしてみると、戦後復興か高度経済成長期に推進された急速な施設化(高齢者の場合は医療化)

は、どのような役割を果たしたのだろうか。

日本が成し遂げた経済の急成長を達成するためには、効率良くがむしゃらに働く労働者が必要とされた。その労働者が働くことに没頭できる環境を創る必要があっただろうことは容易に推察される。そのためには、障害者や高齢者のように日常生活において他者の手助けを必要とする者が、その「働ける者」の働きを妨害しないような環境を整備することが必要となる。このような理由づけは単純化しすぎているという批判もあるであろうが、重要であるのは以下の点である。つまり、少なくとも、施設化が推進されたことは事実であり、それは、直接的に、多くの者が日常生活の中で介護をする必要を軽減したことになる。

では、障害者、高齢者とは、資本制社会においてどのような存在であろうか。資本制社会における現在の賃金労働の多くは画一的で一定の効率を必要とする。障害者や高齢者は、この資本制社会が求める働き方ができない者である。農業のように様々な手作業や役割を必要とする労働形態であったら、見張り役などの役割を持って働くことができる者が、現在の多くの賃金労働の場では、働くことが難しい。

近代以降の資本制社会は、その社会の労働形態において機能しない人間、すなわち、「労働力商品」としての価値のない人間を一方で振り落とし、彼らを救済の対象としながら、もう一方で、「労働力商品」的価値のある者のみで経済をまわすことで成り立ってきた。日本では、施設化が急激にすすんだことで、「労働力商品」としての価値のある者とない者との間に日常で関わり合う機会が激減した。社会保障制度を確立する際に、目論んでいたことかどうかは別にしても、結果的に、日本の戦後の社会保障制度は、施設化を急激に行ったことで、「労働力商品」としての価値のある者とない者との間の分断を創りだす役割を果たしてしまったといえるのではないだろうか。そのことの検証のためにも、次節では、「労働力商品」としての価値のない者に対する、人々の「まなざし」を考察する。

第2節 社会保障制度の確立の影響

1. 障害者や路上生活者に対するまなざし

第1章の冒頭で述べたように、本章の目的は、社会保障制度の確立によって生じたと考えられる、障害や疾病、貧困に対する人々のまなざしの変化を考察することである。今日、私たちの社会では、障害者や高齢者、路上生活者など、社会保障の対象となる者に対して、どのようなまなざしを向けているか検証しよう。

ここでは、M市内における2種類の地域座談会で出された意見を参考にする。1つ目の座談会は、筆者が2012年から所属しているNPO法人が主催する、月一回の座談会である。この座談会は、NPO法人がM市の指定管理を受けて管理運営を行っている市民活動サポートセンターが開催しているものである。各回ごと、市民活動領域におけるテーマを1つ選び、そのテーマにあったゲストスピーカーを招いて座談会を行っている。これまでに取り挙げてきたテーマは、子育て、ひきこもり・ニート、ホームレス、介護、農業、被災者・避難者支援、環境保全などである。参加者のほとんどは、日頃からM市の市民活動サポートセンターの行事に参加するなど、ボランティア活動やまちづくりに関心のある者で、市民活動サポートセンターで配布しているチラシや市の広報で座談会の情報を得て、参加に至っている。

2つ目の座談会は、筆者自身が開催してきた座談会である³⁹。筆者はこれまでに、研究会や座談会を、主に主婦層のエンパワメントを目的として、平日の昼間の時間帯に不定期開催してきた。座談会のコンセプトは、暮らしの中でふと疑問に思ったこと等を持ち寄り、ざっくばらんに聴き語りあう、というものだ。上記のNPO主催の座談会と比べ、よりリラックスした雰囲気がある。参加者同士の関心や境遇が近く、回数を重ねるごとに参加者同士が深く知り合っていくため、普段は話すことができないことを話せる、もしくは本音を言える場として、機能してきた経緯がある。

NPO主催の座談会では、障害者や路上生活者に対して、「どうしたらいいのかわからない」という意見を聴くことが多くあった。たとえば、駅の階段でお年寄りが立ち止まっているのを見て、困っているのかもしれない姿やを見かけた時、「何かできることはないかと思うけど、返って迷惑なことになるかもしれないと思うと知らないふりをしてしまう」といった意見や、近所に障害者が住んでいることに触れて、「関わりたくないと思っているわけではないけれど、きっかけがない」という意見もあった。貧困をテーマにした座談会の時は、路上にいる人に「どんな風に声をかけたらいいのかわからないか」と率直にアドバイスを求める声もあがっていた。

筆者主宰の座談会が出された意見も、上記のNPO主催の座談会が出された意見とほぼ

同様であった。しかし、NPO主催の座談会との違いとして、筆者主宰の座談会では、「怖い」といった感情的な反応も聞くことができた。これは、この座談会が、本音を語りやすい場として機能してきたことが要因であると思われる。

参加者が表現した「怖い」という表現について、更に考察を深めていく。実際に聴いた言葉の例としては、精神病者に対して、「正直なところ怖い、と思う」というものであった。そのような言葉が語られる時、ほぼたいてい、「どうしていいかわからないから」という言葉が付け加えられていた。つまり、ただ相手（障害者や路上生活者）の存在自体が怖いというよりは、むしろ、関わった場合にどのような反応が来るかわからないため、関わる状況におかれることが怖いということが推察される。これ以外の反応としては、「自分自身がそうなること（精神病などになること）が怖い」、「あまり考えたくない」という発言もあった。

「怖い」という言葉に同意しながらも、参加者の一人は、自分の子どもが障害児と一緒になんの分け隔てなく遊んでいる姿をみて、「娘にとっては、障害児はいないんですよ...大人が障害児ってみているだけで。だから、こうやって子供の頃から一緒に過ごすことは大事だなと思った」と語っている。ここには、障害や疾病などに対して、アンビバレントな感情があることが読み取れる。ある時の座談会終了後に、自閉症児の母でもある参加者が、「差別でもなんでもはっきりと何か言われる方がまだまし。気の毒そうな目でみられるのが、いちばん、しんどい」と話して帰ったことがあった。これは、さりげなく遠ざかるといった行為の中に、当事者側の人間は、潜在化された差別意識を感じ取っていることがうかがえる。

これら2種類の座談会から、今日、障害者や路上生活者は、これまで関わった経験がない者にとって、関係の結び方がわからない存在であるということがみえてくる。たとえば、「知らないふりをしてしまう」「どうしていいかわからない」という表現は、どのように付き合ったらよいか分からない、すなわち、どのように関係を作ったらよいか分からないと言い換えることができるだろう。また、「恐れ」の背景を探った時に、「どのような反応が来るかわからない」という言葉が付け加えられることが多かったが、これは、自分自身が障害者や路上生活者と会話をしているイメージが持てないことからきていると考えられる。その理由は、単に、これまでにそのような体験をしてきていないことに所以し、これも結局は、関係の結び方がわからないということから起こる反応である。「自分自身がそうなることが怖い」という表現も、そうなった自分を想像することができない、また、そうなった時に、周囲がどのように反応するかが想像できない。だから、そうなることが考えられない、故に、そのような状況に自分になることが恐ろしいのであろう。つまり、この場合も、障害を持った自分や路上で生活をしている自分自身との関係の結び方が想像できない、ということにつながる。

ここまでの分析で、「どうしたらよいかわからない」、「怖い」という反応は、これま

で関わったことがないという体験に基づくものであることを述べてきた。つまり、このような反応は、「普通」に生じることではない。このことは、参加者の一人の娘が障害児となんの違和感もなく遊んでいたことから説明できる。また、筆者がこれまで出会ってきた人のうち、幼いころから病気の祖父母と同居してきた体験を持つ人や、身内や兄弟に障害者がいたという者の反応でも同じことが観察されてきている。彼らは、「それ（何かができない、言葉が伝わらないということ）があたりまえだったから」「人として普通に接すればいいだけだから」といった言葉で、日常生活に何らかの障害を抱える人達との関わりを説明していた。つまり、何かができない人たちや、コミュニケーションが取れない人たちから遠ざかりたくなる心理は生得的なものではなく、生育の過程において作られているといえるだろう。

上記は、筆者が体験してきた2つの座談会での会話をもとに導きだした結論である。したがって、これをそのまま、障害者や路上生活者に対する人々の反応を代表するものとして安易にとらえることは避けるべきである。まず考慮すべきこととして、これら2つの座談会は、障害者や路上生活者に対する差別的な発言が抑制される力が働く場であったことがあげられる。なぜなら、まず第1に、これらの座談会には当事者や当事者家族が参加している可能性があり、そのことは、参加者の中でもある程度共有されているからである。第2に、まちづくりや暮らしといったテーマに関心を持って参加した人たちの集まりであることから、参加者は日々の中で、このようなテーマと向き合ってきた人々であると言えるからである。つまり、これら2つの座談会から得られた言葉は、比較的「良心的」で社会的意識の高い市民からのものと捉える必要があるだろう。そのような市民が、障害者や路上生活者に対して、とまどい、遠ざかるという現象があるとことをおさえておく必要がある。

2. 何と関係が結べないのか

筆者が主宰している座談会で出た、「自分自身がそうなることが怖い」という言葉について更に話をすすめた結果、そこにいた4名の参加者からは、「病気になること」と、「障害者になること」をイメージした時に違いがあることが判明した。参加者の一人からは、「病気は治療できる、治らなくても理由がわかるし周囲の人に説明がつく点が、障害（特に、精神障害）とは違う」という回答があり、他の3名の参加者からもそれに異論はないという反応があった。この反応からは、これまで障害者に接してきたことがない者が、病気になることと、障害者になることは大きく異なる事象として捉えられていることが示唆された。

ここでは、周囲のものに「説明がつくかつかないか」ということが1つの分岐点となっ

ている。言い換えると、自分自身が説明がつかない者（または状態）になることに対して、「恐れ」の感情が発現している。この座談会では、路上生活者に対する感情との違いを尋ねる機会がなかった。しかし、仮に尋ねた場合、おそらく、これと類似の感情のダイナミズムが路上生活者に対しても発現するものだろうと推測できる⁴⁰。

そうであるならば、「恐れ」の対象は、社会において、ある種の枠組みから外れることとすることができるだろう。言い換えるなら、この社会において、一般的に求められる状態ではない自分になることである。ここまでの議論を踏まえて、改めて、では、今日の私たちは、一体「何」と関係が結べないのかを考察してみよう。

第1節で、日本の社会保障確立の影で、資本制社会における労働力としての価値がある者とない者の間に分断が生じたという見解を示してきた。上記の、「人に説明がつかない状態」とは、この「労働力商品」としての価値を持たない状態を含むものではないかと考えられる。そうとらえるならば、今日、私たちが関係を結ぶことが難しい存在とは、障害者や路上生活者一人ひとりというよりはむしろ、「労働力商品」としての価値を持たない者を具体化しているカテゴリーなのでないだろうか。現代を生きる多くの者の中には、「労働力商品」としての価値を持たない自分自身になることへの「恐れ」というものがあり、そのことの歪んだ投影の結果、障害者や路上生活者と「どのように接したらいいかわからない」、「関係が結べない」という状態が引き起こされていることが示唆される。

3. 社会保障制度の確立が促進した労働価値のない者の潜在化

ここまでの議論をまとめる。日本の戦後の社会保障制度は、施設化を急激に行ったことで、「労働力商品」としての価値のある者とない者との間の分断を創り出す役割を果たしてきた。その影響で、多くの人々が障害者や路上生活者と関係が結べないという状況が創りだされてしまった。ここで、分断とは、日常で関わる機会をなくして関係を築けない状態を創り出していることを指している。多くの人々は、今日、何等かの支援的環境——専門家が常に必要な時にアドバイスができるような体制など——において、関わり方を学ばなければ、障害者や路上生活者に近づくことができないという状況がある。また、医療や福祉が進展したことで、これらの人たちに関わるには、特別な技術が必要であるという認識が広まってしまっている。

この主張を、社会保障制度が持つ差別性の批判として捉え、社会保障制度がなかった近世や前近世の方が排除や差別は激しいものであったというように、異を唱える立場をとる者もいるだろう。だが、本章で筆者が重要視しているのは、排除や差別の有無やその良し悪しではなく、差別や排除につながる施設化——どのような意図であれ、結果として隔離・収容にもなりうる要素を持つプロセス——が、社会保障という近代社会を支える国家のし

くみとして起こったことにより、当事者意識を持たぬままに、知らぬ間に、あるカテゴリーの者が潜在化するという、みえない差別の構造の問題である。

近世や前近世における障害者等の差別または排除のプロセスは、近代以降のプロセスのように、人々に無自覚な形では行われなかったであろう。すくなくとも、国家による一元化されたシステムはなかった訳であり、正当化の理由は共同体の中にあった。ということは、排除の力が働いていることは、共同体の構成員によって知るところであったであろう。つまり、この場合、排除は、「見える」形で行われていた。本論文が、社会保障制度があるカテゴリーの人々を潜在化していく側面を重要視している理由は、このこと自体を善か悪かということを問うためではなく、このことを認識することが、今日の社会保障のあり方を検証するうえで、また、長期的視座に立って将来の社会保障のあり方を展望する上で、重要であると考えからである。

2000年をほぼ境にして、人々の暮らしを支えるシステムには大きな変化が起こっている。医療・福祉は「脱施設化」へ方向転換し、在宅医療や地域福祉が促進された。コミュニティをどう再構築するか、地域での支え合いの関係をどう構築していくかというテーマは、このテーマに向き合っていない自治体はないといっていいほど、今日、大きな課題となっている。コミュニティを再構築することを語る時、ある一定の労働能力のないものを半世紀以上分断してきた歴史があり、そこからの大転換を意味するということを認識する必要がある。障害者や社会に適合できない者たちと、「どのように接したらよいかわからない」という状況が、人為的に創られてきた現在があることを踏まえて、策を講じる必要がある。

高橋（2001: 36）は、福祉制度等は、「人々の間に自然的な助け合いが欠如し、互いに疎遠ないし無関係であるがゆえに、それを補うべく社会的に制度化されたものである。それは人間における欠如の恒常的補填である」と指摘している。この言葉は心にとどめておくべきであろう。これからの社会保障制度の構築は、これまでの基本原理の延長線上に福祉の充実化を図ることで成し遂げられるのか、それとも異なる次元への移行が求められているのだろうか。基本原理に遡って検証することが求められている。

第1章 脚注

29 ここで「社会保障制度」とは、一般的に使用されている近代国家が保有する制度のことを指している。いわゆる社会保障制度とは、「疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齡、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法または直接の公の負担において経済的保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もって、すべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすること」をいう。

30 日本では1874（明治7）年に恤救規則という救貧制度ができたが、これは親族や隣保的に救済されない「13歳以下の幼児、70歳以上の老齡者」に米代が支給されるという貧弱な制度であった。恤救規則に代わって1929（昭和4）年に救護法が制定されたが、これも「労働不能者」の救済を目的としたものであった（横山・多田 1991）。日本で最初の救貧制度が施行された同じ時期、精神疾患を患った者に対しては、社会防衛的な視点から「路上の狂癲人の取扱いに関する行政警察規則」1875（明治8）年という、日本で最初の精神障害者の処遇に関する通達が発布された。これは、警察による精神障害者への日常的干渉の在り方を規定したもので、「路上狂癲人あれば穏やかに介抱し、暴動する者は取押え、その地の戸長に引渡すべし」と警察の職務が規定されている（広田 2004）。

31 ナショナルミニマム概念は、1942年にウィリアム・ベヴァリッジが第2次世界大戦後の復興計画の一環としてまとめたベヴァリッジ報告（正式には「社会保険と関連サービス」と題した報告書）の中で提示された。この報告は、社会保険制度を中心に公的扶助・関連諸サービスを総合し、「ゆりかごから墓場まで」をスローガンにした戦後の社会保障の理想的体系を示したものである。報告書は社会保障を以下のように定義している。

「ここでいう『社会保障』とは、失業、疾病もしくは災害によって収入が中断された場合にこれに代わるための、また老齡による退職や本人以外の者の死亡による扶養の喪失に備えるための、さらにまた出生、死亡および結婚などに関連する特別の支出をまかなうための所得の保障を意味する」（ベヴァリッジ 1942=1969: 185）

ここからも読み取れるように、ベヴァリッジ報告では、社会保障は所得保障として構想されており、現在、先進諸国でみられる社会福祉サービスは含まれていない。重要な点は、児童手当、保険・医療サービス、完全雇用対策を社会保障の前提として位置づけ、最低限の生活の保障というナショナルミニマムの考え方を明確にしたことである。ここから、ウェッブ夫妻によって、ナショナルミニマム概念が展開された。それは、「凡ての産業が、その雇傭する凡ての人々に、少なくとも、衛生と安全、余暇と賃銀の国民的最低限を供すべきである」（ウェッブ 1897 = 1969: 982）と記述されているように、もともと労働条件についての最低基準のことであった。それが、医療や住宅、教育などさまざまな分野について必要不可欠な最低限を国が保障するという意味に拡大され、社会保障の理念に取り入れられていった。

32 世界恐慌の時、たとえば、アメリカとニュージーランドは以下のような対応をとった。アメリカでは世界恐慌による深刻な不況対策として連邦緊急救済法（1933年）を制定し生活困窮者の救済を図り、1935年には老齡年金保険、失業保険、公的扶助による、社会保障法を制定した。ニュージーランドでは、所得保障と無償の医療保障とで構成された

社会保障法が 1938 年に成立した。

- 33 エリザベス救貧法制定の背景は、15 世紀後半、国際貿易の拡大による毛織物産業の発展の裏で、多くの農民たちが農地を追われ職を求めて都市部に流出し、職に就けなかった農民がそのまま都市部にとどまり路上に溢れたことが大きな要因であったといわれている。このような社会状況への対応として、王令として「乞食および浮浪者の処罰に関する法（1531 年）」がだされ、貧民は、病気等で働けない者と怠惰ゆえに働けない者に分類された。病気で働けない者は物乞いの許可が下され、怠惰ゆえに貧しいと分類された者は鞭打ちの刑が下された。1536 年には、王令が成文化され、物乞いを禁止し、救貧の単位を教区・都市ごとに設定した。エリザベス救貧法は、それまでの救貧行政を国家単位で管轄し、貧民処遇の一元化や中央集権化を図ったものである。貧民に対する処遇の厳しさは、以前の王令のまま引き継がれ、浮浪者や乞食を取り締まって働かせる意図が強く、劣等処遇の原則、すなわち、救貧を受けるものの生活は、「自立して働いている人のうちのもっとも貧しい人の生活水準以下」が導入されていた（熊沢 2008）。
- 34 「弱者救済の思想」を一言で表すなら「障害を持つ人々は、『弱者』であり、手厚い保護が与えられなければならない人々である」という思想である（櫻田 2002: 9）。
- 35 堀（1981）によれば、「日本型福祉構想」は以下 7 点の特徴を持つ。1. 欧米型福祉国家の否定、2. 自助努力の重視、3. 家庭による福祉の重視、4. 地域社会における相互扶助の重視、5. 企業福祉の重視、6. 民間の活力および市場システムの重視、7. 社会保障施策は、自助努力や家庭福祉等が機能しない場合の補完。
- 36 たとえば、95 年勸告の冒頭には、「21 世紀における社会保障の基本理念」として、「みんなのためにみんなでつくり、みんなで支えていくものとして 21 世紀の社会連帯のあかしとしなければならない」と記されている。
- 37 たとえば、『厚生労働白書』平成 19 年版は、老人医療費無料化の結果、「経済的理由から高齢者の受診が抑制さえることがなくなり、高齢者は受診しやすくなった。その反面、ややもすると健康への自覚を弱め、行き過ぎた受診を招きやすい結果ともなり、『必要以上に受診が増えて病院の待合室がサロン化した』あるいは、『高齢者の薬漬け、点滴漬けの医療を助長した』との問題も指摘されるようになった」とある（厚生労働省 2007）。
- 38 たとえば猪飼（2010）は、高齢者の長期入院傾向を生んだ要因として、需要面と供給面の双方から検討する必要があるとし、従来の議論が供給面の重要性が十分に指摘されてこなかったという立場を表明している。
- 39 この座談会は、筆者が 2007 年に主婦層を対象として開催したストレスマネジメント講座の受講生から、講座修了後も不定期な集いの場を求める声が挙がったことから始まった。2009 年以降、15 回程度、不定期に座談会を開催してきている。
- 40 筆者主宰の座談会のメンバーとは、不定期ではあるが数年越しで座談会を開いてきている。また、日々の暮らしの中での気になること等を持ち寄りざっくばらんに話すというコンセプトで行ってきている。そのため、どのような答えが出るかは推測が可能な付き合いがあると筆者としては捉えている。

第2章 今日の保健医療福祉政策における共生社会へ向かう動向

第1章では、社会保障制度の確立の歴史を以下のように読み直してきた。すなわち、社会保障制度は、資本制社会における「労働力商品」としての価値を持たない者を潜在化させ、彼らと「労働力商品」としての価値を有する者との間の分断を促進した。第1章では、このことを、障害を持つ者や疾病に罹患した者、また、貧困で住まいを失う境遇にあるような者、または、そのような状態に対する人々のまなざしに、焦点を当てて論じてきた。この潜在化と分断は、今日の私たちの間に、障害や疾病、貧困の問題を抱える者への対応は医療や福祉等の専門家が行うものとする意識を育ててきた。その結果、今日の私たちの多くは、このような人々と、どのように関わったら良いかわからない状況にある。

しかし、このトレンドは、現在、大きな変化を迎えている。1980年代くらいから「共生」という言葉が様々な領域で使われ始め、2000年を過ぎて、医療は病院完結型医療から在宅医療へ、障害福祉政策も入所型福祉から地域化が促進され、地域において、高齢者や障害者に出会うことが増えた。また、経済の鈍化に伴う非正規雇用の拡大が主たる要因となり、貧困問題が顕在化した。

現在、保健医療福祉における様々な領域で使われている共生社会の理念を一言で表すなら、「年齢や障害の有無等にかかわらず誰もが安全に安心して暮らせる社会」⁴¹を実現することと言えるであろう。しかし、今、進められている政策は、真に「誰もが暮らしやすい」社会を創っていく路線にあるのだろうか。

本章の目的は、現在、わたしたちの社会で進められている「共生」への道筋の政策上の動向を検証することである。共生社会に向けた政策は、子育て支援や青少年育成、食育等多岐にわたって進められているが、ここでは、保健、医療、福祉の領域において、特に、貧困、高齢、障害を対象にした制度上の動きに注目する。

第1節では、共生社会を創ろうという名のもとに始まっている政策上の動きのうち、保健医療福祉領域で核となる動向である、自助努力の重視、自立支援、社会参加の促進、地域社会における相互扶助の促進の4つについて検証する。第2節では、上記4つの動向から導き出した以下2つの傾向、「支援領域の拡大」と「自己概念の偏重」が、当事者にとってどのような意味を持つのかを検証する。第3節では、第1節第2節の検証および第1章の議論を踏まえ、現在進められている共生社会構想は新たな方向性を見出しているのかどうかを検証する。

第1節 保健医療福祉領域における共生社会に向かう動向の検証

ここでは、本論文の主題に関わる領域、すなわち、保健、医療、福祉領域、および市民活動領域において、横断的に強調されている政策上の動きを把握し検証する。そのために、自助努力の重視、自立支援、社会参加の促進、地域社会における相互扶助の促進の4点をとりあげる。これら4点の動きは、70年代後半に議論された日本型福祉社会構想で示された指針に沿うものであり、社会保障体制の95年勧告で明確に打ち出されたものである。日本型福祉社会構想および社会保障の95年勧告は、第1章第2節1項で記述してきたので、ここでは省略する。

1. 自助努力の重視

自助努力の重視の方針は、現在の健康政策の中心である健康づくり運動の「自分の健康は自分で守る」という自助努力を促すキャンペーンに顕著にみられる。1978年に第1次国民健康づくり運動（1978～1977）がはじまり、疾病の早期発見・早期治療が重視され、その基軸となる市町村保健センターの整備が進み健康診査体制の充実が図られた。1988年からの第2次健康づくり運動（アクティブ80プラン）では、疾病予防・健康増進に焦点が移り、栄養・運動・休養の3本柱を軸に指針が策定された。2000年からの健康日本21（第3次健康づくり運動）は、「壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上の実現」を目的に、生活習慣の改善にむけて10年後に達成すべき70項目の数値目標が設定された⁴²。また、2008年の健康保険法改正で、生活習慣病予防を目的とした特定健診・特定保健指導が導入され義務化された。

これらが促進されている背景には、高齢化に伴い今後もますます増加が懸念される生活習慣病の罹患者を減らし、国民医療費を抑制せねばならないという財政上の理由が大きく影響している。ここで用いられている手法を一言で表すなら「個人への介入」である。生活習慣病の罹患者を減らすために、罹患予備軍を健診によって拾い上げ、その個人の生活習慣のあり方を正す。特定保健指導を通して、行動変容を促す。ここには、「介入すれば改善する」という前提が存在する。保健医療従事者や研究者からは、「個人への介入」が非現実的であることは指摘され、社会的要因を考慮する必要があることは主張されている⁴³が、現行制度が、個人への介入を前提とした診療報酬のしくみを採用しているため、基本的に個人介入を基礎においた実践となっている。

2. 自立支援

自立支援とは、一般的に、対人援助における対象者の自立に向けた支援を指す。「自立」という言葉は、歴史的には、障害者政策が大型入所施設への入所が主であった 70 年代、障害当事者が地域生活を送る権利を主張し施設解体運動を展開してきた際に、用いられてきた。この時の「自立」とは、障害当事者が自分自身の人生を選択し、それを歩むことであった。具体的には、制度上、入所以外の選択肢がほぼ皆無だった時代に自らの手で地域生活を可能にする環境を切り拓いていくことを指していた。しかし、この言葉の使われ方は、21 世紀に入り、政策に取り入れられていく過程で変化した。現在は、たとえば、介護福祉の分野での対象者の ADL（日常生活動作）を向上させ、自分で歩けるようにすることとして用いられ、障害者や路上生活者のうち就労可能な者を就労による自立を促す時に用いられている。現在、障害福祉や貧困対策では、自立支援イコール就労支援という意味合いで使われることすら多くなっている。

以下に自立支援イコール就労支援という傾向が見られる法制度の例をあげる。

- 1) ホームレス自立支援法（ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法）、2002 年
- 2) 障害者自立支援法、2006 年
- 3) 児童扶養手当法と母子及び寡婦福祉法の改正、2002 年
- 4) 生活保護受給者等就労支援事業、2005 年

2000 年以降、促進されている自立支援は、少なくとも以下 2 つの前提がある。1 つ目は、健全な状態を是とし、健全者に近づくことが「自立」であるという前提である。障害を持って生まれてきたことをそのまま受け止め、今ある固有の状態において、その人の求める「自立」を求めるといふ、障害者運動が展開してきた「自立」とは対極の前提である。2 つ目は、人間は自己決定できる存在であり、自己決定・自己実現が善であるという前提である。これらの前提は、自立支援のもとに奨励されているアプローチ、特に、自己決定の尊重のために援助者が習得する援助技術論の中に読み取れる。

3. 社会参加の促進

社会参加の概念が保健医療福祉領域で浸透したきっかけは、WHO が 2001 年に ICF（国際生活機能分類）の概念を発表したこと、そして、それが日本でも取り入れられていったことにある。ICF は、これまでの障害の捉え方の転換を促した。従来 ICIDH（国際障害分類）では、障害を、「機能・形態障害」「能力障害」「社会的不利」という 3 つのレベルから捉え、「疾患・変調」が「機能・形態障害」を生み、そしてそれが「能力障害」を生み、

さらに「社会的不利」生む、という一方向の矢印で説明してきた。一方、ICFでは、「人が生きること全体の姿」を、「生活機能」として捉え、その中に、「心身機能・構造」「活動」「参加」という3つのレベルがあるとする。そして、「心身機能・構造」「活動」「参加」のそれぞれは、相互に影響しあっているという双方向の矢印で説明する。ICFでは、障害を持つ者の支援として「環境因子」の重要性が強調され、社会参加が1つの鍵であるという理解を広めている。

ICFの社会参加の概念やノーマライゼーションなどの概念の浸透によって、障害福祉や介護領域では、支援のメニューが拡大し、バリアフリー化が促進された。たとえば、高齢者支援においては、デイケアやサロンへの参加を促すことが実践されている。また、障害者支援領域では、日中活動支援、外出支援、移動支援、同行支援などの支援メニューが増えた。市町村単位で、介護タクシーやタクシー券の発行などが実施されている。また、社会参加の促進として、自立支援同様、障害者の雇用促進にむけた制度の整備が進められている。作業所や授産施設等の福祉的就労ではなく一般就労を後押しする制度としてジョブコーチ制度、就労支援センターの設置などが進められている。

4. 地域社会における相互扶助の促進

近年おこなわれた地域社会における相互扶助の促進に関係した法制度の整備としては、社会福祉法における地域住民参加による地域福祉の推進の明文化（2000年）、特定非営利活動促進法の制定（1998年）がある。この他に、内閣府が「新しい公共（New Public）」として2001年頃よりNPO政策において中間支援組織の設立を勧めたことで、官民の協働による地域活性化やボランティア育成事業等が推進された。具体例としては、市町村単位で認知症サポーターなどの名称で呼ばれる一般市民による見守り体制の構築などがあげられる。相互扶助の促進には、国で一元化されている公的サービスでは対応できない、きめ細やかな支援をNPOやボランティア組織が提供するサービスによって補完しようという意図がある。

5. まとめ 支援領域の拡大と自己概念の偏重の傾向

ここまで、共生社会の構築に向けて進められている政策上の動きのうち、保健医療福祉領域で核となる動向として、自助努力の重視、自立支援、社会参加の促進、地域社会における相互扶助の促進の4つを取り上げ分析してきた。この分析から、共生社会に向けた2つの傾向が導きだせる。1つ目は、支援領域の拡大であり、2つ目が自己概念の偏重であ

る。

支援領域の拡大の傾向は、例えば、健康政策において自助努力が重要視された結果、予防的な介入が増え、かつては指導や治療の対象ではなかった喫煙や肥満などが支援の対象となっていることにも観察される。また、社会参加の促進で記述してきたように、デイケアやサロンの設置、外出支援などの支援メニューの増加にも観察される。さらに、相互扶助の促進によって地域の一般の人によって見守り体制が構築されていることから、准支援者的な存在によって支援的な行為が提供される場が増えていることが観察される。

自己という概念が重要視されるようになった傾向は、自立支援の説明で述べてきたが、支援の領域すべてにおいて自己決定の尊重という原則が浸透したことによって加速されたものである。支援領域が拡大したこと、さらに、主だった支援がほぼすべて個人に対して提供されることから、支援を受ける者が自己決定する機会は飛躍的に増加した。これは、福祉サービスが基本的に行政の措置によって提供されていた 1990 年代までの状況と比べると短期間に劇的な変化を遂げたことになる。

次節では、ここに挙げた 2 つの新たな傾向が、当事者にとってどのような意味を持つのかを検討する。

第2節 支援領域の拡大と自己概念の偏重の傾向が当事者に与える影響

今日、共生社会の構築の名の下に、支援領域が拡大し、自己概念への依存度が高まっている。「介護保険を使うと送迎つきでデイケアに通うことができるようになった」「自分で使いたいサービスを自分で選べるようになった」ということは、福祉がより充実し、個人の人権の尊重がより徹底されてきたというように捉えることができ、人々の暮らしを支えるシステムの構築における「前進」として受け止められやすい。本節では、この傾向が、支援を受ける当事者にとって、どのような意味をもちえるのか、批判的に検証する。以下、当事者の実存の次元において、1.支援を受けるということ、2.自己決定をするということ、の2点の分析を通して、現在進んでいる傾向の検証を行う。

1. 支援を受けるということ

他者を支える行為を支援として捉えるなら、支援は意識化されないものも含め、日常生活の至るところで観察される⁴⁴。そこで、本論文が着目する「支援行為」を構成する要素を明確にしておく。本論文では、「支援」とは以下の6つの要素を含むものとする。第1に、支援する行為者が支援をしていることを認識していること、第2に支援を受ける被支援者（認知することができる者）が支援を受けていることを認識していること。第3に、支援の行為者からの何らかの働きかけ（支援行為）があること。第4に、この支援行為は、被支援者の「ニーズ」に基づくこと。第5に、この支援行為は、被支援者の「生」または「生活」に関与すること。第6に、その「生」や「生活」を支える行為には、常にではないが多くの場面で、専門性を要する、ということである。

つまり、本論文では、「支援」を対人支援の範囲内で捉え、支援者と被支援者の直接的な関係性が構築される場面を想定している。このような支援者と被支援者が直接的に関わり合いを持つ場において行われる支援という行為は、当事者の実存にどのような意味をもたらすだろうか。まず、支援者と被支援者という関係性を検討する上で重要な、「関係の非対称性」という概念を押さえておこう。

「関係の非対称性」は、以下、2つの場面において観察される。まず、第1に、支援という場に起こる相互作用のプロセスに着目した時、そこには、そのプロセスへの依存度が支援者と被支援者で大きく異なるというところに観察される。一方の障害者や高齢者、路上生活者など被支援者にとっては、その支援が、彼らの日常生活において欠かせないものである。被支援者にとっては、支援の有無や内容によって、「生」そのものが左右される。そして、然るべき手順を踏むことができなければ、この相互作用のプロセスから離脱する

ことはできない。

他方、支援者は、支援という行為を行わなくても生きていくことができる。また、被支援者との関係に行き詰りを感じた時、それを断ち切ることは比較的容易であり、断ち切ることによって、支援者の「生」がただちに影響を受けるという事態が生じることはほとんどない。つまり、支援者と被支援者では、相互作用のプロセスに対する依存度と可動性（mobility）が圧倒的に異なる。被支援者は常に、支援者よりもこの支援行為が行われる関係に生じる相互作用のプロセスに、物理的にも精神的にも、より大きく依存している。

第2に「関係の非対称性」は、支援が、常に、支援者から被支援者へとベクトルが一方向かう行為であるところに観察される。支援者と被支援者の関係性は、始めから、片一方は支援する側、もう片一方は支援される側として構築され、その関係性が持続されることが期待されている。もちろん、支援者と被支援者の関係は相互作用のプロセスによって展開し、その関係の中にいる者同士の距離は近づいたり離れたりもするし、励まし合う関係にもなりえる。支援者が、被支援者の存在によって、自分自身の価値を肯定されるような体験をすることは少なくない。そして、結果的に、「お互いさま」という感覚や、「あなた（被支援者）のおかげで今の私がある」という境地に至ることが随所で発生していることは実践者の言動に耳を傾けてみれば明らかであろう。しかし、このような「お互い様」の関係になったことをもって、関係が当初から非対称であったことから解放されうると捉えることは楽観的である。このような捉え方は、下記に示すが、当事者の体験していることへの繊細さを欠くことになる。

ここで重要なことは、「支援」という行為が発生し、そこに支援者と被支援者がいるかぎり、支援される側は常に弱者の地位に置かれる存在となるということである。ここにある非対称性の問題は、当事者主体、患者主体、来談者中心といった言葉が、政策立案者や実践者の間でも当たり前に使われる用語となっている現在、表面上は検出が難しく、ともすれば、見逃されやすい。

しかし、Aを病気（障害）の状態として、Bを病気（障害）でない状態として、この両者を分かつ言語（障害の種別や診断名）を用いる構造の上で、支援の関係に入る以上、私たちは、関係の非対称性の問題からは逃れられないといえるだろう。たとえば、アスペルガー症候群の診断を受けている綾屋は、自分自身が当事者運動から当事者研究へと関わっていった理由を、「確かにある私の生きづらさ」が、自閉症の特徴である「相互的社会関係能力の限界」「コミュニケーション障害」「想像力の欠如」といった言葉で表現されることの違和感があったからと説明している。

そもそも「アスペルガー症候群」の名づけの定義である自閉症の三つ組の特徴、すなわち「①相互的社会関係能力の限界 ②コミュニケーション能力の限界、③想像力の限界」という専門家の言説はいかがなものか。なぜこの障害の定義は、外から見た

判断を基準としているのか。「相互的社会関係能力」や「コミュニケーション」は二者の間に生じるものなのに、なぜその限界を一方のせいにするのか。いったい「誰が」困って、これを障害としたのか。

外側からはコミュニケーション障害に見えても、こちらにはこちらの理由があり、内側から見た世界というものがある。外から貼られたレッテルと、内部の自分が感じていることとのズレに対する不満も湧きあがり始め、私は何らかのかたちで異議申し立てのようなことがしたいと思うようになった。……確かにある私の生きづらさを説明する言葉が「社会性の障害」「コミュニケーション障害」「想像力の欠如」では困ると思っただけだった。(綾屋・熊谷 2010: 92)

認知症患者の当事者研究の集会でも「認知症予防」という言葉をめぐって類似の問題提起があった。「認知症予防」という言葉は、今日、ごく当たり前に使われている。しかし、認知症の「予防」という言葉には、認知症になることに対する否定の姿勢が潜んでいる。この表現が大げさであるならば、少なくとも、認知症はならない方が良いものとして捉えられている、と言い換えてもよいだろう。認知症の当事者は、この「認知症予防」という言葉を聞くときに、自分が格下げされている感覚を覚えることを指摘した(永田 2013; 木之下ほか 2013)。長年アメリカでオルタナティブ運動を核として推進してきた精神障害を持つジュディ・チェンバレン(1979 = 1996: 166)も、「精神保健面でのサービスを利用しようとする、そのクライアントは人格上、巧妙に格下げされてしまいます。」と述べている。

このような、「巧妙な格下げ」の感覚は、当事者としてサービスを受ける、支援を受ける、という体験をした者の多くが共有している感覚であるといえよう。そのことを裏付ける1つの現象として、この関係性を変えていこうという取組みが日本のみならず世界各地で生まれている。それらは、オルタナティブ運動、当事者運動、障害者運動など様々な形態で、多くの者を巻き込みながら勢力的に展開されてきている。「関係の非対称性」に由来する「巧妙な格下げ感」があることは、これら様々な運動に多くの当事者が精力的に参加し展開していること自体が証明している。

「支援を受けるということ」を語る時、「関係の非対称性」の問題からは逃れられないのだという認識が重要となる。ここまでの議論は、今日、支援領域が拡大してきているということから、改めて「支援を受けるということ」の当事者の実存の次元における意味を考察してきた。支援者(専門性を有する)と被支援者という関係で出会った以上、そこには解消しがたい溝がある。その「溝」の幅を少しでも埋めていくには、支援者側が、そこに権力構造に由来する非対称な関係があることを認知できるかどうかが鍵であるだろう。

2. 自己決定をするということ

これまで述べてきたように、今日、ある人が日常生活を送る上で支障が出た時、その人が支援を受けるという関係に入る機会は増加した。これは、支援サービスを選ぶという機会が増えたということでもある。なぜなら、保健医療福祉領域において、医療におけるパターンリズム批判、福祉における基礎構造改革（措置から契約への転換）、医療モデルから生活モデルへの変換等、大きなトレンドの変化が起これ、今日、自己決定を尊重することは保健医療福祉従事者の間では浸透しているからだ。支援を受ける機会が増え、支援サービスを選ぶことが増えている現在、自己決定を尊重することが時代の要請として「当たり前」になっている。

だが、トレンド化するということは常に本質がないがしろにされる危険を伴うことが多い。「自己決定の尊重」論にはこの危険性はないのだろうか。「自己決定の尊重」論は、人間が自己決定をするということを前提にしているが、ここで、改めて、この前提から検証しなおし、支援を受ける当事者にとって、自己決定をするということの意味を考察する。その方法として、まず、脳性マヒを持つ当事者であり医師であり研究者である熊谷が挙げた自己決定を下すことができる条件について検討する。

熊谷は、マイノリティである障害者が「主体としての『わたし』」を立ち上げることが難しいということを主張している。熊谷の主張を要約してみよう。まず、「主体としての『わたし』」とは、熊谷（2010: 114）の表現を使うと、「自由に思い出したり思考したり解釈したり判断したりすることができているという実感」である。熊谷は、当事者が、「主体としての『わたし』」を立ち上げる条件として、安心して共同作業のプロセスを歩む仲間や、特別な配慮を施した「場」が必要であると述べている。この主張を理解するためには、まず、障害を持つ者が、この社会において、圧倒的に数としてマイノリティであるという事実を踏まえる必要がある。そこから、障害者と健常者（多数派）は、知覚や運動の在り方が異なるということに視点を広げていく必要がある。

一般的に社会通念とされている事柄、「これは当たり前である」とされている事柄は、「これは面白い」、「うれしい」、「たのしい」、「かなしい」、といった感覚的なことも含め、多数派の知覚や運動の在り方を通じた体験から構成されている。このことを熊谷は「構成的体制」という概念を援用して説明している。多くの人は、自分の感覚や運動を通して体験していることと一般社会の構成的体制との間に大きな隔たりがないために、日常会話や他者との関わりの中で思考が停止したりせず、「自由に思い出したり思考したり解釈したり判断したりする」ことができている。しかし、マイノリティは多数派の知覚や運動のあり方は異なる。そのため、多数派から生まれた構成的体制の中ではとまどい、自分自身が感じていることの確証を得ることが難しい。そして、障害者が体験している「異なる」という感覚自体を体験的に共有できる者の数が少ない。

その結果、自分の体験が周囲に共有されづらい体験を繰り返す。これは、熊谷の表現を用いるなら、「予期が常に裏切られるような無秩序で混沌とした世界に放り出される」ような体験でもあり、「いつもびくびくして外界に翻弄され続け」るような体験でもある。このような体験を繰り返してきている障害者は、「主体としての『わたし』」、すなわち、「自由に思い出したり思考したり解釈したり判断したりすることができている実感」を持った存在として、そこにいることが難しくなる（綾屋・熊谷 2010: 118-120）。熊谷の言葉を引用しよう。

これまで自分自身の体験を周囲に拾われることが少なく、人々に理解されないということを繰り返し体験してきたマイノリティ障害者、特に、障害自体を否定されてきたり、我慢すべきもの、更生すべきもの、といった固定概念から介入的な扱いを受けてきた者にとっては、自分の感覚を抑圧することでその場を生きのびてきている。そのようなことを繰り返しているうちに、自分が感じていることは表現するに値するものかどうかはわからなくなり、そのうち、本当に自分が感じていることは何かすら、わからない、という状況になる。（綾屋・熊谷 2010: 121）

「本当に自分が感じていることは何かすら、わからない」という状況になりやすい障害者は、このことを敏感に感知できるセンシティブリティを持つ者や共通の体験を持つ者との共同作業を通して、自分に必要な構成的体制を構築する必要がある。そこでようやく、自分で思考したり判断したりすること——すなわち自己決定すること——が可能となる。ここに、熊谷が「主体としての『私』」を立ち上げるには、安心して共同作業のプロセスを歩む仲間や、特別な配慮を施した「場」があることが条件であると主張した理由がある。

今日、当事者を個人として尊重することの表れとして、当事者の自己決定を尊重することが、より良いあり方として浸透している。しかし、実践者（支援者）は、当事者の自己決定を促すことが一筋縄ではいかないということを度々経験する。支援者と被支援者の間に十分な信頼関係が構築された時にはじめて、初期の頃に支援者が聞いてきた言葉が「自己決定」とは言い難いものであったということを知ることすら少なくない。このようなことが起こるのは、熊谷が指摘した、当事者が「主体としての『わたし』」を立ち上げることの難しさの認識が十分でないことや、十分な関係を構築することができる環境が整っていないことに起因していると考えられる。

ここまでは、熊谷のように、生まれながらにして多数派と異なる知覚や運動のあり方を持っている障害者について、自己決定をするということの意味を検討してきた。では、これまで多数派であった者が何らかの理由によって支援を受けることになった時の「自己決定」についてはどのように捉えられるだろうか。

多数派であった者が支援を受けることになる状況の例としては、事故や疾病により日常

的に医療と介護を受けることになる、高齢で介護保険を使用することになる、自然災害によって被災し職や住居を失ってしまうといった状況が考えられる。ここでは被災者の例を用いて検討していくこととする。

社会学者の三井（2008）は、阪神淡路大震災で孤立死防止のために奔走した「阪神高齢者・障害者支援ネットワーク」の活動を調査した結果として、自己決定論は、支援を拒否する者の前ではなんの効力も持たなかったことを報告している。この団体は、被災者が避難所生活をしてきた当時から特に高齢者との関係づくりを行いながら支援をはじめ、被災者が仮設住宅に転居した後も、高齢者・障害者の住宅を定期的に訪問し、孤立防止に努めた看護師により立ち上げられたボランティア組織である。所属メンバーは定期的に要支援者を訪問していたが、訪問しても扉を開けてくれない事例は決して少なくなく、支援を受けることを拒否していた者の孤立死にも直面し、「自己責任論でいいのか」ということを問うている。以下、三井の考察の一部を引用する。

むしろ考えなくてはならないのは、支援を求め、声を上げることができるのは、自身や他者の現在や将来について、何らかの希望と信頼を抱いている人だけだということである。自身や他者について希望や信頼をほとんど失っている人は、支援を進んで受け入れようとはしない。阪神・淡路大震災で活動したボランティアは、望みが次々と絶たれるなかで誰とも会話すらしようとしなくなった被災者の例をいくつも挙げている。もしろんすべてではないにしても、ドアが開かない背景には、自身や他者に対する強い絶望や不信が存在することもあったと考えられる。（三井 2008: 105）

ある出来事をきっかけに生活が一変してしまうような体験をした人が、どんなに支援を必要としている状況にあろうとも、すぐに支援を受けることを選択するとは限らない。三井の調査の結果は、物理的に支援を必要としている状況にあることと、実際にその状況にある人が支援を受ける選択をするということには乖離があるということを示している。このことは、事故や病によって、生活が一変した人の場合にもあてはまることであろう。

今まであたりまえにあったものを失う、できたことができなくなる、将来の計画がすべて壊れてしまうといった経験をしている者は、熊谷の用いた概念を使って説明するなら、その人が「自由に思い出したり思考したり解釈したり判断したり」することを可能にしていた構成的体制を失った状態であるといえる。そのような状況にある人が「主体としての『私』」として自己決定を下すことができるためには、新たな構成的体制を、安心できる者との共同作業によって再構築する時間が必要である。

ここまで、生まれながらにマジョリティとは異なる知覚や運動のあり方を持つ障害者の事例と阪神淡路大震災の被災者の事例から、自己決定をするということについて検討して

きた。ここから言えることは、自己決定をするということは、全面的に肯定してよいほど容易なことではないということである。まずは、支援を受ける者が、自己決定をすることができる状態にあるかどうかということから問われなければ

ならない。最も重要なことは、支援を受けるために自己決定をするという状況にいる者は、もっとも自己決定がしがたい状況——日常の構成的体制が崩れたことや多数派の構成的体制とは異なることで「主体としての『私』」が立ちあがりづらい状況——にいる可能性がある、ということである。

現在、自己決定の尊重を筆頭に、自己選択、自己責任、自己実現といった用語が十分に吟味されることのないまま用いられている傾向がある。これら、「自己」という語句を含む言葉は、常に「主体としての『私』」があることを前提にしがちである。「自己」という語句が頻用される風潮が強まっている現在、「主体としての『私』」が立ち上がるには安心できる関係にある者との共同のプロセス——熊谷が援用した言葉を用いるなら「構成的体制」——を要するという事に留意する必要がある。

3. まとめ

ここまで、共生社会の構築の名の下に進んでいる支援領域の拡大と自己概念の偏重の傾向について、当事者に与える影響を考察することを目的に、当事者にとって「支援を受けるといふこと」また「自己決定をするといふこと」の意味を検討をしてきた。

「支援を受けるといふこと」の分析では、「関係の非対称性」の問題として2点指摘した。1つ目は、支援者と被支援者の間では、支援関係に対する依存度が大きく異なることである。支援を受ける者にとっては、支援の関係は、その人の「生」そのものが左右される程重要であると同時に、離脱することも難しい。その反面、被支援者は、この支援関係を失うことになっても生活は成り立つ。ここに関係の非対称性があることを明らかにした。2つ目に、支援者と被支援者の関係性は、始めから、片一方は支援する側、もう片一方は支援される側として構築され、その関係性が持続されることが期待されているということに着目し、被支援者は常に支援を受ける側であることによって弱者の位置に定められてしまう危険性があることを指摘した。もちろん、これらの関係における非対称性は、信頼関係を築いていくことによってある程度は緩和することができる。しかし、支援者（専門性を有する）と被支援者という関係で出会った以上、そこには解消しがたい「溝」があり、「関係の非対称性」の問題からは逃れられないのだという認識を持つことが重要である。

「自己決定をすること」の分析からは、自己決定する当事者という前提自体にフィクション性があることを明らかにしてきた。自己決定するには、「自由に思い出したり思考したり解釈したり判断したりすることができている」ことが必要である。この状態を本節で

は熊谷に倣って「主体としての『わたし』」と呼んできた。「主体としての『わたし』」が、立ち上がるには、「構成的体制」が必要である。しかし、生まれながらにマジョリティとは異なる知覚や運動のあり方を持つ障害者や、病や怪我や被災によって生活が一変し支援を受けることになった者は、安心できる者との共同プロセスを通して「構成的体制」を再構築する作業が必要となる。支援を受けるために自己決定をするという状況にいる者は、もともと自己決定がしがたい状況にいる可能性があるということを、念頭に置く必要がある。

ここまで、「支援を受けるということ」や「自己決定をするということ」が当事者にとって持つ意味を考察し、それを基に、実践において考慮する必要がある事柄について筆者の意見を織り交ぜながら記述してきた。もし、仮に、ここまで述べてきた事柄について、支援の領域で一人ひとりの被支援者と向きあう援助職に就く者たちと意見交換をしたとしたら、大方の者から、これらは周知の事実であり、この問題をいかに解決していけるかの視座を必要としているのだという声があがるのではないかと思われる。援助職のうち、特に、地域の非管理的な現場⁴⁵で被支援者の生活全般を支える立ち位置で支援活動を行っている者にとっては、信頼関係の構築が治療においてもケアにおいても、ほとんど何よりも勝る要であることは経験から体得してきている体験知である。また、「自己決定を支える」ということに潜む欺瞞性に気づきながら、少しでも納得のできる結論を当事者本人が出せるように日々格闘している。これらは時間を要することである。ゆえに、「支援を受けるということ」や「自己決定をするということ」の当事者にとっての意味にも気づいている者は、そのために必要な時間を、自己決定ができる個人を前提とした既存のシステムの中でどれだけ確保することができるかというジレンマと日々格闘している。

誰もが安心して暮らせる共生社会に向かって、支援領域を拡大し、自己決定を尊重していくのであれば、そのことが当事者にとって持つ意味を吟味し、必要な体制と時間を整える必要がある。これが単なる「キャンペーン」的に耳障りのよい言葉の羅列に終わることなく、真に誰もが安心して暮らせる実態を創るものとして実践されていく道を開拓していくかねばならない。そのためには、支援領域が拡大していくこと、自己決定を尊重していくこと、それ自体の是非を問う前に、これらが、どのような原理が働く構造の上で実践されようとしているのか、社会構造への批判的視座から吟味することが必要だろう。この問題意識を踏まえ、第3節では、現在進められている共生社会構想に働いている力学を明らかにし、これが誰もが暮らしやすい共生社会に向かっているのかどうかを検討していく。

第3節 共生社会に向けて必要とされる視座

共生社会に向かう政策において、支援領域が拡大し、自己決定を尊重する風潮が高まっている。介護を例に取り上げるなら、介護保険導入前の1990年代と比較した場合、日常生活において他者の手助けを必要とする者が利用できる訪問介護等のサービスは格段と増えた。障害者が利用できる地域のサービスも、施設入所以外に選択肢がほぼ皆無だった時代と比較した場合、量質ともに大きく変化した。

総じて、日常生活において他者の手助けを必要とする者が、住み慣れた地域で住みながら生活を送るために、家族以外の者から支援を受ける機会は増えたといえよう。また、自己選択、自己決定、患者中心、当事者主体といった言葉で当事者の自己決定を尊重することが浸透した。これは、かつて行政による措置によって受けられるサービスが決定されていた時代と比べたら、当事者は自分の意思が尊重され、より尊厳ある暮らしを営むことができるようになったといえる。

しかし、多くの者にとって、このことが、安心して「支援される状態」になれることに結びついてはいないことが見受けられる。第1章第2節で、NPO主催と筆者主催の座談会の参加者の、障害を持つことや疾病に罹患することに対する「まなざし」の分析を振り返ってみよう。参加者の発言をもとに行った自分自身が障害を持つことに対する「恐れ」の分析からは、これまで障害者と関わった経験のない参加にとって、障害そのものというよりは、他者に「説明のつかない状態」や「一般的に求められる状態ではない存在」になることが「恐れ」の対象となっていることが露呈した。第1章第2節では、他者に「説明がつかない状態」や「一般的に求められる状態ではない存在」とは、近代以降、資本制社会に生きる私たちに暗黙裡に働く価値観を踏まえて考察をすすめた結果、「労働力商品」としての価値を持たない存在であると捉えられることを示してきた。

この例からは、共生社会構想として「年齢や障害の有無等にかかわらず誰もが安心して暮らせる社会の実現」を謳い、それに向かう政策において、支援が充実し、自己決定の尊重が浸透していても、年齢や障害の有無等にかかわらず安心して暮らせるという安心感が、ひとびとの間には生まれているとはいえない。たとえば、平成26年度に内閣府が行った「国民生活に関する世論調査」では、国民の3人に2人が「将来に不安を感じている」と回答し、その内訳では、「老後の生活設計」(57.9%)が最も多かった⁴⁶。日常生活における不安についての前年度の調査と比較すると、「老後の生活設計」は、2.6ポイント(55.3%→57.9%)増加しており、ここからも、安心して老いることができる社会に向かっているとは言い難いことが読み取れる。

この理由の本質はどこにあるのだろうか。本章の1節2節の分析では、近年の政策の傾向(自助努力の重視、自立支援、社会参加の促進、地域社会における相互扶助の促進)が

当事者にとって、どのような意味持つかを分析した。そこからは、これらの傾向によって当事者は、かつてよりは、地域で生活をしながら支援を受けるための選択肢が与えられ、かつてより個人としての選択が認められるようになったが、このことが、一概に喜べる「前進」であるとは言い難いことが明らかになった。これは、当事者にとって十分なケア的環境が整っていない中では、自己選択を迫られることも、支援される機会が増えることも、場合によっては、関係のコントロール下のもとで個人としての責任を強要されることになりかねないからだ。

では、現在の方向性（自助努力の重視、自立支援、社会参加の促進、地域社会における相互扶助の促進）を持ちながら、当事者にとっての「支援を受けるということ」の意味や「自己決定をするということ」の意味を吟味した実践を行っていくことの中に、真に誰もが安心して暮らせる社会は開かれていくのだろうか。実践現場では、この方向で、さまざまな取り組みが進んでいる。しかし、この方向で、「支援を受けること」や「自己決定をすること」が安心して行えるものになったら、安心して他者から支援を受けることができるようになるのだろうか。

これらの問いを携えて、本節では、まず、現在進められている共生社会構想は、これまでの社会保障制度の価値観（原理）を越える構想なのかどうか、近代以降の資本制社会が作り出してきた価値観（人間の価値を労働力商品として見る価値観）の上にあるものなのか、それとも、それをも改革していくものであるのかどうかを検討する。次に、誰もが安心して暮らせる共生社会にむけて、どのような視座が必要であるかを考察する。

1. 現在の共生社会構想に働く原理

まず、第1章で論じてきた、社会保障制度の原理に関する議論を要約する。社会保障は近代国家の形成に伴って確立された、人々の暮らしを支えるしくみである。言い換えると、社会保障制度は、近代化がすすみ資本制市民社会が形成されていく過程で、その社会において暮らしの継続が困難になった人々を救済してきた。20世紀半ば以降、人権という概念が社会保障分野でも適応されるようになり、資本制市民社会において生活困難な状況に陥る人の救済や保護から、市民として最低限度の生活をする権利の保障へと移行し、社会福祉分野の保障が充実した。

日本における現存の体系につながる社会保障制度は、戦後から70年代初頭までの間に急速に確立したものだ。この間に用いられた手法が、障害者や治癒の見込みのない疾病の罹患者等、保護を必要とする人たちの大型入所施設の建設であった。実態として隔離収容政策を軸とした制度整備を行ってきたことで、障害者や生活困窮者らは、一般社会から隔離され、潜在化された。その結果、障害や疾病、高齢、またはその人固有の理由により、

一定の効率で働くことができない者、すなわち、資本制社会において「労働力商品」としての価値を持たない者たちと、「労働力商品」としての価値を持つ者たちとの間で分断がおこった。この分断がもたらした影響の一つが、これまでに障害者や路上生活者と関わったことのない一般的な市民が、そのような人たちを前にどうしたらいいかわからない、という反応に見てとれる。

1970年代後半には、社会保障改革の必要性が議論されはじめ、社会保障の「95年勧告」では、「国民と共に、超高齢化、少子化、個人化が進む社会の社会保障」として、新たな指針が掲げられた。ここで具体的に示された方向性の大枠を要約すると、入院・入所型医療福祉から脱施設化、自助・共助の促進、自助努力の重視、地域福祉の促進、民間企業参入への規制緩和、措置の廃止と自己決定の原則が挙げられる。現在、この流れを汲みながら、教育や子育て支援等の領域も横断的に網羅した政策として、「誰もが安全に安心して暮らせる」共生社会にむけた政策が、内閣府によって掲げられている。「共生」という言葉は、内閣府が政策として打ち出す以前から使用されてきているものであるが、現在、この言葉は官民へだたりなく至るところで使われるようになってきている。

では、「年齢や障害の有無等にかかわらず誰もが安全に安心して暮らせる」共生社会へ向かう動きは、戦後半世紀ほどで構築された社会保障制度の限界や問題を克服するものとして進められているだろうか。この問いに答えるために、ここでは、第1、2節の分析結果から、「共生社会」の構想に働く原理を検討する。

第1節で分析した共生社会に向かう政策の主軸となる動向(自助努力の重視、自立支援、社会参加の促進、地域社会における相互扶助の促進)について、この政策によって働きかけられる対象者に注意を向けてみることにしよう。まず、主軸となる動向の4つを概観すると、地域社会における相互扶助の促進を除くすべて(自助努力の重視、自立支援、社会参加の促進)が、個人を支援の対象としていることがわかる。さらに、その個人とは、一定の効率で働くことができない者、すなわち、資本制社会において「労働力商品」としての価値を持たない者であることは注目に値する⁴⁷。第1章で社会保障制度の構築の過程で「労働力商品」としての価値の有無が人々を分断してきたことを分析してきたが、共生社会構想のもとに進んでいる支援の動向からも、「労働力商品」としての価値というキーワードが重要な位置を占めていることが読み取れる。

これと同様のことが、自立支援のもとに行われている就労支援の制度設計においても観察される。自立支援における就労支援の制度は設計上(一般就労に結びつけることや訓練成果をベースとした助成金の出し方など)、対象者が「就労可能な」障害者や路上生活者に絞られている傾向がある。この制度の元では、重度の知的障害者や認知症患者、社会復帰が困難な状況にある路上生活者は置き去りにされてしまう。このことは、「労働力商品」としての価値のある者とない者の分断をますます助長する危険性を持っている。

さらに、第2節で行ってきた「支援を受けるということ」、「自己決定をするということ」

の当事者にとっての意味の分析からも、当事者個人への責任の過重の傾向が強まっていることが見受けられた。なぜなら、「支援を受けるということ」や「自己決定をするということ」は、当事者にとって十分に安心できる環境が整っていないところでは、関係のコントロール下のもとで個人としての責任を強要されることになりかねないからだ。

ここまでの分析から、結局のところ、共生社会構想のもとで進められている支援の根底に働く原理は、かつての救貧の思想の延長線上、すなわち、自己責任論の原理——貧困は自己責任、障害も自己責任というもの——にあるという結論が導き出される。このことは、社会参加の促進や自立支援において就労支援が大きな位置をしめ、その働きかけの対象が就労が困難な状況を抱えている個人への訓練であることに端的に現れている。支援の対象が個人ベースであることは、繰り返しになるが、この根底に「労働力商品」としての価値のある個人とない個人を区分する発想があり、分断を促進する。つまり、共生社会に向かう動きの中で、進められている支援領域における制度の改正や新設——自立支援や社会参加の促進、それによる「支援領域の拡大」や「自己決定の尊重」——は、戦後半世紀ほどで構築された社会保障制度の限界や問題を克服するものではなく、人間の価値を「労働力商品」で判断する価値観の上に成りたっているといえるであろう。

2. 考察

誰もが安全に安心して暮らせる社会としての「共生社会」を実現するために必要なこととして、多様な主体が、お互いを尊重し合いながら共存するための社会的な制度やしくみの導入が挙げられる。このことに関する認識は、本章第1節で分析した「社会参加の促進」や、「地域社会における相互扶助の促進」にもみられるように、様々なところで浸透していると見受けられる。具体的には、公共機関のバリアフリー化や、自治体によるバリアフリー条例の設立、市民による高齢者見守りや認知症サポーターの発足など、行政によるものから市民の草の根活動として生まれているものまで、いたるところで観察される。しかし、本章のこれまでの議論は、誰もが安心して暮らせる「共生社会」を志向するためには、個人を尊重し合えるしくみや制度の構築のみならず、もしくはそれ以上に、私たちが無自覚に影響を受けている価値観への洞察が必要であることを示している。ここで言う価値観とは、近代以降の社会の労働形態において機能する「労働力商品」としての価値を基準とする人間観のことである。

第1章第1節で述べてきたが、この価値観の浸透は、近代以降の社会が必要とした、社会保障制度という国家による一元化したしくみの成立と連動している。なぜなら、私たちが暮らす近代以降の資本制社会は、一方で「労働力商品」としての価値のない者を周縁化し、彼らを救済の対象としながら、もう一方で、「労働力商品」としての価値がある者のみ

で経済をまわすことで成り立ってきたからである。また、この価値観は、人々が共同体のしがらみから解放され、個人として生き、個人として自由を手にいれていくことを理想とする生き方を支える価値観でもあった。私たちの多くは、経済的に豊かになることや、個人としての自由を手にし、プライバシーが守られる生活を理想として、この価値観を内在化させ、この基準に照らし合わせて研鑽を積み価値のある者になることを、自ら、進んで行ってきている。つまり、現代社会を生きる大多数の者は、自覚的であろうがなかろうが、「労働力商品」としての価値を持っている状態を是とする価値観に影響を受けている。

老いるということや障害を持つということは、この価値基準においては望ましくない状態になるということである。ゆえに、老いや障害に関わらず安心して暮らせるということ突き詰めて考えていくなら、この価値観に意識的に向き合うことが必然的に必要となるのではないだろうか。言い換えるなら、誰もが安心して暮らせる社会の構築を成し遂げるには、障害を持っている者が安心して生活ができるように、いたるところに配慮がある社会の構築では十分ではないと思われる。第1章の第2節では障害者や路上生活者に対する人々の「まなざし」を考察してきたが、そこからは、障害を持つ、老いる、路上生活をするといった状態に対する「恐れ」の感情があることが浮き彫りにされた。この「恐れ」の背景には、そのような状態——すなわち、他者に説明のつかない状態であり、それは、「労働力商品」としての価値のない状態である——と関係をつぶることができないという問題がある。もし、障害を持っている他者への配慮はできても、自分自身が障害を負うということは受け入れられず、それは相変わらず「恐れ」の対象のままであるとしたら、——それは、誰にとっても起こり得ることであるので——安心して暮らせることにはならないのではないだろうか。感情的な反応に根差した「このようになりたくない」という心理の解消が必要であろう。自分自身がたとえ障害を負ったとしても、認知症を患ったとしても、安心して暮らせると感じられるあり方への模索が、共生社会を構築していくことを考える時に、重要である。

かつて、親族間の相互扶助や共同体的結びつきの中で人々が暮らしていた時代では、自分が動けなくなったら、身内や近隣の誰かが面倒みてくれる、といった関係が安心感を与えていたことであろう。であるならば、共同体的な結びつきが希薄化し、個人化が進んだ現在、安心感を与えてくれる関係性の構築に向けた動きを、どこからか始める必要がある。すでに、コミュニティカフェや地域サロン、自宅を定期的に解放して催される食事会（「住み開き」など）、地域密着型の祭りの開催など、さまざまな形でコミュニティ再構築への模索は始まっている。しかし、これら近年のコミュニティづくりにみられるケースの多くは、お互いの生活事情までは入りこまない距離感を保っているところに特徴がある。また、自由に出入りができるゆるやかさも、近年のコミュニティづくりを標榜とした場づくりの多くが共有する特徴である。その場合、その場が開催されている主旨によるが、老いて一人で外出できなくなった時や、その場に集う者同士の人間関係のもつれ等で、比較

的容易に、そのコミュニティとの関係も解けてしまうという傾向が見受けられる。このような集いの場において育まれる関係性と、老いや障害といった出来事の前でも解けない関係性、つまり、「いざ」という時にこそ安心して頼れる相互扶助の関係性の間には、少なからぬ断絶があるのではないかと推察される。つまり、誰もが安心して暮らすことができる「共生社会」ということを念頭に置いた時に求められる、「いざ」という時にこそ頼れるような関係性の構築への道のりは暗中模索の状態にあり、いまだ、限られた人々の間での関心事の範疇にあると考えられる。

私たちは、個人として生きることを基盤として成り立っている社会経済システムの一員であり、社会情勢や時代背景、経済システム、社会保障制度、人々の価値観等々が複雑に絡み合った環境のなかで、安心して老いることや障害を持つことができないという事象を抱えている。よって、1つの解決策を見出し、その達成に向けて制度整備を行うというような直線的な解決策を見出すことでは、誰もが安心して暮らせる社会には到達しないであろう。それでも、長期的視座が必要であること、そして、今現在から、個人化を促進する力と対峙する動きを創出していくことが必要であることは、「共生社会」構築に向けて必要な視座として挙げることはできる。

しかし、長期的視座に立ちながら、そして、目の前の課題に現実的に対応しながら、個人化を促進する力と対峙する動きとは、いかなるものであろうか。ここでは、第1章第2章で行った現在の社会保障や共生社会構想に働く原理の分析から指摘できることとして以下2点を指摘しておきたい。

まず第1に、現行の制度に対して、また、新たな制度やしくみの導入において、それが、「労働力商品」の価値の有無による分断を促進するものであるかどうかを判断基準の1つとすることである。そのためには、近代以降、資本制社会における「労働力商品」の価値の有無によって分断が進んだ歴史に対する理解を深めることが必要である。そして、何かの選択の際に、この分断を是正していく可能性を探る。たとえば、もし、新たな場づくりをするのであれば、そこに障害者や高齢者のみではなく、健常者も自然に混ざりあえるセッティングを施していくことなどが考えられる。第2に、今利用している制度に対して、また、今後利用しようとしている制度を選択する際に、それが、個人をベースにしているかどうかを判断基準の1つに入れることである。これは、本章第2節で論じてきたように、個人をベースにした実践が個人化を促進してきた側面があることへの認識や、自己概念のフィクション性への認識を持って自己決定をサポートすることなどが含まれる。

「老いる」、「障害をもつ」ということは、人間として自然に起こることであり、誰にでもおこりえる。また、さまざま事情から一般的な規範に沿った生活を送ることが難しく、生活に困窮するという状態に陥る者も歴史上、人間社会に常に存在していただろう。少なくとも、このような状態になることが「恐れ」の対象となり、その状態と関係が結べない者が多いという事象の一部は、社会保障制度の構築と伴って生じてきたことである。しか

し、社会保障制度が人々を「労働力商品」としての価値の有無で分断し、個人化を促進する側面は、これまで往々にして見過ごされてきたのではないか。なぜなら、これまで実践において意識的に用いられてきている判断基準は、「患者・クライアント・当事者のためになるかどうか」と、「経営的に成り立つかどうか」のほぼ2点であったといえるからである。制度の利用が、少なからず、人々の分断や個人化を促進する危険性があるということを意識し、それを是正する動きを創出していく⁴⁸。その先に、障害、老い、貧困といったことが、人が生きているうえで起こり得ることとして自然に受け止められる社会への道筋が開かれていくのではないだろうか⁴⁹。

ここまでの考察は、第7章でヘルスプロモーションのあり方の検討をする際に、再度、振り返ることとする。次章からは、誰もが安心して暮らせる社会づくりにつながる、障害者や路上生活と「共に生き共に創る」関係性を基盤とする活動の実践事例に接近し、そこから、本章までにおこなってきた問題提起に対する知見を導き出すことを試みる。

第2章 脚注

- 4¹ この種の表現は様々なところで見聞きするものである。内閣府ホームページ上の共生社会政策の説明でも使われている。
- 4² 「健康日本 21」では、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、たばこ、アルコール、歯の健康、糖尿病、循環器病、がんの9つの領域にわたって70項目に対し数値目標が設定された。
- 4³ たとえば、社会疫学の第一人者である近藤（2005）は、「健康日本 21」が、健康の心理社会的要因を看過しているとして、健康政策のあり方自体を見直し、生物・心理・社会モデルにもとづいたストレス対処能力を高める介入の必要性を説いている。また、保健師が行動変容を促すということの限定的効果については松下・熊谷（2003）の著書に詳しく議論されている。
- 4⁴ 「支援」の定義の中には、通りすがりの人に尋ねられて道順を教える行為などを含むものもある。本論文では、対人支援で支援者と被支援者が直接接触するものを支援として捉え、本文中にあげた6つの要素を含むものとする。本論文のものに近い定義としては、今田（2000: 15）の、「支援とは、何らかの意図を持った他者の行為に対する働きかけである、その意図を理解しつつ、行為の質を維持・改善する一連のアクションのことをいい、最終的に他者のエンパワーメントをはかることである」という定義がある。
- 4⁵ 地域の非管理的な現場の例：アウトリーチ事業を行っている訪問看護ステーション、障害者支援事業を行っている当事者団体、24時間往診体制をとっている診療所、また本文でも引用した被災者の孤立防止活動を行っているボランティア団体など。
- 4⁶ たとえば、平成26年度に内閣府が行った「国民生活に関する世論調査」では、国民の3人に2人が「将来に不安を感じている」と回答し、その内訳では、「老後の生活設計」（57.9%）が最も多かった。本調査の調査対象は、全国20歳以上の日本国籍を有する者のうち層化2段無作為抽出法で抽出された10,000人である。調査期間は平成26年6月19日～7月6日。有効回答数が6,254人、有効回答率62.5%（内閣府 2014）。
- 4⁷ 第1節の自助努力の重視の分析では、健康政策における予防の強化の例を挙げたため、対象者は、厳密にいうと、「労働力商品」としての価値を持たない者ではなく、「労働力商品」としての価値を失う恐れのある者である。しかし、この場合でも、根底にある価値観は異ならない。
- 4⁸ たとえば、長野県栄村では、国の介護保険システムそのままを取り入れるのではなく、村にもともとあった自然な助け合いの要素を壊さない独自のヘルパー制度（通称「げたばきヘルパー」）を構築している（高橋 2002-8; 鈴木 2005）。これは自治体が個人化を是正する動きを創出した例として意義深い事例である。
- 4⁹ ここでは、制度を導入する側、すなわち、実践者の立場から、社会保障制度の利用に関する議論を進めてきたが、当事者（利用者、患者、クライアント）としても同様のことがいえる。当事者側が、制度を利用する時に、その制度が分断を促進するものなのか、個人化を促進するものなのかという2つの判断基準を導入することが、誰もが安心して暮らせる社会づくりの運動において重要な意味を持つ。

II 事例

第3章 「わっぱの会」

第3章、第4章では、障害者や路上生活者と、人として対等な関係において「共に活動を創る」という理念のもと、彼らが地域社会で生活するために必要な場やしぐみを制度に先駆けて創り出してきた実践の検討を行う。第3章では、障害の有る無しに関わらず共に生きる共同体づくりの活動を展開してきた「わっぱの会」の活動を考察する。第4章では、路上生活者への連帯保証人提供事業を開始したことで路上生活者支援における突破口を開き、その後も常に貧困問題の最前線に立ってきた「自立生活サポートセンターもやい」（以下、「もやい」）の活動を考察する。これら二つの団体は、結果的に、第2章の主題であった「誰もが安心して暮らせる共生社会」につながる動きを創出してきている。本論文では、これら2つの団体の実践を、今日の日本におけるヘルスプロモーションのあり方の探求において有益な視座をもたらすものと位置づけ、事例分析を行う。

「わっぱの会」と「もやい」には、活動の経済基盤が脆弱な時でも、その活動のあり方に惹きつけられた人々が活動に参画し、次々と新しい動きを生みだし、社会の中に新たな場やしぐみを創り出してきた。そのような活動は、いかにして継続され、展開することができたのだろうか。事例検討では、この点を明らかにすることを目的として、共に活動を創るという「共創」のプロセスの展開を追う。第1節では、それぞれの団体が創設されたきっかけとその活動の変遷を明らかにする。第2節では、それぞれの団体の理念が、彼らの日々の活動の中でどのように具現化しているかに焦点を合わせ、団体の日常のあり様を描く。第3節では、それぞれの団体の活動実践は何が牽引してきたのか（原動力）、また、この活動実践から何が創り出されてきたのか（創造物）を考察する。

本章では、「わっぱの会」を取り上げる。「わっぱの会」を対象とした研究は、障害者問題や社会運動領域の機関紙等での実践報告以外で筆者が知る限り、次の2点のみである。1つは、「わっぱの会」の事例から障害者運動における当事者概念と労働観を考察したもの（伊藤 2011）、もう1つが、障害者運動の事業性と新規メンバーの加入過程の関連を考察したもの（伊藤 2013）である。

尚、序章でも述べてきたが、「わっぱの会」は、筆者が1999年4月から2002年3月までの3年間、メンバーとして所属していた団体である。よって本論文の記述は、筆者の活動実践体験およびその後の聞き取り調査をもとにしている。実践および調査の概要については、巻末資料1 (p.193)を参照いただきたい。

第1節 活動のはじまりと変遷

1. 活動のはじまりと「わっぱの会」の立ち位置

1971年11月1日、当時の学生と身体障害を持つ者3人が、名古屋市昭和区円上町で、「一つ屋根の下、一つの財布」で、共同生活をはじめた。これが後に「わっぱの会」と命名される障害のある人とない人の共同体づくり運動の団体のはじまりである。当時の障害者施策は、障害者が施設で一生を送ることが前提となる「コロニー政策」を主軸に進められていた⁵⁰。そして、その多くが人里離れた山の中に建設されることが多かった。「わっぱの会」の前身であるボランティア団体が、知的障害者の成人施設でワークキャンプに参加していくうちに、「これは、障害者への差別・偏見に基づいた、隔離政策ではないか」と、この政策の持つ差別性に気づく。「わっぱの会」は、福祉の名のもとに行われている隔離・収容政策へのアンチテーゼとして、地域社会（名古屋市の街の中）で障害を持つ者と共に暮らすことを自ら開始した。翌年には、少し広い一軒家（名古屋市昭和区滝子）へ引越し、共同生活を送る者と、その試みに賛同する者たちで、共同作業所を開所した。ダンボール加工や印刷業を営みながら、共に暮らし、共に働き、社会への働きかけを展開していった。

「わっぱの会」が設立された1970年代は、日本各地で、障害者運動のうねりが起こっていた時代である。「わっぱの会」は、当時の障害者運動と要所要所で連携しながらも「共に生きる」ことを目指した独自の活動を展開していった。ここで、簡潔に、当時の障害者運動の流れにおける「わっぱの会」の位置関係を整理し、「わっぱの会」の独自性をつかんでおこう。

この時期、コロニーに入所していた障害を持った当事者たちから、「施設ではなく地域で暮らしたい」と声があがり、当事者とその当事者に連帯を示した者たちによって、各地で「施設解体、地域へ」という運動が起こっていた⁵¹。「施設解体」を掲げた運動体や連絡会は全国に数多く誕生したが、要求する内容は同じものもあれば異なるものもあった。たとえば、健常者が創り出してきた社会のあり方に問題提起し告発し続けることを目的とした団体、労働する権利獲得を掲げた団体、教育を受ける権利、そのままの姿で存在する権利を掲げた団体、介助を労働と認め障害者介助制度の導入に動いた団体など、さまざまである。しかし、これらの運動は、障害があっても尊厳を持って地域で生きることを主張し、その権利を獲得していくという点において共通した運動であった⁵²。

「施設解体・地域へ」という運動は、主に、脳性マヒ者が中心となって展開した障害者解放運動であった。そのため、おのずと、意思を言語で表現できる者が「自己決定する権利」を獲得していく運動として展開していった。そして、権利を獲得していく主体は、「個人」であった。現在、中途障害の脊髄損傷による車いす生活を送る者や知的障害者を含む

グループも存在するが、実態として、重度の知的障害者など自らを語れない者、自己決定ができない者の存在が前面に出ることがないというのが特徴の一つでもある。

この当時、知的障害を持つ者を含めた障害者の就労という切り口からも権利獲得の運動が起こっていた。この流れには2つの潮流がある。1つ目が作業所運動であり、もう一つが、その作業所のあり方に疑問を呈してはじまった、「わっぱの会」が運動の中心的役割を担ってきた「共に生き共に働く」運動である。

障害者の就労という観点から、まずは、「福祉的就労」を形作ることになった作業所運動の流れを簡単に辿ってみよう。作業所運動の展開の背景として、当時の障害者雇用政策の中心であった1960年制定の身体障害者雇用促進法に注目する必要がある。これは、身体障害者の一般就労を促進（1976年身体障害者雇用の義務化）するものであったが、精神薄弱児（知的障害者）や精神障害者は対象にはならず、仕事に就くものは軽度の障害者に限られていた。これに対し、「障害の種類や程度をこえてすべての障害者の働く権利の保障」を求め、親や教師、障害者自身や福祉関係者が立ち上がり、（小規模）作業所運動を展開していった⁵³。その中心を担っていったのが1977年に16カ所の共同作業所によって結成された「きょうされん」である。

作業所運動は、障害者の労働権の保障を求めた運動であったが、その結果、勝ち取った制度は、小規模作業所や、授産施設や福祉工場（自立支援法以降は、小規模作業所は地域活動支援センター、授産所は就労継続支援や就労移行支援となっている）など、「福祉的就労」という形態であった。「福祉的就労」は、「就労」という文言は使われているものの、その位置づけは個人の労働保障の観点からは極めてあいまいであった。障害者は訓練を受ける訓練生（自立支援法以降は、利用者）であり、仕事内容は、工場の下請けの単純労働であり、賃金ではなく工賃が支払われるが、最低賃金をはるかに下回る金額である。

作業所運動は障害者の労働する権利の保障を求めて運動を展開していった結果、「福祉的就労」という形態を獲得した。このことで、それまで行く場所のなかった成人障害者の活動領域は広がり、成人障害者の親の負担も軽減された。しかし、「福祉的就労」が、障害者を1つの場所に集め、通所生、訓練生として配置し、その障害者を訓練する者として健常者の職員を配置する構造は、社会一般の能力主義や、「働く能力のない」者を社会から排除する障害者差別の構造を無批判に受け入れてしまうことになる。

このような問題意識のもとに「福祉的就労」からの脱却をめざし、障害の種類や重度にかかわらず、障害のある人となない人が「共に働く」場を創ろうとして生まれたのが「共働事業所⁵⁴」づくりである。これは、後述する「差別とたたかう共同体全国連合」が全国的に展開していった運動であるが、「わっぱの会」はその先駆的かつ中心的役割を担っていた。

「共働事業所」運動が重要視したのは、どんな働き方であれ、それを「労働」として認め、「共に働く場」を社会の中に確立していくことであった。この「共に」ということが強調されてる点が、当時の障害者運動と「わっぱの会」が大きく異なる部分である。全障連

をはじめとする障害者解放運動にとっての差別との闘いは、個人の人権を獲得していくことであったと括るなら、作業所運動にとっての差別との闘いは、障害者個人の労働する権利を獲得していくことであった。

権利獲得の主体が「個人」であった当時の障害者運動との関係について、「わっぱの会」の創立メンバーで現在理事長の斎藤にインタビューを行ったが、その内容には、「わっぱの会」の立ち位置が鮮明に表れている。

そもそも、最初から、障害者運動をしよう、ということではないわけですよ。障害のある人とない人で共同体を創ろう、という運動なんだけれど、当時、まず障害者の差別と闘うということもあったから、その部分は障害者運動なんでしょうね。

全障連という有名な組織が 70 年代の後半にできたんだけど、その時にも参加してくれっていう要請はあったんだけど、うちはそういう運動とは違うからって。反差別っていうことでやっていることは一緒のことなんですけれども、要するに基本的な発想の原点が違うっていうのか、要するに（全障連などは）障害者のまさに個人としての確立みたいなことが一番中心になっているから、共に生きる社会を創るっていうところが弱かったからね…。最初から共同体を創ろうってスタートした運動だから、そこはどーしても相容れないんですよ。

障害者運動の、（これまで）抑圧されて差別されているからそういうものが必要だっていう論理は正しいんだけど、それが過度になると、障害者が自分で表現し、障害者が自分で考え、障害者が自分で行動する、それがすべて良しなんていうと……結局、なんというか、差別っていうのは関係性の問題なので、そこが変わらん限りは、障害者が発言できるようになっても、何も変わらないわけだよね、だから、関係性を変えるっていう視点をね、ちゃんと運動の中に持ち込まないと…。

当時の運動が「個」に立脚する労働権や自己決定権を獲得するものであったと捉えた場合、「わっぱの会」は、個の権利はその大前提としながらも、「個の論理」を越えた「共に生きる」権利を主張し獲得する運動として展開してきたといえる。斎藤は、当時の障害者運動をはじめ様々な運動が活発に展開されていた当時について、「共に生きる」という言葉自体、「その当時、自覚的に使わなければ、普通は使われていない言葉だった」と振り返っている。ここからは、この「共に生きる」をキーワードにして生まれた活動が、どのように展開していったのか、その活動の変遷をたどっていく。尚、活動の歩みの詳細は、年表「わっぱの会 40年の軌跡」に記したとおりである（p.101 参照）。

2. 「一つ屋根の下」の時代（1971～1980年代半ば）

1971年11月1日、共同生活を始めてから6か月後、わっぱの会は共同生活体（わっぱの会では共同生活の場をこのように呼んでいた）の倉庫を作業所に改造し、5月15日共同作業所の開設式を行った。当時のニュースレターには、「労働空間の共同化から共同生活空間の幻想を自らの主体的行為で乗り越えよう！」とある。「共同体づくり運動」として活動を始めた「わっぱの会」が、このように、すぐに「共に働く」場づくりを活動の主軸に置くことになったのは、共同生活を成り立たせていくための必然であった。斎藤は、「最初に始まった一軒家での共同生活では、障害のない人は昼間の仕事をアルバイトでも何でも確保できたが、障害のある人にはそれができないことを思い知らされ」、これが、「自分たちで共に働く場を創る」、後の「共働事業所づくり」という方向性を明らかにしたと語っている。

しかし、「共働」の理念は明確になり、作業所を開設しても、経済的には厳しい状況が続く。なぜなら、ダンボール加工、卵販売、印刷業、廃品回収、天然せっけんAZの販売など、障害を持つ者と一緒に取り組めるとして始めた仕事は、なかなか売上増につながらなかったからである。例えば、「知的障害の人たちにできる仕事を」ということで始めた段ボール加工は、下請けで一個何円の工賃であった。

1980年代半ばまでの最初の10数年の日常の様子を概観してみよう。この頃は、共同生活をしている家屋に作業場を併設し、そこに外からも通ってくる人達がいる、という「一つ屋根の下」を拠点とした活動だった。また、当時は、共同作業所での作業と併行して、脳性マヒ者のありのままの姿を描いた映画「さよならCP」の上映運動や、障害者に対して差別的な待遇をしていた企業の糾弾・抗議活動、養護学校の義務化反対の運動など、活発に社会への働きかけを行っていた。さらに、バザーや祭りなどの地域行事を通して、地域に住む人々との交流も積極的に行っていた。74年からは障害のある児童と地域の子供たちが地域の公園で共に時間を過ごすことを意図した「土曜保育」を始めている（80年まで続いた）。「わっぱの会」発足当初は3人だった共同生活者は、その後拡大し、最も人数が多かった中村区での元社員寮を借り受けていた時期（1981年3月～1985年6月）には、障害のある者ない者20人規模で共同生活を送っていた。

活動の参加者は次々と集まり、活気にあふれていた。しかし、何をやっても売り上げは低いままで、「これでは『共に働く場』が丸ごと経済的に差別されたままとなってしまう」という危機感がつのっていく。そして、事業として展開する「共働事業所」開設に向けて具体的な手立ての模索がはじまり、1984年に国産小麦使用・無添加パンの製造に着手する。事業化の柱となる製品がパンになった経緯について、自らパン屋に修行に赴いた斎藤は、以下のように述べている。

障害者を含めて皆が働いてやっていこうって思った時に、何ができるのかっていう。資本もあまりないわけだから、少ない資本でもって、皆の仕事としてやれて、かつそれが収益として成り立つっていうそういう分野って何かないのかなって考えた時に、まあ手作り食品っていうのしかないんじゃないか、という風に判断した。

それで、手作り食品で自分たちで何ができるかってことになって、それこそ、2年近く、そういうことやっているところをあちこち見て回ったでんすよね。で、その中で、ま、最終的にパン屋さんか豆腐屋さんか漬物屋さんか、その3つから選択しようって思っていた時に、脱サラでパン屋を始めた人が見習いしてもらってもいいよっていう、生協の紹介でね、そういうところがあったんで、じゃあパン屋にしようって、そういうことになって、…半年、見習いにいったですよ。

このようにして、「わっぱの会」が生き残りをかけた事業の柱は、パン製造・販売となったわけであるが、齋藤は、その背景として、パン製造なら「皆でやれる」以外の要素も後押ししたと語っている。その一つ目が、これまでに築いていた消費者運動等のつながりのある団体から、製造したパンの販売を引き受ける話があったことである。つまり、事業をスタートする前から一定の販路の確保が見通せていたということである。さらに、齋藤は、「大量生産・大量消費時代において、手作業をするということ自体に価値があると考えたこと、食品添加物だらけの食品とは異なった市場での流通が保障されるのではないかと考えた」と語っている。こうして、1984年1月から「わっぱの会」では「国産小麦使用・無添加パン『わっぱん』」の製造が開始された。

3. 「わっぱん」製造・販売と社会福祉法人化（1980年代後半～1990年代後半）

「わっぱん」製造は、「わっぱの会」にとって大きな節目となる出来事であった。実際、「わっぱの会」のあり方は、「わっぱん」製造に着手したことで大きく変容した。なぜなら、「『わっぱ』という団体が主張する『共に働いて生きていこう』」ということの実践として、それが経済的にも社会的にも一定の基盤を創り出していったというのは、その時（パン屋さんを始めたこと）が初めて」だったからだ。それまでの「わっぱの会」は、齋藤の表現を用いるなら、「ただ単なる理念があって支え合っているってだけの団体」であった。つまり、メンバーの強い想いにのみ支えられた若者たちの集まりであった。それが、「わっぱん」の製造・販売に着手したことで、歩みが大きく前進し、活動の第2段階に入っていくことができたのであった。

パン屋を事業として成り立たせていくことで、「共に生き働く」ということの実践を事

業として継続していける力を得たという。この言葉には、2つの意味合いが込められている。まず1つ目が、パン屋が事業として成り立ち始め、経済的基盤が安定したことである。2つ目が、社会福祉法人格を取得したが、パン屋が事業として成り立っていたために、「施設化」せずに「共に働く」共働事業所として継続できたということである。

通常、社会福祉法人化をするということは、行政の管理下におかれ、運営の詳細について基準を満たす必要がでて、「施設化」する。これでは、「施設」批判がきっかけで「共に生き共に働く」の実践をしてきたわっぱの会のあり方が根底からゆらぐことになる。だが、「パン屋」が事業として成り立っていたことで、わっぱの会は、それまでの「共に生き共に働く」を継続する共同体でありつづけることができた、と齋藤は語っている。

社会福祉法人化と共同体でありつづけるということの関連について、齋藤は以下のように語っている（「わっぱの会」は1981年に名古屋市に社会福祉法人化意向を伝えている）。

それまでずっと名古屋市と独自に交渉してきて、土地を自分たちで買って、事業所を作ったりしてきてやってきているわけだけど、そこで、ようするに今の制度にこちらは合わせずに独自のものを創り出そうということをしてきたわけなんで、それに対して、市はそれ以上望むのであれば、今の制度を使ってくださいって、というような結論みたいなものだったんだね⁵⁵。そこから、こちらもどうしようかを考えていって、これ以上、前進しないから、では法人化をやらざるをえないかなという判断になっていくわけなんですけど、じゃ、そこで、こっちがやりますってその後こちらからいっても、あちらは本気じゃないから、こちらがやりますっていっても全然すすまなかったわけ。

（※81年8月、市民生局から「わっぱの会」に法人化の勧めがあり、翌年の4月、法人化の意向を「わっぱの会」から申し入れている。しばらく交渉は停滞していたが、1987年12月、社会福祉法人化され、社会福祉法人共生福祉会が設立した。）

それでパン屋ができて、うちの活動が注目を浴びたわけ。そうすると、そうやってる団体が法人化を求めているんだから、それを断り続ける、伸ばし続けることはできないって判断に（市のほうが）なって動きはじめたんですよね。それが、85年位からですね。

そういう順番だったから、逆に良かったのは、もし81年や82年の段階で、本当に行政が言う法人化にのっかって進んでいたら、つまり、ちゃんとした事業形態がないのに法人化だけが成功すると、いわゆる施設化しざるをえないとか、うん、形式なものだけに留められないとか、形式が実態になっていくっていかね。それが、もう、ちゃんとしたパン屋事業として基盤ができたところに、法人化をのつけたから、

だからその、建物はでっかくなっただけ、やっていることは基本的にそれまでやってきたことを続けるということになったから、そういう意味でいわゆる「施設化」しない一つのパン屋さんとしてやり続けるということができたんですよ。

このように、すでに事業として成り立っていたことで、「施設化」はせず、「共働」の理念を貫くことができた⁵⁶。しかし、この時期を境に、「共生」の部分が、想いはあっても実態がついていかないということになりはじめる。それには次のような状況があった。パンさんができて、共同生活体を 20 人規模で住んでいた中村区からパン工場のある瑞穂区へ移転したが、大きな一軒家が見つからなかったため規模が縮小した。このことで、パンさんへ各々の自宅から通う者が増えた。その後、地域で生活を望む障害者のために、1988 年に 1 つ、1989 年にまた 1 つというように共同生活体は創られていったが、それはこれまでの共同生活体とは異なるものとなっていった⁵⁷。

考え方として共同生活体を創るというものはなくなっていなかったのだけれど、実際に形態としては全く違ってしまい、障害者だけの住居を確保してくというふうになっていってしまったですよ。

と齋藤は述べている。

また、社会福祉法人化したことで、通所授産施設のパン工場「ワークショップすずらん」が瑞穂区にでき、ここに通所生として（これまでパン工場の従業員として働いていた者も含め）30 名ほど知的障害者を受け入れた。新たに加わった者は、これまでの「わっぱの会」を知らず、行政の紹介で入ってくる。当然、「福祉のお世話になる」という意識で来所する親も多く、実質上、理念で結合した共同体から、生活上のニーズによって集まった人々の共同体へと変化していった。このことで、初期の「一つ屋根の下、一つの財布」での時期には、対応しないで済んでいた事柄と格闘していくことが増えた。

たとえば、行政を通して通所することになった障害者の親たちに、「わっぱの会」のあり方を知ってもらうことが重要となった。それには家族会を立ち上げて対応を図った。また、新しく活動に参加した人たちと共に学び、共に理念を具現化していけるように、共生共働研究会を 1992 年にスタートした。80 年代半ばまでは一つ屋根の下に暮らしていたことでごく自然におぎなえていた障害者の生活支援や介助を、システムとして具体化していく場として、生活援助ネットワーク準備会を 1995 年に発足させた。その前の年の 1994 年には、障害を持つが働きたいという人たちの働く場として「わっぱの会」だけでは足りないという問題意識から、一般企業への就労援助を行う取りくみをスタートし具体化していくために、就労援助センター準備会を立ち上げている。

このように 80 年代後半から 90 年代、「わっぱの会」は、共同体であり続けるというエ

ッセンスをいかに守りながら、同時に社会のニーズに合った活動をいかに展開していくか、さまざまな模索を続けていた。就労援助の部門を創りだしつつも、「わっぱの会」の共働事業所自体をさらに創り出す必要があることがわかり、パン屋さん以外の事業へも乗り出すことを決定した。これらが一斉に、新たな事業所や支援センターの開設として結実するのが2000年前後である。

4. 地域サービス分野への事業の拡大（90年代後半～）

90年代後半から2000年代初期、「わっぱの会」の新たな活動の場が次々と誕生した。1995年、生活援助ネットワーク（介助ヘルパー派遣等）が、1997年、就労援助センターが、正式に発足した。2000年を境に、新たな共働事業所も複数開設された。これらは、時代の要請と、わっぱの内側に存在した変革必要性（課題）が相まってすすんだことである。時代の要請とは一言で言えば、脱施設化・地域化の促進のことである。これは2000年、社会福祉の基礎構造改革⁵⁸の実施という名目の下、措置制度から契約の移行を伴う、福祉サービスの地域化に向けた一連の制度の変革のことを指している。

「わっぱの会」の内部に生まれていた変革必要性は、「自分たちだけで共に生きていてもいいのか」という問いに集約される。時代の要請とわっぱ内部からの変革の必要性に押し出されるようにして、「わっぱの会」は、拡大の一途をたどった。この時期の「わっぱの会」の活動の拡大の内的動機について、斎藤はインタビューで

なんでそうなっていったかっていうと、90年代の半ばからなんですけれど、わっぱの中での働くって言うこと自体が、給料ってことが極めて限られてくるんで、働きたいってことが給料ってことで答えられないってことが、一つのやっぱり働く場を他にもっと創っていくってことになっていったし…。それから生活の中で、もう、それでなんというか共同で暮らすっていうだけじゃ、障害者がやっぱり地域で生きていきたいって思いをこっちで全部かかえられるわけでもないし、ましてや介助って問題がでてくると、助け合っっていうだけじゃ解決できないことも当然でてくるわけで、じゃ、そういったことの中で、「わっぱ」という一つの集団の中での解決するということにとどまらない、地域という視野を持った活動を進めるというのが不可避免的に必要となっっていったんですよね。

こうして2000年前後を境に一気に活動が拡大した。前述した「生活援助ネットワーク」（1995年）と、「ひろばわっぱる」（2000年）は、これまで「わっぱの会」内で当然行っていた障害者の生活上の援助を、「わっぱの会」メンバー以外の障害者にも門戸を開くもの

となった。また、「就労援助センター」（1999年）、「なごや職業開拓校」（2001年）は、地域の中に障害者が就労できる場を開拓していく試みであった。これらを、市や町の委託事業として受託したことで、地域との接点が増えた。また、各センターの開設に伴い、相談支援を業務とする有資格者メンバーも増え、職員配置も変化した。このような活動の拡大に伴って、「わっぱの会」で働く健常者が一気に増え、働き方も多様になった。

これは、「わっぱの会」設立当初の運動を知らない世代が急激に増えたということでもある。2000年前後に開設されたセンターや事業所に入ってきた世代は、現在30～40代で、健常者では最も多い世代となっている。そして現在は、各場を中心的にまわす役割を担っている。この世代の中には、夫婦共「わっぱの会」に所属し、子育てをしながら「わっぱの会」で働く者も複数存在する。その多くが共同生活体ではなく自宅やアパートから通ってきており、働く場として、「わっぱの会」に参加している。

この2000年前後を境に起こった変化は、「わっぱの会」が、障害の有る無しに関わらず共に生きる共同体であるという理念の実践を自分たちのみの閉じた中で実践する段階から、「共に生きる地域社会を障害のある者とない者と共に創る」という段階へ移ったものと捉えてよいだろう。2014年現在、「わっぱの会」には、220人程の障害者と健常者が所属し、働く場（「共働事業所」）が7か所、生活をする場（「共同生活体」）が15カ所、地域に住む障害者への就労支援や生活支援をおこなう事業所が6カ所ある（表3 わっぱの会活動内容 p.99 参照）。1992年に共同生活体で暮らしていたUさんが他界したのをきっかけに、合同墓の建立を決め、1996年5月、愛知県岡崎市に「わっぱのお墓」が創られた。毎年8月には、お墓に眠っている者と個人的にゆかりのあった者たちが参加して、墓詣りを行っている。これは、「わっぱの会」が、規模が大きくなっても共同体的なつながりを依然として維持していることを示す例であるといえるだろう。

90年代以降、「共生」や「共に生きる」という言葉は社会に広く浸透し、行政機関のポスター等の標語にも採用されるほど社会通念化した。理念のみを見ただけでは「わっぱの会」と変わらない標語を掲げる福祉施設も次々と誕生している。しかし、「共生」「共に生きる」は、標語として掲げ意識の変革を促すことのみでは、なかなか達成できるものではないことを、「わっぱの会」の歩みは示している。

これまでみてきたように、「わっぱの会」は「福祉」のあり方の根底に対する問題提起として、「共に生きる」という言葉を自覚的に使用した。そして、「わっぱの会」が「共に生きる」を理念のみにでなく体現していくためには、自らが「福祉化」しないために事業を起こすことが必要であった。「わっぱの会」にとって、事業（共働事業所）は、理念を日常に落とし込むための「仕組み」である。次節では、共働事業所をはじめ、「わっぱの会」が共同体であるために自ら創設した「仕組み」に注目する。

第2節 理念を具体化させるしくみ

1. 「共同体である」ということ

「わっぱの会」の活動の変遷をたどると、「わっぱの会」が、3人の共同生活からスタートし、その後規模が拡大して社会福祉法人格を取得しても「施設化」せずに「共働事業所」として運営し、さらには、共に生きる地域社会を創っていく動きを進めてきたことがわかった。これらは、「共同体である」ことにこだわったゆえにたどることになった軌跡であった。ここからは、改めて、「共同体である」ということが日々の実践でどのように観察されるのかを描きだし、この共同体的な日常を支えているしくみを検討する。さらに、この共同体的な日常を支えるしくみが、新たに活動に参加したメンバーに与える作用について考察する。尚、インタビューの結果は表 3 (p.98) に要約した。

「わっぱの会」の日常で、当然となっていることについて、斎藤は、

たとえば仕事場に公私を混同しちゃあかんとか、私を持ち込むな、みたいな感覚は全くないですよ。まさに、私が寄り集まって共を創つとる訳ですから、私を出さない共なんてありえない訳で、そういうところで、仕事は別というような割り切り方はできないし、それからその障害者に対して、えこひいきしちゃいけない、等しく同じようにつきあわなきゃいけない、みたいなね。それは、まったく不自然な話なんで、人は誰だって自分の好みによって人との付き合い方を皆変えているわけであって。

この言葉は、「わっぱの会」の「仕事場」が、一般的な社会通念としての職場や、障害福祉分野の職場と異なることを如実に現わしている。

「わっぱの会」では、通常の職場であれば公私混同と捉えられえる事柄——たとえば、お互いの生活背景、家庭の事情、子育て、結婚、離婚、といった個人の事情——を持ち込むことはごく当たり前であり、その事情を尊重し合う。「わっぱの会」に学生ボランティア時代から数えて9年間所属し2008年に結婚・引越しを期に退職したEは、「わっぱの会」退職後に行った就職活動を経て、「わっぱみたいどころってなかなかない」ということを痛感したと語っている。その理由の一つは、「融通が利くこと。その人の生活全体がわかっているから、困っている時は、そうしていいよっていうようなところ」である。

上記の斎藤の言葉は、「わっぱの会」では、「公私混同」を容認することと同じ土俵の上に、人間関係において個人的な感情、私情を挟むことに対しても寛大であることを示している。それは、障害者との関係においてもいえる。通常の福祉の現場では、障害を持つ者のニーズに基づいて職員（主に健常者）は、自分の欲や個人的感情を抑えて職務をまっ

うする。この時に、苦手な相手だから関わらないというような選択肢は排除されている。そのことで、通所生に対する公平性が保たれている。しかし、斎藤は、「それからその障害者に対して、……等しく同じようにつきあわなきゃいけない、みたいなね、それは、まったく不自然な話なんで」と語り、続けて、

そういう風にして（好き嫌いといった感情を抑えず自然に）つきあうのがあたりまえだから、そのやっぱり、サービスの利用者だっていう考え方だったら、サービスを提供できる時は提供してサービスが切れたら関係ないよってことになるわけで、でも、そうじゃなくて、（わっばの場合、）特定のこの人との関係があって、特定のこの人とのつながりを大事にしたいってことになれば、サービスを提供してるかどうかってこととは関係なく、それをとことんこだわって大事にしたい、ということになってくる、そういうことだったと思うんで。

と、自然体で障害者とつきあうことで、制度の枠組みに捉われない活動を創ることができてきたことを「わっば的」な活動展開の要因の一つとして挙げている。実際、そのように捉えることで、「わっばの会」のこれまでの活動の展開の軌跡が、線で結ばれてくる。例えば、前項で記述したように、「パン屋」を選んだのは、手作業なら障害を持つ者と共にやれる、そして事業化の目途がたったからであった。また、パン屋を「福祉的就労」でなく事業として成り立たせたことや、社会福祉法人を取得したことは、「共に働く場」の継続に必要な経済的基盤と社会的認知を得るために選んだ道であった。また、前項では触れなかったが、就労支援センターや生活援助ネットワーク（ヘルパー派遣）のスタートのきっかけも、障害者と健常者がごく自然に付き合う中で構築されてきた関係性が基盤にあり、「そのつながりの中で寄せられてきた声から、必要だから創ろう」というようにして創られてきた。生活援助ネットワークは、介助者派遣の制度が施行されてからは制度を利用しているが、制度の枠内だけでは多くの障害者の生活は成り立たない。その部分については、任意団体として独自に「広げる会」の活動という枠を創って対応をしている。

このように、「共に生きる」関係を継続したいという思いが、道なき道を開拓していくことを可能にしてきた。このことについて、「わっばの会」に入ってから14年目になるMは、わっばの会には、「事業の枠がこうだから」という発想がないと表現し、『『必要だからやろう』、そのために、事業ベース（制度が使えるなら）に乗られるところは乗ろう、乗られないところは任意団体としての活動にしてやればいい』っていう柔軟さ』があると語っている。また、それが「わっばが好きになっちゃった」理由の一つと挙げている。

ここまで、「わっばの会」において、自然体で障害者と関係を構築できることがもたらす前向きな面、すなわち、枠組みに捉われない活動の展開につながるという、正の部分の述べてきた。自然体ということとは、好感を持てる相手に近づきたくなる、より関わりたく

なる、という内側からの欲求にまかせて良いということであると同時に、近づきたくないと感じるとき、その感覚に素直に従ってもよいということでもある。このことに注意を払う時、自然体で障害者と関係を構築できることがもたらす負の部分に懸念する意見も出ることであろう。例えば、好みではない障害者が粗雑に扱われることにはならないだろうか、また、その人に障害があるがゆえに、粗雑な扱いを受けていることを言語で訴えることができない場合、その状況が顧みられることなく温存されることがあるのではないか、などである。

それに対しては、いかに公平性を保とうという意図が働く場（通常の福祉的職場）においても、人間関係において、好き嫌いといった私情が完全に排除されることはないということを経験しつつ、筆者が「わっぱの会」に所属していた期間に観察された事象を記しておく⁵⁹。「わっぱの会」の場合、私情を抑えたりせずに自然体でつきあう、ということは、健常者のみならず障害者にとっても同様に保障されている。「わっぱの会」では障害を持つ者は管理されていないので、嫌な人には近づかない、嫌いな人のことをきかない、頭にきたら身体で（暴れるなども含め）抵抗する、相談したい人に相談する、ということが自然にできている。「わっぱの会」では、身体で抵抗するような状況が起こるような場合、それを諫めることとして捉えずに、その意思表示（言語が無理な人は、身体的に）されたことを汲み取り、その場をとりもつことが日常的におこなわれていた。そのことで、かえって、誰にとっても、逃げ場がある状況が創られていた。

障害を持つ者の好みなどの感情は、日々、一緒に過ごすことが多ければ、たいてい感じ取ることができる。「わっぱの会」ではお互いが生活の事情も含めて関わるというような密度の濃い関係があるので、不仲やうまくいっていないことがあるとそれを敏感に察知し、知らないうちに誰かしらがフォローするような動きが生まれていた。私情を抑圧しない場であるので、かえって、個々の感情にまつわる問題が潜在化せず、フォローがされやすい状況があったと考えられる。筆者が観察した限り、お互いをよく知る間柄で互いが補完しあう集団力学が働き、誰かが継続してスケープゴート化されるようなことはなかった。

では、本項の冒頭で提起した問いに戻ろう。共同体的な場すなわち公私混同できる場はどのようなしくみによって成り立っているのだろうか。個人的事情を職場に持ち込むことができ、自然体で人間関係を構築することができ、継続させたい関係のために「必要なものは創る」ということができる場は、どのようにして確保されているのだろうか。ここで挙げたような自由奔放な性質が、草の根活動や NPO 法人等、新たな活動を創る場で観察されることは決して珍しくないと考えられる。しかし、「わっぱの会」は創立 40 年以上で経っている。先述したように、初期は確固たる理念の下に若者が結集して活動を開始しているが、2000 年を境に活動が拡大したことに伴って、価値観や参加の動機もさまざまなメンバーが増えているわけだが、M がコメントしているように、2000 年以降に「わっぱの会」に入ったものの目にも、この制約がない自由奔放な風土は今も顕在である。

この問いに答えるために、「共に生きる」理念を具現化する仕組みとして「わっぱの会」の歩みの中で形作られ採用されてきた「共働事業所」と「分配金制度」を取り上げる。この2つのしくみの説明のあと、これらが施設化しないメカニズムとしてどのように機能しているか、2000年前後に「わっぱの会」に入会した若手メンバーのインタビューを用いながら検討する。

2. 「共働事業所」と「分配金」のしくみ

「わっぱん」製造のパン工場をはじめ、「わっぱの会」の事業所は、小規模作業所や授産施設のような「福祉的就労」とは異なる「共働事業所」という形態を持っている。「福祉的就労」については、作業所運動の変遷のところで説明をしてきたが、ここでもう一度、概要を把握しておく。「福祉的労働」は、職員によるケアと指導の下、一般就労が困難な障害者に就労の機会を与えるものである。自立支援法施行（2006年）以降、就労による社会参加の促進がより推し進められ、訓練の場と一般労働に近い形態を持つ方向性に制度は動き雇用契約を結ぶ形態もできてきているが、実態は、労働者というには程遠く、数千円から1~2万円程度の工賃を受けとる利用者である。雇用契約を結んだ場合も雇用保険等の保障は無く、そこで働く者の立場はあくまでも、自立支援法における「利用者」である。

「共働事業所」は、「福祉的就労」からの脱却をめざし、障害のある者もない者も対等な関係において共に働く場として始まった。このような形態を持つ働く場を全国に広める「共働事業所」づくり運動が、1984年に発足した「差別とたたかう共同体連合会（以下、共同連）」によって展開されてきている⁶⁰。「共同連」は、「共に生き共に働く」場を社会の中に確立していくことをめざす共通の課題意識を持った7つの団体によって結成されたものであるが、「わっぱの会」は結成時から、この運動の中心的な役割を担っている。

「共働事業所」づくり運動が背負ってきた課題について斎藤（2012: 77）は、著書の中で以下5つを挙げている。

- ①障害のある人も無い人もそれぞれの力を出し合って、一緒に働く関係をつくっていく。
- ②労働の場といえるためにも、そこで行う仕事は一般消費市場に流通する商品やサービスを提供できるよう努める。
- ③その結果、各場での売上収入を増大させ、一人当たりの分配金で生活が保障できることをめざす。
- ④働く構成員みんなでその場を創っていこうと、できるだけ対等な関係性に立った運営を心がけていく。
- ⑤総じて、障害のある人・ない人の共働の場としての経済的な自立を実現していく。

「共働事業所」の運営の方針からは、そこで働く者すべてが障害のあるなしにかかわらず仲間として対等であることが明確に謳われている（上記、④「できるだけ」という言葉は、理想は理想として大切にする一方、違いによる差異を看過しないという姿勢を表している。たとえば、重度の知的障害のある人が場をきりもりして事業を成立させることはできないというような現実を即した場の運営をすることを指している）。しかし、仲間として対等ということは、「言うは易し行うは難し」という側面が往々にしてある。それは、「こうすれば対等ということになります」という法定式が存在しないということに一因がある。また、これは対等である、これは対等ではない、というように判断基準もないことが一因でもある。自分自身は対等なつもりで行っている行為が、もう一方にとってはそのように受け取れないという、すれ違いの状況が起こることは容易に想像がつくことだ。外見から分かる対等性を確保するしくみとしては、「わっぱの会」の会議にはクローズドの会議はなく、出たい人は出て発言できることになっているということがある。しかし、これも、誰もが発言できる雰囲気があるかないか、その時にどのような参加者が集まっているかによっては、形骸化する。つまり、「対等である」ということは、結局のところ、そこにどのような関係性があるかという視点から把握する以外困難なことである。そして、その関係性が対等であるかどうかは、その関係の中にあるものにしか究極的に判断できないことであろう。

結局、「共働事業所」では、「対等」という理念の具体的なあり方を各々が常に模索することになる。筆者は、その対等性を保障するものとして、唯一、形として存在し、具体的に体感することができるのものとして、「分配金制度」があったと捉えてきた。以下にその理由を説明する。

斎藤によれば、分配金を一言で表すなら、「能力主義でない所得保障」ということになる。障害の有無や、労働能力や効率にかかわらず、メンバー間で事業収益を平等に分配するしくみだ。現在、「わっぱの会」の基本分配金は12万4千円⁶¹で、この基本分配金に各々の生活状況にあわせた加算金がつく。たとえば、共同生活体で生活するのではなく独立した生計を営んでいる者には、家賃と食費補助的な意味を持つ「自立加算」や「生活加算」がつく。また、近年、勤続年数に応じた継続加算や時間外加算をつける試みを開始するなど、現実を即して必要な改正を行ってきている。障害年金など安定的な収入がある場合、基本分配金からその分を減額⁶²し、メンバー皆が同じ経済状況の下生活することになっている。

2000年以降スタートした継続加算は、当然ながら障害の有無に関係なくすべての人に適応されている。これは、例えば、働き始めて数年で一つの場を切り盛りする役割を担うことになった健常者よりも、長年「わっぱの会」に所属している障害者で、ほとんど一般的な意味で働くということはずいぶん「ただ、そこにいる」という状態の人の方が、受け取

る金額が高いということが起こるとのことだ。障害のある人もない人も同じ給与体系ということは、このように一般常識ではないことに慣れていくきっかけになる。「仲間として対等」ということがもたらす各々の日々の生活において日々改めて考える機会になることは容易に想像できる。

2000年以降に入会した、すなわち、「共働事業所」や「分配金制度」というしくみが既に長年運用されてきた時代に入会した健常者メンバーへのインタビューでは、「そういうものなんだ」と捉えてきたという声や、「(同じ給料なのに)なんで、自分ばかり居残りなのと思ったりすることはある」、「不満がないわけじゃないけれど」という言葉が聞かれた。これらは、次項でさらに分析をしていくため深入りしないが、ここでは、多くの者が、分配金によって「みんな同じ」という関係を作りやすいと認めていたということを指摘しておきたい。つまり、自分自身の生活を成り立たせている給料の体系が、このように世間一般との違いを常に意識させる作用を持っているということによって、日々、「仲間として対等」ということを思い出させる機能を果たしていることや、「共に生きる」「仲間として対等」という理念を形骸化させないものとして機能していることは確実であろう。

3. 「共働事業所」と「分配金」というしくみの作用

ここまでは、「共働事業所」や「分配金」というしくみが、「仲間として対等」という理念を日常に落とし込む作用があることを指摘してきた。ここからは、まず、実際に「仲間として対等」な日々はどのような姿をしているのか、「わっばの会」の日常を記述する。次に、2000年以降に入会した若手メンバーに対して行ったインタビューをベースに、彼らがこのしくみをどのように受け止めて自分のものにしてきているのか、そこから何が生まれているかの検討を通して、このしくみが持つ作用を考察する。2000年以降に入会した若手メンバーとは、事業規模が急激に拡大した時に20代で入会した者で、現在、30～40代の者である。(インタビューの要約は表 3 (p.98) を参照)

「仲間として対等である」ということを表す時に、「わっばの会」では、「ここには、管理する側もされる側もありません」といった表現を使うことが多い。これは、筆者自身が「わっばの会」に所属していた期間、新たに活動に参加する人(新メンバーやボランティア)への説明や、協力関係にある機関(同じ地域にある病院や福祉施設や行政等)に「わっばの会」の説明をする時に、ほぼ毎回使用していた⁶³。これは、通常の福祉施設との違いを示すことで「わっばの会」の特徴への理解を促すことを意図した表現である。「わっばの会」の日常において、このことは、例えば、関係の構築の仕方、会話の仕方に現れる。「〇〇さん、何々しなさい」というような学校の教師と生徒の関係を思いださせる命令口調の言動や、時に病院等でよく見受けられる「〇〇ちゃん、〇〇しましょうねー」といっ

た成人障害者に対する子ども扱いじみた言動は、まず、見当たらない⁶⁴。

ここに挙げた表現は、管理しない場であることを示す一つの例として記述した。管理しない場でよく観察されることとして、もう一つの例を挙げるとしたら、一言で言えば、「ありえないことがしょっちゅうおこる」ということである。例えば、知的障害の人たちが多く働く「ワークショップすずらん」（パン工場）で2008年まで働いていたEは、

ありえないことがたくさん起こってた。番重（出荷時にパンを入れるケース）持ってきておいたのに、ぱっと振り向いたらもう番重がなくなってたとか（笑）、「え、今持ってきた番重、どこにあるの？」って。そしたら誰かが持って行ってたとか（笑）、そういうのがいっぱい、ありえないことがいっぱいあった。……パン作りっていう、夕方までには、製品としてパンを作って出荷しなきゃならないっていう中でやってたから……それで、それが次に起こらないようにどう自分がしたらいいかなってっ自分で考えて、ずっと考えてた。……全部パンが揃って出荷するのに、私が配達するのに、全部パンをチェックして、「あ、これで車に積むだけだ」って。それで車に積んで（お得意様に）持っていったらパンが足りなかったの（大笑い）。……「あ、いろんな人が車に積んだらダメなんだ」とか、「番重に番号ふればいいんだ」とか、いろんなこと考えたな。思い出すと楽しいよね。その時はいっぱいいっぱいだったけど。

と「いろんなことが毎日のように起こってて、ごちゃごちゃだった」当時を懐かしんで振り返っている。Eは、毎日、そのような環境で働いていたから、自分自身が「ちょっとのことじゃ、慌てふためかなくなった」とも感じており、それは、「子育てしてても、役に立っているな」と感じている。そして、「人って、こうしなさいって言われてもしないよね。でも、一緒にいて楽しいとどんどんするようになるよね。そういうのを「わっぱ」で学んだ」と語り、だから、「何か、すごくできることが広がった気がする。すごく、自分自身が変わらざるをえなかったから、当時はすごくきつかったんだと思うの。体調も崩したりしてたし、痩せてたし。でも、できることは広がった」と感じている。

筆者が「わっぱの会」に所属していた時に体験した事柄と照らし合わせてみて、ここでEが挙げた「ありえないこと」は、「わっぱの会」の中では日常におこる些細な「ありえないこと」の部類に入ると捉えられる。筆者が所属していた頃の記憶をたどっても、この程度の事柄は、ゆとりがある時の笑い話にはなるが、その場で大きな問題として捉えられるようなことはなかった。誰かしらが対処し始めていれば他の者は「またやってるね」という程度の反応を示し、淡々と業務をこなす。知的障害を持つ者が工作中「脱走」することなども、日常でよく起こることで、「わっぱの会」では、これは「そのくらいはあるでしょう」という認識で、安全が確認できればよいこととしてメンバー間で共有されていた。

Eの言葉を改めて読み直すと、そこには、「わっぱの会」の「共働事業所」では常に向き

合うことになるジレンマ——「経済的自立を目指した事業体であること」と、「障害をもつ者と共に働くこと」の2つの異なったベクトルを持った要素を同時にこなしていることによる葛藤——がよく現れている。経済活動を効率よくこなすことが目的であれば、効率良く働ける者で行うことが望ましい。少なくとも世間一般の常識では、そのように捉えられている。障害者雇用が制度として促進されていても延々と進まない理由もここにある。しかし、「わっばの会」では、障害をもつ者を管理したり無理強いしたりせずに、障害をもつ者と共に働く。しかも、「わっばの会」は、障害の有無もさることながら、障害の重度も問わない方針であり、重度の障害者であっても受け入れている。各事業所をまわすために、その業務をこなせる人を選別して入会を許すのではなく、やって来た人がどのような障害があろうとも、「その人ありき」でまわしている⁶⁵。

Eは、「事業性の追求」と「共に働く理念」と格闘することで、「人って、こうしなさいって言われてもしないよね。でも、一緒にいて楽しいとどンドンするようになるよね。そういうのを『わっば』で学んだ」と語っている。これは、一緒にいて楽しいという関係になった時、場を切り盛りすることができたと言い換えることができるだろう。つまり、Eは、「わっばの会」のようなジレンマを抱えた場では、関係が基盤なのだとすることを試行錯誤の連続の中、「いっぱいいっぱい」になりながら、体験を通して学んだと言えるだろう。

「わっばの会」が、「共働事業所」と「分配金」というしくみで対等性を確保しながら事業を展開していることは、すなわち、関係性を基盤にしていると言い換えることもできる。共に働くことになった目の前の障害をもったメンバーが、何ができるのかできないのか、真剣に向き合い、一緒に仕事のやり方自体を創り上げていく。このことは、障害をもつメンバーにとっても、「わっばの会」が継続しやすい場となっているようである。就労支援を担当しているMは、一般企業では職場から脱走を繰り返していた人が、「わっばの会」では働いているという例が複数あると言い、以下のように話している。

企業さんも本人も、うまくいかなかって。職場から脱走しちゃったりしていた方が、「わっば」に来てからは、定着しているんですね。それって何かっていうと、たくさんいる中の一人っていうことじゃなくて、(わっばの会では)中の人として受け止めてくれて、人として関われる人がいて生活のことも気にかけてくれる人がいるから、その方も安心して、自分の居場所としてそこ(わっばの職場)を見ているっていうふうになっている、と感じますね……会社で働いている時は、「仕事」という枠の中だけでの関わりになってしまうわけなんですけど、なかなか、そこが呑み込めないタイプの方もいるわけなので。でも、その方が(わっばの会の事業所で働くようになってから)いなくなっちゃったってことを聞かないので、居場所になっているんだと思います

4. 新たな参加者にとっての「共に生きる」しくみ

「わっぱの会」は、「分配金」と「共働事業所」というしくみによって、メンバーが互いに深く関わり、関係を構築することを最優先にできる場となっている。この共同体的な場は、Eが「ちょっとのことじゃ、慌てふためかなくなった」と語ったように、大切にしたい関係の構築において、自分自身が変わらざるを得えず、鍛えられる場でもある。社会通念的には、就労継続が難しい、厳しい職場であるとも見受けられる。なぜなら、一般企業の賃金体系と比べると、分配金で得る生涯所得は圧倒的に低い。それにも関わらず、言語的なコミュニケーションをとることが難しい者を管理せず、事業として成り立つようにしなければならない。

これを、「共に生き共に働く」を理念にかかげ、共同生活から始まった「わっぱの会」の運動の過程をたどってきた者にとっては、納得することはさほど難しくないだろう。なぜなら、自分たち自身が、日々の実践の中から編み出してきたあり方であるからだ。しかし、先述したように、「わっぱの会」は2000年前後の規模の大幅な拡大によって、運動体であった頃の記憶も時代背景も知らない30～40歳代の者たちが多く在籍している。その多くが、現在、10年以上在籍し「わっぱの会」の各場を切り盛りする中心的な役割を担っている。彼らは、先人たちが創り出したしくみをどのように受け止めているのだろうか。単刀直入にいて、なぜ、彼らは継続しているのだろうか。

この世代の多くは、運動体としての「わっぱの会」に入るというよりは、職場として、「わっぱの会」に入っている。もちろん、給料のしくみや仲間とした対等に共に働く場である、という説明は受けているが、それを聞いて入会を決めたというよりは、働きながら、「わっぱの会」が掲げている理念の持つ意味を確認していつている。筆者がこの世代に対して行ったインタビューでは、主に、「わっぱの会に入ったきっかけ」「現在、続けている理由」「10年たって感じていること」といった切口から、それぞれの人たちが「わっぱの会」をどのように捉えているかを質問した（表3 p.98参照）。ここからは、その時のインタビューで語られていたことから、彼らにとって「共働事業所」や「分配金」のしくみがどのような作用をもたらしているかを引き出してみよう。

2003年に入会したKの入会のきっかけは、友人に誘われたことだった。Kは、福祉も障害者運動についても「正直よくわからず」にとりあえず入り、特に何年続けようというプランもなかったという。現在、リサイクルセンターの日々を切り盛りする中心的役割を担っている。Kは、理事長をはじめ「わっぱの会」を創ってきた世代がそろそろ引退する時期にきていることに触れ、「僕らがやっていかないといかんな」と感じている。

「わっぱの会」を続けている理由を尋ねると、Kは、あるエピソードによって気持ちが固まったという話をはじめた。それは、ある時期、働いていたリサイクルセンターで、中心となっていた人がやめてしまい、一緒に働くことになった人が機械の操作をすることが

できないという状況にあって、Kに全責任が集中してしまった時のことだ。

独りで全部やんなきゃいけない状況に陥って、その時に、なんというか、非常にどうしようって思ったんですけど、その時に、ある時、吹っ切れまして…。「がんばろう」って、「自分でなんとかやろう」って思いまして。もう、とにかく、やることは単純作業なんですけど、「自分のやりたいように、少しでも自分を含めてみんな（障害を持った仲間）が働きやすい場にしよう」って。今思い出しても大変な一年だったんですけど、その間に、いろいろ、途中で手伝ってもらったりもして……比較的、「わっぱの会」の中で、安定した職場に（今は）なっていつているんですけど、そうやって働いていつているうちに……。

ここで重要なのは、ある時、「自分も含め、みんなが働きやすい場に」するために、「やりたいようにしようって」思った時に、「吹っ切れた」ということであろう。繰り返しになるが、「共働事業所」という形態は、日々の活動を「共に創る」場である。そして、そのやり方にマニュアルはなく、障害を持つ者との関係の上に、それぞれが模索するしかない。Kは、独りで全部やんなきゃいけない状況に陥って、はじめて、「共働事業所」というしくみだからこそやれること、やらねばならないこと、すなわち、本当に「共に創る」ことをやり始めた。そして、その時に、ふっきれた。

言い換えれば、「わっぱの会」の理念が具体的な体験としてK自身の中に落とし込まれた時、Kは「ふっきれ」た。そして、その時から、それまで意識していなかったこと——「わっぱの会」を継続していくこと——に意識的になったと考えられる。このKの例は、「わっぱの会」のしくみが、新規に参加した若手を、わっぱの会に居つかせるものとして作用したという解釈が成り立つ事例である。

Kと同世代の他のメンバーの回答からは、「共働事業所」や「分配金」というしくみが、自分の生活設計を現実的に考える上でも好ましいものとして捉えられていることがわかる。そのことは、特に、子育てをしている人たちに顕著にみられた。2000年前後に「わっぱの会」に入った者の多くは30～40代で、子育て中の者も多い。

「わっぱの会」のしくみに「不満を持つ場面がないわけではない」と言ったNは、

だからといって、職員として他の施設のようなところで働くことは、窮屈で自分には合わないし、しょうともおもわない。お互い様みたいなところがあるから……なんで自分だけ（こんな大変な思い）って思うこともあるけど、そういうのを口に出しても大丈夫なところがあるし。結局いろいろ、楽しいし。自分が働けない時とか、自分がダメなときでもそれも受け入れてもらえるんだ、ということは、やっぱり、すごく、いいなと。

また、「わっばのごはん」で働く子育て中の R も、「家庭の方も大変だし、仕事も定時で終われる訳じゃないし、このバランスをどうしようかなって日々考えながら、でも、『周りの人の力を借りながらやっついこう』って」思っていると語っている。N の「自分が働けない時とか…受け入れてもらえる」という言葉や、R の「周りの人の力を借りながらやろう」と思えるという表現は、子育て中の健常者メンバーが働く場として「わっばの会」のしくみが、家庭の事情を融通してもらえる場所として機能していることがうかがえる。この他にも、安心感を感じられたり、居心地が良いという表現は繰り返し聴くことがあった。

例えば、R は、わっばの会に入会した時は、「まあ 3 年くらいおればいいのか」と思っていたが、今は、「事業所を盛り立てていこうっていう一員」になっているという自覚がある。その理由として、「居心地がいい」点をあげ、「わっばは指導員と利用者っていう立場でもないし、ホントに仲間として、一緒にそこを盛り上げていこうねっていう……その関係がいいのかなって思います。」と語っている。

前出の、「わっばを好きになっちゃったんだと思う」と語った M も「わっばの会」に居心地よさを感じている。M には、障害を持つ姉がいる。自分にとっては「姉」以外の何者でもない存在に対して向けられる世間の反応に、幼い頃から常に違和感を感じていた。そんな M にとって、「わっばの会」は、違和感のない居心地良さを感じる場所となっている。

家族の中に当たり前で父がいて母がいて、姉がいて…そういう構造なのが、一歩外へ出た時に気づくんでいるよね……なんとなく違和感があって、なんであんなふうに言われるのかなってというのが根っこにあって。で、わっばはそうじゃない、場所、なんです。その安心感っていうか。自分のためのってわけでもなく、でも、障害者のためになって気負っている訳でもなく、そこに困っている人がいて、自分も困っていることがあって、お互い助け合っていけばいいだろうっていう、そのすごくシンプルな根っこにたぶん魅力を感じているから、居心地いいんじゃないかなと私自身思っています

ここまでの記述から、「共働事業所」と「分配金」というしくみが創り出す作用についてまとめてみる。まず、E のインタビューを中心に考察を加えてきたことをまとめると、「共働事業所」で働くということは、「ありえないこと」がおこり、「がちやがちやして」いて、「鍛えられ」ることの連続であった。これは、「共働事業所」が、一方で事業性を追求し、もう一方で事業性の追求の場からは通常排除される障害のある者と、障害の重度に関わらず対等な関係で働くという矛盾を内包する場であることが要因である。しかし、E は、関係を構築できると場が切り盛りできてうまくいく楽しさを味わう。このことで、「わっばの会」の対等な関係という理念が具体的に自分自身のものとなっていく。この同じよ

うなことを、Kも体験していた。自分ひとりで場を回さねばならないという過酷な労働環境に置かれ、障害のある者と共に働きやすい場を、自分がやりたいように創るということをしたときに、「ふっきた」。そして、そのうち「僕らがやっていかないといかんな」と思うようになっていく。EやKにとって、「共働事業所」や「分配金」というしくみは、理念を体得し、さらに帰属意識を高めるしくみとして作用していた。

さらに、EやKを含む2000年以降新たに「わっぱの会」に参加した若手メンバーの回答からは、安心感や常識のとらわれからの開放、居ごちのよさ等を感じる場として、「わっぱの会」のしくみが作用していることが見受けられた。若手のインタビューからは、「運動」という言葉から連想させる反体制的な勢いとは大きく異なる、シンプルで大事なこと——子育て、人を大事にする、関係を大事にする、困ったら助けよう、姉は姉なんだよね、といったこと——を大事にできるしくみとなっていることがうかがえた。また、たまたま「わっぱの会」につながり10年以上所属し、そこで生計を立てながら、子育てをはじめている層が少なからずいるということは、「わっぱの会」の持つしくみが、働く場としても継続していこうという意識を高めるものとして機能していることを示唆している。

第3節 「わっぱの会」における「共創」の考察

第1節と第2節では、「わっぱの会」の活動の変遷を追い、「わっぱの会」の理念を説明し、その理念を具体化したしくみとして「共働事業所」と「分配金」を取り上げてきた。そして、「共働事業所」と「分配金」が、いかにして、「わっぱの会」という場の醸成や若手健全者メンバーの帰属意識の形成に作用したかについて分析してきた。ここからは、第1節と第2節の記述をもとに、「わっぱの会」が40年以上続けてきた、障害を持つ者と持たない者が共に生き共に働くという関係性——すなわち、障害を持つ者と持たない者の「共創」——を基盤とした活動実践は何が牽引してきたのか（原動力）、また、この活動実践から何が創り出されてきたのか（創造物）を考察する。

まず、ここまでの記述と分析の要点をまとめてみよう。第1節では、「わっぱの会」の活動の変遷を3つの段階に分けて記述した。第1段階は、「わっぱの会」発足から「わっぱん」製造に着手するまでの、「一つ屋根の下」の時代である。「わっぱの会」の発足は、障害を持つ者と持たない者の共同体づくりをめざし、1971年、障害者と健全者が名古屋市内で共同生活をはじめたことにある。「わっぱの会」は、設立当初から「共に生き共に働く」という理念を掲げ、それが「共働事業所」づくり運動へと結実していった。この、「わっぱの会」の立ち位置は、1970年代に起こった障害者運動の主流な動きと一線を画すものであった。当時大きなうねりを起こしていた全障連（全国障害者解放運動連絡会議）や作業所運動は、その趣旨や運動主体は大きく異なるものの、双方とも、障害者の選択の権利、地域で生きる権利、労働の権利、発達保障の権利といった、「個」に立脚した権利の獲得を目指す運動であったと括ることができる。それに対して、「わっぱの会」の運動は、「個」に立脚した権利の主張をしながらも、実践の過程で「共働事業所」づくりが1つの目標となった初期の時点から、「共に生きる権利」の獲得に向かう運動であったと捉えられる。

1984年、「わっぱの会」は国産小麦使用・無添加パン「わっぱん」の製造に着手した。「わっぱん」製造・販売が事業の柱として確立したことで、「わっぱの会」が活動の第2段階に入ったと捉えられる。それまでは、「わっぱの会」は、齋藤の表現を用いるなら「ただ単なる理念があって支え合っているっていうだけの団体」であったが、「わっぱん」製造・販売によって、経済的にも社会的にも基盤を確立し、「共に生き共に働く」理念を具現化した一事業体という段階に到達したのだ。「わっぱん」製造を行う「共働事業所」の開設、社会福祉法人格取得、家族会の設立や様々な研究会の発足を通して、参画者が増え地域との関わりも増え、拡がりを持った運動体となっていった。

「わっぱの会」は、2000年前後に更なる大きな変化を迎えた。まず第1の変化は、「共に生きる」活動の実践を、「わっぱの会」の障害者メンバーに対する生活支援に限定せず、地域で生活する障害者へと拡大したことである。具体的には、生活支援や就労支援の地域サービス事業を開始した。第2の変化は、「共働事業所」の事業内容をパンやクッキーの製

造販売から他業種へ拡大したことである。具体的には、ペットボトルのリサイクルや農産加工を主軸とした「共働事業所」を開設していった。2000年を境にしたこの変化を、活動の第3段階として要約するなら、この段階は、「共に生きる地域社会を障害のある者とない者と共に創る」という、外に向かった活動のフェーズへの移行、と捉えられる。

第2節では、「わっぱの会」の理念を具現化しているしくみとして、「分配金」と「共働事業所」を分析した。「共働事業所」は、障害の有無による生産力、各メンバーの家庭の事情、生活の事情といったことをお互いにそのまま受け入れあい、仲間として対等に働く場所である。「分配金」を一言で表すなら、一般社会で常識とされている効率による評価という基準に依らない、「共働事業所」で働く者すべて一律の経済的な保障をするしくみである。この賃金保障は、熟練度、就業年数、作業効率に関係なく、障害者、健常者分け隔てなく、摘要されている。「分配金」と「共働事業所」のしくみの中で働く者は、「わっぱの会」の外の社会、すなわち、一般的な社会通念との葛藤を体験する。つまり、これらのしくみは、「わっぱの会」が世間一般の「職場」や「障害者福祉施設」とは異なることを常にメンバーに思い起こさせ、世間の多くの職場や福祉施設が直面することのないジレンマに常にメンバーを向き合わせる作用を持ち、そのことで「共同体でありつづける」作用を持っている。

たとえば、「共働事業所」で働く者は、効率や技能による人員の配置をすることなく、生産性（事業性）を追い求めるという矛盾との格闘が強いられる。障害を持つ者を管理せずに「仲間として共に」働くという中で、障害を持つ者が引き起こした失敗の後始末のために、健常者メンバーの勤務時間が長くなったり、夜に駆けつけることになるといったことは、日常的に起こっている。作業量や責任による評価基準を持ち込んだ場合、大きな賃金差が生じる状態であるが、「わっぱの会」では、同一の分配金を受け取っており、健常者メンバーは、そのことと感情的に折り合いをつけることになる。

「分配金」や「共働事業所」というしくみは、このように、メンバーにとって、世間一般では遭遇しない状況に参加者を置く作用を持つわけであるが、これが、「わっぱの会」発足には関わらず、職場として入ってきた新しい世代（特に2000年以降）のメンバーにとって、「わっぱの会」の理念を体得する機会となり、帰属意識を高める機能を持っていた。たとえば、障害を持つ者と関係ができてくると、生産性を追いながらも重度の障害を持っている者と共に生産性を追求する場を切り盛りできることを体験する。また、家庭の事情や個人的な事情を持ち込みながら働けるということが、子育てをしながら大事にしたいことをしながらも自分のあり方で働くことができるということを体験する。このようにして、「共働事業所」と「分配金」というしくみは、障害者運動という意識を持たずに入ってきた若手健常者メンバーが、結果として運動体の一員として根付くことを可能にさせてきている。

1. 「わっぱの会」の活動の原動力

理念を掲げて発足した団体が長期に渡って活動を継続させていけるかどうかは、概ね次の2つの事柄に左右される。それは、その団体の活動状況や直面している課題に即して組織が変容することができるかどうか、さらに、新規のメンバーが定着できるかどうかである。「わっぱの会」の場合は、この2点とも、必要に応じて対応することができてきている。では、「わっぱの会」の、第1段階から第2段階へ、第2段階から第3段階への、フェーズの移行を促した要因は何であろうか。また、「わっぱの会」に新規メンバーが定着することができた要因は何であろうか。これら2点の検討を通して、「わっぱの会」の活動を牽引してきたもの、すなわち、原動力は何であったのかを考察する。

「わっぱの会」の第1段階から第2段階へのフェーズの移行は、「わっぱん」の事業化によって成し遂げられた。また、第2段階から第3段階への移行は、地域への支援サービスの拡大や事業所の増設によって成し遂げられた。これら2つのフェーズ移行の動機となった事柄は、一言でいえば、「このままでは『共に生きる』ことが十分にできない」という思いであった。これは、齋藤が「わっぱん」事業化に向けた時の思い、また、地域への事業拡大のきっかけを語った言葉にも裏付けられている。こうやって、理念と現実との乖離に直面し、「一緒に生きられるようになんとかしたい」という思い——すなわち、事業を大きくしたい、自分が有名になりたいというような社会的名誉や権威を得たいという類とは異なる動機——に促されて新たに見出した道が、結果的に、「わっぱの会」の活動のフェーズ移行を促したということである。

では、新たな参加者が「わっぱの会」に定着した要因は何であろうか。これについては、本章第2節の3・4項および前項で考察してきた通りである。すなわち、「わっぱの会」では、「共働事業所」と「分配金」というしくみが、第3フェーズに入った時期に参画した若手健常者メンバーが、「わっぱの会」の理念を体得し、「わっぱの会」への帰属意識を高める作用を持ち、彼らが定着することを促してきた。

「共働事業所」と「分配金」というしくみは、新規メンバーにとって、給与として生活を保障するものであると同時に、ジレンマを与えるものでもあった。それは、「共働事業所」が、経済的自立を目指した事業体であることと障害を持つ者と共に働くという、通常相容れない二つの目標に同時に挑戦していることからくるジレンマである。このジレンマと直面して、新規メンバーは、仲間（障害者）との関係構築によって乗り切ることができる面白さを知り、それができた時に、「わっぱの会」で働く充実感を味わっている（EやKの事例）。そして、そのことが、「わっぱの会」の希少な価値を感じる契機ともなり（E）、「わっぱの会」が好きになったり（M）、自分たちがやっていかなきゃ（K・R）、という思いを抱くきっかけとなっている。その結果、「共に生きる」という活動の魅力を体得した次世代を担う者が育ち、活動の実践が引き継がれている。

こうしてみると、新規メンバーの定着を促した要因の1つが「共に生きる」関係性で働く場への魅力であることは疑いないであろう。もちろん、新規メンバーの定着の背景要因として、一人1人が生きるための現実的な選択において、分配金によって生計が成り立つことや、家庭の事情を持ち込めること（N・R）は大きい。しかし、「わっぱの会」の日常は、「ありえないことばかり」の連続である（E）。それが、「共に生きる」という場だからこそという、この場に魅力を感じ、この場が好きという要素がなければ継続することは難しいだろうことを考えると、やはり、生活の安定や家庭の事情を加味してくれる職場であること以上に、「共に生きたい」という思いへの共感と実体験が定着を促しているということがいえる。

ここまで記してきたことを踏まえて「わっぱの会」の活動を牽引してきたものは何であるかを表してみよう。まず、新たな段階へと移行し新たな活動が生まれた背景には、「このままでは『共に生きる』ことが十分にできない」という思いが動機として動いていた。新たなメンバーが定着するプロセスには、「共に生きる」という場への共感や「共に生きたい」という実体験が存在した。つまり、「わっぱの会」には、このような思いが自然に生まれるような障害者との関係が、すでにそこにあったということである。このような関係性は、「わっぱの会」の各場が、「職場とプライベートを分ける」という発想ではなく、共同体的に結びつく場であり、支援者・被支援者という関係や、職場のつながりという関係とは異なり、自然体で出会えることから育まれてきた。自然体で付き合うからこそ、お互いの存在に助けられ、お互いがなくてはならない存在となっていく関係性が構築される。そのように付き合ってきているからこそ、制度の限界を超えてでも、「共に生きるためになんとかしたい」という衝動が生じ、自然にその衝動に乗って動くことになる。つまり、「わっぱの会」は、障害者と健常者が自然体で付き合う（関係を築ける）ことができ、そこに築かれた関係の継続への強い思いが「動き」を生み、その「動き」が活動を牽引してきたといえる。

2. 「わっぱの会」が創り出したもの

「わっぱの会」は、働く場（「共働事業所」）が7か所、生活をする場（「共同生活体」）が15か所、地域に住む障害者への就労支援や生活支援をおこなう事業所が6か所ある（表3 わっぱの会 活動内容 p.99参照）。これらは、「わっぱの会」が40年以上の活動実践において、社会の中に目に見えるものとして具体的に創り出してきたものである。しかし、「わっぱの会」の活動実践の独自性を看過することなく捉えるためには、これら目に見える創造物以上に、注目すべきものがある。それは、これらの場や事業のベースとなる、これまでに社会に存在しなかった、「共働事業所」と「分配金」というしくみである。よって、ここ

では、「共働事業所」と「分配金」というしくみに焦点をあて、これらが現代社会において持ち得る意義を考察していく。

「共働事業所」や「分配金」は、「わっぱの会」のメンバーがお互いの関係性——すなわち、「共に生きたい」という関係性——を最優先にすることを可能にするしくみであると言い換えられる。先述してきたように、これらのしくみは、一般的な社会の「労働」の場における評価基準である、効率や能力による基準を用いないことによって、メンバー間の対等な関係性を確保するものである。これによって、「わっぱの会」では、一般的な労働の場ではやむをえず切り捨てられていく事象——効率の悪いものを解雇する、異動する、といった切り捨てや置き去りにしていくといった、通常の職場であればやむを得ないこと——を回避することができる。

このような事象は人の中にある自然発生的な想いを抑制し、人と人之間を分断してしまう。なぜなら、人として人に関わりたい、困っている人が目の前にいたら、ただ普通に手を貸したい、という思いは自然発生的に生まれるものであるからだ（これについては、第5章と第6章で詳細を検討する）。しかし、一般的な職場では、その自然発生的な欲求に沿って行動することが難しい。多くの一般的な職場や福祉施設で用いられる理由の例としては、「独りの人にそこまで関わることはできない」、「公平でなくなる」、「業務全体に支障がある」といったものがある。また、支援的環境（福祉的環境）を意識している場であったとしても、「支援内容（業務内容）に含まれていない」、「組織として責任が持てない」、「不公平になる」といった理由が挙げられる。つまり、一般的な福祉施設では、そこにある障害者との関係性が判断基準にはなりえず、業務として認められるか否かが判断基準となる。そして、そのような場合、やるべきことが見えていて、そのことで障害者の生活状況が改善されることがわかっていたとしても、それをすることができないという状況が生じる。

ひるがえって「わっぱの会」では、そこにある障害者との関係性が判断基準となる。もちろん、「わっぱの会」でも、「会」としてそこまではやれないという判断が下される場合もあり、関係性を基盤にした動きを無限に遂行できるわけではない。しかし、たとえば、誰かひとりが、「それでもやる」と動きだした時、「わっぱの会」という共同体的な結び合いの中では、「では、仕方ないな」と、遠巻きに皆がフォローし合うという文化が育っている。「わっぱの会」の運営方針を決定する会議には、メンバーすべてが参加する権利があり、多くの事柄はその会議で決定することになっている。しかし、それと同時に、このような誰かの、「それでもやる」という動きの積み重ねによって、新たな活動が創られ続けてきた側面がある。

ここまでの議論から、「わっぱの会」は、自然発生的な欲求や衝動を抑えることなく人と関われる、経済的な基盤を持つ場を創り出したと言えるであろう。このことは、現代の社会における多くの職場が、効率や生産性で人間を分断してしまうことと照らし合わせてみると、貴重な価値を持つと考えられる。言い換えるなら、「わっぱの会」は、制度の枠を

超え、制度との折り合いをつけながら、人間の効率や生産性による分断を回避し、つながり合いたいという自然な欲求のままに生きられる場を社会の中に創り出したと言い換えることができよう。

表 3 「わっぱの会」若手インタビューの概要

1 グループインタビュー		2013年1月13日 13:30～15:30 @わっぱ共生・共働センター K:2003年入会 リサイクルセンター長 M:2002年入会 就労支援センター勤務 R:2001年入会 わっぱのこぼん事業所 H:2003年入会 名古屋職業開拓校			
	K	M	R	H	
入った年	2003	2002	2001	2003	
入ったきっかけ	「わっぱの会」のメンバーだった友人に誘われて。 福祉のことも、「わっぱの会」の理念とかも、正直わかつた。	出産を期に退職し、しばらく仕事を中断していた時に、わっぱの会の新しい場（職業開拓校）への声がかかった。 以前わっぱで働いていた人の話から、「包容力のあるところ」という印象を持っていたから、すんなりと。	ひよんな紹介がきっかけで。 興味本位で早学した時に、本当にみんな（障害を持つ者と持たない人）と一緒に働く場があるんだな、ああいいなって思い、ちょっとやってみようと思った。 福祉の「ふ」の字も知らずに入ってきた。	学生時代に関わっていた企業の人から、声がかかった。 その時に、「身近な地域に障害を持った人がいるというのを、多くの人が知らないままでは、意識しないという気が付かないって何かおかしいんじゃないか」というようなことを言われて、なるほど、と思った。 「障害を持った人が地域で暮らしているってどういう状況なんだろ、意識しなかつたら困らないはず状況ってどういことだろう」と関心を持った。 ちょっとやってみるといつたら10年たっていた。	
続けている理由	どのくらい続けるかとか全然考えずに入った。 ある時、一人で全てやんなきゃいけない状況に陥って、本当に大変だった時に吹っ切れた。 自分でもなんとかがやろうって思い、それなら、自分を含めて障害を持つ人にとっても少しでも働きやすい場によろうってやってきて、安定していった。	わっぱが障害者。自分にとって、障害がある姉が当り前の存在だが、一歩外に出ると後で何か言われたい。このことに違和感があった。 わっぱは、私にとって、そうじゃない（一歩外で違和感を感じる会社とは違う）場所。 自分のため、でもなく、障害者のためになってくれている訳でもない、すごくシンプルな根拠に魅力を感じている。	入った時は、3年くらい続けられたいのになど思っていた。 やっていくうちに、どんどん考え方が変わった。やり、気づいた。守ることがある。守っている。在日の世界、お互い助け合えないが守っている。くもものは守って生活をしていこうというところにあるもの、わっぱの障害と差別と闘いながら発展していこうというの、似ているなと思う。している。それが居心地いいのだからと思う。	自分が担当している職業開拓校は、毎年新しい人が入ってくるが、出ていく時に、きてよかつたという顔をみるのは楽しい。 職場開拓でも、以前は、職場に「お願いします」という姿勢でやっていたけれど、今は「一緒に働いていると楽しいですよ、こんなにいいことありますよ」とって変化した。職場側も受け止め方が変わって、そういう変化を知れるのも楽しい。 うどん作りにしても、わからなかつたのがわかつたいくのが楽しい。 事業所が小さいことや、上の人（わっぱの会を牽引してきた世代の人）がいないというところがあり、このままいろいろなことを知らないままではいけないと気が付いたところ。 今は、求められることに、どう反応していこうかというところ。	
10年たって感じていること	いつのまにか10年か、という感じ。 理事長とかの年代（わっぱを創ってきた年代）と僕らの間の世代が全然ないという状態で、僕らがやっていたいかなんかという危機を感じている。それがモチベーションになっていってもいい。	わっぱの会の事業も運動も引張ってきた人が抜けていく時期に差し掛かっているが、「私が担います」とは言えない性格なので、みんなと一緒にやっていけたらいいなって思っている。	気が付いたら片足どころか両足突っ込んでいると。私も覚悟を決めてK君のようになっていると思う。 子育てしながらだからバランスをとっていくのに苦労しているけれど、周りの人の力を借りながらやっていこうって、ま、なんとかなるんだよね。一つ一つで毎日進んでいる。 在日の運動もなんともいえず似ているところがあり、茶許ががんばりたいていなるんだと思う。		

2 N 個別インタビュー 2013年1月14日 Nは2000年入会。現在リサイクルセンター勤務。

3 E 個別インタビュー 2014年5月10日 Eは2008年退職。それまで学生ボランティア3年とフルタイム6年で計9年在籍。主に、「ワーケーションすずらん」勤務。共同生活体で生活。

表 4 わっぱの会 活動内容

40周年パンフレットより抜粋（2011年10月29日発行）

※印 2014年現在の状況に合わせて筆者修正

【共働事業所】		
1	ワークショップすずらん（名古屋市）	1988年4月開所。障害の有る無しに関わらず男女合わせて40名以上がパンの製造、販売、配送、営業、事務に従事。
2	クッキー工房ふくえ（名古屋市内）	1984年にパン作り開始。1993年に建て替えを行い、作業所として開設。男女合わせて11名が就労。クッキー、スポンジケーキ、プリン、ゼリーシュークリームを製造。
3	ベーカリーハウスわっぱん平安（名古屋市内）	前身は1996年にスタートした菓子部門。男女合わせて約10名がパン・菓子、製造・販売。※わっぱ共生・共働センター1階に移転。
4	エコロジーハウスわっぱん庄内（名古屋市内）	1991年開所。※現在「わっぱのごはん」というお弁当屋さん事業。
5	わっぱリサイクルセンター（名古屋市内）	1999年開所。名古屋市委託事業。名古屋市区、北区、東区の家から出たペットボトルのリサイクル業務。収集車が集めてきた資源用ゴミ袋に入った状態のペットボトルの袋の破碎、ベルトコンベアーでの異物の除去、減容機での圧縮梱包、保管。障害ある人ない人10数名で従事。
6	エコステーション（名古屋市内）	2005年開所。発砲スチロール、食品トレーの回収、分別、ゴミの除去、破碎処理、納入をする工場。障害のある人ない人11名で従事。
7	わっぱ知多共働事業所（愛知県武豊町）	2000年開所。農業（米、麦、野菜、果樹）を農薬・化学肥料をできるだけ使用しない環境保全型で実践（農地面積、田んぼ約3.5ha、畑役4ha）。農産加工では、小麦粉・米粉の製粉、ジャム、漬物、乾燥野菜の製造と販売。精神障害者を中心に障害のあるなしに関わらず30名～40名で働いている。
【就労援助事業】※1		
1.	なごや障害者就業・生活支援センター（名古屋市内）	2005年開業。障害者や就労困難な人の就労支援（雇用前・後）ハローワークや会社の面接の同行、実習支援・ジョブコーチ・会社訪問・面談など。さらに、安定した就労を目指すための生活支援（金銭管理、生活リズムの相談、助言、支援機関への同行など）。支援体制は経験や知識の多様な7人のチーム体制。
2	なごや職業開拓校（名古屋市内）	2000年開校。東海3県唯一の障害者雇用促進法に基づいた「能力開発施設」。県より委託を受け公共訓練を実施。しかし、障害者の能力を開拓という以上に、障害を持っていても働ける職業を開拓するという意味で、「職業開拓校」と命名。訓練生は2階の「製麺工場」と1階の「直営店舗：則武家うどん」で一般就労に向けた必要な基本トレーニング。コースは、2年コース（知的障害者対象）1年コース（精神障害者対象）、短期（3か月）コースがある。また、ハローワークへの同行、面接企業実習への付き添い、就職活動および就職後のフォローアップも行う。スタッフメンバー12名。
【生活援助事業】※2		
1	生活援助ネットワーク（名古屋市内）	1995年発足。2003年から居宅生活支援事業スタート。事務局は19名（コーディネーター、事務、介助専従）。活動内容は、障害者が施設ではなく地域で自立生活をするために必要な介助者の派遣、掃除、洗濯、調理、入浴、着替え、外出の援助など。制度で認められていない介助内容については、独自の「ひろげる会」で、その人に必要な介助を補える仕組みをとっている。現在100名（稼働数）を超える介助者がいて24時間体制を確保。土日の余暇企画も実施。
2	北区障害者地域生活支援センター（名古屋市内）	2002年開所。名古屋市の障害福祉サービスの相談支援機関のうち北区のセンターを委託。担当者4名（男女各2名）。障害福祉サービス等の相談援助、社会資源を活用するための支援、障害程度区分認定調査など。北区に住む障害者すべてを対象としている。

3	地域活動支援センター ひろばわっばる（愛知県武豊町）	2006年開所（前身は2000年開所の「精神障害者生活支援センターひろばわっばる」）。地域に生活をする障害を持つ人もそうでない人も対象に、日中活動・交流の場としてフリースペースを開放。活動内容は、日常生活支援（料理・菓子づくり、福祉制度の学習会、情報提供、シェアミーティング等）、健康維持活動（ウォーキング、ストレッチ、スポーツ）、就労支援（農場体験、相談）、交流・レクリエーション（カラオケ、映画鑑賞、お出かけなど）。地域のボランティアの窓口機能も果たす。担当者は女性1名。知多の他事業従事者の協力やボランティアの協力を得ている。地域交流の場として役割を発揮。
4	知多南部障害者地域生活支援センターわっばる（愛知県武豊町）	2006年開所。知多半島南部3町の委託を受けた相談支援事業を実施。担当者は女性2名。知多地域の他事業従事者の協力あり。
【共同生活体】		
1985年までは1か所で、そこが作業所であり事務所であり、住処であった。 1985年に転居を余儀なくされ、小さな規模の共同生活体を複数運営するようになった。 2011年の時点で、名古屋市内に13カ所（障害のある人47名、ない人6名の桂53名）、知多（武豊町）には1か所（障害のある人6名）が暮らしている。 ※ 2014年現在、名古屋市内14カ所 知多（武豊町）1カ所、計15カ所（障害ある人ない人70名が生活）。		
【上記以外の運動】		
1	NPO 法人共同連	
2	共育応援ネット・共育をつくりだす会	
3	さいとうまこと事務所	

※1 就労支援事業は、一覧表内の2か所に加え、「ふくえパソコン教室」と「尾張中部 就業・生活支援センター」が開設され、2014年12月の時点で4カ所となっている。

※2 生活援助事業は、2北区障害者地域支援センターが「北区障害者被害者基幹相談支援センター」へ移行。また、「わっばの会」初の高齢者生活援助事業として「生涯活動センター わっば一れ やまぐち」を開所した（2014年10月）。

表 5 わっぱの会 40年の軌跡

年	主な出来事
1969	FIWC東海委員会メンバーの一部がカンパ活動を開始(4月)
1970	「ひゅうまん連合」結成、「あらくさ共同体」建設運動
1971	障害者1人、健常者2人が名古屋市昭和区の木造一軒家で共同生活を開始——共同生活体発足(11月)
1972	「さようならCP」上映運動開始(4月)、共働作業所開所(5月)、卵販売・段ボール加工スタート、 「わっぱ」命名(6月)、共同生活体移転(昭和区)
1973	「坂本硝子の労働者を守る会」結成。障害を持つ従業員への差別と虐待を行っていた坂本硝子を糾弾、内閣法務局人権擁護部へ訴える(2月)、 「わっぱの会」として発足(6月) 共同生活体や共同作業所のための土地貸与を名古屋市民生局に申し入れ(6月)
1974	「共育を考える集い」開催(82年6月に「共育をつくりだす会」へ)(1月) わっぱ建設運動の出発(名古屋市民生局との第1回の話し合い) 土曜保育始まる
1975	土地貸与を求め、名古屋市役所前ハンガーストライキ。名古屋市との話し合い決定(7月) 名古屋市から「心身障害者共同生活作業事業補助」が始まる
1977	「ふくえ共同作業所」(ダンボール加工等)を昭和区に開所
1981	共同生活体移転。共同作業所移転。名古屋市中村区の元社員寮で20人規模の共同生活がスタート。(3月) 廃品回収スタート。 市民生局からわっぱ法人化のすすめ。
1982	市民生局へ法人化の意向申し入れ 天然せっけんAZの販売開始
1983	パン屋へ見習い(1名)
1984	国産小麦使用・無添加パン「わっぱん」製造に着手(1月) 差別とたたかう共同体全国連合(現NPO法人共同連)結成集会(大阪)(10月) Cちゃん大樹小入学を求めて座り込み M君普通学級転級を求めて岩倉市教育委員会と交渉
1985	わっぱ共同作業所、共同生活体ともに移転(中村区⇒瑞穂区) 版下・製版部門新設(97年に有限会社「もくもく印刷」として独立) ペーカリーハウスわっぱん開店(昭和区)
1986	就学ホットライン(障害児の親との相談)開始
1987	「誰もが生きられる街と交通をつくる会」結成(6月) 社会福祉法人共生福祉会 設立(12月)
1988	ワークショップすずらん(パン製造・販売)を名古屋市北区に建設(1月) 共同生活体おおぞねスタート(障害者の自立を可能にする共同生活体としてスタート、以降、小規模の共同生活体を名古屋市内に順次開所) M君、岩倉南中通学求めて座り込み
1990	わっぱ企業組合発足 メンバーの斉藤亮氏の名古屋市議擁立を決定。「まことと共に名古屋をかえる仲間たち」結成(4月)。さいとうまこと 名古屋市議会千種区補欠選挙で政令指定都市発の車いす議員として当選(6月) ペーカリーハウスわっぱん汁谷店オープン(新拠点づくりに向けて92年閉鎖)
1991	エコロジーよろず家わっぱんを名古屋市西区にオープン(8月)
1992	わっぱ共同農場・津島農園づくりスタート(津島農園95年閉鎖、刈谷農園へ) 共生共働研究会スタート 20時間「共走」リレマラソン(名城公園)(以降、毎年開催●●年まで)
1993	Sさんを支える会結成 千種新拠点スタート 就労援助センター準備会発足 生活援助ネットワーク準備会スタート
1994	コムヌーモすずらん完成 わっぱの会、名古屋弁護士会の人権章を受章
1995	生活援助ネットワーク正式発足(名古屋身体障害者自立支援事業受託)

1996	わっぱの会のお墓完成 菓子部門開始(たきこ) 知多(師崎)に初の共同生活体を開設(共同生活体「回春堂」)
1997	就労援助センター正式発足
1999	さいとうまこと繰上げ当選 名古屋市の委託によりリサイクルセンター(名古屋市西資源センター)開所(5月)
2000	わっぱ知多共働事業所(知多・武豊町)開所(農業・農産加工)(4月) 地域生活支援センターひろばわっぱる(知多)開所(2006年知多南部障害者地域活動支援センターわっぱるとして再スタート)
2001	県の委託により名古屋市西区に「なごや職業開拓校」開校(4月)
2002	ヘルパー養成研修事業開始 北区障害者地域生活支援センター名古屋市より受託
2003	わっぱ改革委員会設置 居宅生活支援事業スタート(生活援助ネット) まこと無投票当選
2004	NPO法人取得。NPO法人わっぱの会設立総会(以後毎回開催)
2005	産業廃棄物処理業者資格取得、エコステーション開始 なごや障害者就業・生活支援センター開設 共育支援ネットワーク開所
2006	NPO法人わっぱの会事務所開設
2007	経営委員会 設置
	さいとうまこと名古屋市議選トップ当選
2010	各専門委員会設置(わっぱの会総会)
2011	さいとうまこと市議会リコール選挙で当選
2012	「わっぱ共生・共働センター」開設

※主に、共生・共働の場の創出、わっぱの会の体制づくり、行政交渉等社会運動にかかわる出来事を、わっぱの会40周年冊子の「わっぱ40年の軌跡」年表および先行研究を参考にして、筆者が作成した。対外的に行ったイベントやシンポジウム等は省略した。

第3章 脚注

- ⁵⁰ 当時進められていたコロニー政策によって、大規模な入所施設が建設されていった。その例としては、高崎に建設された550人規模の大型収容施設「国立コロニーのぞみ園」が有名である。その多くはたいてい人里離れた山の中に建設されていた（堀ほか 2012: 120）。その理由として、広大な敷地を要したことがあげられる。コロニー政策は、障害者の隔離収容政策として批判されることが多いが、コロニー構想に関わった者の中には、遅れていた障害福祉の幕開けとして、真の共同体構想を持っていたものもいた（大塚 2009）。
- ⁵¹ たとえば「施設解体運動」で有名なものに、「府中療育センター闘争」（1970年からハンストや抗議活動が長期に渡って繰り広げられた）がある（安積ほか 1990; 堀ほか 2012）。
- ⁵² たとえば、「健常者文化」に対する告発型の運動を展開した「青い芝」（1957年結成）、障害者の在宅生活を支える介助を労働として確立する運動を展開した「在宅「障害者」の保障を考える会（在障会）」、80年代にアメリカの自立生活運動（Center for Independent Living）の手法を取り入れ80年代以降日本で浸透した、自己決定の権利を軸にした「自立生活センター（CIL）」などがある。また、全国組織である「全国障害者解放運動連絡会議（全障連）」（1976年）は、政治的圧力団体として盛んに運動を展開した（安積ほか 1990; 堀ほか 2012）。
- この時期の障害者解放運動の中心であった「青い芝」は、1957年に誕生した日本で最初の公立肢体不自由児学校である光明養護学校の卒業生からスタートした同窓会的な親睦団体である。障害者解放運動の歴史として語られ続けているものに、70年の障害児殺しの母の減刑嘆願を批判する運動、府中養育センターの移転反対と待遇改善を求めた都庁前での1年余りの座り込み闘争、川崎駅のバス籠城事件などがある。これらは、「自分たち障害者の中にある刷り込みや常識と戦い、自分たちありのままを取り戻す解放への闘い」であった（樋口 2000: 10）。
- ⁵³ 作業所運動が最初に掲げた理念は、「第1に、障害の種類や程度をこえてすべての障害者の働く権利を保障する運動であること、第2に、国民諸階層と結んだ社会運動の一つとして統一戦線の運動であること」であった（上掛 1986: 185）。
- ⁵⁴ 近年、「社会的事業所」という表現を用いることも多くなってきているが、本論文では長年、わっばの会を中心に障害の有無に関わらず共に働く場を創る運動（差別とたたかう共同体連合会）が用いてきた「共働事業所」という名称を使う。
- ⁵⁵ 「わっばの会」は第1次わっば建設運動として1974年12月に名古屋市民政局と話し合いを行い翌年7月には市役所前でハンガーストライキを決行した。この一連の建設運動で「わっばの会」は市から「心身障害者共同生活共同作業事業」として補助金をかちとった。1981年から「わっばの会」は第2次わっば建設運動として「共に働く場」の獲得に向け再度市に交渉を行った。このことへの返答として、市は、「それ以上望むのであれば、今の制度を」使うようにと、社会福祉法人化を勧めるという反応をした（1981年）。
- ⁵⁶ 社会福祉法人化をしても共同体であり続けたという点の具体例をあげる。社会福祉法人が行政からの委託事業として授産施設を運営する場合、健常者は施設運営者すなわち職員、障害者は通所者という、「管理する側」—「される側」という構造の上に人員配

置をし、実態もそのように動く。だが、すでに共同体的つながりの中で、障害のある者もない者も共に働くことで事業が成り立つ場を形成していたため、この配置によって障害者－健常者の関係性に変化をもたらすことなく場が運営できたということである。

- 57 それまでの「共同生活体」は、障害のある者も無いものも混ざり合っただけで暮らす場という趣が強かったが、1988年以降の「共同生活体」は、障害者が住む家に健常者が1～2名生活するというように、障害者と健常者の比率が変わった。この変化について、「わっぱの会」の中では「グループホーム化」と捉える向きもある。2014年現在15カ所の共同生活体を運営している。
- 58 社会福祉基礎構造改革の趣旨は、「昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていない社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉需要に対応するため、見直しを行う」ことと、「介護保険制度の円滑な施行（平成12年4月1日施行）、成年後見制度の導入（平成12年4月1日施行予定）、規制緩和推進計画の実施（平成11年度以降）、社会福祉法人による不祥事の防止、地方分権の推進などに資する」ことであった（厚生労働省、社会福祉基礎構造改革について（社会福祉事業法等改正法案大綱骨子））。
- 59 「公平性」を保つことが前提とされる場では、私情を抑制できずに関係が構築できない時、その「あってはならない」ことを隠ぺいしようという力学が働く可能性が高まることに留意する必要があるだろう。管理的な場（保健所や病院、大型施設等）において、信頼関係の欠如に起因する障害者の職員への反応が、職員の理由づけや正当化のために、障害者の障害や症状の悪化として捉えられ、治療や介入の対象となったり、問題ケースとして扱われてしまうケースに、筆者はメンタルヘルスコンサルタントとして働く中で何度も遭遇してきている。このような力学については、荒井が、関係が構築できていない被支援者に対して、「困難事例」とラベルを貼ることで心理的防衛を図り、支援がうまくいかないことを正当化する力学として記述している（荒井 2008）。
- 60 共同連は、2000年以降、「共働事業所」の限界を克服する形態として「社会的事業所」づくりを、その運動の中心に据えている（堀ほか 2012）。
- 61 2014年インタビュー当時の金額である。
- 62 重度障害の場合、年金分を基本分配から減額すると金額がゼロ近くなる場合があるが、その場合は3.6万円が最低支払われる。
- 63 筆者自身も「わっぱの会」の説明を最初に受けた時に、この言葉を聞いている。
- 64 「わっぱの会」では「対等な仲間」という関係は、各々が模索するものであって、マニュアルがあるわけでも、正しいあり方があるわけでもない。しかし、学校の先生的な指導的態度（〇〇しなさい）や、子ども扱い（〇〇しようねー）については、ほぼ確実に誰かしらが違和感を指摘する事柄である。
- 65 齋藤氏へのインタビュー 2014年2月12日

第4章 「自立生活サポートセンターもやい」

第4章では、「自立生活サポートセンターもやい」（以下「もやい」）の実践事例から、路上生活者との「共創」を基盤とした活動が、制度に先駆けて路上生活者が生活を送るために必要なしくみや場を創り出してきた様子を明らかにする。「もやい」は、2001年に、路上生活者への連帯保証人提供事業を組織として開始したことで、路上生活者支援における突破口を開き、以後、貧困問題の最前線に立ち続けてきた。「もやい」は、製造や販売などの収益事業を主軸とした事業体ではないため財政基盤は脆弱であり、活動経費の大部分は寄付に依存している。それでも「もやい」は、多くのボランティアや支援者に支えられ、刻一刻と変化する貧困にまつわる課題にフットワーク軽く対応し、「半貧困ネットワーク」設立や2008年の「年越し派遣村」の例が示す通り、社会的インパクトの大きい動きを創り出してきた。

本章では、このような活動が展開することができた要因を明らかにすることを目的として、路上生活の当事者や支援者が対等な関係で出会い共に活動を創り上げてきた「共創」のプロセスを追うこととする。第1節では、「もやい」という団体設立のきっかけおよびその後の活動の変遷を追う。第2節では、「もやい」という場がどのように成立しているかを、彼らが掲げる「直接民主主義」の理念と、その理念が具現化した1つの例である新規参加者による新たな場づくりの経過を通して検討する。第3節は、「もやい」の実践を牽引してきたものは何か（原動力）、また、この活動実践から何が創り出されてきたのか（創造物）を考察する。

ここで、2つの目の事例として、「もやい」を取り上げる理由を記しておこう。本論文で行う事例検討の目的は、障害者や路上生活者と対等な関係で共に活動を創る、すなわち「共創」のプロセスから、制度に先駆けたしくみや場が創造されてきている様子を明らかにすることである。これは、言い換えると、「共創」のプロセスがどのように展開するのか、関係性を通して事例を検討する試みである。この目的に到達するためには、2つ以上の、関係性を基盤にした活動を展開している場の考察が必要である。「もやい」は設立当初から、路上生活者との関係の築き方として、人として対等に出合う——稲葉（2012: 7）の言葉を使うなら、個々の「実存とであう」——ということが明確であった団体である。これが、「もやい」を取り上げる第1の理由である。

第2の理由は、「もやい」が以下に挙げる4つの点で「わっぱの会」とは異なる運動体であることによる。まず第1に、「わっぱの会」は初めから「共同体づくり」を目指した運動体であるが、「もやい」はそれを掲げてはいない。第2に、「わっぱの会」は、社会運動が活発であった1970年代初頭に生まれた団体であるが、「もやい」は2001年に設立されており、「もやい」設立以前の礎となる活動自体も1990年代半ばに始まっている。第3

に、「わっぱの会」は、障害を持つ者との活動であるが、「もやい」は路上生活者との活動である。第 4 に、「わっぱの会」は「わっぱん」を始めとするいくつもの収益事業を持つ事業体であり、社会福祉法人格を有しているが、「もやい」は相談支援と居場所づくり（交流事業）が事業の主軸であり、いわゆる収益事業を持っていない、任意団体（2004 年に NPO 法人格を取得）である。

このように、「共に生き共に創る」という関係性を基盤にしている点において共通ではあるが、その他の相違点を複数有する 2 つの団体を事例として取り上げる利点は、双方の活動実践を比較することにより、共通項から、関係性を基盤として生じている事象が導き出しやすくなるということにある。たとえば、「わっぱの会」は、始めから共同体づくりを目指した運動体として始まった。それゆえに、制度に先駆けたしくみや場を創造していくことが可能であったのだ、という見方に対し、「もやい」の事例は、設立動機が異なっても同じように創造的なプロセスが生まれていることを提示することが可能となる。同様に、「わっぱの会」は、収益事業を持つ社会福祉法人だから、新規の参加者が集まって活気があるのだというような主張に対し、収益事業を持たず財政的に貧弱なままでも常に人を惹きつけ続けている場としての「もやい」の例があることを示すことができる。つまり、「もやい」を検証することで、「わっぱの会」から導き出せる「共創」のプロセスに対する洞察や知見を相対化し、より客観的に評価することが可能となる。また、その逆も然りで、「わっぱの会」を検証することで、「もやい」から導き出せる「共創」のプロセスに対する洞察や知見が相対化される。

「もやい」と「わっぱの会」は、設立動機、時代背景、支援対象、事業形態、法人格、会員数（有給スタッフ数）や給与形態など、事業体としての重要な要素において大きな相違がある。このように大きく異なる団体において、導き出された類似の要素は、この 2 つの団体が有する共通事項——障害や貧困など社会的に困難な状況を抱えている者との関係の持ち方——によるものと仮定して考察することは決して不適切ではないだろう。このように共通して観察される事項については第 6 章で考察する。本章では、その前段階として、「もやい」の設立のきっかけや活動の変遷を明らかにし、「もやい」という場を成り立たせている要素を検討する。

第1節 活動のはじまりと変遷 連帯保証人提供事業に乗り出す

1. 自立生活サポートセンターもやい設立の背景

「自立生活サポートセンターもやい」（以下「もやい」）は、2001年5月、東京都内の路上生活者支援を行っていた湯浅と稲葉を中心に、支援団体と路上生活をしてきた当事者らが連帯保証人提供事業を開始することをきっかけに設立した団体である。路上生活者への支援として、連帯保証人提供をはじめとするアパート等への入居支援事業、生活相談・支援事業、交流事業の3本柱で活動を行っている。また、貧困問題が社会構造に起因することを広く世間に訴え賛同者を開拓する、広報・啓発事業にも積極的に取り組んでいる。

「もやい」の組織形態は、彼らが生み出している社会的インパクトと比べると、極めて小規模でこじんまりとしている。設立当初からしばらくは全員がボランティア（無給）で、東京都内の他団体の事務所を間借りしてのスタートであった。現在は、有給スタッフ約8名～10名程とボランティアスタッフ、互助会の会員と共に活動を行っている。設立後13年間で、2300世帯に連帯保証人を提供し、約350世帯の緊急連絡先となってきている⁶⁶。

日本における路上生活者支援の制度の整備は、他の社会保障・福祉制度の整備と比べて、極めて脆弱であったため、そのほとんどを炊き出しや夜回りのボランティア活動に頼ってきた状況がある⁶⁷。生活保護制度は、終戦直後の1946年に制定されているが、路上生活者は欠格事項により保護の対象から排除されることが多かった。これは、貧困は貧困に陥る者の怠惰や努力不足によるもので、路上に至るのは本人の責任であるという理解が根深く浸透していたことによる。そのため、生活保護制度は、一旦路上生活をする者になった者に対するセーフティネットの機能を持つとは言い難く、路上生活者に対する支援は、もっぱら民間の慈善事業や運動家によって行われていた。

つまり、日本における路上生活者へのボランタリーな支援活動の歴史は長い。しかし、「もやい」がはじめた「路上生活者への連帯保証人提供」は、それまでの路上生活者支援におけるボランティア活動の範疇をはるかに超える内容であった。もちろん、個々の支援者が個人的に路上生活者の連帯保証人になることは、それまでも行われていた。しかし、「もやい」は、基本的に来る者は拒まず、不特定多数に対して連帯保証人を提供する事業の設立に踏み切ったのだ。このことは、多くの路上生活者支援者たちにも驚きや衝撃を与えた。だが、その背景をひも解いていくことで、この大きなステップが唐突で逸脱した出来事というよりはむしろ、それに踏み切った時代の要請と相まって、そこにあった具体的事実と彼らが持っていた路上生活者との関係性から生じた「必然」として捉えられることがみえてくる。以下、「もやい」設立に至った経緯と設立後の活動の変遷を、湯浅、稲葉、時代、集まった者たちとそこに築かれた関係性に焦点おいて読み解いていく。

2. 連帯保証人提供に踏み切る

学生であった稲葉が、友人とともに路上生活者たちのコミュニティ、通称「新宿ダンボール村」に通うようになったのは1994年のことだった。1994年2月、東京都は新宿駅西口地下通路の一部をフェンスで封鎖。これにより、西口地下通路のダンボール村の住民数十人が強制的に立ち退きをせまられ、文字通り寒空のもと追い出され凍死者が出た。稲葉は、当時、イラク戦争への抗議活動など平和運動に関わっていたが、まさに、「自分自身が暮らすこの東京の真ん中で、餓死をしたり、凍死をしたりする人がいる」ことに衝撃を受け、ダンボール村へ出入りするようになり支援活動に参加する(稲葉 2012: 5)。1994年8月、稲葉を含め新宿で活動をしていた仲間、「いのけん」、「パトロール体」、山谷で労働運動をしてきた活動家、ダンボール村の当事者らが中心になって「新宿連絡会」(新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議)を結成⁶⁸。当事者と共に、「仲間の力で仲間のいのちを守る」ための定期的に夜回りや炊き出しをする活動がはじまった。

東京都によってダンボール村の住民たちは新宿駅西口地下通路から強制排除されたが、彼らは西口地下広場に移り、そこで第二期ダンボール村を再建した。これは、1998年2月に火災で焼失するまで続いた。ダンボール村火災では5人の死傷者がでた。これを機会に、東京都はダンボール村を実質上排除する方向に動く。それと同時に、東京都は焼き出された人たちを越冬施設「なぎさ寮」に緊急入寮の手続きを行なった(7日9人、8日23人が入寮)(新宿連絡会 1998)⁶⁹。これは、1994年に結成された「新宿連絡会」が数々の交渉を行ってきたことによって、1997年以降、東京都と同じテーブルについて話せる関係を持ち始めていたことが幸いした。こうして西口地下広場のダンボール村は消滅、そこにあったコミュニティ機能も失われた。そのため、稲葉は当時使っていた高田馬場の事務所を開放し、ダンボール村の同窓会的な集いを始める(1999年、「新宿・櫟くぬぎの会」と命名)。「新宿連絡会」は、西口地下広場ダンボール村焼失後、新宿中央公園に拠点を移して炊き出しやパトロールを継続した(稲葉 2012)。

稲葉が新宿でこのような活動をしていた頃、「もやい」設立のもう一人の中心人物である湯浅は、渋谷の代々木公園で野宿者支援に関わっていた。1993年頃から不定期に野宿者支援の現場に出入りしていた湯浅が本格的に活動に関わるようになったのは1997年の秋のことだが、1998年3月には「のじれん」(渋谷・野宿者の生活と居住権をかちとる自由連合)結成に関わり、翌年は山谷で長年日雇い労働者運動をやってきた活動家との親交を深め、2000年5月、山谷の労働者運動家らと共にフードバンク立ち上げるなど、急速に日雇い労働運動や路上生活者支援運動の核となる役割を演じている(湯浅 2012:83)。

湯浅や稲葉が活動に関わり始めた時期、経済状況は悪化し、路上生活者は増加の一途をたどっていた。「新宿連絡会」、「のじれん」、山谷地域の路上生活者支援団体らは連携して、「野宿から抜け出せるための対策」として当時期待されていた「自立支援センター」の早

期開設を求め、運動を展開した。また同時に、路上生活者支援の法整備を求めて交渉を重ねた。東京都を相手に、「強制排除では何も解決しない」ということを主張し、野宿労働者の生活保障・労働保障を求める運動を展開した⁷⁰。

路上生活者支援者らが、「自立支援センター」を路上生活者の生活支援の目玉として期待したのは、「自立支援センター」を住民票の設置や求職活動の支援を受けられる施設として東京都が構想していたからだ。路上生活者にとって、住民票が設置できる住所があるかないかは、生活再建の道のりの経過を大きく左右する。路上生活をしている人たちの背景は千差万別であり、そこから生活再建をしていく在り様も様々である。しかし、路上生活に陥った人たちが共通して持っている生活再建の困難さの理由は、「住所を失ったこと」であるという。ハローワークは住所がなくても登録は可能なのだが、履歴書に記載する住所を持たない人は事実上、求職活動の入り口で排除される傾向がある。住所がなければ、再就職が事実上ほぼ不可能となり、それゆえに、「貧困」の悪循環に陥るのだ。

2000年秋、東京都で第一号となる「自立支援センター」が、台東区と新宿区に設置された。新宿区の「自立支援センター」には、稲葉や湯浅らと共に「自立支援センター」早期開設を要求する運動を行ってきた野宿の当事者が何人も入所した。入所一期生のうち、約八割は、フルタイムの仕事を見つけた。しかし彼らの多くが、「仕事を見つけてアパートに入るお金もたまったけれど、アパートに入る際の連帯保証人が見つからない」という問題に直面する。この件について、「新宿連絡会」と渋谷の支援団体を代表して面会に行っていた稲葉や湯浅が相談を受けるようになる。このような状況の中で、二人は、民間の「自立支援センター入所者支援センター」が必要ではないかといった話し合いを行い、これが「もやい」設立へ二人を駆り立てていった。

この時、湯浅や稲葉が目当たりにした問題を一言で表すなら、路上生活者らの「人間関係の貧困」⁷¹である。これまでの湯浅と稲葉の活動歴を概観すると、彼らが、常に、「路上生活者」支援において、目の前の人を守ると同時に、路上生活者が抱える問題を社会構造上の問題として捉え、根本的な解決を模索し動くという2つのベクトルを持った活動をしてきたことが読み取れる。それは、日々の夜回りで個々の路上生活者と関係を築きながら、「新宿連絡会」や「のじれん」といった社会へ働きかける団体の設立をしていったことにも読みとれる。それらの運動体を通して数々の団体交渉を行ってきた。このような活動の積み重ねによって行政とのパイプを築いてきたことで、ダンボール村火災の時は、休日であったにもかかわらず、東京都も緊急避難施設を当日に解放するという動きに至っている。

火災があった時、彼が迅速に対応できたのも、日頃の活動において2つのベクトルを持っていたからこそと言えるだろう。「新宿連絡会」は、翌日には声明を出している。稲葉は、コミュニティ機能の必要性を即座に把握し、事務所を開放、「同窓会的な集まり」をはじめ、コミュニティの継続を図っている。一方、湯浅は「のじれん」や「フードバンク」立ち上

げに関わり、「路上生活者」の問題を社会運動化していくことにすでに深く関わってきていた。彼らは、目の前にいる人の「いのちを守る」ことのみで専念するでなく、それをするためには、社会構造そのものを問い、根本的な解決を模索してきたのだった。

だからこそ、湯浅や稲葉らは、路上生活から社会復帰を目指して立ち上がった人が、再就職を果し、お金がたまって、連帯保証人が見つからないが故に「自立支援センター」から退所することができないという実態を目の当たりにした時、この問題を、社会の構造的な問題として認識した。これは、そういえるだけ深く、一人ひとりの路上生活者との関係があったことから辿りつくことができた認識だといえよう。この当時を振り返って、稲葉は、以下のように述べている。

路上生活を体験した人々は、野宿に至る過程の中で人間関係を喪失してきた方が多い。失業して家賃を滞納してアパートを追い出された人は、みんながみんな、その日の晩から公園やビルの軒下で寝るわけではない。最初のうちはなんとか助けてくれる人を探して、友人宅に転がり込んだり、一時的に実家に身を寄せたりする人も少なくない。しかし、居候生活が長期化すると、次第に居づらくなって、結局はそこを出ざるをえなくなる。路上生活に陥る過程は、同時に、人間関係において独りぼっちになっていく過程でもあるのだ。(稲葉 2012: 12)。

稲葉が出会ってきた路上の人の中には、家族を戦災で失い施設で育った人、親からの虐待を受けて育った人など、自らを「天涯孤独だ」と語る人も少なくなかったという。つまり、このような人たちは、そもそも幼少期から自分を支えてくれる人間関係を持っていなかった。「このような人たちが、アパートの連帯保証人を見つけられないのは、ある意味、当然のこと」だと考えた。これは、「経済的な貧困」と同様、「人間関係の貧困」として社会的に取り組むべき課題だと捉えた。保証人問題をどうするか、行政との間で交渉をするも、予想どおり成果は得られず、稲葉と湯浅は、「自分たちで引き受けるしかない」という結論に至った⁷²。

この時のことを、湯浅はこう振り返っている。

どうしてもやらなければいけないと思いました。誰もやらないからです。行政もやらない。民間もやらない。Kちゃんとか、Oちゃんとか。確かに不器用かもしれないけど、べつに何にも悪いことはしていない。そういう人たちが、道端で、寝る。そういう世の中はあってはならない⁷³。(湯浅 2013)

湯浅は、渋谷の夜回りを繰り返すうちに、それまでは「ホームレスのおじさんたち」と

して一括りにしてきていた人たちが、次第に「Kちゃん、Oちゃんといった一人ひとりの名前を持った人たちが変わっていった」。彼らが路上で生活することになった経緯を知っていると、「まじめ」な人で、「不器用な」ただただ、ということに気付いていく。保証人を提供する事業を始める話を周囲にしたら、皆、「お前が破産してしまうぞ」という反応だったが、「どうしてもやらなければ」と思ったと語っている。これは、それだけの関係がそこにあったということであり、同じように関係を築いてきていた稲葉とは、この「やるしかない、やらねば」という思いを共有できたということであろう。

3. 「もやい」設立へ

こうして、湯浅と稲葉は、連帯保証人を提供する団体の新規立ち上げに乗り出した。その際に、彼らは、この団体を、単に連帯保証人を提供するだけにとどまらず、「関係の貧困」への具体的対応を盛り込むこととした。コミュニティ（互助会）づくり、入居後のアフターフォローなどである。また、自らが連帯保証人を提供するという極めて責任の重い事業を行うことで、「関係の貧困」という課題を社会に問題提起していこう、ということも視野に入れていた。

こうして設立された「もやい」の活動には特筆すべき特徴がもう一つある。それは、ネットワークづくりに卓越していることだ。たとえばこのことは、湯浅が中心となって立ち上げた「半貧困ネットワーク」設立の経緯に観察される。保証人問題は、実は、路上生活者のみが直面している問題ではなく、DVの被害者支援の現場でも課題となっていた。湯浅は2000年から「フードバンク」の設立に関わってきたなかで、DVの被害者を保護する女性シェルターや児童養護施設等とつながり、この現状を目の当たりにしていた。そこで、「各団体が共通して抱えている『困りごと』に共同で取り組むことで逆にプラスのネットワークを作れる」という発想から連携を深め、2007年「反貧困ネットワーク」設立に至っている（稲葉 2012: 15）。

2001年5月、「〈もやい〉互助会設立集会」を開催。当日は、「新宿・櫟の会」の常連を中心に、「自立支援センター」の入所者や退所者ら計50名が参加した。8月に初めて新聞で「もやい」の活動が紹介されると、資金提供の電話が殺到した。12月には、定例の相談日を火曜日に設定するという体制をとる。「ホームレス支援のボランティアが無謀に連帯保証人提供まで始めた」というニュースは瞬く間に関係者の間に広まり、2002年度で保証人提供をした契約者数は246世帯にのぼった（稲葉 2012: 19）。

4. 手弁当ボランティアによる活動（2001年～2006年）

2001年の「もやい」設立から2006年まで、「もやい」の活動はすべて無給のボランティアによって成り立っていた⁷⁴。相談数も週に1～2件と多くなく、こじんまりとしてアットホームな雰囲気にも包まれていた。2006年7月に保証人の提供を求めて「もやい」にやってきた富樫の回顧録には、当時の「もやい」が持っていた、信頼関係によって成り立っていた場の雰囲気が読み取れる。尚、富樫は、2007年2月から「当事者スタッフ」として主に若者の相談や若者の居場所づくりを行っている。

その頃の相談スタンスは、専門性のある相談員への相談というよりは、顔見知りにする悩み相談のような性格が色濃かった。……受けている方も、専門職というよりは、近しい人間の一人として話を聞くというスタンスだった。僕の記憶では、かなり明確に「自分たちは素人だから」と言っていたと思う。……交流サロンのお客さんが御礼状の宛名を書いてくれるようなことも時々あって、多少の垣根はあるものの、各事業が混ざり合っただけの「もやい」だった（富樫 2012: 67）。

…うまくいかなかった時も当事者の人に「まあ、しょうがないよ」と苦笑いして、許してもらえるような関係性はあった。というより、かなりの部分がそれ頼みだったんじゃないか、とすら思う。決して最初からうまくやっていたわけじゃなくて、そうやって許してもらいながらなんとか僕らはやってきたということが、こうして振り返ってみるとよくわかる。

やって来た人の名前と顔を覚えていることができ、記録に頼らなくても「ああ、あのね」と、メンバーの誰かが覚えていられる、こじんまりとした信頼関係の中で、助けたり助けられたりする。それがこの頃の「もやい」のスタイルだった。関係性を作るのに時間をかけることができたから、こうしたやり方ができたわけだ（富樫 2012: 68）。

様々な背景があるにしろ、「もやい」にやってくる人のほとんどは、連帯保証人を頼める身近な人がいない状況にある。「もやい」では、なかなか人に説明しがたい事情を抱えて相談にやってきた人と「近しい人間の一人として」出会い、人として関係を構築していく。富樫の記述から読み取れるのは、「もやい」に根付いている「共にこの社会に生きる仲間として出会う」という姿勢とも言えるだろう。それが初めて来た人に居心地よさを感じさせ、その人の「居場所」となっていく、「居つく」人が何名も出たという。そのことについて富樫は以下のように語っている。

面談日の夜にはそのままこもれび荘（「もやい」の拠点）でちょっと飲み会をして帰る、みたいな余裕があった。その輪の中には、その日初めてやってきたボランティアも、元からいる有給スタッフたちも、時には相談にやってきた当事者の人なんかも混じって、それが普通だった。その敷居の低さ、垣根のなさ、アットホームな感じは、今思い出してもなかなか良いものだったと思う。当時活動にハマっていった人たちは、少なからずその雰囲気の魅力を感じていた人たちだった。（富樫 2012: 65）

当時は、一見さんは少なく、「もやい」の知り合いの知り合いが来ている状態だった。以前に相談に来たことがある人が友達を連れてくることもあった。誰が相談を専門に受けるスタッフ、といった決まりもなく、手の空いている人がなんでもこなす状態でもあった。

5. 貧困問題の最前線へ 2008年「年越し派遣村」～現在

このように、時間をかけて、丁寧に関係性を築くことを基盤とする「もやい」の日常の雰囲気に、2006年～2007年頃から変化の兆しが見えはじめる。まず、20～30代の若者の相談が増え始め、相談数が増加した。増加した相談のほとんどが、テレビや新聞、インターネットを通して初めて「もやい」を知った一見さんであった。これは、派遣労働者数が急増し不安定な経済状況に陥る人が増えた時代背景と、「もやい」がメディアを通して紹介される機会が増えたことに由来する⁷⁵。極めつけは、2008年9月のリーマン・ブラザーズ破綻に端を発した派遣労働者の大量解雇、いわゆる「派遣切り」が始まったことである。

多くの派遣労働者が仕事と同時に住居も失った。「全国コミュニティ・ユニオン連合会」が11月29日～30日に開設した「派遣切りホットライン」では472件の電話相談があり、その少なからぬ人達が、あてはないが東京へ行くと話していたということを知り、年末には更なる「派遣切り」が大量に出るだろうと予測されることもあり、その対応として2008年末（2008年12月31日～2009年1月5日）に「年越し派遣村」が開設された。湯浅が派遣村の村長としてメディアにも露出したことで、「もやい」の知名度は一気に上昇した。このことで、相談の内容の質と量の急激な変化の波が「もやい」を襲った。

富樫が「当事者スタッフ」になった2007年当初の相談者数は、週に1、2件だったが、2008年末には週に20件を超えるほどになっていた。2年間で10倍以上増加していた。そして、「年越し派遣村」がメディアで大きく取り沙汰された後の相談日、「もやい」の電話はひっきりなしにかかり続け（100本以上）、来訪者も激増した。また、DVや虐待を受けて逃げてきた人、違法労働者、薬物などアディクション（依存症）の問題、トランスジェ

ンダー、刑務所から出てきて身寄りが無い、など相談内容も複雑化した。必要とされる前提知識は増え、正解がわからないケースの判断を迫られることも多くなり、ぶっつけ本番で、綱渡りのように日々の業務をこなすこととなった。持ち込まれる相談の量と質の変化に、「もやい」は、文字通り、「パンク状態」となり、これまでの、こじんまりとした関係性の上に成り立っていたシステムで対応することには限界がきていた。

それに対応するために、活動日を再設定（増加）したり、近しい他団体へ支援を要請したり相談活動の場を間借りするなど、つぎはぎだらけではあるが、体制を再構築しつつ走り続けた。たくさんの矛盾を抱え、課題を置き去りにしなければならないことが増えた。例えば、スタッフのバックアップ体制も、知識を伝える仕組みも、スタッフのケアを考える姿勢もなど整える余裕もなくなった。

そのような中でも、「もやい」は、新たな協力者を巻き込みながら、ひた走りに走り、着実に活動を創りあげ、その活動は拡大をつづけた。日常業務である生活相談・入居支援や同行支援の他に創られていった活動を年代順に列挙してみよう。交流サロン（サロン・ド・カフェこもれび）、女性の居場所（グリーン・ネックレス）、珈琲焙煎プロジェクト（こもれび珈琲）、若者の居場所（Drop-in こもれび）、オンラインおよび紙媒体でのニュースレター発信、もやいセミナー開催などがある。また、半貧困ネットワークをはじめとする様々な団体（例一般社団法人ホームレス問題の授業づくり全国ネット、一般社団法人自由と生存の家、住まいの貧困に取り組むネットワークなど）の設立に関わり、理事や世話人など重要な役を担っている。

「もやい」では、これらを有給スタッフ 10 名程度、50 名程のボランティア（当事者を含む）という体制で行っている⁷⁶。次節では、「もやい」が、少ないスタッフ数でありながらこのように活発に活動を展開することができたのはなぜか、糸口を探る。その分析の入り口として、「もやい」の理念と新たな活動が生まれた経緯に着目していくことにする。

第2節 理念と実際

1. 「もやい」流、直接民主主義

「もやい」では、「もやい」の活動に関心を持ち、活動を支援してくれる人であれば、職業や性別、支援者／当事者という立場に関係なく共に活動を創る仲間として混ざりあう。「もやい」の理念の一つでもあるこのあり方が明確に観察できるのが、「もやい」での物事の決定の方法である。「もやい」では、発足当時から、どんな人でも活動や会議に参加し全員参加型の会議で活動の方向性や組織体制、運営方針を決める直接民主主義の手法を用いてきていた。実際、有給スタッフが提案した組織改革案を、ボランティアが団結して葬るということが起こったこともある⁷⁷。

このような運営方針のバックボーンとなる考え方は、「皆が対等に発言権があり、皆が共に活動を創る主体である」ということだ。それは、一体どのようなことだろうか。以下の富樫の記述をみってみる。

やや乱暴にまとめると「活動とは、その意思がある人が、対等な立場で関わるものです。誰かが命令したり、されたりするものではありません」「残念ながら十分な対価を保証できるわけでもありません」「やりたいこと、やれない範囲、ご自身で決めて意思表示をしてください。尊重します。」「提案・発言・参加を歓迎しますが、他のメンバーが熱心にお手伝いできるかは、それぞれのメンバーの自主性に任されます」といった感じ。……ただまったく完全に突き放す一方というわけではなく、こじんまりした人間関係の中で、甘えたり、教えあったり、たしなめられたり、なぐさめられたり、という風にある程度フォローされる仕組みだった。それぞれが独立した個人だったので、いろんな意見があっという、とそこは担保されているのも一つの強みだった。(富樫 2012: 113)

このような雰囲気にならされて「もやい」で活動しているひとたちの言葉を使うなら、「居つく」人、「ハマる」人がいる。活動の中核を担うボランティアが常時いる。富樫自身も、この「圧倒的に自由」な感じに慣れ、当事者スタッフとして居ついて残った一人である。その他にも、たくさんいた。例えば、自分の関心をはっきり持っている人、やりたいことがある人にとっては、参加してすぐにほとんど制約されることなく、「活動の中核に入ることができるワクワクするような場所」であり、同時に、「この自由も、密な人間関係の中で一定の制約」やフォローを受ける仕掛けによって居心地の良い場所になっていた(富樫 2012:114)。

「もやい」の活動の多くは、そうやって「居ついた」人が、その人独自の視点から「やりたいこと」「やるべきと感じたこと」を自由にやってみる、という流れから生まれていった。これが、「もやい」の活動が展開した一つの流れである。もう一つが、その場その場の問題に「もやい流に」対応した結果、新たな活動が展開するという流れがある。以下、新たな活動が、どのように、新たに「居ついた」者によって生まれたか、どのように問題に対応したことによって生まれたかを記述する。

2. 「サロン・ド・カフェこもれび」

交流サロン「サロン・ド・カフェこもれび」は、2003年夏に活動に加わったうてつが、「もやい」から保証人提供を受けてアパートに入居した人たちの家庭訪問を通じて「人間関係の貧困」の根深い問題に直面したことから作られていったものである。うてつは、保証人提供を受けた人のその後の生活がどうなっているのか、という疑問がうかび、各人に連絡をとりアパートを訪問し始めた。うてつの訪問は多くの人に喜ばれた。それは、皆、孤独に暮らしていたからだった。

アパートに入居してから1年以上たつ人から、「あなたが初めてのお客さんだよ」と言われたり、地域のサロン等に参加していたが生活保護だということが言えず隠し続け、しまいには「隠していることが辛くなって誰とも付き合わないと決めた」と言う人もいた。一日中テレビをみるだけという人にも会った。うてつを最も驚かせたのは、そのなかの一人が漏らした、「こんな孤独な生活だったら、野宿していた方が仲間もいてよかった。野宿に戻ろうかな……」という言葉だった。

「衣食住が整ったからといって、急に友達ができたり、家族と連絡が取れるようになるわけではない」という当たり前のことに気づき、もとめられるままに、定期的に家庭訪問を行うようになった。しかし、次第に、家庭訪問という一対一の関係性による支援の限界を感じとる。「これは私ひとりの手におえない問題だ」と悟り、「みんなが集まれる居場所を作ろう」とサロンを立ち上げた（うてつ 2012: 28）。

2004年6月に「サロン・ド・こもれび」がオープンする。ここは、毎週土曜日、誰でも出入り自由で何時間でもいることができるようにした。「サロン・ド・こもれび」はオープン初日から大盛況で、毎週、のべ20～30人がやってきている。多くは、「もやい」で保証人提供をしている仲間たちである。常連さんが20人くらい、サロンを支えるスタッフが10名、時々くるお客さんが20名くらい、最大で50名くらいが、このサロンを自らの居場所としていた。

3. コーヒー焙煎プロジェクト「こもれび珈琲」

「サロン・ド・カフェこもれび」からは、コーヒー焙煎プロジェクトと珈琲染めプロジェクトが誕生した。コーヒー焙煎プロジェクトは、もともと、毎週土曜日、多くの人たちが訪れて「とてつもないパワー」に溢れているサロンの様子から、「何かこのパワーを生かして、自分たちの手で物を作り上げたりすることはできないだろうか」とうてつが発想したことからはじまった。

「のんびりゆっくり作業できる」「多くの人が作業に関われる」の2点を重要視した結果、保存がきくコーヒーの生豆を焙煎することになった。貧困問題に取り組む「もやい」が搾取の構造⁷⁸を是正する動きに連なろうということからフェアトレードでコーヒー豆を購入し、定期的にプロジェクト会議を開き、焙煎しては試飲する、といったことを繰り返した。そのうち、プロジェクトを中心に引っ張っていく人がおのずとでてきて焙煎の温度や色の測定を始め、熱心に研究をすすめ、2007年、独自ブレンド「こもれびコーヒー」が誕生する。これを製品化し、2012年現在、月200～300個のペースで売上げている。

4. 女性限定の居場所「グリーンネックレス」

女性限定の交流事業である「グリーンネックレス」は、アパートの連帯保証人を求めて2003年に「もやい」に相談者としてつながった山口が、自分自身の体験から、「もやい」の中に、女性限定の居場所の必要性を感じ、立ち上げたものだ。月1回程度、お裁縫をしながらおしゃべりをしたり、お昼の会をおこなったりしている。グループの名称、「グリーンネックレス」は、小さな緑の玉が数珠繋ぎになっている植物の名前で、「しなやかに、緩やかに、切れずにつながっていきましょう」といったメッセージが込められている。

「グリーンネックレス」は、山口自身の強い思いから始まっている。相談者として「もやい」につながり、支援を受けて生活を立て直す過程にしながら、少しゆとりができていた山口は、2年ほどしてボランティアとなり、2006年有給スタッフとなった。主に、事務作業を担当していた。そのうち、女性のデータの少ないこと、また、女性は男性よりも少ないが辿り着いた人達の背景がDVから逃れてきたシングルマザー、外国籍の女性、高齢の単身女性、身寄りのいない女性など、複雑であることに気づく。さらに、女性で互助会を退会していないのに消息がわからない方の存在が少なからずいることが判明した。山口は、その「データの向こう側の、生活者としての彼女たちに思いはせる」ようになっていった。

「もやい」につながった女性たちの居場所を作りたい、という思いを募らせていった背景について、山口は手記の中で以下のように綴っている。

私は DV から逃げてきた経験から、「もやい」で出会った女性たちは、「もやい」での相談を経てからも、かなり長いこと孤独な戦いを続けることになるだろうと思っていた。……彼ら（男性の野宿経験者）の回復と、女性たちの回復はまた違う道をたどる。……女性がホームレス状態になることは男性に比べると少ない。女性が単身路上で生活することは、とても怖いことだから、血縁を頼ったり、寮つきの仕事を探したり、お金を借りられるところを片っ端からあつたり、なんとか路上に出ることにならないように最後の最後まで抵抗するからだ。それでも自分の拠点を失ってホームレス状態になってしまうのだから、自分だけの胸に秘めておきたいようなさまざまな事情を複数抱えているに違いない。（山口 2012: 47）

山口は、「女性ながら」、ホームレス状態になるような厳しい事情を抱えているだろう人たちに思いを馳せつつ、自分自身は、「運よく、似たような傷を持ち、お互いの秘密を守り合えるような友人」や、とても適切な支援を提供してくれた女性シェルターの相談員やワーカーがいたことが、自分の支えとなっていたことを思い返していた。

彼女たちは、自分の痛みを共有してくれる場があると信じることを失わないまま、生活をする事ができているだろうか。自分にも孤独で困難な時期がリアルにあったからこそ、自分の痛みを彼女たちに重ねたのである。背負っているつらい事柄は、自分一人で苦しもうが、誰かがそばにいてくれようが、もちろん減りも増えもしないが、できれば自分ひとりでなく、たくさんの人に見守られながらの生活であってほしかった。（山口 2012: 48）

そして、山口は、「自分が『もやい』でしたいことは、支援者としての相談活動ではなく、…そこいらにいるごく普通の女性として、目の前にいる、困難を抱えた女性と時間を共有することにある」と思うようになる。その具体的なあり方として、女性限定の居場所づくりを思い至った。

「グリーンネックレス」は、このように、山口の個人的な体験を基盤とした強い思いから始まった。だが、山口の強い思いが、返って居場所に緊張感を与えたり、山口の空回りから人が遠ざかることもあり、周囲も危うさを感じることも少なくなかったようだ。山口は、誰も来ない日に 1 人自問自答を繰り返すこともあったという。それでも、「もやい」以外の女性支援グループの女性も含め、常に誰かしらが山口に手を差し伸べる形で、2006 年によちよちと立ちあがった女性限定の居場所は継続され、2011 年には『私』のままで生きていいよ～私たちが伝えたいこと」と銘打ったイベント⁷⁹の開催が実った。山口は、2010 年 3 月末で、「もやい」の有給スタッフをやめた。これは、仲間たちとフラットな関

係になりたいという思いをかなえる上で、「もやい」スタッフというポジションに居心地の悪さを感じ始めていたからだ。現在山口は、「仲間として」「みんなに会いたいから会いにくる」というスタンスで、この活動を継続している。

5. 若者向けサロン「Drop-in こもれび」

「Drop-in こもれび」は、アラサー世代を中心とした「もやい」の若者向けの居場所として、前出の「当事者スタッフ」富樫が 2007 年にスタートしたものである。富樫は、若者向け居場所を始めた経緯について、自分自身がやっとのことで「もやい」にたどり着いた時の出来事が決め手になっていると語っている。当時、「もやい」に相談に来るのは中高年の男性が中心で、若者の当事者の出入りはまばらだった。その日も、「もやい」のサロンは、中高年の男性でにぎわっていた。富樫の言葉を引用する。

その日、僕の中で最も印象的だったのは、お客さんの 1 人、Kさんが気さくに声をかけてくださったことだ。僕の格好やら雰囲気やらから、僕が単にサロンに遊びに来たわけではないと、いち早く察してくれて、入口でまごつく僕を「おう。入んなよ」と招き入れてくれ、スタッフを呼んでくれたり、その後もなにくれとなく話をしてくれたりした。サロン全体の雰囲気としても、突然やって来た異物（僕のことだ）に対して、全く邪魔にするようなことはなく、かといってうるさく構うでなく、独特の呼吸で受け入れてくれていたように思う。

不思議な感じだった。僕は相手の人たちが路上生活の経験があるということを知っていたわけではないので、なぜそうなのかわからなかったが、初めてやってきた場所で初めて出会う人たちに、何かが通じ合っているような、安心できるような、そんな感じを抱いたのだ。

今振り返ると、それは、その時の僕が抱えていた落ち込みやしんどさや心細さに、似たような経験があるからこそ気付き、気付けるからこそどう接すればいいのかわかる、というようなことだったのだなあ、とわかる。説明するのさえしんどい心の内を無言のうちにわかってもらうようなあの感じは、傷つき、追いつめられていたあの時の僕にとってはある種圧倒的で、この雰囲気というか、味わいが、僕を〈もやい〉に居つかせたのだと思うし、この感じを「居場所」と呼ぶと知った時に、「いずれ居場所をやってみたいなあ」と思わせたものなのだった。（富樫 2014）

このような経緯から、富樫は、若者の相談が増加の一途をたどっていた時期に、若者のための「居場所」を、「ある種のトラウマ的な経験を共有できる仲間の集まり」としてスタ

ートした。「Drop-in こもれび」初期の告知文には、その時の思いがあふれている。

居場所のない若者が増えていると感じる。家庭の余力も少なくなっているし、職場は利益至上主義でそこに寛ぎや楽しみが生まれる余裕なんかないし、街に遊びに出かけても、居れば居るほど金がかかるような場所ばかり。居場所って、そんなものじゃない。それは「その人が、その人であることを許される場所」でなければ、意味がない。

そういう場所が欲しいという思いのある人たちが集まって、そういう場所をひとつずつ世の中に増やしていく。そんな風になればいい。奪われること、傷つけられることばかりありふれている世の中で、自分自身を守る・癒せる時間と空間が増えていくように。(富樫 2014)

富樫は、「誰も排除しない」という理念をかかげ、様々な人が行き交う場の中でそれを実現することの困難さと格闘し、試行錯誤を繰り返しながら、「Drop-in こもれび」を5年半続けた。「傷ついた者の集まり」としての居場所として始まったこのプロジェクトは、一つの節目を迎え2013年3月で一旦終了した。現在、新たなコーディネーターのもと、より外へ出ていく志向性を持ったアラサー世代の集まりである「ランタンベアラ」が、月2回の居場所に加え、不定期なスピノフ企画を開催する活動を行っている(2013年終了、2014年4月からは担当者が変わり、名称も「ランタンベアラこもれび⁸⁰」として若者向け居場所事業として続いている)。

6. 「あうん」便利屋部門と葬送事業支援プロジェクト

ここまで、「もやい」の新たな活動は、新たに「居ついた」人が自由に創り出してきたことを示してきた。「もやい」の活動の展開には、もう一つの流れがある。それは、その時々直面した問題から、新たな活動を創っていったということだ。「もやい」設立自体も、その時に直面した問題(保証人がいないゆえに生活再建が困難)に対して直球(保証人提供事業を開始)で向き合った結果始まったものである。その、設立当初にあった「なければ創る」とでもいうような精神はその後ずっと引き継がれている。

例えば、他団体との連携のもとに創られた「あうん」の便利部門開設もその一つの例である。2002年の夏、「もやい」が保証人を提供した人から初の行方不明者がでた。保証人である「もやい」が部屋の引き払いをしなければならず、ボランティアや互助会会員と一緒に、部屋に残された荷物の片づけを行った。その後、引き払い件数が増えていく中で、ボランティアで対応することには限界があるということが見えてきていた。

この頃、かねてから協力関係にあった山谷地域の日雇い労働者の労働運動や路上生活者の支援活動に関わっていた人々が中心になり、路上生活者や元路上の人々の仕事おこし事業として「あうん」という古着のリサイクルショップが開店した。湯浅が、引き払い作業を生活困窮者の雇用創出として事業化するアイデアを「あうん」に持ちかけ、便利屋部門を開設。便利屋部門では、部屋の引っ越しや引き払い、内装作業等を担当することとなった。「もやい」で保証人を提供している人が死亡も含め引き払いが生じた時、「もやい」が仕事として「あうん」に発注、それが、「あうん」を中心とした山谷地域の日雇い労働者の雇用創出につながるという連携がつくられた。2012年の時点で、「あうん」はリサイクルショップを含め約30人の雇用が維持されている（稲葉 2012: 20）。

また、葬送支援プロジェクトも、直面した課題から誕生した活動の例と言えるだろう。もともと路上生活を送っていた人が数多く所属する「もやい」の互助会員のほとんどは、身寄りがいない。生活保護受給者の場合は、親族がいれば、担当のケースワーカーが親族に連絡を取るが、稲葉らが見てきたケースでは、親族が葬儀の場に現れることは少なかった。その場合の葬儀は「遺体を葬祭場に運んで火葬するだけ」という機械的なものになりがちだ。新宿ダンボール村時代からのつきあいのある当事者のTさんの葬儀に参列したことをきっかけに、稲葉らは、「もやい」につながっている人たちの「葬儀やお墓といった人生最後のステージにおける支援をどのように行うのか」を話し合い、サロンの常連さんの意見を聴き、お墓をつくるなら是非入りたいという希望があることを確認して、葬送支援プロジェクトを立ち上げることにした。仏教関係者らをはじめとする多くの人たちの協力を経て、「もやい」は、故人の希望に沿った葬儀を執り行える体制づくりと合同の墓設立に乗り出した。2008年11月には、合同墓「結の墓」が完成し、11月3日、東京都台東区の寺院「光照院」で建立式が執り行われた。現在（2012年）、9人の遺骨がこのお墓に納められている（稲葉 2012: 142）。

「もやい」設立の経緯を含め、ここであげた2つの例は、「もやい」の活動の創り方の特徴を表している。それを平易な言葉で表すなら、「大事にしたいことはやる」「なければ作る」というとてもシンプルなものといえる。

第3節 「もやい」における「共創」の考察

第1節では、「もやい」設立のきっかけおよび、その後の活動の変遷を明らかにしてきた。第2節では、「もやい」という場がどのように成立しているかを、彼らが掲げる「直接民主主義」の理念と、その理念が具現化した1つの例である、新規参入者による新たな場づくりの経過から明らかにしてきた。ここからは、「もやい」の実践を牽引してきたものは何か（原動力）、また、この活動実践から何が創り出されてきたのか（創造物）を考察する。

まず、簡単に第1節と第2節で記述してきたことを要約する。「もやい」は、東京都内で路上生活者支援を行っていた湯浅と稲葉が中心になって設立された。団体設立のきっかけは、路上生活者への連帯保証人提供事業に乗り出すという決断をしたことであった。路上生活者に対する公的支援の法整備は、障害や母子家庭等を対象とした福祉制度の整備と比較すると極めて遅く、長年ボランティア団体による炊き出しや夜回りに頼っていた状況がある。2001年、稲葉と湯浅が、責任が極めて重い連帯保障人を基本的に希望者へ分け隔てなく提供するという事業をはじめたことは、路上生活者支援の関係者らを驚かせる程、これまでのボランティア活動から一線を画した活動展開であった。これによって、彼らは貧困問題を社会問題として提起していくきっかけをつかみ、以後、「もやい」は、貧困問題の最前線を常に走りつづけてきた。

「もやい」の活動は、連帯保証人提供を含む入居支援事業、生活相談・支援事業、交流事業の3本柱である。この他に、貧困問題が社会構造に起因することを広く世間に訴え、理解者・賛同者を開拓する、広報・啓発事業にも積極的に取り組んでいる。「もやい」の事業は、「わっぱの会」が製造・販売を事業の中心に据えているのとひきかえ、相談支援が中心である。相談支援は基本的に相談者が「通り過ぎる」ことを前提とするものである。ゆえに、助成金等による援助がなければ、相談支援事業そのものから事業収入を見込むことは難しい。このように事業収入を見込める事業を持たず財政基盤は脆弱なまま、「もやい」は10年以上、多くのボランティアを巻き込みながら、貧困問題の最前線を走り続ける活力を持ち続けてきている。

このような「もやい」の活動は、「直接民主主義」によって運営されている。「直接民主主義」とは一言でいうと「皆が対等に発言権があり、皆が活動を創る主体である」というものだ。「もやい」では、当事者スタッフ、当事者ボランティア、支援者といった便宜上の区分は存在するが、誰もが会議に出て発言する権利がある。これは、その日初めて活動に参加した者も同等という程、非管理的なものだ。これを、「もやい」に長年いるものたちは、「とっちらかり」で「いい加減」な風土として捉えている。この「もやい」独特の風土に多くの人が居心地よさを感じ、その結果、多くの人が「居つき」、活動の支援者や参加者が増えている。

「もやい」では、そのように「もやい」の「いい加減さ」も含めた人間的な雰囲気居心地良さを覚え「居ついた」人たちによって、新たな場や企画が創られてきた。新たに創られていったものは、「サロン・カフェ・こもれび」、「こもれび珈琲焙煎プロジェクト」、「Drop-inこもれび（若者向けサロン）」、「グリーンネックレス」などがある。このように、「もやい」は、惹きつけられた人が自在に集い、支え合い、創造し合うことで、活動を展開してきている。

1. 「もやい」の活動の原動力

「もやい」の原動力を探る上で、まず押さえておくこととして、先述した通り、「もやい」は財政的基盤が一般的な収益事業を持つ団体と比べ脆弱であるという点がある。それにもかかわらず「もやい」は、2001年の団体設立以降、「貧困問題といたら『もやい』」と関係者らに言われるほど、活発な活動を展開してきている。第1節で記述してきたように、設立後の約5年間は、ボランティアのみでこじんまりとアットホームな濃い関係性の中にある、信頼関係のうで成り立っていた。2008年から2009年の年越し派遣村以降これは大きく変化し、システム化が進んだ。しかし、これは、「わっぱの会」にみられたような活動フェーズの移行（「わっぱの会」の場合は「わっぱん」製造・販売という事業の立ち上げや社会福祉法人格の取得）に匹敵するような変化ではなく、そういう意味では、大きな活動フェーズの移行はまだ経験してきていないといえる。

よって、「もやい」の活動を牽引してきたもの、すなわち、原動力は何かを考察するにあたっては、「わっぱの会」の原動力を考察した際に用いた2つの分析視点^{8 1}は用いずに、第2節において記述した、新たな場づくりが生まれたプロセスを分析することにする。

「もやい」ではサロン等の新たな場が、次々と創設されていったが、これは、「もやい」設立後に「もやい」に居ついた者たちが創っていったものである。

「サロン・ド・カフェこもれび」の場合は、「もやい」の居心地よさに惹かれ、ボランティアで関わり始めていたうてつが、会員の家庭訪問をするなかで元路上生活者の孤独な姿に衝撃を受けたことがきっかけとなっている。第2節では詳述しなかったが、うてつは、「もやい」に関わる前は保健師として実践活動をしていた。行政保健師の仕事について複雑な思いを抱え、疲れ切って退職した後に「もやい」にたどり着いている。家庭訪問を始めようという動きや、「皆と創るサロン」をはじめるということは、うてつの保健師としての実践の蓄積もさることながら、うてつにとって、行政保健師の限界を超える動きを模索するものであった。

一方、「グリーン・ネックレス」は自分自身が当事者でもあった山口が始めたものだ。山口は、女性が路上に至る、ということの意味を自身の体験から熟知していた。だからこ

そ、その女性特有の生きづらさを分かち合える、ただ、共にいられる、お互いが安心できる場を創りたいと駆り立てられていった。つまり、うてつの場合も山口の場合も、新たな場を創った動きは、「相手（当事者）のため」という以上に、ただ、彼女たちにとって、彼女たちのこれまでの人生での体験があったからこそ、やらざるをえないと感じてしまった衝動にあると言えるだろう。

富樫の場合も、彼自身が居場所を切望していて「もやい」にたどり着いている。「もやい」にきて癒され、変容し、自分自身が居場所を創る側にまわったということである。ここから読み取れるのは、「もやい」という場を持つ、人を包み込むことができ、人を開花させることができるという場の質である。その場は、一人ひとりにとって居場所となり、一人ひとりが、そこで変容し自己内省をすることができる。と同時に、衝動に任せて動き出すことができる。

さらに重要なことは、「もやい」には、その衝動に任せて動くことを、つかずはなれずサポートする仲間がいるということだ。富樫の例のように、勝手に「コケル」ことも許される風土がある。それは、山口が1人で空回りをしていた場面でも同様に見受けられた。このような放任的・開放的でありながら、あうんの呼吸でフォローするような関係性があったことが、「もやい」に人が惹きつけられて「居つき」、その人達が新たな場を創りだしていくことを可能にしているといえる。

ということは、「もやい」の活動は、「もやい」という場に生じる動きが牽引してきたと言えるだろう。この「動き」は、もちろん、「貧困」という深いテーマに向き合うからこそ生じるものである。その「貧困」と向きあい何かしら動きが芽生えている人々のボランタリーな思いを、「もやい」という場は結集させ行動に起こさせることができるということであろう。「もやい」は、2001年に設立した活動歴の短い団体である。一般的に、団体の創生期には勢いがある。ゆえに、「もやい」もその勢いでここまでの活動が継続してきているという解釈も成り立つ。確かに、今後の「もやい」の活動の展開は、「もやい」独特の「いい加減さ」——これが賛同者の思いを結集して形にすることを可能にしてきた——を確保しながら、いかに、経営責任や社会的責任を果たせる活動体になっていくかという点にあるだろう⁸²。

2. 「もやい」が創り出したもの

「もやい」が創り出したものの代表例は、「もやい」設立の直接のきっかけでもある、連帯保証を提供するしくみ、といえるだろう。路上生活者の支援者の中で個々の関係において保証人になるということは、「もやい」以前もあった。しかし、「もやい」は、基本的に希望者に分け隔てなく保証人提供を行い、さらにそれを10年以上継続させてきている。こ

の社会的意義は大きい。

もちろん、セーフティネットとして、このしくみのおかげで救われた命や生活がある、という意義は大きいですが、このように「連帯保証人提供者数」といった数でみえないところにも、重要な意味がある。その1つは、このような事業が成り立つという前例を創ったということである。さらに、そのことで、「貧困」問題を社会化してきたこと、また、「貧困」に人が関われるようにしてきたことである。この最後の点は、少し説明を要するであろう。

長年、路上生活者支援というのは、そうそう多くの者が近づける領域ではなかった。今でも容易いわけではないが、「もやい」があることで、関心を持つ者が増え、また関心を持った者が関われるスペースが開けたといえるのではないだろうか。「もやい」が定期的で開催している「もやいセミナー」には多くの学生が参加している。基本的に「もやいセミナー」受講後はボランティアとして誰でも受け入れるというスタンスを保っている。つまり、多くの人が貧困問題に関わる入口となっている。

つまり、「もやい」は、社会から見えない活動であった路上生活者や貧困の問題を、見えるものにした。と同時に、「もやい」の存在は、いわゆる「普通」の人たちと「貧困」の世界との窓口のような役割も果たしているといえる。このように見てみると、「もやい」は社会的インパクトを創り出した、または、継続的に創りだしている、ということもできる。

「もやい」は、非事業型（収益事業の柱がない）の団体でありながら、10年以上もの間、貧困問題の最前線に立ち続けてきた。そして、多くの者が不可能だとしてきた「連帯保証人提供」を事業として成り立たせてきた。「もやい」には、物質的な場は長年1つの小さな（最初は間借り）事務所であったわけであるが、この「もやい」の「共創」が創り出した「場」＝「関係性のフィールド」によって、連帯保証人事業のみならず、半貧困ネットワーク設立から年越し派遣村までの動きや、その他さまざまな目的ごとの組織や活動が創られてきた。そしてそれは、全国的なつながりを持ち、大きな社会的インパクトを持っている。

表 6 自立生活サポートセンターもやい 活動内容

自立生活サポートセンターもやい ホームページより

入居支援事業	<p>①入居に向けた支援：路上・公園・施設・病院など広い意味でのホームレス状態にある方を対象にアパートへの賃貸借契約時の連帯保証人や緊急連絡先の引き受けを実施。</p> <p>② 安否確認：アパート入居後、郵便による安否確認（年4回）。必要に応じて訪問。</p>
生活相談・支援事業	<p>① もやいホットライン：生活に困窮している人々への電話による相談。 毎週火曜日（12：00～18：00）と金曜日（11：00～17：00）</p> <p>②面接相談：毎週火曜日（面談無料・予約制）</p> <p>③制度利用のサポート 福祉事務所での生活保護申請の同行など、公的サービスの利用をサポート。</p> <p>④生活支援物資支給：緊急時、必要に応じて米や缶詰などの生活支援物資支給を実施。</p>
交流事業	<p>①イベント開催：アパート入居後の孤立化を防ぐため、食事会や行楽など「もやい結びの会」の会員を中心とした交流の場の創造。</p> <p>②居場所づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰でも気軽に立ち寄れる交流サロン「サロン・ド・カフェ こもれび」 ・女性の居場所「グリーンネックレス」 ・若者の居場所「Drop in こもれび」 <p>※サロンから派生した「コーヒー焙煎プロジェクト」</p>
広報・啓発事業	<p>①公的機関への提言：地方自治体など公的機関に対し社会的弱者である当事者の立場からの提言活動。</p> <p>②情報発信：ニュースレター「おもやい通信」（年4回発行）。ウェブサイト等による当法人の活動の宣伝および貧困問題に関する情報発信。</p> <p>③講演活動：学校への出前講座や地域での講演・啓発活動。</p>

表 7 自立生活サポートセンターもやい 軌跡

自立生活サポートセンター もやい 軌跡	
もやい設立前のうごき	1994年「新宿連絡会」(新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議)結成 1998年2月 新宿西口地下広場ダンボール村 焼失 1998年3月「のじれん」(渋谷・野宿者の生活と居住権をかちとる自由連合)結成 1999年 新宿ダンボール村の同窓会的な集まりを「新宿・樫の会」と命名 2000年5月 フードバンク設立(山谷) 2000年 東京都が「自立支援センター」開設(台東区・新宿区)
2001	「もやい結びの会」設立集会(5月) 任意団体「もやい」設立(5月) ※朝日新聞「天声人語」で紹介される。→資金提供の問合せが殺到(8月) 「もやいニュース」第1号発行(現「おもやい通信」、年4回発行)(11月) 定例相談日を火曜日に設定(12月)
2003	NPO法人格取得。「特定非営利活動法人自立生活サポートセンター・もやい」設立(4月) ※山谷の「あうん」に便利屋事業部門を開設(7月) ※1うてつがボランティアとして活動に参加(社会福祉士受験資格取得のため) ※2 山口が相談者として「もやい」を訪れる(2005年より当事者スタッフ)
2004	「こもれび荘」(東京都新宿区)へ引越し(4月) 「サロン・ド・カフェ こもれび」開始(6月)
2005	※テレビの30分番組で「もやい」が取り上げらる→問い合わせが殺到
2006	「グリーンネックレス」開始(9月) 5周年記念文集「日日は好日」発刊(廃版)(12月) 株式会社リプラスの大型寄付を受けることを決定。全員無給スタッフから一部が有給スタッフへ。(2月) ※3 富樫が「もやい」へ相談に訪れる(7月)。2007年2月から当事者スタッフとして活動開始 ※ NHKが「ワーキング・プア」を放映
2007	「こもれびコーヒー」発売開始(1月) 「Drop-in こもれび」開始(9月) ※日本テレビが「ネット・カフェ難民」を放映 ※「半貧困ネットワーク」設立
2008	第2回共生・地域文化大賞共生賞(浄土宗)(8月) ※リーマン・ブラザーズ破綻(9月) 派遣労働者の解雇が続出。 合同墓「結の墓」建立(光照院)(11月) ※年越し派遣村(湯浅が村長となる)
2010	表彰(全国クレサラ・ヤミ金被害者交流会in岐阜)(11月) グリーンネックレスが「『私』のままで生きていいよ。～私たちが伝えたいこと」開催(7月)
2011	東日本大震災 被災地支援にのりだす
2012	「貧困待ったなし! とっちらかりの10年間」岩波書店発刊(3月)
2013	「Drop-inこもれび」終了⇒「ランタンペアラこもれび」として翌年再開
自立生活サポートセンター・もやい ホームページおよび著書をもとに、筆者作成。 【参考資料】 http://www.moyai.net/modules/pico/index.php?content_id=1&tmid=33 アクセス日 2014年5月22日 自立生活サポートセンターもやい編 「貧困まったなし」岩波書店 2012年	
※1 のちに、「サロン・ド・カフェ こもれび」を立ちあげる ※2 のちに「グリーン・ネックレス」を立ちあげる。 ※3 のちに「Drop-in こもれび」を立ちあげる。	

第4章 脚注

⁶⁶ もやいセミナー2014年9月26日 稲葉プレゼン配布資料より

⁶⁷ 路上生活者に対する公的な支援制度は、実態として、第2次世界大戦後に急増した貧困に対する政策、すなわち生活保護法が保障する範囲内のものしか存在していない。1946年に制定された生活保護法は ①国家責任、②無差別平等、③公私分離の3つを基本理念としたものである。この3つの理念は、SCAPIN (Supreme Commander for the Allied Powers, Instruction の略。連合軍総司令部の指令) 775号覚書「社会救済」に盛り込まれていたものである。SCAPIN775号は、日本が1945年12月にGHQに対して提出した救済福祉の計画案に対してGHQが条件付き承認をしたときの回答であり、救済福祉の基本的方向を示したことで有名である(横山・多田 1991)。

こうして、日本で初の生活保護法には、無差別平等原則が明文化され差別や一部の者を優先することなく平等に扶助を行うという考え方が導入された。しかし実際には、保護申請をした者のうち素行不良者は欠格事項により排除されるなど、保護請求権が必ずしも積極的に認められておらず、一旦、路上生活をするようになった者の救済または支援の機能を持つものとは言い難い内容であり、民間の慈善事業等による炊き出しなどに頼っている状態が続いた。

その後、90年代のバブル崩壊以降の経済の低迷、それに追い打ちをかけるようにして起こったリーマンショックを経て、戦後の経済成長を成し遂げた雇用システムは完全に崩壊した。労働者派遣法の改訂(1999年)、借地借家法の改訂(2000年)等も影響し、非正規雇用の拡大、ワーキングプアの増加をもたらし、ネットカフェなどを転々とするホームレス状態に追いやられる者が格段と増加した(稲葉 2009)。このようにしてホームレス問題が社会問題化し、国はその対策によりやく乗り出した。

1999年2月、国は、当時の厚生省、労働省をはじめ、建設省など関連省庁および関係する地方公共団体で構成する「ホームレス問題連絡会議」を設置、同年5月には、「ホームレス問題に対する当面の対応策」として①総合的な相談・自立支援体制の確立、②雇用の安定、③保健利用の充実、④要保護者の住まい等の確保、⑤安心・安全な地域環境、の5つの方向性を示した。しかしホームレス本人の稼働能力の不活用などの理由で保護の要件に欠けるとされるなど、路上生活者に対するセーフティネットとしての機能は十分に果たしていない(横山・多田 1991)。

2002年、路上生活者に関する問題について国と地方自治体の責務を定めた日本で初めての法律がホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(通称ホームレス自立支援法)が施行された。この法律によって、ホームレス施策は、雇用、住宅、保健医療、福祉の各分野による総合的な取組の必要性が強調され、国がホームレス支援のための基本方針を策定し、地方公共団体はこの基本方針に即した実施計画を策定し、民間団体と連携して施策を実施することとなった。ホームレス自立支援法は、時限立法であり当初10年で効力を失うとされていたが、2012年に5年間の延長が決まっている。

これまで制度的バックアップのないなか、民間団体の結束によって運営されてきたことからすると、ホームレス自立支援法の制定は大きな前進といえよう。しかし、ホームレス自立支援法の支援の主軸は、障害者自立支援法と同様、就労を通じた自立である。路上生活者の高齢化が進んでいる現在、健康問題を抱える路上生活者も多く、就労自立は現実的ではないと指摘されている。「もやい」の活動はそのような、制度の隙間を縫うような役割を果たしている。

⁶⁸ 詳細は、新宿連絡会編、1997、『新宿ダンボール村 闘いの記録』現代企画室に詳しい。

⁶⁹ 新宿連絡会 1998年2月8日 緊急声明より

<http://www.asahi-net.or.jp/~uh5a-kbys/shinjuku/fire/980208.htm>

- 70 新宿連絡会ホームページ <http://www.tokyohomeless.com/Untitled-rekisi.html>
- 71 「人間関係の貧困」という言葉は、稲葉ら自身が使っている言葉である。「もやい」は、「経済の貧困」と「関係の貧困」の双方と向きあい活動を展開している。
- 72 稲葉と湯浅は、この時、東京都の担当者と話しあいを持ち、児童養護施設の退所者に対しては施設長が連帯保証人になる制度があることを引き合いにだして、自立支援センターの入所者がアパートを契約する際の保証人提供を自立支援センターでできるように交渉したが、「大人と子どもは違う」と反論された。「大人の保証人問題」は、個人が自助努力で解決すべき問題である、というのが行政の公式見解であったとしている（稲葉 2012: 12）。
- 73 貧困 社会問題にもう一歩近づく：Makoto Yuasa at TEDxTodai 2013/08/31 の中で湯浅が語った言葉。湯浅誠公式ホームページ (<http://yuasamakoto.org/profile/>) 上で公開
- 74 「もやい」では、全員参加の「直接民主主義」的な会議で1年間にわたって議論を重ね、2006年2月から株式会社リプラスから資金提供を受けることに決定した。これによって、一部の者が有給スタッフとなった（山口 2012: 48）。
- 75 2006年7月にNHKで『ワーキングプア』が、2007年1月に日本テレビで「ネットカフェ難民」が放送され、これらの番組の中で「もやい」が取り上げられた。
- 76 2013年度事業報告書より算出。
- 77 この出来事の流れは以下の通りである。活動の拡大に伴い、自由なボランティアの集まりから社会的信用のある組織へと変革していくことが不可避となっていた時、情報管理や危機管理をしっかりと行うために有給スタッフが組織改革案を提案した。その中には、参加したばかりのボランティアと継続して参加しているボランティアとの間に権限の差をつけるような内容が盛り込まれていたことに対して、「ボランティアの間に分断を生み出す」とボランティアは団結して反発した。その代り、ミーティングの回数を増やすなど、情報共有やコミュニケーションを進めることで、情報管理と危機管理を行っていくこととなった（稲葉 2012: 146）。
- 78 コーヒー豆は南半球の貧しい国々で生産され、北半球の大企業が安く買い叩いて大量購入し、安い値段で販売している。貧困問題に取り組む「もやい」が、貧困の悪循環から断ち切る小さな試みとしてフェアトレードで輸入することで、このプロジェクトを「世界の貧困と日本の貧困をつなぐ」プロジェクトと意義づけている（うてつ 2012: 32）。
- 79 このイベントは2010年7月30・31日の2日間にわたって「自分らしさ・多様性」をテーマに開催された。「グリーンネックレス」の仲間たちの写真に詩を添えて作成したショートムービーの上映も行われた（山口 2012: 56-7）。
- 80 ランタンベアラ (lantan bearer) は、灯りを担ってどこかへいけるという意味。こもれび荘の木洩れ灯の中へふらりと立ち寄った (Drop in) 方が、今度はその灯を担って

どこかへ行ける (lantern bearer) ように、新しい人やものに出会って元気になれるような居場所を目指している。

- 8¹ 「わっぱの会」の活動の原動力を考察した際には、ある団体が理念を掲げて発足した団体が長期に渡って活動を継続させていけるかどうかは、1.その団体の活動状況に合わせて直面している課題に即して組織が変容できるかどうか 2. さらに新規メンバーが定着できるかどうか、に大きく左右されるとして、この2点に焦点を合わせて分析した。
- 8² 稲葉は著書の中で、経営責任や社会的責任を果たしつつ「もやい」が「もやい」でいられるかどうかは、いかに矛盾を内包しながら活動をし続けられるかにかかっているという主旨の発言をしている (稲葉 2012: 140)。

第5章 「共創」の関係性に生きるということ

本章では、「わっぱの会」や「もやい」に観られる「共創」の関係性とはどのような質を持つものであるかを探求する。これは、「共創」の理論化をするための材料をさらに用意するためである。これまでに行ってきた「わっぱの会」と「もやい」の実践の考察からは、これらの団体の活動を牽引してきたものが、「共創」の関係性であったことを述べてきている。本章では、「共創」の関係性そのものに着目し、その力動や特徴を明らかにする。

「共創」の関係性を分析するにあたり、ここでは、第3章2節1項で用いた「わっぱの会」の齋藤の言葉を再び用いて、彼らの活動の展開において障害を持つ者と持たない者の関係性が基盤であったことを再認識する作業から始める。以下の引用は、齋藤が、「わっぱの会」という場について、「公私を混同しちゃあかん、私を持ち込むな、みたいな感覚は全くない」と語り、障害を持つ者も持たない者も皆、自然体で付き合う場であることを語った中での言葉である。

そういう風にして（好き嫌いといった感情を抑えず自然に）つきあうのがあたりまえだから、そのやっぱり、サービスの利用者だっていう考え方だったら、サービスを提供できる時は提供してサービスが切れたら関係ないよってことになるわけで、でも、そうじゃなくて、（わっぱの場合、）特定のこの人との関係があって、特定のこの人とのつながりを大事にしたいってことになれば、サービスを提供してるかどうかってこととは関係なく、それをとことんこだわって大事にしたい、ということになってくる、そういうことだったと思うんで…

この言葉は、「わっぱの会」の40年以上の実践の中には、メンバー間（障害当事者と健常者）に、「つながりを大事にしたい」という関係、きってもきれない関係にある者たちが数多く存在することを示している。その関係性があるこそ、「わっぱの会」は、山積する課題を抱え矛盾を抱えながらも、いくつもの事業所を開所し、サービス分野を拡大し、地域社会の中に「共に生きる」場を拡大する活動を展開することができたのであろう。

これは、「もやい」の場合も同様である。そのことは、第4章の2節で、次々と新たな場が創られていった経緯で示してきたとおりである。「貧困」というテーマに向きあう中で、行動へと駆り立てられていくという力動は、まさに「もやい」設立時の湯浅と稲葉にもみられたものである。それは「駆り立てられる」というよりは、「押し出された」というべきかもしれない。湯浅と稲葉は、連帯保証人提供事業を行うにあたって、設立当初から数年間は個人的に連帯保証人になってきている。もちろん、そのことの責任は承知の上である。彼らは、誰かがやらなきゃならない、誰もやらないなら、自分たちでやるしかないという

決断を下している。これは、自ら望んだ行為、もしくは、自己の願望の充足に向かった行為といった種類のものとは異なる。まさに、関係に押し出されたかのような決断である。

本章では、ここまで特別な説明を加えずに使ってきた「共創」の「関係性」という言葉が持つ内実を、明らかにしていくことを目的としている。ここまでは、対等な仲間であることや共に創る関係性であるということを自明のこととして扱ってきた。ここからは、「わっぱの会」や「もやい」のような新たな創造に向かう、「共創」の原動力となる「関係性」ということを意識して、この「関係性」を分析していく。ここで見ていくのは、ある人を、道なき道へと押し出す「関係性」である。

第1節 「共創」の関係性の分析—2つのエピソードから

ここでは、「わっぱの会」と「もやい」から1つずつエピソードを用いることとする。エピソードの選択にあたっては、「関係性」が表面化しやすい場面として、とっさの決断や言動が求められた場面を選ぶこととした。結果として、「もやい」は、稲葉のエピソード、「わっぱの会」は、筆者自身のエピソードを使用する。筆者のエピソードを選んだ理由は後述する(3項)。筆者のエピソードは巻末に収録した手記の抜粋である。この手記は、筆者が活動していた時期につけていた日記や当時の資料やメモをもとに、Cさんとの出来事を2013年12月に論文執筆の資料として書き起こしたものである。

1. 「僕が嫌なんだ」という関係性 ——稲葉のエピソードより

ここで取りあげるエピソードは、「もやい」の創始者の1人である稲葉自身が、連帯保証人提供をはじめる前に新宿の路上生活者支援を行っていた時の出来事である。稲葉は、このエピソードを、「自分の正義感の薄っぺらさを思い知らされ」た強烈な出来事であったと振り返っている。稲葉は、路上生活者に関わるようになってから、「路上死をなくす」ことを一つのこだわりとしていた。新宿で夜回りをする時は、彼はいつも、路上生活者の中に具合の悪そうな人を「目を皿のようにして探しまわり」、声をかけ、救急車を呼んだり、福祉事務所まで同行し施設入所にこぎつけたりすることを自らに果たしていた。そんな稲葉にとって、内臓が悪いにもかかわらず治療を受けることを拒否しつづけていた工藤さん(仮名 1997年当時 60歳)は、気にかかる存在であった。当時、稲葉は週に数回は新宿に通っている。そして、ことあるごとに工藤さんに「病院に行こうよ」と声をかけていた。しかし、工藤さんはかたくなに拒否するばかりであった。以下は、そのようなやりとりを繰り返していた工藤さんと稲葉の感情がぶつかり合った場面である。お互いがお互いにとってどのような関係があったのかが表出した場面として、このエピソードをとりあげることにする。

路上生活者に関わる中で、私には「これだけは言わないでおこう」と心に決めていた禁句があった。冷たい路上で寝ている人たちと、家に帰れば暖かい布団で寝ることができる私との境遇の差を考えると、絶対に言うてはいけないと思っていた言葉。それは、「生きてりゃ、いいことあるよ」というものであった。ところが、ある日、あまりにかたくなな工藤さんの態度にいらついた私は、この禁句を口に出してしまったのである。

私が「しまった」と思った時はもう遅かった。工藤さんは烈火のごとく怒って、まくし立てた。

「いったい俺にどんなことがあるって言うんだ！うまいこといっても、老人ホームで独りで死ぬだけじゃないか！」

当時、20代だった私は頭が真っ白になってしまった。そして真っ白になった頭で、自分の中から出てきた言葉を口に出すしかなかった。

「だって僕が嫌なんだよ。工藤さんが死ぬのを僕が見たくないんだ……」

そんなことしか言えない自分が情けないと思いつつ、私はその時の率直な気持ちを吐露するしかなかったのである。

その時の説得が功を奏したのかどうかはわからないが、工藤さんはその後、福祉事務所に行き、病院に入院した。(稲葉 2012:8)

このやりとりから稲葉が学んだことを稲葉自身の記述をもとに要約すると、以下2点にまとめられる。1つ目は、「どんな立派な活動理念よりも『私』と『あなた』という個対個の関係を大切にしなければ、人は動かない」ということである。2つ目は、路上死をなくすことへのこだわりだけでは限界があり、「路上脱却後」を見据えた活動をしなければ、結局、路上死すらなくせないということであった。稲葉は、工藤さんとの出来事を経て気づいたことを以下のように記している。「今の苦しい状況から抜け出した後についてのプラスのイメージを持てなければ、人は今の状態から抜け出そうという意欲すら持てなくなる」。そして、稲葉は、「工藤さんのような人が希望を持てるようなモデルを作りたい」と思うようになったと述べている。

工藤さんとのこの出来事から約3年後、稲葉は、湯浅と共に「もやい」を立ち上げた。「もやい」が設立当初に掲げたミッションには、稲葉が工藤さんとの出来事を経て学んだことが明確に反映されている。つまり、連帯保証人提供という、路上生活を送る人個人を救うという方向のみでなく、路上生活者を作り出す社会自体を問い、社会へ働きかけていくという方向性を持つものであった。連帯保証人を自らが引き受ける決断をした時のことを、稲葉は、こう振り返っている。

連帯保証人の責任は、調べれば調べるほど重いものであることがわかり、しかも一度責任が生じてしまえば、そこから逃げることは不可能に近いことがわかってきた。そのことは私の気を重くさせたが、一方でこのような重い責任を特定の個人に背負わせないと安定した住まいが確保できない、という日本社会の現状にも腹が立ってきた。

「無縁社会」という言葉が社会に登場するまでには、その後、10年の月日が必要であったが、当時すでに家族関係の希薄化は問題になっていた。連帯保証人という制度自体が今の時代にそぐわなくなっていることは明白であった。

そうであるならば、あえて私たちがその重い責任を引き受けることで、連帯保証人制度の問題を社会的に提起できないか、と考えたのである。(稲葉 2012: 14)

連帯保証人提供という責任を引き受けること自体を社会への問題提起と意義づけ、社会運動化させていく。路上生活者が路上から抜け出せないことを路上生活者個人の責任に帰すことはできないという認識を社会に浸透させていく。稲葉は、このムーブメントの先に、路上生活を送る人が、やり直しがきく社会が開かれている可能性をみたのではないだろうか。連帯保証人提供を社会への問題提起の大きな契機として行うという決断は、工藤さんとの強烈な出来事のあとに「工藤さんような人が希望を持てるモデルを作りたい」と思った稲葉の思いが結実したものとして捉えることができるであろう。

2. エピソード分析 「僕が嫌なんだ」と言える関係とは

激しくまくしたてる工藤さんを目の前にして、稲葉の中からとっさに出てきた言葉は、「僕が嫌なんだよ。工藤さんが死ぬのを僕がみたくないんだ」であった。上記のエピソードを分析するにあたって、稲葉の発した「僕が嫌なんだよ」という言葉に注目し、このような言葉が言える関係とはどのような関係であるのかを掘り下げる。だが、その前に、まずは、エピソードの前に稲葉と工藤さんの間にあった関係性に着目しておきたい。

エピソードからは、稲葉と工藤さんの間には、すでに、一定の信頼関係が構築されていたことが、少なくとも以下2点から読み取れる。第1点として、稲葉は、週に数回、新宿の路上を周り、工藤さんとの会話を重ねてきている。第2に、稲葉と工藤さんの間には、感情をぶつけ合う関係がなりたっていることである。感情的な反応は、まず、稲葉が、かたくなな工藤さんの態度に「いらっと」して「禁句」を発した言動にみられ、それに対して工藤さんが、「烈火のごとく怒って」まくしたてたことにみられる。

筆者はここで、感情のぶつかり合いが起こっていることを、一定の信頼関係の存在の証拠として捉える。稲葉と工藤さんの間には、自分でも想定していなかったかたちで、つい、感情が出てしまうほどの深い関係があったという捉え方である。このように捉える理由について、説明を続けよう。

まず、押さえておくべきこととして、稲葉は、路上生活者支援を1994年から行っていることに注意を払っておきたい。稲葉は、工藤さんとのエピソードが起こるまでに、すでに3年ほど夜回り를続けてきているということである。これは、路上生活者との関係構築の難しさを十分に知ることができる長さといっていいたいだろう。エピソードの冒頭には、帰ることができる家があり暖かい布団で寝ることができる自分と、路上生活を送る人との境遇の違いを認め、そこには越えられない線があるということ、それゆえに、安易に励ます

言葉を使わないと決めている稲葉の姿が描かれている。つまり、ここからは、路上生活者支援における関係構築の独特のむずかしさへの認識がしっかりと読み取れる。

路上生活者の支援は、施設に入所している被支援者、すなわち、支援を受けることを前提にしてその場にいる人への支援とは、設定が大きく異なる。路上にいる人の多くは、路上に至るまでの経緯で様々な出来事に遭遇してきており、支援を受け取ること自体を拒否することは少なくない。路上で生活することになった時に、すでに、他者に期待をすることをやめていることも多い。そのような人々と出会っていくことは、宇都宮らの言葉でいうなら、懐疑的な「視線にさらされる」ことであり、それにしっかりと向き合っはじめて関係構築への一歩が踏み出せる。以下、宇都宮らの著書からの抜粋である。

路上での夜回りや個々の相談場面では、私は一対一の形で「生活に困窮されている〇〇さん」に向き合います。これは言わば「I」と「You」の関係であり、私が向かい合っている方は二人称単数の「You」として私の前に立ち現れます。その「I」と「You」の関係において私は相手を見ると同時に、相手からのまなざしに直接さらされることとなります。「支援するとか言っているけど、あなたは私に何をしてくれるのか」という視線にさらされるわけです。そこでは、相手にとっても私は「You」として立ち現れます。(宇都宮ほか 2012: 95)

工藤さんとのエピソードに至るまでに、稲葉はこの路上生活者支援の特有の関係構築のプロセスを何度も経てきていたであろう。「お前は一体何をしてくれるんだ」「お前は何者なんだ」という視点に向き合いつづけてきて、そのうえで、病院へ行こうという言葉をかけてきていたことは容易に推測できる。通りすがりの人間が相手の背景や事情を知ることなしに、安易な励ましや説得を行うような種類の声掛けとは異なることを、双方とも理解していた状況があったと考えられる。

その、安易な声かけに終始するほど路上生活者支援の経験が浅くはない稲葉が、つい、「いらっと」して、「生きてりゃ、いいことあるよ」と、禁句を発したのである。先ほど、一定の信頼関係という言葉を用いたが、きつてもきれないほどの関係という意味合いを含む一定の依存関係と表現した方がより適切であるかもしれない。稲葉にとっては、「いらっとする」ほどに、なんとか助かってほしかったのだ。そして、また、それがつい出てしまうほど、工藤さんとの距離は近かったといえるだろう。それほどに、きつてもきれない関係になっていたことを示すと捉えてよいのではないだろうか。

では、工藤さんに視点を移して考察する。工藤さんにとっては、即座に「烈火のごとく怒ってまくしたて」ることができる程の近さに稲葉がいたということではないだろうか。工藤さんが返した言葉は、「いったい俺にどんなことがあるって言うんだ！」であった。ここには、自分が置かれている境遇を軽んじられまいとする怒り、その重荷を背負っている

自分自身を見損なうなというプライドも同時に読み取れる。同時に、理解されることをあきらめていない姿がある。おそらく稲葉は、多くの人間関係を失ってきた結果として路上にいる工藤さんにとって、本音を吐き出し、無意識にも理解を求める相手という、近い距離にいる存在であったと言えるだろう。

ここまで、一定の信頼関係がすでにあっただろうとする筆者が捉える論拠を示してきた。ここから、本項の冒頭で述べたように、「僕が嫌なんだよ」に焦点を合わせてエピソードの作用の分析に入る。工藤さんが烈火のごとく怒った時、稲葉は、「頭が真っ白に」なりながら、「だって僕が嫌なんだよ」と返している。稲葉は、この言葉を、「そんなことしか言えない自分が情けないと思いつつ」も、しかし、それが、「その時の率直な気持ちを吐露」したものだだったと振り返っている。

筆者は、稲葉が、「僕が嫌なんだよ」と、「僕」を主語にして返答をした瞬間を、稲葉と工藤さんの関係に大きな変化が起こった瞬間であると捉える。稲葉は、この瞬間、これまでの「支援者」の立ち位置から完全に降りたことになるのではないだろうか。この時、稲葉は、路上生活者支援にのめり込んでいくだけの事情を抱えた固有の人生を歩んできた一人の人間として工藤さんの前に立った。そして、頭が真っ白になったまま、そのままの自分をさらけ出し、工藤さんの「怒り」の前でかろうじて出てきた、「工藤さんが死ぬのを僕が見たくないんだ……」という言葉が発した。この時、長年路上生活者支援にのめりこみ、路上死をなくすことに全身全霊をかけざるをえなかった稲葉そのものの姿が、この表現を伴って、その場に立ち現れたといえるのではないだろうか。

先ほど、「僕が」という主語で返答した瞬間を、稲葉がこれまでの「支援者」の立ち位置から完全に降りた瞬間であると仮定した。このことについて、さらに考察を深めていく。通常、支援の領域では、被支援者に対して常に一定の距離を持つことが奨励されている。支援領域に従事する者は、不特定にしる特定にしる多数の者に同時に関わりながら個々の人生に向き合うという状況に身をおいている。業務として役割として、公平な支援を提供せねばならないという暗黙の要請もある。平易な言葉で表すなら「かわす術」を身に付けざるをえない環境に身をおいていることも多く、また、「かわす術」を身に付けることで、持続可能な支援を行うことを可能にしている⁸³。このような訓練を積んでいることから、被支援者が感情を荒立てた時、とかく、論したり、諫めたりする立ち位置に自らをもっていきやすい。少なくとも、稲葉が「僕が嫌だ」といったように、自分自身の感情をそのまま吐露するようには訓練されていない。

しかし、稲葉は、真っ白になった頭のまま、とっさに、自分の率直な気持ちを吐露した。稲葉にとっては、「それしかできなかった」のであるが、これが、これまで構築してきた稲葉と工藤さんの関係性の延長では、最も適したあり方だったと言えるのではないだろうか。

稲葉ら路上生活者支援に関わる者は、自分らと路上生活者との境遇の違いを直視することから関係を構築しており、自らが「支援者である」という立ち位置にいることを否定は

していない。この点が、第3章であげた「わっぱの会」における関係とはわずかに異なる点である。「わっぱの会」の場合は、賃金体系や事業所運営体制が一定の対等性を保障するため、スタッフ—メンバー、支援者—被支援者といった二極化を無効化する。「わっぱの会」のメンバーが境遇の違いに無頓着なわけではないが、彼らは対等性をごく自然に感じられる仕組みに囲まれている。そのため、「わっぱの会」内部では、支援者という立ち位置をとることは回避されている。「もやい」の場合は、二極化を否定せず、境遇の違いがあることを直視することに常に軸足を置きながら、日々、いかに個と個として出会うかを模索する力動がある。このことを踏まえるなら、「僕が嫌なんだよ」と稲葉が言った瞬間を、稲葉が「支援者」の立ち位置から降りた瞬間として捉えることは、状況に則した解釈といえるだろう。

この出来事は、稲葉と工藤さんの双方に「動き」を生んだ。稲葉は、この後、工藤さんが病院に入院したことをもって一件落ち着いたとして、この出来事を通り過ぎることはしなかった。工藤さんとの出来事から学んだ「路上脱却後」を見据えた活動が必要であるという気づきを、稲葉はしっかりと自分自身の中に刻み込んだ。そして、一方を個人の救済（路上死をなくす）に、もう一方を工藤さんのような人が希望を持てるモデルを創るという社会にむけた活動にというように、2つの方向を含んだ稲葉の活動スタイルを形成していったのだ。稲葉の活動スタイルに影響を与えた出来事は、もちろん、工藤さんのエピソードのみではないであろう。稲葉には、長年に渡る路上生活者支援で出会った人々、遭遇した理不尽な体験の数々がある。しかし、それでも、確実に、このエピソードの延長線上に、行政がやらないなら、連帯保証人を自分たちがやるしかないという決断があり、「もやい」設立にむけた活動の歩みがある。

一方、工藤さんに起こった動きは、病院へ行き入院することであった。ここで起こった動きの重要性は、それ以前のかたくなさを考慮するなら、看過すべきでないだろう。稲葉自身は、彼の「説得が功を奏したのかどうかはわからないが」と述べている。しかし、間接的であれ、本人の認識の仕方はどうであれ、真剣に「僕が死ぬのを見たくない」と訴えた若者の姿が工藤さんの心の中に何かしらの動きを与えたことは確かであろう。そして、このような出逢い方をしたときに工藤さんが病院に行ったという事実は、稲葉にとってその後の歩みを奨励する作用を持っただろうことが推察される。

さて、ここで「共創」という言葉に再度注意を向けたい。ここまで、「僕が嫌なんだよ」という稲葉の言葉に注目しながら、一定の信頼関係が構築されている間柄に起こった感情レベルでのやりとりが、二人に「動き」をつくってきたと分析してきた。この出来事によって稲葉は「自分の正義感の薄っぺらさにきづき」、それが活動の次の段階へと押し出している。そして、「もやい」設立に向かっている。このことに注目するなら、「もやい」設立への動きは、工藤さんが怒りと共に伝えた行為が作り上げた活動であると捉えてもよいはずだ。言い方を変えるなら、活動家 稲葉剛を作っていたのは、工藤さんのような人た

ちであったともいえる。そして、稲葉が仲間と共に創っていった活動は、工藤さんのような人たちとの、まさに、「共働」事業であったといえる。

このようにして見てみると、あの出来事は、工藤さんと稲葉をこれまでとは異なるフェーズ——工藤さんと稲葉の「共創」の関係——へと押し出した出来事であったとも捉えることができる。ここまでは、「共創」の関係が顕在化した瞬間として捉えられるエピソードの分析を行ってきた。次は、「共創」の関係を保障するしくみ——共に生き、共に働くを具現化した「共働事業所」や「分配金」というしくみ——を持った場において観察される、すなわち、「共創」が日常である場における、「関係性」を表すエピソードをとりあげる。

3. 「閉じ込められるものなら」という関係 —筆者とCさんのエピソードより

第3章で繰り返し述べてきたように、「わっぱの会」は、設立当初から、障害のある人とない人の共同体を目指してきた団体であり、「わっぱの会」での人間関係は、最初から、「共に生きる」仲間として構築されていく。そして、「わっぱの会」の賃金体系や事業所運営体制が当事者／健常者、または被支援者／支援者という関係にならないしくみとして作用している。そのため、「わっぱの会」では、自然に一人ひとりが仲間として関係を結びやすい。

ここでは、この自然に障害者と健常者が仲間として関係を結んでいると自他共に認める関係の質や特徴を導き出すことを試みたい。しかし、自然につきあうということが当たり前になっている場の中にいる当の本人たち（「共創の世界」にいる者たち）にとっては、その関係性は「改めて語るものでもない」ほどに自然なことであるため、他者に伝える言葉にならないという現象がおこりやすい。

「わっぱの会」の場合もそうであった。筆者がおこなったインタビューにおいて、まず、齋藤氏に「わっぱの会」での障害者と健常者の関係性を表すエピソードを語ってもらうことを試みたが、齋藤氏からは「だれにでもあるやろね」「あたりまえのことやって思ってるんで、何をもって、事例だっていわれても困る…」という返答があった。

次に今回の研究でインタビューを行った6名（10年前後勤務）に対して、インタビューの中でエピソードが出てきた際に、そこにある関係性について掘り下げる質問を試みた。しかし、そこから「関係性」に対する深い洞察を導き出すことは容易ではなかった。たとえば、そこで得られた言葉は、「対等」「障害のあるなしにかかわらず」「管理する側される側がない」といった日々「わっぱの会」の活動を紹介する際に用いる表現ばかりであった。さらに突っ込んでその内実を確認していこうにも、「それが自然だから」「いや、もう、ただ友達だから」「自然にそうなっちゃったってことだよ」といった類の表現が続き、それをいったん客観視して分析を行ったことで得られる洞察を持つ表現には結びつかないもの

ばかりであった。

たとえば、想定外の災害に遭い、自分自身がまさにその渦中にいる時、その状況を客観的に他者に語ることは難しい。それと同じように、自分にとって自明の関係性を語るのは容易ではないのであろう。おそらく、一度、その関係性から後退し、少しひいた立ち位置で内省し解釈をするという作業が必要なのである。そこで、ここでは、「わっぱの会」を退職後、何度もその作業を行ってきた筆者自身のエピソードを用いて分析を行うこととした。ここで取り挙げるエピソードは、筆者が「わっぱの会」であるからこそ体験することができたと考えているものであり、また、日々、あたり前におこる出来事の中の1つ（つまり、「わっぱの会」ならこのくらいよくあるよねという出来事）である。このエピソードが入った筆者の手記は巻末資料2 (p.194) に記載した。ここでは、そのエピソードの一部を使用する。その前に、簡単に、筆者が「わっぱの会」に在籍していた時の状況や筆者の役割等を記すこととする。

筆者は1999年4月から2002年3月まで、「わっぱの会」の農業を中心とした「わっぱ知多共働事業所」と「ひろばわっぱる」⁸⁴で働きながら、共同生活体の世話人の役割を担っていた⁸⁵。1999年から1年間は、共同生活体に近いエリアに住み、毎朝、共同生活体の住人を車で迎えにいき、一緒に畑に行き作業をし、帰りも住人達をのせて共同生活体に帰り週の半分くらいは夕飯も共にする、という毎日を送っていた。2000年4月に共同生活体の引っ越しがあり、それと同時に、筆者も共同生活体に住むこととなった。ここで扱うエピソードに登場するCさんは、この、共同生活体の住人である。

Cさんは統合失調症で長い入院歴を持つ当時40代半ばの男性である。「わっぱの会」が農場を中心とした場づくりを開始した当初からのメンバーであり、筆者よりも在籍期間が長く、また、様々なことによく気が付く人であったので、新しく加わった筆者にとって頼れる相手であった。しかし、筆者が出会った当時からアルコールへの依存度は増していた。

エピソードは、アルコール依存症として治療が必要な状況であると周囲（私を含め「わっぱの会」の他のメンバー、そしてCさんが隔週で通っていた精神病院関係者）が思いはじめ、本人は、「自分でやめる」といいながら隠れて飲酒を繰り返していた時期である。

この時、共同生活体の住人でもあり世話人でもある筆者が、Cさんのアルコールにまつわる問題では最も巻き込まれていた。お金があると飲んでしまうなら財布を預かる、または、暇だから飲んでしまうのなら、農場の作業時間が終了してもそのまま仕事に付き合わせる、一緒にAA（アルコール依存症者のセルフヘルプグループ）や断酒会の会合に行く、といったことをしていた。筆者以外の共同生活体の住人も協力してAAや断酒会にかかわるがわる出席するなど、皆でなんとかしようとしていたが、それでも、隠れて飲酒を繰り返し、連絡が入っては引き取りにいくといったことが頻繁に起こっていた。そして、他のメンバーは疲れて症状が悪化し、次々と入院をしてしまうという状況になっていた。Cさんは、お酒が入っていない時は、「わかった、もうやめるで」を繰り返し、治療は拒み続けて

いる。エピソードはこのような状況の中で起こったことである。

この日は作業日ではなく、筆者は共同生活体でゆっくりと持ち帰り仕事をしていた。昼ごろになって、「Cさんがビールのんだら一、むかえにきてや」の電話が入り、筆者は喫茶店でビールを飲んで大酔っ払いをしているCさんを迎えに行くことになった。半ば強引につれ戻したが、夕方になってCさんは、再度、私の目を盗んで「脱走」をしようとした。間一髪のところであつちまえて部屋につれもどし、結局、筆者はこの日、Cさんの部屋の前に一晩見張ることをきめ、布団をCさんの部屋の前に敷いて座り込んでいる状況である。

Kちゃん：「私」

Tさん：「わっぱの会」在籍10年以上、「わっぱの会」が知多で農業を中心とした場づくりをはじめたきっかけとなった人で知多の場を切り盛りしていた中心人物

Aさん：Tさんのパートナー、知多の場を切り盛りしていた中心人物

Nちゃん：若手健全者メンバー、忙しい「私」の仕事をよく手伝ってくれていた

結局この日、私は夜通し見張ると決め、Nちゃんを「明日以降頼むことになるかもしれないから」と帰宅させ、Cさんの部屋の前の廊下に布団を持ち込み陣取った。そこからTさんへ小声で電話を入れて状況を説明し、とりあえず見張ることにしたこと、今のところおとなしくしているけど、何かあったら連絡するから待機していて、とお願いした。

1人になって、Cさんの部屋のドアを見つめると、ドアの取っ手の横にぶるさがあった南京錠が目にはいった。これは、これまでちょっとした物が紛失したといったことがあった時に、「外出している時に何か物がなくなったりしたら、お互い疑わないといけなくなるから、鍵をつけよう」（わっぱの会では各部屋に鍵をかけるという習慣はあまりなかった）ということなり、南京錠でロックするタイプのカギを各自ホームセンター等で購入して取り付けたものだった。

そうか、南京錠の鍵なくても、これ、ひっかけてしまえば内側からは出られないんだよな。…Cさん、トイレに行けなくなるか。今日、私がちゃんと寝ておいた方が、明日の業務にさしつかえなくていいかもしれない。誰も見てないし。というか、どうにだって言い訳はつく。アルコール依存症の家族とか、精神病者の家族って、こういう思いを繰り返してきたんだろうな。家族が投げ出すことを責めるって、きれいごとだよな……。

しばし、頭の中に浮かんでくる様々な思いを感じながらすごしていたが、最後には、ため息と共に、「閉じ込められるもんなら閉じ込めたいよ」とあきらめた。

ほどなく、部屋の中から電話の声が聞こえてきた。Cさんが手当たり次第、電話をかけはじめたのだ。相手はみんな「わっぱの会」のメンバー（精神障害者メンバー）で、「Kちゃんに捉まった」話をはらいせまじりに話していた。Cさんは酔うと大きな声になるのでよく聞こえた。しばらく、腹立つ気持ちはわからんでもないな、と、涼しく構えながら、聴こえてくる声を何の意図ももたずに聞いていた。

ここで分析するのは、上記の「閉じ込められるもんなら」の部分であるので、手記からの引用はここまでとするが、この後の展開を少しだけ説明しておこう。この後、状況は急展開した。それは、比較的冷静に電話の声を聴いていた筆者の耳に、「ききづてならない」言葉が入ってきて、筆者がCさんの部屋にのりこんでしまったからである。軽い取っ組み合いがおこり、それがきっかけとなって、Cさんは、自分から「もうええわ、おれ、入院するわ」と言い、翌日、一緒に病院へ向かった。Cさんが入院前の記念としてビールを飲んでしまったため、一般病棟への入院ができず、アルコールが抜けるまで保護室に入院することになってしまった。以下、その時の状況で分析に必要な部分を手記から引用する。

保護室の入院には保護者の同意が必要だ。これまで連絡をとることを拒否していた兄が来院し、私は始めて顔を合わせる事となった。手続きが一通り済んだあと、Cさんの兄と、病院内の喫茶店で一緒に珈琲を飲む事になった。お互い、「おつかれさまでした」と声をかけあった後に兄が、あなたたちがやってることは素晴らしいと思うけど、なんでそこまでやるんですか」と言った後、これまで連絡をとらないできたことに関して語り始めた（兄は「わっばの会」をボランティア団体という理解をしていた。精神障害者の当事者や家族からこのような反応を示されることは、実は、よくあることであった）。

兄は、弟への関わりを十分にしていなかったことに対してしっかりとした自覚を持っていた。自分が関わらないことが、弟を死に追い込むことになるかもしれないということも覚悟してきていたと語った。そして、「それで地獄に行くことになってもいいと。自分にも家族があるから」という言葉で結んだ。

私は少しの間、呼吸をすることしかできなかった。「そのとおりでよな」と感じていた。「私にはなにもいえない」と思ったので、そのことを、お兄さんへ伝えた。本当のことを言ってくれたんだと感じて、そのことが、嬉しく、また、せつなかった。

Cさんの入院手続きを終えて事業所へ戻ると、Tさん、Aさんはじめ、何人かから「お疲れ」と肩をたたかれた。声をかけてこない人達も優しくそうな目でみていて、なんだかすくわれた気がした。

4. エピソードの分析 「閉じ込められるものなら」

Cさんが自ら入院をすと言い出す直前に、部屋の中にいるCさんを、ドアの前で見張っている「私」は、ドアノブの脇にかかっていた南京錠を見て様々な思いをめぐらせている。そこには、「閉じ込めてしまいたい」という思いと「それはしてはいけない」という、

相反する2つの思いの狭間で葛藤している姿がある。しかし、比較的すぐに、「私」は、「ため息と共に、『閉じ込められるもんなら閉じ込めたいよ』とあきらめ」ている。この時の「閉じ込められるもんなら」というセリフを「共創」における関係性を示す心の動き示すものとして着目し、ここにある関係性を紐解いていくこととする。

「閉じ込められるもんなら…」というセリフは、やれるものならやりたいが、やらないことは自分の中ですでに明確であったことを示している。「私」は、あれこれと頭の中で想いをめぐらせながらも、すでに「閉じ込めない」自分がそこにいることを確信していたといえるだろう。では、なぜ、閉じ込めないことがあらかじめわかっていたのだろうか。

当時の日記(巻末資料2 p. 194)から、「私」が「わっぱの会」の理念である「共に生きる」を自分なりに体得していこうと格闘し、「わっぱの会」が目指す「対等」のあり方をずっと模索していたことがわかる。では、「私」がCさんを閉じ込めなかったのは、「わっぱの会」の理念に従順でいたかったからであろうか。

これまで述べてきたように、「わっぱの会」には、「対等」なあり方のマニュアルは存在しない。それぞれがそれぞれのあり方で、「対等」な関係を築いている。このエピソードがあった時点での「私」の「わっぱの会」での活動歴は3年目に入っており、そこにある暗黙の了解事項は十分に体得していた。だから、理念をどう日常に具現化するかは、それぞれが決めるものということも知っていた。そして、「私」がああ場でどのような対応をしても、そのことで責められることはないことは分かっていた。つまり、「わっぱの会」の理念に従順でいたかったというのは説得力に欠ける。

では、何かを守ろうとしたのであろうか。精神保健の領域では、精神障害者を精神病院で拘束してきた歴史がある。そして今も、保護室が設置されているが、それは実質上の隔離・拘束行為であり人権侵害であると非難されている。鍵を外からかけて閉じ込める、という行為は、精神保健分野で働く者にとって、精神障害者が歴史的に人権を侵害されてきた史実を想起させる。筆者自身も、「外から鍵をかける」という行為を見聞きしたら即座にそれを人権侵害として捉える思考を持っている。では、「私」は、Cさんの人権を守ったのだろうか。または、「私」は、「私」が人権を侵す者となることを避けたかったのだろうか。それとも、「私」の中に、「人を閉じ込めてはいけない」という道徳的規範があり、それに背きたくなかったのだろうか。

人権意識についていえば、「私」は当時、人権という意識を持って、当事者たちと接していることはなかった。対外的、とくに、政策的に動く時は、人権という概念を持ち出して相手を説得することはあったが、それは、社会保険事務所の担当者と交渉をするなど、「業界」の人間との間に限られていた。当事者本人たちに、人権という概念で接することもなかった(常に、仲間として、を頭にいれていた)し、地元の自治会の人々などとお付き合いをする時に用いることもなかった。「わっぱの会」の活動を説明する時に、人権概念

を用いて理解を求めることはかえって相手との関係構築を固いものにしてしまうということ、体験から学んできていた。

もし、当時の「私」に尋ねたとしたら、「私」は、「ただ、閉じ込めるという行為をした後の自分が、イメージできなかつた」と答えるであろう。また、「閉じ込めたら、終わりだ」と感じていたから、「こうするしかなかった」と答えるだろう。先述したとおり、「わっぱの会」にはマニュアルが存在しない。「かくあるべき」という思考によって動くことへの批判的な視点には常にさらされる。そして、「わっぱの会」にいる間に「私」が身に付けた習慣は、つねに、「どうすべきか」のまえに、「自分はどうしたいのか」を尋ねることであった。そして、それが明確になった時に、「そのためにどうすべきか」を、その時その時に置かれている状況の中で選ぶという身のこなしを体得していた。よって、あの場面において、人権や道徳といった抽象的な概念による説明は当てはまらない。

つまり、「人権を守る」とか「業務としてかくあるべき」といった概念を用いては説明できない次元で、閉じ込めることを阻止する要因がそこに働いていたと考えられる。では、阻止する要因とは何であろうか。「私」は、先述したとおり、「閉じ込めたら、終わりだ」と感じていた。閉じ込めたら終わってしまうのは、では、一体、何であったのだろうか。

それは、これまで築いてきた Cさんと「私」の関係である。Cさんと「人として」出会うことで築いてきた、そして、「私」にとって既にもう大事な一部となっていた、Cさんとの関係である。では、その関係が終わるということは、どのような状態を指すのだろうか。

このような関係性が存在しているところで、「閉じ込める」という行為を行うためには、それを正当化する理由が必要となる。この状況において用いられやすい理由には、「Cさんのため」、「リスクを回避するため」、もしくは、「施設運営上やむをえず」（つまり、翌日の世話人としてまた「ひろばわっぱる」の職員としての業務があり、それに支障がでないために）等があるだろう。しかし、これらを使ったとたんに、Cさんと「私」のこれまでの仲間としての関係から「ズレ」が生じる。仲間として会話を紡いできた間柄から、突如、「アルコール依存症者」と「管理者」または「救う者」または、「任務を遂行する者」という関係になる。「共に生きる」場が、突如、「施設」となる。当時の「私」とCさんの間には、おそらく、この「ズレ」を瞬間的に回避するだけの関係性があつたということだろう。

この「ズレ」を回避する方法がないわけではない。例えば、「Cさん、鍵、外から絞めさせてもらうでね、こっちも一晩中見張っている訳にもいかんから」というような一言をかける。それだけで、これまでのCさんと「私」の関係性は壊れない。もし、あの時の状況が翌日、翌々日と続いたのであれば、このような提案をした可能性がある。ただ実際には、状況がその夜のうちに動き、Cさんは翌日に入院をすると決めておとなしくなったことで、このような対応をする必要はなかつた。

では、ズレを回避したこと、関係性の継続へ向かった行動をしたことにどのような効果があったのだろうか。

Cさんの生活環境という視点に立つならば、効果があったとは言い難い。なぜなら、結局Cさんはその後すぐに入院し、その後、諸事情から「わっぱの会」へ戻ることはなく、入院と援護寮の行き来をしつづけている。つまり、ぎりぎりまで入院を拒んでいたCさんが切望していた地域暮らしは、その後、実現できていない。

「私」との関係性ということでは、あの時、「私」が閉じ込めることが頭に浮かびながら「私」はそれをしなかった、ということもCさんは知らない（伝える機会がなかっただけである）。閉じ込めなかったことによって、「私」との関係性に何かしらの「善」が生まれたということはない。つまり、閉じ込めなかったからこそ守れたものは、「私」が当時守りたかった「私」とCさんの関係性の継続であり、それは「私」の自己満足の範疇にのみあるものだ。

「私」が「わっぱの会」を当初の予定通り3年間で退職した時、入院中のCさんは、外出手続をとって、会いにきてくれた。その時も含めて、「Kちゃんにはお世話になったで」という言葉は、Cさん入院後、何度となく聴いてきている。しかし、それは、閉じ込めなかったかどうかとは関係のないことである。この件において、閉じ込めなかったことで生まれる違いは、そのCさんの「お世話になったで」という言葉を、「私」がうしろめたさを感じずに聞けるということのみである。

では、閉じ込めなかったことに意味はなかったのだろうか。

再度、当時の「私」に尋ねたとしたら、「私」は、「それは、どうでもいいことだ」、「あの時は、あれしかなかったのだから」と答えるだろう。つまり、関係性に基づいて行った行為についての客観的意義付けなど、その行為者は必要としないということだ。行為者にとっては、「他人の判断を要しない次元のできごと」なのである。この感覚は、現在の筆者の中にもある。筆者が、当時を振り返った時、無駄だったかどうかといった枠組みで語ることには意味を見出さない。と同時に、あの時、鍵をかけなかったという行為は、やはり、今でもそれしかなかったと感じている。

このCさんと「私」のエピソードで起こったこと、つまり、この時、「終わらなかった」関係性は、現在の筆者の中で、「終わらないまま」作用しつづけている。この関係性は、随所随所で顕在化する。たとえば、アルコール依存症の当事者に会った時、アルコール依存症者の家族に会った時などである。また、現実社会の中でどうすることもできない状況に直面した時などである。

「私」にとっては、CさんとCさんの兄と出会ったことは、理不尽なことをどうすることもできなかった体験として残っている。ただ精神病を患っただけのことで、なぜ、Cさんも兄も、どちらも望んではいない状態に置かれなければならないのか。Cさんの兄の、「それで地獄に行くことになってもいい」という言葉と、この言葉を語った時の兄の表

情から、「私」は即座に、兄が統合失調症を患った弟との関わりを断つことを決断した時に、一生背負うと覚悟した罪の意識とその時の決断の重さを感じ取っていた。エピソードの中で、「私」は「私にはなにもいえない」と思ったのは、そこに、うむをいわせない重み——何かしら生きることの真実に裏付けられた重み——を感じたからであった。

この出来事は、精神病者の家族が精神病者と関わることをやめ、完全に関係を断つことという出来事に出会った時の、筆者の態度を明らかに変えた。なぜなら、兄の凜とした姿は、家族の無責任さを非難することがいかに筋違いで軽薄なことであるかを「私」に感じさせるに十分な重みがあったからである。それまで、私の中のどこかしらに存在していた「家族が面倒をみないから」「会いにきてあげたらいいのに」という感覚は、完全に消えた。それよりも、このようなことがなぜ起こらなければならないのか、このようなことが起こらないですむ社会とはどんな社会なのかを考えるようになった。少なくとも、誰かを非難することや、非難の対象を見つけ出すことでは解決に向かわないと考えている。そして、このような思考を越えていく方法を探求していくことや、CさんやCさんの兄のような出来事に遭遇した人たちがそれでも強く自分の生をまっとうしていきることができる社会のあり方を探求していくことが、筆者のライフワークの1つとなっている。このように、Cさんとの関係性、そこで出会ったCさんの兄の記憶は、現在の筆者に作用し続けている。

ここまでの分析から少なくとも以下4つの点を指摘できる。まず、一つ目は、「共創」では、関係性の継続が最優先事項となる。第2に「共創」の関係性は、「こうするしかない」「これしかない」「これ以外のやり方はない」という確固たる確信に基づく行為を生み出す。この確信は合理的な判断に基づくものではなく、理屈ではないところから生まれていた。第3に、「共創」の世界において行為に対する結果の評価や客観的意義づけは、それを行った行為者は必要としない。第4に、「共創」の関係性は、時空を超えて作用し続ける、ということである。

今回は筆者のエピソードを用いて、「わっぱの会」のメンバーの間にある関係性を分析してきた。「わっぱの会」では、エピソードのように、客観的にみた場合は説明しがたいことや、合理的判断では本質が失ってしまうような出来事の連続の中で、日々の活動が営まれている。「共創」の関係に生きるとは、こういうプロセスを繰り返すことである。その中で、「理屈ではないが確固たる確信に基づいた行為」も繰り返されている。「わっぱの会」の活動は、おそらく、誰かがある時行った「理屈ではないが確固たる確信に基づく行為」の連続の中で形成されていると考えられる。ある時誰かが行った「確固たる確信に基づく行為」の1つが後に本人も周囲も知らないうちに大きな活動の展開に結び付いていくというようなプロセスである。

第2節「共創」の関係性の考察

では、第1節のエピソードとその分析から、「共創」の関係性の特徴を考察する。

1. 「共創」における当事者性の境界の「あいまい」さ

第1節の2つのエピソードは、「もやい」や「わっぱの会」のような「共創」の場において、狭義の当事者、すなわち、障害者＝当事者、路上生活者＝当事者という使い方が必ずしも当てはまらないことを示している⁸⁶。「わっぱの会」と「もやい」では、障害者や路上生活者と、人として出会い、お互いを知っていく。その過程で、障害を持つことや路上生活に至るという事象によって、目の前の障害者、路上生活者が体験してきた数々の理不尽な出来事を知り、その責任を個人に背負わせる社会のあり方自体を問う姿勢が育まれる。そして、稲葉が「工藤さんのような人が希望をもてる」社会を願ったように、また、「私」がCさんとCさんの兄のような人が理不尽な思いをしない社会の可能性を願ったように、誰もが生きやすい（否定されない）社会を切望するようになる。そして、その願いを具現化していく行為へと駆り立てられていっている。

この行為は、狭義の「当事者」のため、という表現には当てはまらない。この時、狭義の「当事者」が「当事者」ゆえに背負うことになっているこの社会に生きる困難は、すでに、稲葉や「私」の肩の上にも乗っかっていた。この状態には、当事者／健常者または支援者という区分は当てはまらず、この状態では、当事者／健常者または支援者の間にあった境界は「あいまい」になっている。少なくとも、行為に駆り立てられている瞬間、「健常者」や「支援者」は、「当事者」であると言えるかもしれない。つまり、「当事者」の重荷を背負うという行為の主体、または「当事者」が希望がもてるような社会の創造を願う行為の主体になることにおいて、「当事者」となっているのである。

「共創」における当事者性が「あいまい」であるという表現を用いた理由は、「健常者」や「支援者」の「当事者性」は固定されていないからである。「健常者」や「支援者」は、その時々目的や役割によって「支援者」としての立ち位置をあえて保持することもある。彼らは、共に背負い共に願う行為者としての「当事者」であっても、存在としての当事者ではないことを常に意識している。「共創」における「支援者」や「健常者」は、存在としての「当事者」との間にある越えられない線をはっきりと認識することによって、かえって、極限まで「当事者性」を獲得していくといったプロセスの中にある。

2. 関係論からみた「共創」の関係性の考察

「共創」の関係性を捉えようとする時、一般的な、障害者＝当事者、そして対になる関係として、当事者／支援者、当事者／健常者という概念では、そこにある生きた関係性のプロセスを把握しきれない。それは、障害者＝当事者、当事者／支援者という表し方は、人間の存在の状態を個的にそして静的に把握する時には有効であるが、「共創」の世界に生きる者たちのように、「当事者性」が移行したり境界があいまいになったりする存在の仕方を把握するには適さないからである。障害者＝当事者、当事者／健常者という表し方は、1つの属性が常に1つの個人に属することを前提としている。これは、存在論の区分を用いると、存在を独立的・自立的に存在していると捉える実体論 (substantialism) 的な思考に基づいた人間観である。

一般的に、現代社会では、実体論に基づいた言語を用いることが多い。本論文と関わる社会保障制度や保健医療福祉の領域で使われる用語、たとえば、「自己決定」「自助努力」「自己実現」「他者の尊重」等も、存在を静的に捉え1つの属性が常に一人の個人に属する——たとえば、個人の内側には常に確固たる「自己」が存在するなど——とするとした実体論的な人間観が前提にある。しかし、当事者／障害者といった表し方が、「わっぱの会」や「もやい」の事例でみてきた関係性には適さないということが指し示しているのは、「共創」の関係性に生きる者の姿は実体論ではつかみきれないことを表している。

そこで、ここからは、「共創」の事例で観察してきたことを、実体論の対になる概念、すなわち、関係論の視点から捉えなおしてみることとする。関係論とは、一言で言えば、存在の本質は関係である、とする立場である。人間を関係存在として捉える見方を表す例として、フランクルの言葉を引用する。

一つの存在者は他の存在者と関係づけられることによってはじめて、両者は本質的に存在しうるのである。それぞれ互いに他の存在者であるものとしての存在者間の関係が、ある意味で存在者に先行している。存在は他在である。言い換えれば、存在は関係としての他在であり、本来ただ関係なので「ある」。したがって、われわれはこれを次のように定式化することができる。あらゆる存在は関係存在であると。(フランク ル 1957=2011: 25)

これを以下のように言い換えてみよう。稲葉は工藤さんと関係づけられることによってはじめて、本質的に存在しえた。反対に、工藤さんは稲葉と関係づけられることによってはじめて、本質的に存在しえた。このように捉えてみると、あの、エピソードがあって、二人が次なる「動き」を生み出していったのは、あの瞬間にお互いがお互いの存在によって、本質的に存在しえたからであるといえないだろうか。または、あの瞬間、より存在が

本質になり、だからこそ「動き」を生む力がそこに宿ったというふうに捉えられないだろうか。

人間を関係存在として捉え、そこに構築された関係自体がその人の存在そのものであるという視点をを用いるなら、「当事者」の背負う重荷を自分のこととして背負い、行為としての「当事者」となる現象、当事者／健常者の境界が「あいまい」であると感じられる現象、また、外部の者からみたら、関係のない他者のために理屈じゃなく駆り立てられている現象も、ごく自然なこととして捉えることができる。さらに、一度築かれた A と B の関係の中に A と B の存在の本質があるとするならば、それが、時空を超えて作用することも理解可能となる。このように、「共創」で観察された現象は、人間を関係存在として捉えると、より了解可能となる。

では、なぜ、このような関係性に人々が入るのだろうか。第 4 章では、「もやい」には多くの者が「居つき」、その居ついた者が新たな活動の開拓者となっていた様を紹介してきたが、そのようなことは、なぜ、起こるのだろうか。「わっぱの会」の M が、「わっぱの会」を「好きになっちゃった」理由を説明した表現の中に、ヒントを探ってみることとする。

自分のためのってわけでもなく、でも、障害者のためになって気負っている訳でもなくそこに困っている人がいて、自分も困っていることがあって、お互い助け合っている方がいいだろうっていう、そのすごくシンプルな根っこにたぶん魅力を感じているから、居心地いいんじゃないかな

ここには、「わっぱの会」ではメンバーが「自分のため」「障害者のため」という個に依拠するあり方ではなく、関係の中にいる存在として存在している様子が読み取れる。ここで M は、「自分のためのってわけでもなく、でも、障害者のためになって気負っている訳でもなく」という状態が「魅力を感じ」るもので「居心地がいい」と表現している。これは、「自分のため」という力みや、「この人のために」という力みから脱している状態——すなわち、関係存在としてそこにいる状態——は、居心地がよいと感じられることを示している。これは、つまり、人は関係存在として存在していることが居心地がよいのだということを示唆する。ここから、関係を本質としてそこに存在しているという状態は、人間が根源的などころで望む 1 つのあり方であるという仮説がなりたつ⁸⁷。

そうであるならば、「わっぱの会」や「もやい」のような場に人々が惹きつけられることや、関係の継続のために彼らが精力的に活動を展開していったことも、ただ、人間の深いところにある欲求のままに生きられる場に、身をおこうとしているという、シンプルなこととして捉えられる。このように捉えることの方が、実践者たちが自らを表す言葉に近づくことができるのではないだろうか。

このような視点をを用いた場合、「共創」の関係性とは、人間の深い欲求に基づいた創造

のプロセスにいるということになる。そして、「共創の世界」は、人が、他者と共に、自らの世界を作り出す主体となる、きわめて主体的に生きることができる世界である、という解釈が成り立つ。「共創」の関係性に生きる者は、自らが共に、社会の中に共に生きる世界を創る主体となる、とすることができる。筆者のエピソードから分析してきた、理屈ではない、確固たる確信に基づいた決断や動きの「理屈」は、人間を関係存在としてとらえるならば、存在するのである。

第5章 脚注

- 83 筆者はここでの「かわす術」という言葉に、特にネガティブな意味合いをもたせずに使用している。専門職が支援を継続していくには必要不可欠な関わり方の1つと捉えている。一般的にいわれる「業務的」「非人間的」というものとは異なる。ここでの「かわす術」については、三井が「戦略的限定化」と称して分析している説明がわかりやすい。三井は、援助職が、固有の生に向き合うことを継続していくために身に付ける技術（姿勢）を「戦略的限定化」と表している。これは、一般的にネガティブな意味合いで用いられる「業務的な態度」とは異なり、限定をかけた「範囲内において無限に責任を担おうとすること」である（三井 2004: 109）。三井は、このことで援助職がジレンマを克服しているという分析を行っている。
- 84 筆者が在籍していた当時の法律では、地域生活支援センターとして委託を受けていたセンターで、主に、交流事業、生活支援事業を行っていた。
- 85 「わっぱ知多共働事業所」と「ひろばわっぱる」は2000年に開所した。筆者は1999年4月からの1年間は、この2つの事業所の開所準備に関わりながら「わっぱ知多共働事業所」の前身である「わっぱ知多農場」で農作業を行うかたわら、世話人としての役割を担っていた。
- 86 「当事者」という語句は研究領域でも実践領域でも様々な意味合いで使われている。さっと概観するだけで、障害者運動について障害者本人のみを当事者とするもの、親を含むもの、介助者を含む当事者観を展開しているもの、「わっぱの会」のような広義の当事者性の議論などがある。
「わっぱの会」の当事者概念の研究を行った伊藤綾香は、活動を5段階にわけ、段階ごとに当事者概念が広がり、現在の「わっぱの会」は、社会全体を当事者と位置づけているとした分析を行っている（伊藤 2011）。
- 87 たとえば、重度障害児の発達保障という概念を打ち出し、まさに共に生きる環境の中で福祉の思想を築いた糸賀は、重度の障害児との関係において、「そこには生命のゆさぶりがある」という表現を用いている。糸賀の思想を表す言葉として、「このこらを世の光に」は有名である（糸賀 1965: 295）。

Ⅲ 考察

第6章 「共創」の理論化の試み

「わっぱの会」と「もやい」は、障害を持つ者や路上生活者の生活を支える「場」や「しくみ」を、制度に先駆けて独自に創り出してきた。ここで「場」と表したものは、「わっぱの会」の働く場や共同生活の場、「もやい」が定期的で開催している「サロン・ド・カフェこもれび」や「グリーンネックレス」等のことである。「しくみ」の例としては、「わっぱの会」の「共働事業所」や「分配金」、「もやい」の「連帯保証人提供事業」等がある。

「わっぱの会」と「もやい」の軌跡には、以下のような共通点が見いだせる。彼らは、障害者や路上生活者の生活課題に取り組むにあたって、制度の枠内の支援策では十分ではないことを認識し、行政に対し、繰り返し交渉を行ってきた。同時に、行政の対応や法制度の不備の指摘に収まらず、自らの手で、独自の方法で、生活課題への取り組みとして必要な「場」や「しくみ」の創出を成し遂げている。こうして創出されたものは、結果的に、制度の限界を超えた先駆的モデルとして、社会的意義を持つものとなっている。さらに、もう1つの重要な特徴として、彼らのチャレンジは持続しているということである。つまり、1つのイベントの達成や講座の開講という種類のものではなく、人々の生活に関わり続けている。彼らの創出のプロセスは現在進行形で継続中である。

「わっぱの会」と「もやい」の創始者らは、双方とも、目の前の課題に向き合い続けてきた結果、気が付いたら今現在の位置にたどり着いた、という趣旨の発言をしている⁸⁸。つまり、彼らには、活動のスタート時に、自らが取り組む活動がどのような経過をたどるのか、どこに到達するのかについて、明確なプランは存在しなかったということだ。これは、企業における一般的な事業プロジェクトの進み方や、障害者や路上生活者の支援の一般的な形態とは異なり、「共創」、すなわち、そこに集う者と「共に創る」ということが前提の場に特有の事象であるといえよう。

一般的なプロジェクトの場合、目標が先に設定され、それに見合った人員配置が施される。また、通常の支援領域でも、到達目標や「あるべき姿」に向かって入念にプランを練り、そのプランに沿って任務が遂行される。いわば、「目的遂行型」の事業展開である。これにひきかえ、「わっぱの会」や「もやい」では、「その人ありき」⁸⁹——その時、その場集った「共に生き共に創る」関係に入った人たちを、能力や効率で入れ替えることをしない——で事業を遂行する、いうなれば「人中心型」である。

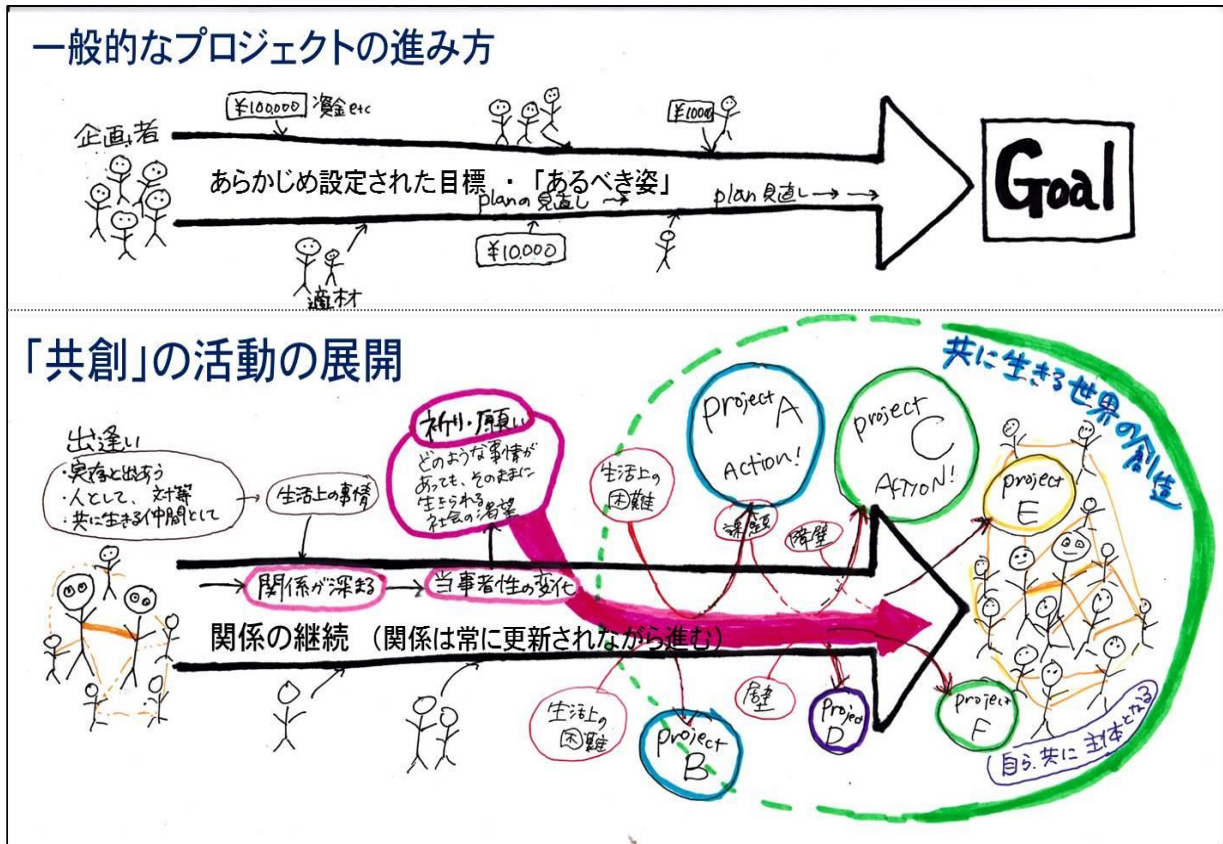
では、目の前の課題に向き合い続けてきた結果、気が付いたら、新しい「場」や「しくみ」を創り出していた、と実践者たちが自ら表現する活動の展開のプロセスとは、一体どのようなものだろうか。なぜ、プランや到達目標がなくても、ここまで継続することができたのだろうか。本章では、第3, 4, 5章で行ってきた分析を踏まえて、「共に創る」プロセスの展開を描き、その特徴を導き出す。

第1節 「共創」のプロセスの展開と「共創」の特徴

「わっぱの会」と「もやい」の創始者らは、双方とも、活動の開始時点で明確なプランはなく、目の前の課題に向き合い続けてきた結果、気が付いたら今現在のような多岐にわたる活動が創られていた、という主旨の発言をしている。このプロジェクトにおけるある種の唯一の決まりごとは、「その人ありき」ということであり、能力や効率その他の事情で「共創」から人を排除しないということである。では、この「共創」にみられる力動を理論化するために、まず、「共創」のプロセスはどのように展開してきたのか、第3章と4章および5章までの分析から導き出したことをもとに、プロセスを描くことにしよう。

図1は、「共創」のプロセスの展開を図示したものである。この図の上方に、参考として、一般的な「目的遂行型」のプロジェクトの進み方を記した⁹⁰。「共創」をベースにしたプロジェクトは、概ね、以下①～⑥のような順番で進む。ここでは便宜上、直線的に記しているが、実際は紆余曲折をはらみ、メンバーの分裂や再統合が起こったり、新たな団体が立ち上がるなど、複雑な動きをしている⁹¹。

図1 「共創」のプロセスの展開



① 出逢い

障害者や路上生活者など通常の社会生活を送ることが困難な状況にいる人（便宜上、以降、「当事者」と、その人と共に生活を創っていかうとする者（便宜上、以降「健常者」）の出逢い。

例 1: 「人として」「仲間として」「対等」「管理する側／される側がない」（わっばの会）

例 2: 「個々の実存と出会う」「I と You の関係」（もやい）

② 関係の深まりと社会構造に対する問題意識の芽生え

お互いが繰り返し顔を合わせたり、会話を重ねたりすることや、共同作業・共同生活を通して、相手の成育歴や現在の心の居所を知る。「健常者」は、「当事者」の障害や貧困自体を問題として捉える視点への違和感や抵抗感を覚えはじめる。そして、「健常者」の視点が、「当事者」を生活困難に陥らせていく社会構造上の問題へと移る。現代社会は、様々な事情を抱えた人が、そのまま生きることができない社会である、という認識の確立。

例 1: 「これは、障害者への差別・偏見に基づいた、隔離政策ではないか」（わっばの会 齋藤 第 3 章 1 節冒頭、障害者施策の主軸であったコロニー政策に対して）

例 2: 「確かに不器用だけど、何も悪いことはしていない。そういう人たちが、道端で、寝る。そういう世の中はあってはならない。」（もやい、湯浅 第 4 章 1 節 2 項）

③ 「当事者」の事情、「健常者」の事情を含めた付き合い。

程度は個々の関係性によって異なるが、通常の支援の現場では公私混同とされるような付き合いや、生活事情を含めた付き合いがはじまる。

例 1: 「たとえば仕事場で公私を混同しちゃあかんとか、私を持ち込むな、みたいな感覚は全くないですね……」（わっばの会、齋藤 第 3 章 第 2 節）

例 2: 「近い人間の 1 人として…うまくいかなかった時も当事者の人に『まあ、しょうがないよ』と苦笑いして許してもらえるような関係性はあった。」（もやい、富樫 第 4 章 1 節 4 項）

④ 当事者性の移行と共通の祈りや願いの誕生

「健常者」は「当事者」が抱える生きることの困難が、「健常者」自身にとってもそのまま見過ごせないことになっていく。「当事者」の重荷を背負うという行為の主体、または「当事者」が希望がもてるような社会の創造を願う行為の主体になることにおいて、「当事者」となっていく。この関係性の中に、「当事者」が希望を持てるような社会、そのまままで生きられるような社会の渴望（祈りや願い）が生まれる。

例 1: 工藤さんのような人が希望がもてるような社会（もやい、稲葉 第 5 章 1 節 1 項）

例 2: C さんや C さんの兄のような人たちが、強く自分の生をまっとうして生きること

ができる社会 (わっぱの会、筆者、第5章1節4項)

⑤ 社会の壁との直面

「当事者」の生活上の困難や、よりよい生活を求めて動く過程でぶつかる困難に直面。この刺激がインプットとなり、⑥の創造へ向かう。

例1: 障害の有る者も無い者も共に働く作業所では生活が成り立たず、「このままでは『共に働く場』が丸ごと経済的に差別されたままになってしまう」(わっぱの会)

例2: 住民票がないから、お金を稼いでも、施設から出てもアパートに暮らすこともできない。一度路上に出してしまったら、ほとんどやり直す手立てがない。(もやい)

⑥ 共生・共働へのアクション

自らが共に願う世界を共に創る主体になる。

例1: 「共に働く場」が丸ごと経済的にも差別されたままになってしまう。→事業化の準備(共に創れる手仕事の開拓、パン屋への弟子入り)→「共働事業所」設立、「わっぱん」製造・販売開始(わっぱの会)

例2: 住民票がないから、保証人がいないから、路上から抜け出せない→もやい設立→連帯保証人提供事業開始(もやい)

ここまで、「わっぱの会」と「もやい」の事例を参考に、「共創」のプロセスを記した。おそらく、「共に創る」という関係性をベースにした場では、おおむね、このようにプロセスは展開していくと考えられる⁹²。一般的なプロジェクトのプロセスには、あらかじめ設定された目標や「あるべき姿」が通底音のように流れているのに対して、「共創」のプロセスでは、関係の継続と共に生きる世界への願いや祈りが通低音として流れている。④の祈りや願いが生まれて以降のプロセスは、危機(共創の継続)に直面することでアクション(創造)が生まれ、また危機に直面することで創造が進むというようにループ状に進んでいく。このプロセスの中で、祈りや願い、関係性自体、常に更新されつづけている。

では、次に、「共創」を特徴づける要素をまとめる。内容によっては、支援領域(医療や福祉)との比較を用いて説明する。さらに、支援と「共創」のパラダイムの違いを示し、最後に「共創」の観察されうる場所を記述する。

1. 関係性の継続志向

一般的な支援(医療や福祉)領域では、あらかじめ設定された目標や「あるべき姿」が

到達目標となっている。たとえば、被支援者の身体的な不調が改善されること、被支援者が自立し働くことができるようになること、などである。これに対して、「共創」の関係にいる者が、第1に目指すのは、「共に創る」というプロセス自体の継続、すなわち、関係性の継続である。ただしこの場合でも、「共創」の関係性の継続のために目標が設定され、それに向かった「共創」の創造的なアクションが生まれることがある。たとえば、「当事者」の生活保障の権利の獲得であったり、「共創」の場に対する優遇措置を求める運動などである。このように、「共創」においても目標が設定されることがあるが、これは、あくまでもプロセスの一環としての2次的なものであり、それが最終目標ではない。そのため、目標は変容し更新される。

2. 社会変革志向性

「共創」のプロセスから生まれる創造物には、社会で置き去りにされている課題を克服するのみでなく、さらに、その課題を置き去りにしている社会自体を変革していく志向性がある。たとえば、「わっぱの会」が創りだした「共働事業所」は、障害者が働ける場所を社会の中に創り出したということにとどまらず、既存の労働観における社会的排除の課題を克服しうるモデルとしての意味を持つ。この社会的排除の課題を克服した労働の場は、そこで新たに働くことになった者の労働観の変容を促し、既存の労働観に依らない場づくりを行っていく後継者を育てることにもつながっている。これは、2000年以降に「わっぱの会」に入会したメンバーの聞き取り調査の結果に現れている。

3. 創造と躍動

創造と躍動については、これまで自明のこととして論じてきている。その意味において、「共創」を最も特徴づける要素といえるかもしれない。「共創」に創造する力が観察されることは、事例でも、先に記した「共創」のプロセスの展開の説明でも明らかにしてきたとおりである。あえて、ここに躍動を挙げた理由は、「共創」の場に人々が「居つく」ことや、存在が関係性においてより本質になることで「動き」を持つことを表すためである。

「共創」の創造について1つ述べるなら、非意図的で所属不明なことである。この「創造」は誰かが意図して起こしているわけではなく、誰かに属するものでもない。関係の中に、または、間に、生まれるという特徴がある。それは、「共創」において人と人が相互に作用しあう時に、おのずから生み出されるという力動を持つ。ただし、創造を意図することは困難でも、創造が生まれやすい場を創ることは意図することができる。「わっぱの会」や「も

「もやい」が行ってきたことの中に、そのような場を創り出すヒントが隠されているといえるだろう。

4. 「共創」の原理と「支援」の原理

ここでは、これまで明らかにしてきたことを、「共創」と「支援」の違いということで、表を用いて整理してみることにする。その理由は、次章でヘルス政策の1つであるヘルスプロモーションを考察するからである。ヘルス領域で主に用いられている言葉は、先述してきたように、存在を静的・個的に捉える実体論に基づく表現である。そこで、関係論を用いると理解が可能になる「共創」と、実体論的な表現があたりまえに使われているヘルス領域との違いをここで明らかにしておくことは、次章の議論を楽にすることだと考える。尚、ここで「支援」といっているものは、いわゆる、支援する側—される側がはっきりと明確にされている関係を指している。ここではパラダイムを、科学史の分析概念としての厳密な用語としてではなく、今日、広く一般的に使われている、「ある領域における支配的規範となる物の見方や捉え方」という意味で用いる。ここでは、「支援」と「共創」とは、存在をどのように規定しているかという次元において大きく相違があることを押さえておきたい⁹³。

表 8 支援のパラダイムと共創のパラダイム

	支援	共創
存在の本質	実体論的人間理解	関係論的人間理解
志向性	あるべき姿・自己実現など	関係性の継続
志向性 (社会にむかった志向性)	現存の社会への適応	どのような状態であっても生きられる社会の創造 ※1
働いている原理	個	関係

※1 ここでは、「わっばの会」や「もやい」の「共創」の場合を述べている。「わっばの会」や「もやい」が「どのような状態であっても生きられる社会の創造」に向かうのは、彼らの「共創」の場にいる者たちが、自らではどうにもならない理由において、この社会において生きられないからである。つまり、社会に向かった志向性は、そこにある「関係性」から生まれる。おそらく、現在の社会構造上の問題に起因する困難に直面している者を含む「共創」の場合、「わっばの会」や「もやい」と類似の社会変革の方向性を持つだろうと思われる。

5. 「共創」が観察される場所

「共創」がもっとも観察しやすいのは、草の根的な活動、制度の枠にとらわれずに活動をしている場などである。「共創」は活動の創生期の特徴的な要素ともいえよう。しかし、「共創」が生まれる必要最低条件は、2人以上の人がいること——すなわち、誰かと誰かの関係が構築される条件があること——である。実際に、どのような場で観察されうるか、以下に例を挙げる。

1. 障害福祉領域における「共創」⁹⁴
2. 一般企業における「共創」⁹⁵
3. 家族内の「共創」（難病患者と家族など）
4. 記憶との「共創」（死者、かつての患者、小学校時の同級生、職場の同僚など）⁹⁶

第2節 「当事者」の生活困難状況が「共創」にもたらす作用 —連帯と祈りの醸成

「わっぱの会」や「もやい」では、出会った者同士が関係を育み、互いの事情を背負いあい、共通の祈りや願いが生まれ、それに向かった活動——生きる世界の創造——が展開してきた。人と人が、図1で示したような出会い方をした場合、そして、その関係性の継続を第一義とする関係にまで育った場合、このプロセスは、一般的にも、すなわち、「当事者」の存在がなくても、観察されうるだろう。しかし、現代社会において、このような出逢い方が起こることが現実的に稀である。特に、個人化が進んでいる現代社会において生活事情をお互いが背負い合う出会い方自体が少ないということは、一般化が可能かどうかを考える上で考慮する必要がある。

ここで、「当事者」自身の存在の作用を考えていく。「当事者」自身がこのプロセスに関わっているということが、「共創」のプロセスの展開にどのような作用をもたらすのであろうか。

まず、「当事者」という言葉について明確にすることからはじめる。本論文では障害者と路上生活者を「当事者」としてきた。しかし、彼らが抱える事情は一様ではない。障害の種別が異なれば、その障害によって問題となることは異なる。また、障害者1人ひとりの性格や生育歴、現在の家庭や生活環境によって必要とすることや解決しなければならない問題は異なる。このことは路上生活者の場合も同様で、一人ひとり抱えている問題や事情は異なる。中には、人間関係のトラブル、コミュニケーションが取れない、世の中の規範に沿った行動をとることが難しいということも含まれるが、一人ひとり異なる事情があって、路上にたどり着いている。

それでも「当事者」に共通することは見いだせる。それは、何らかの理由——その理由が生態学的な機能ロス、精神的なもの、人間関係の貧困など何であれ——により、この社会において、生活を送る上で困難な状況があり、それゆえに特有の手助けを他者から必要としているということにある。「何らかの理由」という語句で表した事柄のなかには、現存の社会システムと異なった社会システムにおいては、その理由によって生活困難な状況に追われない場合もありえる。つまり、ここでは「当事者」とは、現存の社会システムでは、不利に働く要素、利益を享受しづらい要素を、持っている者として捉えている。

「当事者」の「生活困難状況」が「共創」にもたらす影響は、大きく分けて2つ考えられる。1つは祈りや願いを生み出すことであり、もう1つは、「共創」の関係に、継続する力を与えることである。順に説明していこう。尚、「当事者」の「生活困難状況」の作用として、「当事者」の「困難」を創りだしている社会を変革していこうという「社会変革」への志向があるが、それは、先ほどの「共創」のプロセスの特徴で論じたので、ここでは省略する。

1. 祈りや願いの醸成

まず1つ目の祈りや願いが生まれるメカニズムについては、第1節の④に記したとおりである。簡単に要約すると、「共創」の関係では、お互いの事情を知っていく中で、「健常者」は「当事者」が抱える生きることの困難が、「健常者」自身にとっても見過ごせない事柄へとようになっていく。この段階で、「当事者性」の移行が起こるのだが、その時、「健常者」の中には、「当事者」と共に、「当事者」が希望を持てるような社会、そのまま生きられるような社会を願う祈りのようなものが誕生する。

ここで明確に「祈り」とせずに「祈りのようなもの」と記した理由は、「共創」の関係に生きる者たち（たとえば、「わっぱの会」のメンバー）が、自分たちの活動の根底に「祈り」があるというようには自覚していないだろうからである。自覚している（言語化される）ことは、ただ、「障害があってもふつうに生きられたっていいじゃないか」という感覚であったり、「こっち（わっぱの会）の方が生きやすいのに」というような感覚であったり、または、「現在の社会のあり方がおかしい」という社会への批判という形態をとるものであろう。しかし、批判を口にする者が、自分たちのやろうとしていることが、本当に目標達成できるかどうか、つまり、社会が本当に変わると思っているかといえば、おそらく、そうたやすく叶うものではない、ということは自覚していると思われる。それでも活動をしていく理由は、「だからと言って、何もやらない訳にはいかない」「自分はやれることをやるまでで、あとは次の人たちがやる」⁹⁷と捉えているからである。ここには、到達可能かどうかに関わらず、自らが願う社会へ一歩でも近づくことに自分自身を投入する姿がある。これは、言い換えれば、ここには、自覚はされていないまでも祈りや願いが通底音のように流れていることを示している。

「当事者」の「生活困難状況」が祈りや願いを生み出す理由は、生活困難状況が社会との関係で創られていて、それを克服していこうとすると社会と対峙することになるからである。自分自身が社会に与えられる影響には限りがある。社会という巨大なシステムと対峙することは、達成不可能なことに挑むことである。人は、達成可能な事柄に挑む時、祈るという行為を必要とはしない。それは、計画を練りそれに向かって努力をすることで成し遂げられるからである。しかし、達成が不可能と思われるがやらねばならない時、やることを決めた時、自分自身の力ではどうにもならないプロセスに身を明け渡しながら、そこに、なんらかの意味ある創造がおこることを願う。ここに、祈りの姿勢がうまれる。つまり、生活困難状況が社会との対峙を促し、社会は大きなシステムであり、一人の人間が社会に与えられる影響には限りあることが、「祈り」を生み出すのである。

ここで生まれる「祈り」の質は、特定の宗教や教義に規定されている「祈り」とは異なる。たとえば、「生活困難状況」が人々の間に共通の祈りや願いを生み出している例として、東日本大震災で地域再生に動き出している人々の中に生まれているものがある。東日本大

震災では、わたしたちは、自分たちではどうすることもできない大きな力というものの前に立たされる体験をした。1つは大自然の力であったが、もう1つは原発事故である。社会という巨大なシステムとの果てしない対峙を余儀なくされたのは、これは程度の違いで誰もが体験はしたとしても、原発事故による被災者の方であろう。

その、原発事故による影響を最も受けている福島県に暮らす人々の中から力強い活動が数多く生まれている。それらの活動に接近してみると、多くの福島県外からの人々との「共創」によって継続されている。それらの活動に共通してみられる特徴は、「祈りのようなもの」が根底にあることである。たとえば、「たとえ、いつか、ここに住めなくなったとしても」、というフレーズや、「ばかげたことだとわかっている、やらざるをえない」というような言葉で表されている⁹⁸。今、自分が身を投じている動きが、どのような結果にたどり着くのか皆目見当はつかない。それでも、今日一日を、その無謀だと思われる、原発事故にあった地域を再生するという取組の中で生きて行く。

もしかしたら、もう住めなくなるかもしれない土地で、再生を図る。土地を耕し、作物をつくる。記念樹を植える。事業を興し人々の日々の生活の糧を供給する。このようなプロジェクトに県外から多く者が参加している。ここには、特定の宗教や教義によらない「祈り」のようなものが共有されている。

要約すると、「当事者」の「生活困難状況」は、「共創」に生きる者の中に祈りや願いを醸成する。この祈りや願いには、2つの質がある。1つ目の質は、意識化されていないかもしれないが、通底音のように活動の根底に流れているというようなものである。2つ目の質は、次世代への願いというような個人の人生における時間枠を超えて投射されるものである。「共創」で醸成される祈りや願いは、「当事者」が生活困難状況にあるということによって形作られ、さらに強化される。

2. 連帯と結束の醸成

2つ目に、「当事者」の「生活困難状況」は、「共創」の関係を継続させ連帯を強化する作用をもたらす。これは、「当事者」が生活困難な状況にあるがゆえに、対人関係に、個人の身体事情や生活事情を持ち込まざるをえないことに根差している。たとえば、障害があって、自分ひとりでは排泄行為ができないという場合、その人は、生活を成り立たせるために他者の存在を必要とする。その一方で、その障害者の生活の一部を支える相手として関係を結んでいる者にとっては、自分の存在なくしては、彼／彼女の生活が成り立たないという自覚があることにおいて、この関係は特別な質を持つ。この質は、つながり方または結びつきの強さとして顕在化する。路上生活を送っている人のように、切迫した状況にある人との関係においても、同じことがいえよう。自分自身との関係によって、ある路上

生活者の日々の生活の苦難が、それが物質的ではなくて精神的なものであっても、少しでも緩和されているということを感じている時、この関係は上記のような特別な質を有することになる。

この結びつきの強さは、災害時などの緊急時に顕著に現れる⁹⁹。また、この結びつきの強さは、関係が悪化した時なども、ぶつかり合いを経ても壊れない関係として顕在化する。

現代社会は、障害を持っているなどの特別な事情がなければ、生活を成り立たせるために、生活空間に他者を必要とすることがなくなった社会である。それは、プライバシーが守られ、自由な時間と空間を持てる理想的なこととして追求されてきた社会の姿である。

「当事者」に「生活困難状況」があることは、一方で、このような果実（プライバシーのある自由な空間など）は享受できないという側面があるが、他方、「生活困難状況」があるゆえに個人化による力に屈せずに、安易にほどけないつながりを構築することができる。安易にほどけないつながりを持てることは、一人1人を個人にしていく力が強く働く現代社会においては、貴重なことである。なぜなら、窮地に陥ったら、または、窮地に陥った時にこそ、共に生きるよ、という運命共同体的な結びつき、将来への関係性の継続が感じられる関係は、安心感を生み、安定をもたらすからである。

「生活困難状況」という要素が入りこまない場合、おそらくこの結びつきの度合いは軽減するであろう。現在、多くの「共に創る」プロジェクトが存在するが、生活事情や私的な身体事情などがプロセスに入り込むことはあまりなく、または、入りこんだとしてもそれは見過ごされるように仕向けられる。目的遂行型の「共創」の場合、その目的が達成できたところで1つの区切りを迎える。目的にそぐわなければ解散するという選択が比較的身近なところにある。

「生活困難状況」という要素の有無によって、「共創」のプロセスには違いが生まれる。第1節の冒頭で図示したようなプロセスの展開は、「生活困難状況」により壁にぶつかることがあるが、それゆえに創造を生むという進み方をする。また、「共創」の関係にいる者同士の関係が常に良好でなくても、安易に解散することはなく、——それは、壊れたら誰かの生活がなりたたないという理由による——関係性は変容しながら継続する。要約すると、「生活困難状況」という要素は、「共創」の連帯や継続を強化する。そのことの副次的な産物として、社会への新たなイノベーションと将来への関係の継続がもたらす安心感がある。

第6章 脚注

88 「わっぱの会」の齋藤は以下のように話している。「実際にそうやって展開していったことであって、結果であって、意図的にしたことではないですよ。わっぱ自体、こんな風になるなんてことも、もちろん、何も考えてなかったわけで、とにかく、成り行きの中でああしよう、こうしようと思いながらやってきたわけですから…あくまでやろうとしたことは、ただ単に、障害のある人とない人の共同体を創ろうっていう、その一点だけだからね」（2014年2月12日インタビュー）。

また、「もやい」の湯浅は「先を見通して、戦略的に動いて、という感じでは全然なかったですね。課題を形にして、これをやったらもう一步進められるんじゃないか、もう一步進められるんじゃないか、と続けているうちに半貧困ネットワークまでたどり着いた、という感じでした」と語っている（湯浅 2012: 91）。

89 齋藤氏がインタビューで答えた言葉

90 本文中では、一般的なプロジェクトとして目的に向かう直線型のプロジェクトのあり方を示したが、これは、これまでのヘルス政策全般において習慣となっている健康の「あるべき姿」へ向かう普遍モデル（治療医学モデル）の進み方を表すものでもある。この場合（議論を単純化するためにやや紋切型に表すなら）、資金の代わりに必要な治療法が投入され、プロジェクトの参加者（医療チーム、患者、患者家族等）は、普遍的・画一的な目標＝客観的に評価できる健康＝身体的健康に向かって直線的にすすむ。

91 この図は時間軸を横にとったものである。祈り・願いが醸成され、それが活動の根底を通底音のように流れ、そこから「当事者」が背負う社会的困難状況や活動において直面する社会の障壁がきっかけとなって創造のプロセスが稼働する様を表すことを第1の目的として作成した。そのため、直線的な図として表しているが、実際の「共創」のプロセスは、一度構築された「共創」の関係は活動の過程で常に変容し更新されつづける。つまり、「共に創る」という関係が「共に生きる世界」を創造し、この「共に生きる世界」がさらに深く共に生きようとする人々の関係を創りだす、そのことがまた共に生きるかたちを再創造するというように、常に更新し変動する。

92 本論文では扱うことができなかったが、たとえば、精神保健福祉領域で活動してきた「やどかりの里」や「浦河べてるの家」も、創生期は特に「共創」の関係からはじまり、その精神は団体が大きくなった今も継承されている。この2つの団体の活動内容の要約は巻末資料3にある。

93 「支援」と「共創」では存在をどのように規定しているかが異なるという指摘、すなわち、実体論的に把握しているか関係論的に把握しているかの違いがあるということがヘルス政策に持つインプリケーションは大きい。本論文第7章および終章で議論を展開していくが、筆者は、「共創」の中に暮らしにおける健康を見出している。それは、「共創」という関係性によって創造される世界において人々は躍動し創造し安心を得るからである。「共創」という関係から創造されるプロセス自体の中に健康がある、ということは、健康の決定要因自体を測定しようとする今日のヘルス研究等のあり方自体に疑問を投げかけることである。また、現在、支援の領域で当たり前に使われている援助技術——「自己決定の尊重」等をはじめとする実体論に基づいた概念——自体の見直しも必要となるであろう。

現在、社会関係資本の概念がヘルス領域でも導入され、人と人の関係が健康の決定要因として重要視されてきている。筆者はこのこと自体の重要性は認めているが、人と人

との関係性を図る指標が創られ、それによって健康の決定要因を測定しようとする動向は、これまでの実体論的パラダイムに属するものであり、真に人と人の関係性が生み出す躍動や創造をつかむ概念とはなり難いであろうと思われる。社会関係資本論のヘルス研究への導入、特に測定可能な変数として扱う動向については、本論文の主題を大きく超えるためここでは疑念を呈するに留めるが、今後取り組むべき研究課題であると認識している。

- 94 障害福祉領域における実践現場では、本論文が示してきたような「共創」の関係性は至るところで観察される事象である。たとえ、支援者と被支援者という関係性で出会ったとしても、同じ場を共に創るといった体験を経て、「共創」の関係を構築している例は、実践者らが発行している書籍やビデオ等で広く見受けられる。本論文で繰り返し言及してきた団体として「やどかりの里」と「浦河べてるの家」がある。これらの団体における「共創」がどのように団体創生期をかたちづくり、それが現在に継承されているかについては巻末資料3に記したとおりである。
- 95 近年、障害者雇用が政策的に推進され、一般企業において障害を持つ者と共に働く機会は増加している。しかし、多くの場合、職場の原理（効率良く生産性をあげること）と障害者と共に働くことは相容れず、本論文で記してきたような「共創」の関係が生まれる場面は極めて少ないと言える。しかし、そのような中、理化学工業は、一般企業でも「共創」が成り立つことを示す貴重な先駆的事例となっている。理化学工業は、養護学校の教師に障害者の就業体験の受け入れを熱心に頼まれたことから障害者雇用をすることになったチョーク工場である。2週間の就業体験を終えた時に従業員の方から「私たちがめんどろをみますから、あの子たちを雇ってあげてください」という申し出があったことがきっかけで、障害者を雇用し、50年を経て、従業員の7割が知的障害者でありながら業界トップシェアを維持する会社となっている。経営者である大山の手記には、障害を持つ者と共に働くという関係の中で、経営者をはじめ従業員自身の価値観や働きかたが変容していく様が描かれているが、ここにみられる力動は本論文が着目してきた「共創」のあり方を体現している（大山 2011）。
- 96 一度、「共に生活を創る」という関係においてお互いの関係が構築された関係は、その後も生き続けることは、第5章の筆者とCさんのエピソード分析のところでも述べてきたとおりである。人が力強く生きる背景には、過去に出会った人との「共創」の関係に後押しされていると捉えることができる事例が数多く存在する。たとえば筆者が見聞きしてきた中では、東日本大震災において被災し身内を失った者が生活再建に向けて動き出す時、そこには、亡くなった者との約束を果たそうとする想いが原動力となっていた。東日本大震災の津波被害によって娘を失った南三陸に住む両親が、海のみえる丘に娘の名前と同じ名称の宿を開いているが、その両親の語りからは、生きていた娘との「共創」が津波によって一方的に終止符を打った後一時期の停滞期間を経て、他界した娘との「共創」のプロセスが始まり、その結果として宿の開設に至っていた。このようにしてみると、「共創」とはおそらく至るところに観察され、人を行動に駆り立て、人の人生に深みと実体を与えるものとして機能していると考えられる。
- 97 「わっぱの会」インタビュー2014年2月の中で、若手メンバーが発した言葉
- 98 筆者は2013年4月から1年間、NPO法人にて復興支援活動に携わり、定期的に福島県いわき市の活動者との会合を持っていた。ここで記しているのは、その時に出会った人たちの姿である（巻末資料1参照）。

⁹⁹ 阪神淡路大震災の時には、日頃から親密なつながりを持っていた障害者らは、震災直後から仲間たちの救援のために奔走しその後一般の人々のための炊き出しを行うなど活発に活動した。多くの人々が未曾有の災害の前になす術を持たず「被災者」としてパワーレスになるような状況にあって、日頃から仲間との連帯の中に生きる障害者たちは人々を励ます側に回ることができた。阪神淡路大震災の時にこの姿を目の当たりにし感銘を受けた人たちによって被災障害者支援の基金（ゆめ風基金）が創設された（谷口2012）。

第7章 誰もが安心して暮らせる社会に向かうヘルスプロモーションの思想

障害者や路上生活者と、「共に生き共に創る」という関係を基盤にした活動を展開してきた「わっぱの会」と「もやい」は、障害者や路上生活者が社会の中で生きるために必要な「場」や「しくみ」を、制度に先駆けて創り出してきた。彼らの活動は、この「共に創る」という関係があることから生じるプロセス——「共創」のプロセス——によって牽引されてきている。前章では、この「共創」のプロセスに、「当事者」の「生活困難状況」が作用することで、「誰もが安心して暮らせる社会」への力強い活動が生み出されてきたことを明らかにしてきた。本章では、これまで明らかにしてきた事柄を用いて、今日の重要な健康課題である、「誰もが安心して暮らせる社会」に向かう、ヘルスプロモーションのあり方を考察する。

「誰もが安心して暮らせる社会」というテーマに向き合うためには、第1章と第2章で検討してきた課題に、再度、向き合う必要がある。第1章では、障害者になること、老いること、路上生活に至ること、といった事象に対して、現代社会に生きる多くの人々が、「どのように関係を結んだらよいかかわからない」という状態があることを示してきた。これは、近代的資本制社会の進展に伴って、一定の効率で働くことができることが重要な価値となり、その結果、障害、疾病、高齢、または路上生活を送るなど、一定の効率で働くことができない人たちと、一定の効率で働くことができる人々の間で、分断がもたらされてきたことが背景にある。このことと、社会保障制度の確立、経済的豊かさを優先してきた人々のあり方、現在の自立支援等にみられる制度の動向との関連については、第1章と第2章で論じてきた。そこで残った課題が、様々な要素が絡み合って生まれている、「働けない状態」を人として何かしら劣っている状態と捉える、または、少なくとも、働ける状態であることの方が好ましい、といった、「労働力商品」としての価値の有無を判断基準とする価値観の影響とどのように向き合っていくかということであった。このことが、障害、老い、貧困といったことと関係を持たない理由であり、そのような状態になることに対する恐れや不安が、「安心できない」状況を創り出しているからである。ゆえに、「誰もが安心して暮らせる社会」を目指すならば、安心して老いること、安心して障害を持つ状態になれること、貧困・窮地に陥ってもやり直しがきくと感じられる社会——「労働力商品」としての価値のない者になることを怯えなくてもよい社会——のあり方を目指す必要があるということである。

この課題に対して、ヘルスプロモーションはどのような取り組みをしていけるのであろうか。序論でも述べてきたが、本論文では、ヘルスプロモーションを、現在、保健医療福祉の領域で行われている人々の健康を促進する取り組みの枠内に収まらず、それを含みつつ超える概念として捉えている。それは、人々が、自らが求める健康（日常生活の資源と

なりえる健康) に向かって、自ら動き、獲得してく、人々の日々の生活の基盤をなしている密接な関係から始まる運動として捉えるということである。では、運動としてのヘルスプロモーションは、この、「労働力商品」としての価値の有無が大きな影響力を持つ社会の動きの中に、どのようにして「誰もが安心して暮らせる」社会に向かう道を創り出しているのだろうか。

この問いを持ちながら、「わっぱの会」や「もやい」を見るならば、彼らは、障害者や路上生活者が社会で生きて行くための具体的な課題に取り組むことで、働けない状態であっても安心を感じられる状態を、すでに得てきた団体と捉えることができる。そう捉えるならば、現代社会には、同じ社会構造の中に生きながら、社会において大きな力を持つ「労働力商品」の有無によって判断する価値観に巻き込まれていない人たちと、巻き込まれている人たちがいる、ということになる。この価値観に巻き込まれている人は、安心できない状況の中にいる。その反面、巻き込まれていない人たちは、安心できる状況の中にいる、または、より正確にいうと、安心を創り出す創造の過程にいて、安心を得るプロセスの中にいる。

「誰もが安心して暮らせる社会」に向かうヘルスプロモーションを考えるうえでは、上記の2つの状況の違いを社会構造との関連から適切に理解することが重要である。そこで、第1節では、「安心」を創りだしている構造の理解に有効な概念として、「圏域」という概念を導入する。「安心」は現代の社会の中でどのように体験されているのか、どのように得られ、どのように創りだされているのか。「圏域」概念を用いて、社会における「安心の所在」を明確にした後、第2節において、「誰もが安心して暮らせる」社会にむかうヘルスプロモーションのあり方を考察する。

第1節 「圏域」概念を用いた「誰もが安心できる」ということに関する考察

「圏域」という概念を導入するにあたって、まず、健康戦略を語るうえで、「圏域」という視点をを用いることが適切な課題認識に必要であることを示す例をあげる。

現在の社会保障分野における議論は、少子高齢化の進展と経済成長の鈍化という社会経済情勢の中で社会保障給付費の増加が避けられない状況に対し、社会保障制度をいかに維持していくかという課題意識に集約される。人々の暮らしの健康を支えるために、保健のみでなく医療、福祉、市民活動の領域を巻き込み、自助・共助を軸とした共生社会を構築するという共生社会構想も、この課題設定をもとに構想されてきた。

政策立案者の立場からみた場合の高齢者医療の問題を例に、課題が設定される大まかな流れをたどってみよう。高齢化が進み、生活習慣病や老年性疾患を抱える者が増加した。しかし、少子化にも歯止めがきかず、この増加によって見込まれる社会保障給付費（特に国民医療費）の財源確保は喫緊の課題である。様々な要因を勘案した結果、入院治療ではなく在宅治療の促進が是と判断した。診療報酬の改定をはじめ、様々な制度改革をおこない、長期入院ではなく在宅で療養するインセンティブが働くように促してきた。その効果もあって、医療や看護を受けながら在宅で生活する者は増加した。在宅医療や訪問看護を提供する診療所・訪問看護ステーションも増えた。

しかし、日本は戦後一貫して「病院完結型」の医療体制を構築してきたため、病院から在宅への移行の過程で様々な問題が露出した。病院から在宅への移行時のみならず、在宅に移ってから、さまざまな分野（保健、医療、福祉、ボランティア活動領域）の連携とそれらを管理する者が必要となる。ケアマネジメント体制の強化が必要だ。しかし、長年の縦割り行政の弊害もあって、これまで独自の責任体制や業務運営を行ってきた他分野の連携・協働がなかなか進まない¹⁰⁰。この視点からみたら、喫緊の課題は、保健医療福祉および市民の一体となった取り組みを可能とするプラットフォームづくりをいかにすすめるかということになる。

では、この状況を、一人の在宅療養者とその家族の立場からみた場合、課題はどのように認識されるのだろうか。筆者がこれまで受けてきた相談の体験をもとに創作したケースを用いて検討する。

ここに、医療的介入による回復は見込めず、自宅療養をすることになった一人の悪性腫瘍に罹患した高齢者がいる。入院前は独居を通してきたが、退院後の1人暮らしは不可能なほど日常生活に必要な動作の機能は失われてしまった。そこで結婚した娘の1人の家で療養することになった。高齢者は、入院前まで参加していた地域の里山保全のサークルの仲間にこれまでの役割を引き継ぎ、住み慣れた地域から離れ、娘の自宅での療養生活がはじまった。この高齢者は、娘の生活まで一変させてしまったことが申し訳なく、負担を少しでも軽減しようと、里山保全サークルの仲間のお見舞いの申し出も断っている。子育て

とパートで忙しい娘は、精一杯やってくれていれて本当にありがたいと思うが、日中に会話をする相手もないことは、やはりさみしいと感じている。

一方、娘は、母が療養生活をおくるために必要な手続きに追われている。母が在宅で生活するためには、在宅医療や介護、訪問看護、そして、介護関係の業者など、さまざまな機関と関わることになることを初めて知った。もちろん、ケアマネージャーはていねいに説明してくれるが、知らない言葉が多く、言葉を聞き取るだけで精一杯で、自分で何をどう判断してよいのかわからない。分からないことを調べることや、他の兄弟の意見を集約することは、予想以上に労力がかかる。兄弟が良かれと思って送ってくれる品々やアドバイスが負担になることも多く、アドバイスを聞くと、在宅介護をしている身とそうでない者の間に大きな隔たりを感じることも多い。他の兄弟が仕事を継続するかどうか悩んでいる様子も伝わってくるが、たまたま主婦をしていた自分のところに結局は負担がかかっている。しかし、負担と感じてしまっていることを口に出すことはできない。どんなに疲れていても、まだ幼稚園児である息子には状況を理解してもらうのは難しい。外出する機会が減って息子からの不満がぶつけられると、なぜ、自分だけがこんな思いをしなければならないのかと、他の兄弟に対するうらめしい気持ちが沸いてきてしまう。一生懸命働いて、一生懸命子育てして、そのことで母への親孝行をしていると思っていたのに、自分は何か間違っていたのかもしれない。皆それぞれやれることをやっているけれど、これではあまりに不公平だと思ってしまう。それと同時に、母の最期の大切な時にこのような思いを抱いてしまう自分への嫌悪感で、一人になると涙がとまらなくなる。できればもう兄弟とは話したくない。以前聞いたことがあった、「家族の1人が倒れると、家族全部が崩壊する」という言葉の意味を実感している。

この高齢者と娘の立場から見た場合、高齢者医療の問題は、保健医療福祉の連携や市民活動領域も巻き込んだプラットフォームづくりという課題ではないことは一目瞭然である。高齢者にとっては、ただ、置かれている状況に身を置くしかないということにまつわるさみしさやどうにもならなさが問題なのである。そして娘にとっての問題は、生活が一変してしまったことによって身の置き所がなくなってしまうことである。これまで信じてきた、または当たり前だと思っていたことが覆され、このような状況になることに対し何も備えてこなかったことに気づき、戸惑っているのである。

ここまでの要点をまとめると、つまり、政策立案の立場と個人の立場では、認識される課題のあり様が大きく異なるということである。「誰もが安心して暮らせる」ことを目指すなら、ここに2つの層があり、それぞれ、全く異なった視点が存在するという認識を持つことが鍵となる。では、この2つの層ということを考える時に有用な「圏域」という概念を用いて、誰もが安心できる状態とはどのようなことなのかを考察する。社会学者の見田の「圏域の異なり」という概念の基礎となる「交響圏・ルール圏」の概念を使用する。そのためにまず、見田が提案する「圏域の異なり」という概念を検討し、本論文における援

用の方法を示す。

1. 「圏域の異なり」という概念 交響圏・ルール圏

見田の「圏域の異なり」の理論を理解するには、社会を構想するにあたって2つの圏域がある——これを、見田は、「社会の構想の二重の構成」と呼んだ——という視点を導入することが重要になる。社会の二重の圏域のそれぞれにはルールや作法がある。見田によると、二重の構成が重要となる理由は、他者という存在が、喜びを与え生きる意味を与えるかけがえのない存在であると同時に、生きる上での制約や不幸の源でもあるという、人間の実存の条件による。これを、見田は「他者の両義性」と呼んでいる。

見田は著書「社会学入門」の中で、それぞれの圏域を複数の言葉を用いて表現しているため、まず、対応する語を表にまとめた。

表 9 見田による社会の二重の圏域

交響圏	ルール圏
「生きるということの意味と喜びの源泉である限りの他者」	「生きるということの困難と制約の源泉である限りの他者」
<交歓する他者>たち	<尊重する他者>
関係のユートピア	関係のルール
関係の作法：交歓	契約
圏域は事実的に限定される	圏域は社会の全域をおおう

交響圏は、「生きることの実質的な意味や喜びを与え合う」関係によって成立する領域である。圏域は、通常2人～数十人による小さな集団に限定される。交響圏の内部にルールは存在するが、ルールによって関係が作られるのではなく、関係の基盤は交歓である。

一方、ルール圏は、「生きることの困難と制約の源泉である限りの他者」との関係の領域である。ルール圏は、社会全体を覆うものであり、交歓する他者たちによって創られる交響圏の外部に存在する。ここでの関係の基盤は契約である。

ルールが必要となる理由（ルール圏が社会全体を覆う理由）は、ある目的のもとに人が集まり、交歓によってつながっている集団Aが求めることが、それを求めない集団B、C、Dや、個人に、集団Aの目的を強いたり抑圧したりすることを回避するためである。このことは、宗教を背景にした民族間の対立を考えるとわかりやすい。

見田は、この交響圏・ルール圏という「圏域の異なり」の概念を、これからの理想とす

る社会のあり方である「自由な社会¹⁰¹」を構想する文脈において説明している。見田の「自由な社会」の構想は、これまで頻繁に用いられてきたゲマインシャフトーゲゼルシャフトの二項対立で捉える社会構想を超えるものとして提案されているが、本論文が用いる見田の理論は、「自由な社会」の構想のベースとなる交響圏—ルール圏という視点であり、ここまでの説明してきた範囲内のものである。

2. 本論文における「圏域の異なり」概念の援用

見田の「圏域の異なり」の概念の援用にあたって、本論文では、「個人」という概念の枠を拡張、「われわれ」——すなわち、「共創」の関係性で観察してきたような自他の境界があいまいになり、「当事者性」が移行するような関係——を含むものとする。そのために、見田の理論が前提とする「個人」という概念について検証し、本論文との関係を整理する。見田は、交響圏は、〈交歓する他者のコミュニン〉として、これまでのコミュニンのエッセンスを確保しながらも、「個の自由」という原理が明確であることが基軸となる圏域とする。見田は、〈交歓する他者のコミュニン〉としての「交響圏」について以下のように表している。

社会のこれまでの理念史の内の「コミュニン」という名称のほとんどが強調してきた「連帯」や「結合」や「友愛」ということよりも以前に、個々人の「自由」を優先する第一義として前提し、この上に立つ交歓だけを望ましいものとして追求する。…(さらに、このコミュニン (交響体) は、)異質な諸個人が自由に交響するその限りにおいて、事実的に存立する関係の呼応空間である (見田 2006: 181)。

見田のこの主張の背景には、同質化し一体化する共同体の理想の抑圧性に対する批判がある。ゆえに、見田 (2006: 182) は、交響体は、「個々人が、自在に選択し、脱退し、移行し、創出するコミュニンたち」であるべきであると主張する。

本論文で見田の概念を援用するにあたって、「個人の自由」や「自由意思を持つ個人」という個に主体をおく概念については、検討せねばなるまい。なぜなら、本論文では、自己決定という個の主体性を無批判に前提とすることの危うさ (第2章2節2項) を指摘してきたことにみられるように、個人が常に不変な自己を持っているという捉え方に懐疑的な視点を持って論じてきているからである。さらに本論文では、「共創」における人のあり方は、個人が常に不変な自己を持っていると捉える実体的な言語では把握不可能で、人を関係存在として捉えると理解可能になることを明らかにしてきているからである (第5章2節2項)。なによりも、本論文では、自分で選択し自己決定ができる「自由意思を持

つ個人」を想定した論理においては置き去りにされる人々を含んだ社会のあり方を構想しているからである。

保健医療福祉領域の実践では、「自由意思を持つ個人」を想定しがたい人々と出会うことが多い。たとえば、精神的に不安定になっていて、自分では生きることへの前向きな選択をする状況にいない人、内側の世界に引き込みながら日々を送っている人、また、生まれながらにして言語による表現を持たない人などである。さらに今日、高齢化の進展に伴い認知症罹患者は増加していくことが見込まれている。その時に、「自由意思を持つ個人」を前提とした社会の形式による構想が、どれほど効用があるかは、検証が必要であろう。

見田の社会の構想の理論において、「個」を前提としながらも、本論文が論じてきた、「共に」または、われわれという、自他の境があいまいになる「共創」の関係性を含めうるものであるかどうかは、厳密に検証する必要があるだろう。見田の〈交響するコミュニケーション・自由な連合〉の説明は、すくなくとも、個人を軸に説明されている。交歓する他者との関係を作るには、自由な選択が、至高の価値として捉えられている。見田の「個」を主体とした理論が上記に記した現在の保健医療福祉領域の実践で目の当たりにする人々を含む理論となり得るかを精査することは、本論文の目的を大きく越えてしまうため、ここでは、上記の問題提起にとどめ、この理論を援用する際の留意点を明確し、援用のポイントを示す。

まず、「わっぱの会」や「もやい」の事例検討から観察されたことは、「共創」の関係性に生きている者の選択は、個人の自由意思による選択とは言い難いということであった。それよりはむしろ、一見、本人の自由意思による選択とみえる事象の背後に、理屈では説明できない、駆り立てられる衝動、または、関係性によって押し出されたような状態があった。たとえば、「もやい」の稲葉や湯浅の連帯保証人になるという決断は、彼らが常日頃から望んでいた事柄を実現したもの、いわゆる、彼らの内側にある欲求の自己実現という類のものではなく、状況と関係によって押し出され、それを引き受けたもの、と捉えることが実態により即しているといえる。

本論文では、このような「共創」の関係性において起こっていることを了解可能にする概念は、自由な個人という人間観ではなく、人間を関係存在として捉える人間観であることを示してきた（5章2節2項）。これは、存在の実態が個にあるのではなく、関係そのものであるとする人間観である。この人間観においては、ただ、その関係の中に生きることが自然であり根源的な人間の欲求となる。よって、そこで「生きるということの意味と喜びの源泉」となる選択は、その関係の継続に向かう選択、その関係によって押し出された形で行う選択をしてくこととなる。

見田の理論では、交歓する他者との喜びの源泉となる関係を作るには、自由な選択をする個人が前提となっている。そして、この自由な選択が「至高の価値」として捉えられている。本論文では、共にあることや、関係によって押し出されるような選択を行えること

も、喜びの源泉であり「至高の価値」であり、交歓の主体が関係存在にいきる「われわれ」も含む、と捉えなおしたうえで、見田の「圏域の異なり」の概念を採用する。以下、本論文で採用するポイントを示す。

1. 交響圏とルール圏を分けて考える必要があるという視点
2. 交響圏とルール圏では、関係の持ち方の作法が異なるという視点。交響圏は、交歓であり、ルール圏は契約である。
3. 社会全体を覆う1つのルール（1つの価値観に基づいたルール）という発想では、理想的な社会を築けないことを明確にした点。

以上3点が明確であることが、見田の「圏域の異なり」の概念を本論文で援用する理由である。次項で「誰もが安心できる」ということに関する考察では、特に、2の交響圏とルール圏では、関係の持ち方の作法が異なり、交響圏は交歓であり、ルール圏は契約であるという視点が重要となる。

3. 「圏域」概念を用いた「安心の所在」の検討

本章の冒頭で述べてきたように、現代の社会には、「労働力商品」としての価値の有無によって人の存在価値を判断する価値観の前に、2種類の行動様式が存在する。すなわち、障害がある状態、路上生活をおくる状態になっても、生きられる世界を自ら創りだしている人々がいる一方で、社会が一般的に求める働き方ができなくなる状態になることに対する怯えを抱えている人たちが数多くいる¹⁰²。この2つの異なる行動様式の違いを、社会との関係、特に、現在の「働けない状態にある人々」に対する支援システムとの関係において理解することが、「誰もが安心できる」ということについて考察する上で重要となる。

まず、「圏域」では関係構築の作法が異なるという視点を導入して、第2章で検討した共生社会にむけた保健医療福祉政策の動向を捉え直してみよう。現在の支援システム、すなわち、近年急速に整備された数々の制度の動向の際立った特徴は、「契約に基づく」ということである。これは、80年代以降のノーマライゼーション、インフォームド・コンセントといった概念の浸透にはじまり、2000年以降の介護保険の導入、自立支援法の制定を通して、制度化された。現在は、自己決定の尊重や当事者（患者・利用者）主体といった概念の浸透とともに、契約によるサービスの提供が、実際のプラクティスの作法として根付いている。また、近年の支援システムの動向として、これは特に介護保険の導入によって顕著になったことであるが、いわゆる「自立」生活が困難になった時、支援サービスを受ける機会が増加した。一般的に、この現象は、福祉の充実として捉えられてきている。

しかし、これら「福祉の充実」が、「契約」という作法の導入をもって図られたことには注意を払う必要がある。なぜなら、「契約」は、「圏域」という概念を用いるなら、ルール圏における関係構築の作法であるからだ。「契約」は、社会全体を覆うルールとして、たとえば集団間において利害が衝突した時の個々の集団の権利を保障したり、公平な分配を保障する手続きとして、有効な関係構築の作法である。こうしてみると、現在の支援システムの動向は、ルール圏の関係構築の作法が、急激に交響圏——人々の暮らしの基盤となる親密な領域——に適用されはじめた状態にある、という解釈が成り立つ。

多くの人々が持つ、「働けない状態」になることへの恐れ、——それは、「老後の生活設計」への不安として表現されることの一部でもある——は、この、現在の支援システムが持っている構造と無関係ではないであろう。少なくとも、本節の冒頭で例に挙げた高齢者の娘の、母親の介護生活が始まった時に体験しているとまどいやなすすべのなさの一因ではあるといえる。つまり、それは、これまで前提としていた事柄がすべて崩れ去った時に、「契約」に基づいて、さまざまなことを整理し、生活を再設計せねばならない状態に立たされることによるものである。

たいてい、人が、支援システムと「契約」を結ぶことになる時、その人は、人生における大きな転機を迎え、アイデンティティの劇的な変化の只中にいる。第2章で用いた概念を使って表すなら、その人に安心や安全を与えていた構成的体制が壊され、「主体としての私」が立ち上がらない状態である。これは、自己決定をすることができる状態からは程遠い。現在私たちが使用しているシステムは、そのような時に、個人として、「契約」という関係構築の作法を用いて、ルール圏——この場合は、支援システムやこれまで出会ったことのない「専門家」——と関係を結ぶということを前提としているシステムである¹⁰³。

本来、「契約」とは、その「契約」に関わるルールの全容を理解していることが前提となるものであろう。支援システムと「契約」を結ぶ時は、それと関係するルール圏でのルールがどのようなメカニズムに基づいて運用されているか、つまり、保健医療福祉システムの全容を把握することが必須条件となるわけである。しかし、それは誰にとってもほぼ不可能なほど複雑である¹⁰⁴。よって、支援システムを利用する際の「契約」では、人は、複雑で理解不能なものに委ねざるをえないという状況に身を置くこと——つまり、人を非力（パワーレス）な状態に置かせること——となり、これが不安を増殖させる一因であると考えられる。

しかし、現在、多くの人々が持つ「働けない状態」になることへの不安や怯えは、現在の支援システムの動向から生じているもの以前にある、「働けない状態になる」ということと自体と関係の結び方がわからない、という人々の心理に起因するものが大きいと考えられる。第1章で論じてきたことであるが、資本制社会において「労働力商品」としての価値がない者と価値のある者との間の分断が促進されてきた結果、多くの人々の日常の生活空間で、障害を負う、疾病に罹患する、死を迎える、貧困に陥るといったこと等を目の当

たりにすることが激減した。このことは、このような状態にある人の生活の営み——それは、このような状態にある人達が生きることの実質的な意味や喜びを与え合う関係を築いて生きている姿——自体を知らない人々を数多く生み出した。現在の多くの人々にとっては、「働けない状態」になることは、交響圏、すなわち、交歓や喜びの源泉としての人付き合い——がなくなることを連想させることとなっているのではないだろうか。そのことへの恐れは、大きいといえるであろう。

つまり、「働けない状態」を怯えている人々は、「働けない状態」との関係を結ぶルートとして、個人として「契約」というルール圏の作法によるものしか持っていないということがいえる。「契約」で結ばれる関係は、「契約」が成立している間に限った、期限と条件つきの安心や支えしかもたらさず、合理的であるが、非人間的な関係である。このことが、安心できない状態を創りだしているといえるのではないだろうか。

これに対して、老い、障害、路上生活をおくるといった状態になっても生きられる世界を自ら創りだしている人々は、「働けない状態」で生きられる交響圏——「働けない状態」にあっても「交歓や喜びの源泉」として関係を築ける世界——を持っていると解釈することができる。そして、「わっぱの会」を例に説明するならば、彼らが創り出してきた「分配金」や「共働事業所」というしくみは、この交響圏を守り維持するためのしくみとして機能している。なぜなら、これらのしくみによって、「わっぱの会」では、一般社会における価値観の影響、すなわち、「労働力商品」の価値の有無による「分断」への圧力を退け、一定の効率で働くことができるかどうかに関わらず、人として自然な付き合いができ、お互いが理屈ぬきでなくてはならない存在になるような関係を築けているからである。

また、彼らが持つしくみは、彼らがルール圏、すなわち、社会一般や支援システムとの関係を構築するルートともなっている。「共働事業所」は、内側（交響圏）に向かっては、彼らの「共に生き共に働く」関係性を守る機能を果たしているが、外側（ルール圏、一般社会、支援システム）に向かっては、商品販売による金銭の交換の窓口であり、支援領域における助成金を受ける窓口であり、また、社会に存在を認知させる道具でもある。

「わっぱの会」が設立から中心的な役割を担っている NPO 法人共同連は、「共働事業所」づくりを運動を展開した。この運動は、「共働事業所」という形態の労働の場を社会的に認知させ、法的にも認めさせていく運動であった。言い換えると、ルール圏において、共に生き共に働く場のあり方を認めさせていく運動——すなわち、「共に働く場の権利」を獲得する運動——であった¹⁰⁵。この運動は、交響圏において「共に生き共に創る」関係を優先して生きられるために、ルール圏に対して、ルール圏で通用する「権利」という概念を用いて展開した運動といえる。つまり、「共働事業所」づくり運動は、交響圏における第一の価値をルール圏で認めさせるための表現の変換を行う装置として機能しているものである¹⁰⁶。

また、「働けない状態」であつても生きられる世界を自ら創りだしている人々は、ルー

ル圏の非人間性・機械的な作法に対し、対応するしくみを創ってきている。たとえば、「もやい」では、相談に訪れた路上生活者が生活保護を申請する時、路上生活者1人で行政窓口に行かせるのではなく、スタッフが同行する「同行支援」を行っている。これは、路上生活者が1人で行政窓口に行くと、申請書をもらうことができずに門前払いされることが多い（「水際作戦」）ことから、それを防ぐために始めたものである。このように、「もやい」では、支援システムに対して「共に」対応するしくみを創ることで、個々人がパワーレス（非力）にならない状況を創りだしている。

以上のことから、誰もが安心できるということについて、以下の視点が導き出される。

「働けない状態」を怯えている人々は、「働けない状態」との関係を結ぶ唯一のルートを、「契約」というルール圏の手続きを通したのしか持っていない。不安は、老い、障害、などを持って生活をするという未知なる世界に対して、個人とし対峙することと関係がある。これにひきかえ、自ら「安心」を創りだしている人々は、「働けない状態」でも生きられると感じられる交響圏を持っている。また、その交響圏を通してルール圏と関係を持っている。彼らは、交響圏を守り、ルール圏と関係をもつ「しくみ」を創りだし、それによって、支援システムを、「働けない状態」でも生きられる「交響圏」を守るため、さらに、安心して暮らせる社会を構築するための手段として用いている。

第2節 ヘルスプロモーション — 「安心」を創造するプロセスへの参画

では、「誰もが安心して暮らせる」社会にむかうヘルスプロモーションのあり方を考察する。

本論文では、「誰もが安心して暮らせる」社会に向かうという時の「安心」は、安心して老いること、安心して障害を持つ状態になれること、安心して貧困・窮地に陥ることができること、つまり、「労働力商品」としての価値の有無に関わらず安心して存在することができる状態を意味することを示してきた。この「安心」に向かうのであれば、現代社会には、「労働力商品」の有無によって「分断」する力が働いていることを視野に収めなければならない。私たちは、一定の効率で働くことができるかどうかという「労働力商品」としての価値を前提とする経済構造である資本制社会の中に生き続けている。だからこそ、この「分断」する力が働く社会構造の中に生きながら、この力に巻き込まれずに、「安心」を創りだしてきた「わっぱの会」や「もやい」に注目してきたわけである。

そこから得られた知見から見出せる「誰もが安心して暮らせる」社会に向かうヘルスプロモーションのあり方とは、「労働力商品」としての価値の有無を基準とする価値観に巻き込まれずに、自ら「安心」を創り出す創造の過程に参画し、そのことで安心を得るプロセスに生きることを促進していくこと、である。資本制社会に生きる多くの人々にとって、安心を得ることとは、自らの「労働力商品」としての価値を高め、維持し、そのことによって保障（社会的地位、経済的豊かさや安定等）を得ることであった。だが、この種の安心は、働くことができなくなるという事象によって失われる安心である。「誰もが安心して暮らせる社会」に向かうヘルスプロモーションでは、どのようなことがあっても失われない「安心」を創り出す過程に参画することが必要である。

ヘルスプロモーションは、「地域のニーズに合わせ、異なった社会・文化・経済システムを考慮に入れ、各国や各地域の可能性にうまく適合されたものであるべき」¹⁰⁷であり、「誰もが安心して暮らせる」社会における「安心」を創り出す具体的プロセスも、個々の地域や集団によって異なると考えてよいであろう。だが、これまで見てきた事例とその考察から、本論文でいうところの「安心」を得られる交響圏を構築していくこと、さらに、その交響圏から社会とのつながりを創る、という2つの要点は指摘できる。

まず、第1の「安心」を得られる交響圏の構築について考察する。「安心」を得られる交響圏とは、「働けない状態」にあっても生きることの実質的な意味や喜びを与え合う関係を築くことから創造することができる。これは、人と人との響き合いによって生まれるものであり、その響き合う関係において、生活困難状況——障害、疾病、貧困という事象——が関係において糧となっていくような関係である。

たとえば「もやい」の湯浅と稲葉が、連帯保証人になるという決断は、彼らが路上生活

者と日頃から築いていた響き合う関係によって押し出され、それを引き受けたものであった。つまり、彼らが常日頃から望んでいた事柄を実現したものだというよりは、理屈では説明できないが、いふなれば、自らがそうしなければ生きて行くこと（または生活を改善していくこと）が難しい困難を抱えている路上生活者との関係性によって押し出されたようなものである。ここでは、路上生活者の困難状況が糧になって、この動きが生まれている。そして、この動きにのっとなって行動した湯浅や稲葉の生は、より深まり、実質的な意味を与えられてきている。

このような関係は、意図して起こるといふよりは、ただ、生活困難状況を抱えている人と、人として対等な存在として自然に出会うことから生まれている。そのような関係があるところに、お互いの間に響き合いを促進する出来事が起こり、そこから行動が生まれてきた。そう捉えるならば、障害や疾病、貧困といった事象を抱える人々と、自然に出会い、響き合いが生まれるような空間を社会の中に創造していくことが交響圏での「安心」を創ることにつながるといえるであろう。「労働力商品」としての価値の有無によって「分断」する力が大きく働く現在の社会では、障害や疾病を抱える人や路上生活者との間に、このような響き合う関係が生まれ得ることを知らない人々が多い。よって、そのような関係が築かれうることを知る機会が外に向かって——すなわち、「働けない状態」になることを怯えている人々にむかって——開かれていくことも重要であろう。

次に、2つ目の、「安心」を得ている交響圏から、社会とのつながりを創る道筋について考察する。ヘルスプロモーションは、自らが求める日常生活の資源となり得る健康を獲得していくことを促進するものである。本論文のコンテクストに置き換えて表現するなら、自らが求める日常生活の資源となり得る健康を獲得するとは、自らが求める「安心」を獲得していくための行動を意味する。ここまでの議論で、「安心」は、自ら「安心」を創り出す過程に参画することにおいて得られているという解釈を提示してきた。つまり、「安心」は、自らが生きる生活圏（交響圏）の内側に構築するのみでなく、ルール圏との関係において創り出すことが重要である。

それには、交響圏における「安心」を生み出している関係性から、社会との関係をもつルートを創ることが必要であろう。たとえば、「わっぱの会」の例では、自らが「障害の有る無しに関わらず共に働き共に生きる」という「労働力商品」としての価値の有無に依らない労働形態を可能とする「共働事業所」を創りだしてきた。そして、この、「共働事業所」を通して、社会のとの関係を築いている。

多くの者が「働けない状態」になることを怯えるのは、社会において求められる「労働」のあるべき姿を受け入れているからである。これに対して、交響圏において「働けない状態」と関係を持っている「わっぱの会」は、どんな状態であっても働ける場を、あえて「労働」として位置付けることで、社会一般における「労働」に対する問題提起という形で関係を創りだしている。

社会との関係において、自ら「安心」を創り出す過程に参画するには、様々な方法があるであろう。上記に記したように、社会が求める一定の効率を持って働ける「労働力商品」の価値を用いない職場を創り出すことは、1つのオプションである。「安心」と「労働」の間には、密接な関係があることは認識しておく必要があるだろう。重要なのは、社会一般に影響力のある「労働力商品」の価値の有無による評価基準を無自覚に前提とするのではなく——これは、障害者や路上生活者との「共創」の関係にいれば自ずと自覚されるものであるが——、社会との関係において、行動するということである。それが、「誰もが安心して暮らせる」社会を目指す時の「安心」を自ら獲得していく行為につながることである。

最後に、ヘルスプロモーションの特性を明確に提示するために、コミュニティヘルスの領域において進んでいる、「どのような状態であっても住み慣れた地域で暮らす」という、地域化（地域医療、在宅介護、地域福祉等）の動向を例に、従来の捉え方とヘルスプロモーションの視点の相違を説明する。

現在、病気になっても障害があっても、地域で暮らすことを支援する政策が進んでいる。これは、その人がこれまで生きてきた交響圏のつながりを壊さない、という意味を持つと解釈することができる。

ヘルス領域一般では、この「在宅で過ごす」ということが「患者さんの（生活の質の）ために良い」という捉え方をすることが習慣的になっているといえるであろう。しかし、この、「在宅で過ごす」という事象は、「誰もが安心して暮らせる」社会に向かうヘルスプロモーションの視点から見ると、そこにリソースが1つ生まれたという見方をすることになる。より正確にいうと、そこにリソースが生まれる可能性を見出す視点を乗せて、その事象に関わるという姿勢となる。なぜ、リソースであるかという、これまで記してきたように、親密な領域において、何かしらの支援が必要な人と共にある空間からは、「共創」のプロセス——強いつながりと共通の祈りや願いに裏打ちされた「安心」をもたらす創造的なプロセス——が生まれる可能性があるからである。つまり、ヘルスプロモーションの視点を導入すると、生活困難者が生活空間にいることを、「共創」が生まれる潜在的可能性（リソース）としてみるのである。

現在、高齢化や生活習慣病罹患者の増加が社会問題化し、それを予防することに関心が集中している。しかし、「安心」は、障害、疾病などを持たないこと、からは生まれない。これらは、人間にとって自然なことであるのであって、ゆえに、これらのことを当たり前にあることとしながら、生きられる社会を創造していくことにおいて、「安心」は生まれるのである。「誰もが安心して暮らせる」社会に向かうヘルスプロモーションは、これらを自然なこととして受け止め、かつ、人々の暮らしのなかに、「共創」がもてる豊かさや創造性、躍動という資源を生かしていく道りである。以下に、そのようなヘルスプロモーションのあり方の要点を挙げる。

1. 日常生活の資源となる健康

日常生活の資源となる健康とは、その人の日常生活を成り立たせているその基盤である。「誰もが安心して暮らせる」社会に向かうヘルスプロモーションにおける健康、つまり、日常生活の資源となる健康とは、自ら「安心」を創り出す創造の過程に参画することで得られる「安心」である。この「安心」の質は、交響圏において、生活困難状況との関係を築くこと——そして、「共創」の関係にあることにおいて、感じられていくものである。

2. 決定要因（資源）

自ら「安心」を創り出す創造の過程に参画することで得られる「安心」の決定要因には、個人的な資質から環境に至るまで様々な事柄があげられるが、ここでは、本論文で論じてきた範囲での決定要因を挙げる。

- ・「共創」の関係性
- ・社会的な事情による生活困難状況
- ・「共創の世界」——人として自然体で出会える場
- ・どのような状況であっても生きられる世界への願い

3. ヘルスプロモーションにおける主体—「自ら、共に」

「オタワ憲章」では、ヘルスプロモーションの「日常生活の資源となり得る健康」を獲得していく主体は、人々とコミュニティにあることを明確にしている。「人々は、自らの健康を規定する決定要因をコントロールできなければ、自らの健康面での潜在能力を十分に発揮することはできない」ため、ヘルスプロモーションは「人々に権能を与える」プロセスであるとしている。

では、「誰もが安心して暮らせる社会」に向かうヘルスプロモーションにおける「自ら」とは何を指すのであろうか。それは、関係の世界にあることによって生まれ、行為に押し出される、「自己」である。いうなれば、「共に、であるから、自らになる」ような「自己」である。このあり様は、人間を関係存在として捉えるならば了解可能となる在り方の中にある「自ら」であり、関係の中であって本質的な存在となる「自己」である。これが、どのような状態になっても生きられるという日常生活の資源となりえる「安心」に向かう、運動を行う主体である。

これは、ヘルス領域で「自己決定」「自立支援」といった言葉の中に含まれ当たり前に前提とされている、実体論に基づいた「自己」の概念とは異なる。これまで、「依存」と捉えられてきたあり方の中に見つかるかもしれない。少なくとも、「わっぱの会」や「もやい」では、そのような「共に、であるから、自らになる」ような関係の中から、自らが望む健康的な生き方に向かって自らが生きたい世界を創り出している。このことから少なくとも導き出すことができるのは、「誰もが安心して暮らせる」社会に向かうヘルスプロモーションの主体は、「共に生き共に創る」過程の中に立ち現れ、「共に生き共に創る」過程から育まれる「自己」である、ということである。

第7章 脚注

¹⁰⁰特に、福祉領域と医療・保健との連携が困難であると言われている。その理由として以下2つが挙げられる。第1に、医療、看護と福祉では業務体制が大きく異なることがあげられる。医療・看護は、人命にかかわる行為を行う特殊な業務であるという性質上、法的に医師を頂点とする責任体制が敷かれ、指示命令系統が極めて階層的な構造を有している。その反面、地域福祉の業務は、被支援者のニーズを生態学的にとらえ、人間と環境との相互作用に焦点をあて、ネットワーク型で業務を行う(宮崎・立石 2010: 152)。2つ目に、福祉と保健・医療との間に供給方法の違いがあり、それによる深い溝があると考えられる。供給方法の違いは、保健・医療の供給はだれに対しても普遍的に行われるが、福祉はもともと救貧事業から始まり長年、児童・高齢者・障害者など特別のニーズをもつ人々に提供されてきたというところにある。さらに、医療と看護は保険、保健と福祉(介護保険導入以前)は税という財源の違いも影響を与えている(武川 1997)。

¹⁰¹見田(2006)によれば、これまでの人間の社会は、過去も現在も、<ゲマインシャフト・間・ゲゼルシャフト>(共同態・間・社会態)として存在してきた。これは、社会は、ゲマインシャフト(古代の原始共同体的な血縁関係)から近代になってゲゼルシャフト(社会契約的形態)へ移行したという頻用される説明とは異なるものである。見田はこの単線的な図式では人類の歴史は説明できないという立場を保持し、近代社会は、家族・部族・地域関係などの埋め込まれたゲマインシャフト「間の」重層的な接触・交渉・契約として成立しており、現在も、多くの地域で未だに家族という単位(ゲマインシャフト)が軸になっていると主張する。

これからの理想的な社会の構想をするにあたって、見田は、社会を表すのに、ゲマインシャフト/ゲゼルシャフトという横軸に、意思以前-意思的(自由社会)という縦軸を導入し、ゲマインシャフト的(共同体的)、親密な関係でありながら、従来の共同体を特徴づけるしがらみによらない「交響体」を構想した。そして、交響体の「ユニットとユニット間関係という2つの水準の双方における、自由の貫徹という仕方で構想されるべき」とした。これは、換言すると交響圏とルール圏をそれぞれに構築することである。「他者の喜びがそのまま自らの喜びであるような」交響する他者との関わりの次元、それを確保するためのルールの次元が必要なのである。

見田の主張の背景には、生きる意味を与え喜びの源泉であり実質上の生を成立させる交歓による関係の世界、このかけがえなさをだれもが明け渡してしまうことなく生きられる社会への希求がある。これを、見田は、「それぞれの主体にとって<至高なもの>を相互に解き放つような社会の形式」と述べている。<至高なもの>とは「魂のこと」、であるが、この「魂のこと」が、疎外されることなく生きられる社会への道筋として提示したものである。「たがいに他者である人と人との相渉るほかのない世界の内、<魂の自由>を相互に解き放つような社会の全域にわたる形式をどのように構想できるのか」(見田 2006: 1690170)。見田は、「圏域の異なり」という視点を導入することで、それが構想できると主張したのである。

¹⁰²たとえば、内閣府が平成26年度に行った「国民生活に関する世論調査」でも、「老後の生活設計」に対する不安を、「将来に対する不安」の要因として挙げる人の比率は増加している。国民の3人に2人が「将来に不安を感じている」と回答し、その内訳では、「老後の生活設計」(57.9%)が最も多かった。本調査の調査対象は、全国20歳以上の日本国籍を有する者のうち層化2段無作為抽出法で抽出された10,000人である。調査期間は平成26年6月19日~7月6日。有効回答数が6,254人、有効回答率62.5%(内閣府 2014)。日常生活における不安について前年度の調査と比較すると、「老後の生活設計」は、2.6ポイント(55.3%→57.9%)増加しており、ここからも、安心して古い

ることができる社会に向かっているとは言い難いことが読み取れる。

- ¹⁰³ このようなセッティングで働くヘルスプロフェッショナルの多くは、初めて制度を利用する人に自己決定を促すことの危うさは理解しており、本人にとって最善の選択ができるようによりそいサポートをしている。しかし、そのためには十分な時間の確保が必要である。現行のシステムが、これまで体験したことのないような大きな出来事の遭遇し人生の転換期にいるAさんにとって必要なだけの時間が確保されるシステムになっているとは言い難い。結局のところ、個々のヘルスプロフェッショナルの良心や力量にまかされている。そこに、自己決定の尊重という耳障りのよい言葉のもとに、当事者への過度な自己責任の強要がされてしまう土壌がある。
- ¹⁰⁴ この問題に対応するために新たなしくみを創っている専門職がいる。看護師を中心として制度利用の選択をサポートする医療メディエーターや、社会福祉士や弁護士の連携によってワンストップサービスを展開しているNPO法人が立ち上がっている。
- ¹⁰⁵ 現在は、「共働事業所」から、社会的事業所という形態を認める法制度をもとめる運動を展開している。
- ¹⁰⁶ この視点からみると、「人権」を主張するというのも、交響圏においてあたりまえに生活することができる状態を獲得するために、ルール圏においてルール圏に通用する表現として用いられている言葉である、と解釈できる。「わっぱの会」が個の論理（人権）を理念の基礎に持ちながらも関係（共同体）の論理を矛盾なく取り込んでいることは、この2つの圏域を意識すると了解可能な事象となる。
- ¹⁰⁷ オタワ憲章の一文 3つの基本指針の「調停する」“Mediate”の部分に記されている。

おわりに

本論文の目的は、障害者や路上生活者と「共に生き共に創る」形態を持つ活動のプロセスを明らかにし、その考察を通して、「誰もが安心して暮らせる」社会へ向かうヘルスプロモーションのあり方を検討することであった。そのために、「わっぱの会」と「自立生活サポートセンターもやい」の2つの団体における活動の、「共に創る」という関係があることから生じるプロセスと生成物、すなわち、「共創」のプロセスと「共創」から生まれる生成物に着目し、この「共創」のプロセスの理論化を行い、導きだした知見から、ヘルスプロモーションのあり方を考察した。「わっぱの会」は、障害のある者となない者が共に生きる共同体を創ることを目指して1971年に活動を開始した団体である。「自立生活サポートセンターもやい」は、路上生活者の連帯保証人提供事業を2001年に開始したほか、幅広く貧困問題に取り組んできた団体である。

本論文では、「わっぱの会」と「もやい」の活動実践の考察から、「誰もが安心して暮らせる」社会に向かうヘルスプロモーションとは、「労働力商品」としての価値の有無を基準とする価値観に巻き込まれずに、自ら「安心」を創り出す創造の過程に参画し、そのことで安心を得るプロセスに生きることを促進していくこと、であるという見解を導きだし結論とした。

本論文は、3部構成をとり、第1部を背景として、ヘルス政策の動向とその政策が人々の暮らしに与える影響を検討し、第2部では上記2つの活動実践の変遷、理念と実際、関係性に生きるということの詳細、第3部では、第2部の事例検討をもとに「共創」を概念化し、ヘルスプロモーションのあり方を考察した。以下、各部で明らかにしたこと要約する。

第1部 背景 (1, 2章)

第1章では、社会保障制度の歴史と原理の検討、および、社会保障制度の確立によって生じたと考えられる、人々の暮らしにおける変化、特に、障害や疾病、貧困に対するまなざしの変化を考察した。

社会保障制度は、近代以降の資本制社会が経済成長を図る時、その社会の要請に沿わない者、すなわち「労働力商品」としての価値のない者を、救済、保護の対象とすることで社会に統合していく機能を持っていた。日本において戦後、急速に整備された社会保障制度が、施設化を政策の軸としてきたことで、「労働力商品」としての価値がない者を人々の暮らしから分断し、潜在化させた。その結果として、今日の社会において、多くの人々が「労働力商品」としての価値がない者との関係が結べない状況がある。

第2章では、現在の共生社会構想のもと進められている保健医療福祉分野における動向の検討を通して、近年の、「支援領域の拡大」や「自己概念の偏重」の傾向が当事者にとって持つ意味を考察した。さらに、これら近年進められている傾向は、誰もが安心して暮らせる共生社会につながる政策とはなり難いことを明らかにし、問題提起を行った。

ここで行った問題提起は、真に「誰もが安心して暮らせる」社会の構築を目指すのであれば、「労働力商品」としての価値を持っている状態を是とする価値観に意識的に向き合うことが必要であるということ、また、現在進められている制度は、このような視点を含有していないこと、「共生社会」構築に向けて必要な視座としては、個人化を促進する力と対峙する動きを創出していくことが鍵であることの3点である。また、誰もが安心して暮らせるということは、安心して「労働力商品」としての価値を有さない状態になれると感じられることという視点が必要である。

第2部 事例（3、4、5章）

第3章では、「わっぱの会」の活動の変遷、理念、「わっぱの会」が創りだしてきた「共働事業所」や「分配金」というしくみの機能を検討し、「わっぱの会」の活動を牽引してきたもの（原動力）と「わっぱの会」が創りだしたものの意義を考察した。

「わっぱの会」が創りだした「共働事業所」や「分配金」というしくみは、障害者と健常者が自然体で付き合う（関係を築ける）ことができる場を保障し、そこに築かれた関係の継続への強い思いが「動き」を生み、その「動き」が活動を牽引してきた。「わっぱの会」が創りだしたこれらのしくみは、現代の社会における多くの労働の場が、効率や生産性で人間を分断してしまうことと照らし合わせてみると、貴重な価値を持つ。「わっぱの会」は、制度の枠を超え、制度との折り合いをつけながら、人間の効率や生産性による分断を回避し、つながり合いたいという自然な欲求のままに生きられる場を社会の中に創り出したという解釈が成り立つ。

第4章では、「もやい」の活動の変遷、理念、「もやい」が創りだしてきた「連帯保証人提供事業」や「もやい」という場を検討し、「もやい」の活動を牽引してきたもの（原動力）と「もやい」が創りだしたものの意義を考察した。

「もやい」の活動は、人々のボランティアな思いを結集させることができる場にあって、集った者たちが自在に交わり、そこで駆り立てられるようにして動いた人々が牽引してきたという見解を示した。また、「もやい」が創りだしたものは、連帯保証人を事業として提供するしくみと、「もやい」という「場」であるが、「もやい」の活動は、連帯保証人事業のみならず、半貧困ネットワーク設立から年越し派遣村までの動きや、その他さまざまな目的ごとの組織や活動を創る基盤となっており、「もやい」が貧困問題を社会に顕在化さ

せた社会的インパクトは大きい。

第5章では、「わっぱの会」と「もやい」におけるエピソードの分析から、「共創」の関係に生きるということの実態、その力動や特徴を明らかにした。

「共創」の関係は、確固たる確信に基づくが論理的な根拠はない決断を促し、動きを生む。この関係から生まれた動きは時空を超えて作用しつづける。「共創」の関係は、「当事者」が抱える生活困難状況が、「健常者」にとっても見過ごすことのできない事象となり、「健常者」は「当事者」の生活困難状況を共に背負い、「当事者」が生きられる社会を創造する行動に駆り立てられる。こうして、「健常者」は、「当事者」が生きられる社会に向かった行為の主体となることで「当事者性」を持つ。このように「共創」の関係性では、当事者・健常者の境界があいまいになり、当事者性が移行する。「共創」の関係は、人間を関係存在として捉えると、人間のごく自然で根源的な欲求に基づいたことである。

第3部 考察（6章、7章）

第6章では、「共創」のプロセスの展開、「共創」を特徴づける要素、「当事者」の「生活困難状況」が「共創」にもたらす作用の検討から、「共創」の理論化を行った。

「共創」のプロセスは、あらかじめ定められた目標やプランに向かうのではなく、関係性が生み出すプロセスによって創られ展開する。これは、「わっぱの会」と「もやい」の双方の創始者の、はじめからプランがあった訳ではなく、目の前の課題に向き合い続けてきた結果、気が付いたら多岐に渡る活動が創られていた、という主旨の発言にも観察された。

「共創」を基盤とした活動は、「当事者」が社会で生きる上で直面する困難が羅針盤の役割を果たす。また、「当事者」との「共創」だからこそ直面する社会との軋轢が糧となって、創造のプロセスが加速する。さらに、「当事者」の生活困難状況という要素は、「共創」の関係に生きる者たちの間に共通の願いや祈りが生み、後世へ託すという姿勢を育み、また、それを成し遂げようとする者との間の結束や連帯を促す。

第7章では、「圏域」（交響圏・ルール圏）概念を用いて社会における「安心の所在」を明確にし、「誰もが安心して暮らせる」社会にむかうヘルスプロモーションのあり方を考察した。

「誰もが安心して暮らせる」社会に向かうという時の「安心」は、安心して老いること、安心して障害を持つ状態になれること、安心して貧困・窮地に陥ることができること、つまり、「労働力商品」としての価値の有無に関わらず安心して存在することができる状態を意味する。この種類の「安心」は、自ら「安心」を創り出す過程に参画することで得ることができるものである。自ら「安心」を創りだしている人々は、「働けない状態」でも生き

られると感じられる世界（交響圏）を持っている。また、その交響圏を通してルール圏と関係を持っている。自ら「安心」を創りだしている人々は、交響圏を守り、ルール圏と関係をもつ「しくみ」を創りだし、それによって、支援システムを、「働けない状態」でも生きられる「交響圏」を守るため、さらに、安心して暮らせる社会を構築するための手段として用いている。「誰もが安心して暮らせる」社会に向かう道筋には、このような「安心」を自ら求めて動き出す人々の存在が鍵となる。これらの分析を踏まえて、第7章では、「誰もが安心して暮らせる」社会に向かうヘルスプロモーションとは、「労働力商品」としての価値の有無を基準とする価値観に巻き込まれずに、自ら「安心」を創り出す創造の過程に参画し、そのことで安心を得るプロセスに生きることを促進していくこと、という見解を提示した。

今後の課題と展望

本論文では、以上のように、「わっばの会」と「もやい」の実践を牽引してきた「共創」のプロセスの展開と生成物の検討から、「誰もが安心して暮らせる」社会に向かうヘルスプロモーションのあり方を考察してきた。その過程で、言及する必要性を認識しながら、本論文の「共創」の考察を通して「ヘルスプロモーション」を検討する、という主題に沿うことを優先したために、取り組めなかったテーマが2点ある。

1つ目は、経済に関する議論である。本論文の議論では、「労働力商品」としての価値を基準とする価値観と「安心」の間には密接な関係があることを繰り返し言及してきた。それは、つまり、これからのヘルスプロモーションを考える上で、現在の経済のあり方や労働のあり方における道筋を提示することの重要性を表している。また、社会保障制度の行方には経済状況が大きく影響することや、現在行われている保健医療福祉における改革が、社会保障給付費の抑制という財政状況が引き金になっていることから、健康政策を考える上では経済に関する議論は優先度の高いものであると認識している。本論文では、「労働」のあり方や、「労働力商品」の有無による評価に巻き込まれないことが、誰もが安心して暮らせる社会に向かうヘルスプロモーションにおいて鍵となるということを示すにとどまっている。本論文で提示したヘルスプロモーションが、どのように経済との関係を持ち得るのかという研究は、今後の課題としたい。「わっばの会」では、すでにそのことの重要性を認識し、「社会的事業所」という労働形態を社会に認知させていく運動を展開している。今後、「わっばの会」を労働・経済の側面から捉えた研究を行うことからは、有効な知見が導き出されることだろうと思われる。

2つ目に、本論文では、「誰もが安心して暮らせる」社会へ向かうヘルスプロモーションにおける具体的な活動の提案は行わなかった。現在、コミュニティヘルス領域で働く各専門職の役割において、ヘルスプロモーションの視点を取り入れた職務や実践内容を提示することは、ヘルスプロモーションの前進・普及において重要なことである。しかし、その

ためには、現在のヘルスシステムにおける職域や分野ごとの動向の検証を行い、それをもとにヘルスプロモーションとの関係を整理する必要がある。また、ヘルスプロモーションは、人々やコミュニティが見出した健康課題を公共政策へつなげていく有効な概念である。しかしそのためには、現在のヘルス政策全般の把握と各専門領域の相互関係等の整理を行うことから始める必要がある。これは『共創』を通してヘルスプロモーションのあり方を考察する」という本論文の主題を大きく超えるため、本論文では検討することができなかったが、今後の課題としたい。

だが、本論文では、これまで分析研究の対象として扱われてこなかった「わっぱの会」や「もやい」の実践活動から、彼らの活動の基盤が「共創」であるという知見を提示し、「共創」のプロセスを理論化してきた。そして、この「共創」の中に創造的で躍動する生があり、「共創」において人は安心を得るということを明らかにしてきた。これによって、医学的概念に依らない健康のあり方を、すなわち、健康の「あるべき姿」をあらかじめ設定しそこに向かう普遍モデルとは異なる、関係性がつくりだすプロセスの中にある健康という概念を提示してきた。これは、ヘルスプロモーションを超えて幅広くヘルス一般に応用可能な概念となり得るであろう。特に、「共創」の概念化において本論文が明らかにした1つの重要な視点は、「生活困難状況」は、それと関係を結ぶことができたなら、様々な作用をもち、人々を躍動させ、創造を生み出す、ということである。

「当事者」、すなわち、様々な個人の身体的事情や生活環境からくる事情を持った者と共に創る「共創」の活動は、「当事者」が社会で生きる上で直面する困難が羅針盤となり、また、活動展開の契機・糧となって、社会の中に新たな具体（場やしくみ）を創造してきた。その「共創」の活動の場に焦点を合わせると、そこには、どのような事情や状況であろうが、そのままに生きられる社会を願う「祈り」が通底音のように響き、その「祈り」を共有する仲間との強い結びつきがもたらす「安心」がある。「共創」の関係性に生きる者に視点を移してみると、そこでは、一人ひとりが、共に、自らが願う世界を創造する主体として生きている姿がある。そして彼らが創造している世界が世代を超えて受け継がれていくことへの願いと信頼が、この活動の展開を支えている。

この活動は、「誰か」の発案でもなく、プランもないところから創りだされてきた。その原動力は、変容しつづける関係性といった、理屈では説明しがたく、なんともつかみどころのない、物事の絡み合いの中にある。この活動から生まれ、この活動を支えている「祈り」のようなものも、活動実践者たちにはほとんど自覚されることのない質のものである。社会の大きな流れと対峙し力強く躍進してきた活動の根底にあるものは、つかみどころがなく、説明がつかず、目に見えないといった、近代以降の社会においてはとかく周縁化される傾向にあった要素である。そして、先に記したとおり、このプロセスに決定的な作用をもたらしているのは「生活困難状況」という社会的に排除されてきた要素である。

このように捉えると、「誰もが安心して暮らせる」社会に向かうヘルスプロモーションは、

近代以降の社会が周縁化してきた価値の居場所を、私たちの「暮らし」の中に再度作っていく運動であると解釈できる。または、不可知なものを信頼するあり方を醸成する運動といえるかもしれない。

このような質を持つ「誰もが安心して暮らせる」社会に向かうヘルスプロモーションの道のを歩むことは、そう容易いものではないであろう。しかし、この動きは、おそらく、理屈抜きで、持続し継承されていく。なぜなら、本論文の事例から見てきたように、一度、「共創」の関係に生きた者は、時空を超えてその「関係」の中に生き続けるからである。「共創」のプロセスは、時空を超え、受け継がれ、持続する力を持っている。

また、視野を少し広げてみると、「共創」は、常に至るところに存在してきたことが見えてくる。本論文では十分に扱うことができなかつたが、たとえば、認知症を患った妻と「共に生きる」夫、生まれつき障害を持った娘との「共創」から作業所づくり運動をはじめた父親、あるきっかけから障害者雇用をはじめ、今や、障害者がその職場にはなくてはならない存在となっている職場を創りだした工場主、東日本大震災で犠牲になった娘との「共創」で海の見える丘に旅の宿を開設した両親、そして、かつての患者との約束で診療所を開設した医師、やはりかつての患者を常に心の中で感じながら地域に暮らしを支える拠点を開設した看護師、等々。

こうしてみると、「誰もが安心して暮らせる」社会に向かったヘルスプロモーションは、人々の間から、その多くは周縁化された人々の間から、もうすではじまっている。わたしたちのタスクは、いかにしてそれを育てていくかということである。小さな動きであるからこそ、または、周縁化されているからこそ、持ち得る質というものがある。それを、壊さずに育て、広げていく。そして、そこから政策へ反映させていく。おそらく、これは、「ローカル」な次元の政策であろう。この道筋を描く過程に、本研究が少しでも役に立つことを切に願うものである。

謝辞

本研究は、実践者であった私が、障害のある人たちとの共同生活の体験から見出してきた事柄、特に、関係によって創られる「共に生きる世界」のダイナミズムを捉える試みから始まりました。私が、本研究の原点である「わっぱの会」の実践から離れて10年以上になります。この間、個人的に探究してきたテーマを、博士論文としてまとめ上げることができました。それもひとえに、これ以上は望めないという最善の環境に身を置くことができたからだと感謝しています。

21世紀社会デザイン研究科という、新たな試みを許容する斬新な場にたどり着くことができたのは本当に幸運なことでした。主指導教授である内山節先生には、生々しい実践体験を論文として言葉にしていくことに対して、力強い後押しをいただきました。副指導教授の萩原なつ子先生には、私の研究スタイルを尊重していただき、励まし続けていただきました。また、北山晴一先生、石川治江先生、坂本文武先生には、唐突なアポイントメントにも快く応じていただき、熱意あるご助言をいただきました。さらに、21世紀社会デザイン研究科の仲間との刺激的な議論は、実践に偏りがちな私の視野をひろげてくれました。実践と研究を統合することに身を置いている先生方や学生仲間との出逢いがあったからこそ、本稿を書きあげることができたと心から感謝しています。

本研究は、障害者運動、市民活動、震災後の救援および生活再建活動、心理療法等、数々の実践の現場で出逢った人びとに支えられてきました。個々のお名前を挙げることはできませんが、一人ひとりの真剣な生き様や、共に歩んだ日々の記憶が、本研究の原動力となっています。ここで改めて本研究をおこなうにあたって、事例として扱うことやインタビューに協力し会話を論文に使用することを快く承諾してくれた、かつて共に活動をした「わっぱの会」の皆さまに心よりお礼を申し上げます。特に、共に暮らした時の出来事をエピソードとして使用することに対して「うん、ええよ」と快諾してくれたCさんの存在は、活動仲間を研究対象とすることに対して私が最後まで抱いていた迷いを払拭してくれました。心より感謝しています。

最後に、実践を行いながら博士論文を執筆するというチャレンジを背後からずっと支えてくれていた夫、温かく見守り続けてくれた両親と姉妹達に心より感謝を申し上げます。

2015年2月吉日

谷口起代

卷末資料 / 引用文献

巻末資料 1 本論文において言及した筆者の実践活動の一覧

本論文では、筆者がこれまで数々のセッティングにおける実践活動で見聞きしてきた人々の声や現場での数多くの議論を論拠としている。それらはその都度本文中で言及してきたが、以下に一覧を示す。

[第Ⅰ部]

障害や疾病、貧困に対する人々のまなざし (1章)

1. ISH 研究所 (筆者代表) の心理カウンセリング事業および精神障害者のアウトリーチ型相談支援事業、ストレスマネジメント講座開催を通して出会ったクライアントと家族との会話 (2002年6月～2011年3月)
2. ごちゃまぜ促進倶楽部 (前 ISH 研究所、筆者主宰) での地域の主婦層を対象とした不定期な勉強会やサロンにおける会話 (2011年4月～2013年8月)。
3. NPO 法人コミュニティコーディネーターズ・タンクのコミュニティ・コーディネーターとして多様な形式での座談会を企画・運営 (2012年4月～2013年3月)。尚、本文中で言及した NPO 主催の座談会は筆者企画ではなく、筆者はコミュニティ・コーディネーターとして地域住民の関心の把握のために参加していたものである。

[第Ⅱ部]

「わっぱの会」の記述

1. 「わっぱの会」のメンバーとして働く場と生活支援の場づくり活動実践 (1999年4月から2002年3月)。「わっぱ知多共働事業所」、「地域生活支援センターひろばわっぱる」の活動に従事。この2つは2000年に開所した事業所であり、筆者は1999年4月からの1年間、この2つの事業所の開所準備に関わりながら「わっぱ知多共働事業所」の前身である「わっぱ知多農場」で農作業を行うかたわら、世話人としての役割を担っていた。「共同生活体」の世話人としては、2年間は同居人として精神障害を持つ5人と同居している。

[第Ⅲ部]

東日本大震災で地域再生のために活動している者らの中に生まれている祈りの姿勢 (6章)

1. 被災地障がい者センターみやぎの専従スタッフとして仙台に勤務 (2011年4月～9月)。被災された人たちと共に障害者や高齢者の救援活動や生活再建支援を行った。論拠としたのは同僚として働いた被災者の人たちとの会話である。
2. NPO 法人コミュニティコーディネーターズタンクの復興支援事業の担当者として、福島県いわき市で若手活動者が集いつながる場づくりを行った (いわき円居の場プロジェクト)。論拠としたのは場づくりを通して出会った活動者たちとの会話や彼らの活動内容である。

在宅療養者と介護者が直面する実存的な課題 (7章)

1. ごちゃまぜ促進倶楽部 (前 ISH 研究所、筆者主宰) の心理カウンセリング事業を通して出会ったクライアントと家族との会話 (2012年9月)

巻末資料 2 「共創」の関係性の考察に用いた手記

手記：同居人 C さん（アルコール依存症）の入院まで （作成日：2013 年 12 月 10 日）

※第 5 章 1 節 3 項「閉じ込められるものなら」は、この手記からの抜粋である。

ここでは、共に生きる仲間として対等に出会うということ、そこで関係性を構築するというものを具体的に描くために、筆者が所属していた 1999 年から 2002 年の間におこったエピソードを記述する。まずは、筆者が所属していた場の概要を説明する。

「わっばの会」では、1993 年から愛知県知多郡で本格的に無農薬有機農業に取り組み始めた。これは、無添加・国産小麦によるパン作りを皮切りに、添加物や化学調味料を使わない食品製造に力を入れてきた「わっばの会」にとって、その材料を自分たちでまかなう、消費する側ではなくて生産する側にたつという意味を持つプロジェクトであった。そのはじまりは、「わっばの会」活動歴 10 年以上の健常者の T さんが農業を中心とした場づくりを目指して知多へ移り棲んだことにある。そして、その町に暮らし、少しでも外で働く機会を求めている精神障害者の N さんと出会い、精神障害者と共に働く活動が展開していく。

1993 年からの 3 年間は、農場と T さんの住处兼事務所のみを拠点として、精神障害を持つ者たちと農作業をすることが活動の中心だった。1996 年、農場に通っていたメンバーの一人、K 君の家を改築し、共同生活体回春堂（以降、回春堂）を開所する。ここに、地域に受け皿がないために長年入院し援護寮¹生活訓練を受けていた精神障害者が入所した。活動開始当初は 2 人で細々と農作業をしているのみだった活動も、いつしか 10 名を超えるメンバーが所属するようになり、2000 年には農業と農産加工を主軸とした「わっば知多共働事業所」と地域生活支援の拠点となる「ひろばわっばる」を開設、共同生活体も 2 つになり、一気にメンバーが 30 名を超す大所帯となる。筆者は、この 2 つの施設の開所の 1 年前から開所後 2 年間の計 3 年間、立ち上げのために 3 年間というあらかじめ期限つきの約束で、活動に参加した。

ここから、筆者と C さんの間で起こった 2001 年のエピソードを、当時の日記やメモと記憶から記述する。ここでいったん、執筆の視点を筆者から「私」に移すこととする。

私が活動に参加した 1999 年 4 月当時、わっばの会・知多のメンバーは、10 名前後だった。知多での農業を中心とした場づくりをはじめた T さん、そのパートナーの A さんが、

¹ 1993 年の障害者基本法制定を経て 1995 年の精神保健福祉法制定により、医療・保健領域のみならず福祉領域での精神障害者施策が進められようとしていた時代であり、精神病院でも社会的入院を軽減していく取組が始まっていた。その一つが援護寮である。援護寮は入所期限が 2 年と決まっており、そのため、回春堂の開所は、退所後の住处を探していた病院・援護寮のケースワーカーにとっても期待を持って受け止められた。

主に場をきりもりしていた。精神病院への入院歴がある人が7～9名前後、そのうち5人（4月の半ばに1人退所しそれからは4人）が回春堂で暮らしていた。この時期、次年度に事業所のオープンを控え、その体制を整えるために健常者メンバーの増員があり、私ともう2人の健常者メンバー（精神障害者支援の専門家、福祉領域で働いてきた退職シニア）が活動に加わった。

先述したように、「わっぱの会」は社会福祉法人共生福祉会としての顔を持つ。共同生活体は、精神障害者地域生活支援事業の中に位置付けられたグループホームとして補助金を受けていた。私はグループホーム回春堂の世話人の肩書を持つことになり、回春堂から車で10分程度のところに住むこととなった。4月1日付で仕事が始まる。朝、回春堂に迎えに行き農場へ出勤、一緒に農作業をした後、夕方回春堂へ戻る。週のうち何回かは夕飯を一緒にたべる、といった日々が始まった。当時の私は、福祉については全くの素人であったし、精神保健の常識も知らなかった。精神病については学部時代から関心を持って本を読み漁っていたが、精神病で入院歴のある人との会話がどのように成り立つのか、そのための注意事項というような教科書的な知識は全く持っておらず、それらは、精神病院の入院歴のある回春堂の住人とのやりとりから、直に学んだ。

ここに、活動初日から付けはじめた日記がある。精神障害者とされている人たちとどのように出会っていったかや、活動を始めた頃の日常の様子が読み取れる内容となっているので紹介する。わっぱの会では、お互い愛称で呼び合うことがごく自然なことになっていて、私はKちゃんと呼ばれていた。下記の回春堂の住人5名以外の登場人物としては、知多の場の切り盛りを実質上担っていた、Tさん（知多の活動を始めた人）、Aさん（Tさんのパートナー）がいた。以下、最初の一週間の日記である。文脈を理解するに必要だと思われる部分については、カッコ内に説明を加えた。

〈回春堂の住人5名（4月の半ば以降でOさん退所）〉

K君（50代男性、統合失調症で入院歴10年以上、回春堂はK君の家を改築して作った）、

Cさん（40代、統合失調症で入院歴20年程度、地元出身）、

Rちゃん（66歳、精神遅滞で入院歴30年以上）

Hさん（60代、非定型精神病で入院歴13年以上）。

Oさん（60代、統合失調症で入院歴7年以上、その後も短期入退院を繰り返し）

=====
1999年4月1日

仕事始め。フルタイムでの仕事は本当に久しぶり。まあ、良い出来だったのではないか思う。楽しかった。皆笑顔だった。

K君の朝の表情が重く、うつろで気になったが、帰る頃には普通の表情になっていた。帰りの車の中でも良く話していた。「よくこんな田舎に来たねー、俺だったら敬遠するよ」とのこと。「そんなこといいながら、自分はずっとここにいるじゃん」と私。

夕食当番はCさんとK君。私に加わることで、なんとなく皆うきうき、そわそわしていた気もする。うどんを8個かわなきゃだの、鍋一つで入りきるかなあだのといいながら、手際よく美味しいうどんがくれた。

Hさんは、足の水を注射器で抜いてもらい足も痛くなくなりましたとのこと。我々が戻った時には、ビールを飲みにいっていらしく、しばらくしてもどり、すぐに笑顔でお帰りと一声。「あー、今日はKちゃんを送ってくれましたか。あしたは、病院にいつてからいきますからよろしく」とニコニコ。

Rちゃんは、なんだかそわそわと、わたしのまわりに陣取っていた。タバコ屋まで案内してくれた。それからライターを3つもくれた。かわいいなと思った。

Rちゃん、Hさんの部屋をちょろっとのぞいたが、こぎれいでいい感じになっていた。

6時40分帰宅。

4月2日

Cさん、K君、Hさんに乗せて出発。Rちゃんは気分が悪く、頭が痛いとのことでお休み。どうやら、お金使い果たしちゃったことが関係しているらしい。

HさんをM病院で降ろし、K君をK駅でおろし、Cさんと二人で畑へ。運転中の会話によると、Hさんは大工の見習いで、大宮、浦和などに住んだことがあり、M病院には13年間入っていて、この間17年ぶりに故郷の福岡に帰ったそう。年をとるとあちこち悪くなりますなといいながら、「Kちゃんは若くていいね。」「Hさんも若い時あったでしょう」というと「あははあ、ありました。」と笑う。「足の他に悪いところありますか?」ときくと、「足と頭、脳です。」と答える。どうやら、頭とは、精神のことをさしているらしい。「精神病院というところは、一度入るとなかなか出してもらえんです。ようやく出てきた時には年をとってしまいました。」とのこと。なんとなく胸が痛い。

腐った人参の選り分け作業やレタスの定植をしながら、Cさんとあれこれ話す。主にCさんの病院歴について。Cさんは鉄工所で勤めていて、若いころはよくスナック通いをし、お金を借りてでも飲み歩いたほど飲むことが好きだったそう。28の時にM病院に入院。分裂病ど診断される。おもな症状は幻聴だそう。幻聴の声は「天才だ」そうで、たあいなことをはなすが、お腹が痛いとかそういうことも教えてくれるらしい。今でも聞こえるが気にならないとのこと。陽気で鼻歌を歌っているときもあるらしい。しばらくしてから、Cさんに、「今も幻聴きこえているの? たったいまも?」と聞くと、一瞬とまって私の目をみて、それから「きこえとるよ」と答えた。なにをはなしているのか等聞きたかったが、あまりに質問攻めになりそうだったしやめた。

CさんにしろHさんにしろ、病気のこと話題にすることは嫌ではないようだ。むしろなんとなく話したいと思っていたことをはなせて嬉しいふうにもとれた。この会話は私にとって印象深く、重く、そして嬉しいものだった。

回春堂に戻るとRちゃんが頭が痛かったこと、2時間寝たこと、今は元気がでたことなどをまっぴらとばかりに報告してくれた。どうやら、本当のねらいは、私がTさんから預かった2千円にあったらしい。

ボランティアさん(学生)を囲んで皆なんだかんだ嬉しそうに話している。HさんとCさんが一杯ビールをひっかけにいき、上機嫌でもどる。お別れ会をしようとビールをかってくるとCさんが強引に騒ぎだし、Rちゃんが便乗。K君が神経質そうにいやがっていた。とりあえず、お別れ会は、わっぱの皆でやろうよ、ボランティアさんたちおくらなきゃいけないし、、などといっておさえる。しばらくしてCさんの目を覗き込むと「納得」と返事がきたので安心。K君に本を借りる。ボランティアさんをK駅まで送り帰宅。Cさんとの会話がとても印象に残る一日だった。

4月3日

何に苛ついてたんだらう。なんとなく自己嫌悪。会話のペースが合わないだけなのか、思考回路が合わないだけなのか。

会議は、あくまで皆(障害を持つ者)を中心にするといいながら、実際は必要な情報が与えられていない。意見を聴こうという意図はみえる。しかし、人はある程度の枠組みを与えられなければ、意見を持つことなどできないのではないか。いきなり「どう思う?」では、意見などでてくるわけなどない。

わっぱ知多に対して感じること。ひとつは準備不足のまま、あまりにもあれこれ手を広げ過ぎていく気がする。共同体という視点から見ると、ひとり一人の意識、そして意見が育つこと、主体性が育つこと、これには、わっぱというものへの理解をまず十分に持ってもらう、そのうえで自分たちの立場を認識、共同体の一員であるという意識などを本来最優先させてくるべきだったのではないかと思うが、この点がないがしろにされてきたように思う。なぜもう一つのグループホームを4月に開所したのか、なぜ、6月から連続講座を始めるときめたのか、あまりしっかりとした理由も見えてこない割にはしなければならぬことばかり増えてしまっている。

多くのメンバーにとっては、全く無関係に思われる事柄がどんどん増え、われわれには関係ないという姿勢を助長させてしまっている。たぶん、ひとりひとりのメンバーの中では、わっぱは「援護寮(精神病院の中に建設された社会復帰訓練施設)」の一形態くらいの認識でしかなく、もう一つの福祉施設でしかない気がする。これで、共同体づくりをしているといえるのだろうか?

今日はお花見をした後、全体会議があったが、ストレスをためてしまった。

4月4日

日曜日であるっきりの休日。回春堂から電話が入るかどうか、すこしうきうきしていた。4時頃、Cさんから電話がはいる。用件は、金曜日に私がCさんが帰った後すぐ帰ったかどうかの質問だった。ボランティアさんを送ったのでだいたい7時半ころには帰ったよ、と伝えたら、それならいいとのことだった。私に電話が通じるかどうか確認したかったのかなあと思っておかしくなった。もしかしたら、Cさんの「声」が何か言ったのかもしれない。

4月5日

Cさん Hさん Rさん (K君休み) 乗せて出発。レタス植え。午後、保健所に出かけ日誌を提出。K君欠席の原因はCさんのお酒の件にあるらしい。すこし気をつけてみてなければ。通常より30分位おくれて回春堂に到着。Oさん Kさんそれぞれに遅かったね、渋滞してた？と聞かれる。皆、戻る時間はしっかりと頭に入っているようだ。

K君の顔色悪し。でも特にCさんを避けてるということはなかったが、ずっと重たい雰囲気だった。

私の初めての食事当番。まあ、おいしくできた。

食後、K君とHさんは、さっさと自分の部屋へ。Cさんは、「じゃ、Kちゃんオレ寝るから」と7時半ころに寝にいてしまい、OさんとRちゃんこたつに入ってゆっくりとはなす。病院で夕食は4時半だったこと、夜中にお腹がすくんで皆ラーメンをつくってたべ、おかげで太ってしまうこと、病院での知り合いの中でも多くの人が行く場所がなく援護寮の後、また病院に戻ったこと、中には病気で死んだ人もいること、など話題になる。そのあと、戦争の話になり、芋のつる食べたこと、Oさんのお兄さんは志願兵で戦争にいったこと、Rちゃんは疎開で鳥取にいったこと、空襲警報が出たこと、などなど。

寝不足のせいかな、ちょっと元気のない私でした。

4月8日

Hさんは風邪、Rちゃんは気分がすぐれずお休み。CさんとK君のせて畑へ。午前中は石ひろい。午後、苗の植え替え作業。

回春堂へは4時15分頃戻る。K君とCさんの食事当番でうどんをたべる。おいしかった。食後、こたつを囲んでたあいな会話。私がそこにいることで、会話がしづらくなっているようなこともあるのだろうが、けっこう皆自然体ではなしているように思う。

ゴールデンウィークに掃除の日をつくろうという話がでて、皆それなりに賛成のようだ。また、K君の母のお見舞いに車出せるということ話を話した。

帰りの車の中など、会話が弾まない時、ふと、わたしは実は嫌われてんじゃないかと不安が頭をよぎる。しかし、わたしはわたしでしかありえないのだから、どうしようもないことなのだ、と思う。嫌われる時も、そのままの私が嫌われたのであれば、それは致しかたない。

あまり、こういう考えを持つのは止めようと思う。

9 (21) 時頃、K 君から電話あり。C さんのことで悩んでるもので、とのこと。C さんの飲酒がいやで（からむから）、日曜日に C さんが飲んでくるのがいやだと。今週の日曜日は、とりあえず、いってみることにする。

=====

この時期の私は、回春堂の皆との出会い方において、感じていることをタブーにしない、と決めていた。それは具体的には、精神病について語ることをタブーにしないということだった。「わっぱの会」の理念としては、「福祉ではなく仲間として対等に」出会えばいいといわれていた。「特に病気も関係ない」と。しかし、精神障害がなんであれ、皆が精神病と診断され入院し、福祉的支援が必要だからこそ、ここにいる。また、その事実がなければ、私がここで、「仲間として」自然に、この人達に出会うことはなかっただろう。だから、皆の精神病歴についてや、自分が精神病に関心を持ち続けてきたからこそここに来た、ということのを隠さないでいこうと思っていた。実際、日記からは、最初の1週間で、C さんや H さんと病歴の話をはじめている。また、これ以降も、誰かと2人でいる状況になった時は、病気についてよく話した。そのたびに私は、回春堂の皆との距離感が縮まる感覚があって、そのことが楽しいと感じていた。

最初の一週間で、回春堂の皆が、「共に生きる」ことがしたいから「わっぱの会」を選んだというよりは、病院から退院後の選択肢として「わっぱの会」しかなかったから、会の主旨に同意して入ってきているということを知った。4月3日の日記からも読み取れるが、そのことに私は相当混乱していた。理念を共有していない人達に健常者が望む「共に生きる」の押し付けをしているのではないか。そうならないために、事業所開所とかそのための地域への啓蒙啓発活動（連続講座の開催など）を遅らせるべきじゃないか。事業所を開所し社会へ働きかけする前にやるべきことがやれていないのではないか、という批判が生まれていた。結局、この、最初の一週間で芽生えた疑問と批判に、私は、「わっぱの会」に所属していた3年間、ずっと格闘し続けることになった。ただ、このような思いを持ちながらも、やはり、農作業中の会話や車での行き来での会話は楽しく、そして、そこで見ることができる皆の笑顔も嬉しく、理念の共有がどうであれ、この活動はおもしろい、そんな感覚で日々を過ごしていた。

エピソードに登場する C さんとは、このように、回春堂の住人の一人と世話人という肩書を持っている K ちゃんとして出会った。C さんの飲酒の問題はかつてから勃発していたらしいが、これまでも多くの人達がやめさせようとしても本人は全く止めるつもりはないという状態できていたらしい。そのため、C さんの飲酒の問題、そのことで動揺する K 君との間に入ること、必要な時は駆けつけること、どうしたら C さんは飲酒をやめようと思うのかを手探りしていくこと等が、私の「わっぱの会」での活動の重要な部分の一つに

なっていた。

ここからは、Cさんとのやりとりが入っている部分のみを拾い上げる。

=====

4月9日

Hさんはまた風邪でお休み。K君、Cさんを乗せて出発。Cさんは診察のためM病院で降ろす。
(午後から畑へ来た)

休憩時間、Cさんがふいに、「Kちゃん、今日診察言ってきたけどね、院長なんも言わなかったわ、、、」と報告しはじめた。前回血液検査をしたけれど、何も言われなかったんで、きっと(肝臓の数値)異常ないと思うとのこと。これでお酒やめるのすすめづらくなるなと思いつつ、「まあよかったね」、とはなす。

4月11日

3(15)時半頃回春堂へ。K君とCさんのカレーをごちそうになる。Cさんが元気ないような気がするが、少し様子を見てみよう。なんでも、昨日、飲んで足元がおぼつかずにこけたらしく、頭にたんこぶ、胸のわきの方も打ち身があって、咳き込むとひびくとのこと。元気がないようにみえたのは、この痛みのためだとは思わないが、なんか関連があるようにも思える。K君がCさんに話かける時、いつも、すこし緊張しているのがわかり、ちょっと痛々しい。K君の緊張がCさんの感情を刺激し怒りをかってまた爆発するのではないかとちょっとばかり気になる。Hさんも元気がない。Rちゃんはなんだかんだ、報告やらしっぱなし。6時頃帰宅。

4月12日

月曜日。K君は昨夜眠れなかったためお休み。HさんCさんRちゃん乗せて出発。

(作業を終え)回春堂へ戻り、Rちゃんと私で冷や飯をつかってチャーハンをつくる。こりやうまい、とHさん。おかわりまでしてくれた。食中、食後も話がはずむ。「ゆっくりたべると、おいしいね」とCさん。Cさんなぜか上機嫌で、「ゴールデンウィークの掃除は2日やろう、その時はうどんにかき揚げ付きにしよう」などなど。

お金(回春堂のメンバーが食材など買うための小口)を計算していたら、ぴったりあった。「Kちゃん、どんどん責任押し付けられて、やっかいだね」とCさん。「まあ、世話人だからね」とCさんに言われたので、「みんなに手伝ってもらうようにしていくもん」と答えた。

楽しい一日だった。水曜日はHさんが一人で食事当番をしてくれるとのこと。私は顔を出さずにすみそうだ。

4月13日

今日は社会復帰施設職員交流会のため県の総合保健センターへ。なかなかおもしろかった。

6時過ぎ、Aさん(Tさんのパートナー)が作り置きしてくれた夕飯もって回春堂へ。CさんHさんRちゃんが酒屋の立ち飲みからちょうど帰ってきた。「Rちゃん、具合悪かったくせに」、
という、「もうなおりました」、とのこと。Cさんは一杯入っているせいで、べらべらしゃべり、説教がかっているに加え、他の人を批判(悪口)してる。気になった言葉。「精神病者と健全者を一緒にしちゃだめだ」これについては、何がどのように違うからダメなのかきいたが、話が長くなるよとのこと。こんどゆっくり話そうといった。「Tさんはあてにならん。自分がタバコ吸うのはいいくせに、他の人が吸うとおこる」などなど。また、Rちゃんに向かって、「頭痛いで帰るな、精進せい」。K君に向かって「自殺したいなんて考えるのはアホや」。
お酒を飲まないと出てこないこういう言葉。どれだけ抑圧されてきたことか、と思う。Hさんと「老い」について話す。最近この話題が多い。「子どもでもいりゃ、今頃にぎやかですよ。20代の頃は短気でした。年取ると丸くなります。人とぶつからんでええようになります」だった。

4月16日

Hさんは診察。Rちゃんも薬がなくて眠れなかったもんで今日はお休み。CさんとK君と畑へ。麦畑でCさんに耕耘機の使い方を教わる。「Kちゃんやってみる？」とCさんちょっと得意気にいろいろ教えてくれた。

4月21日

休み。訪問看護の日。夕方、Cさんがベロベロになって玄関で寝ているとの電話。8時過ぎに回春堂へ。私が到着した時には、Cさんは自分のベッドでよくねていた。

4月22日

全員出席。Cさんの飲酒のことで、TさんとSさん(農場のメンバー)と議論。

回春堂に帰宅後、Cさんに「一日に1~2本だけしかのまないと約束してよ」と話すと、Cさんは「了解」と3回くらい繰り返す。とりあえず、Cさんの神経質そうな疑いの顔ははれてひと段落。

帰り際、皆に私は明日休むことを説明した。「初めてのお休みだね、、、ゆっくりやすみな」と皆暖かい。それが嬉しかった。

=====

日記は4月末日で終わっている。ゴールデンウィーク明けから、事業所開所準備が本格的に始まり、連続講座の開催や各関係機関との連携のための訪問など、日常の農作業と回春堂の世話人の仕事以外の業務が増え、日記どころではなくなってしまったからだ。Cさんの飲酒問題はずっと続いていた。やめることをすすめるような会話になると、「Kちゃん、生きる楽しみあるかねー」、「おら、あらへんもんね。」と投げやりなことを言う時もある。

れば、「(生活保護受けてることについて親類か兄に) 詐欺って言われたもんね、見返してやろって思ったもんね」などと仕事への熱意を語ることもあった。

お酒が入っていない時の C さんは、私にとって頼れる人だった。農作業の段取りにしても、回春堂の掃除やら食事当番のことにしても、要領よく物事をこなし気配りがあるため、日々の忙しさで物事が回らなくなっている時、C さんに一言頼むとやっておいてくれる、という、頼りやすい人のうちの一人という存在だった。

2000 年 4 月に事業所「わっぱ知多共働事業所」と「ひろばわっぱる」が開所する。このタイミングに合わせて、「共同生活体いちば」を事業所から歩いて 7 分位の場所に開所し、回春堂のメンバーは K 君を残して引越しをした。回春堂が農場や事業所から車で 30 分程かかるため、活動の効率を考えてのことだった。私は世話人として、この「共同生活体いちば」に暮らすことになった。C さんも同居人の一人となった。

ここでとりあげる、C さんと私のエピソードは、2001 年の秋、C さんの飲酒の問題が、深刻化していくなかで起こった。この当時の「共同生活体いちば」には、C さん、30 代前半の統合失調症で入院歴のある男性、20 代後半で非定型精神病で入院歴のある女性、20 代半ばで統合失調症入院歴のある男性、回春堂にも一時期住んでいた O さん(60 代、統合失調症で入院歴 7 年の男性)、そして私が、暮らしていた。

C さんが深酒を繰り返すようになり、自力で帰宅できなくなることや、失禁が増えはじめた。私はその対応におわれ、警察や飲み屋に引き取りに行く回数が増えていた。翌日、お酒が入っていない時に話をすると、「K ちゃん、わかった、もうやめるで」と言い、本人にもこのままではいけないという自覚はあるようだったが、それでも定期的に深酒を繰り返す。そして帰ってきては、失禁する。「一度、ちゃんとアルコール専門の病院に入院しよう」という話を持ちかけても、「入院はもう絶対やだもんね」といい、「もう深酒はしない」と約束するのだが、数日するとともに戻るといことを繰り返していた。

1 か月も続いた頃、失禁の後始末やらを文句も言わずにやってくれていた「共同生活体いちば」の他のメンバーも、さすがに疲れてきて、続々と入院してしまう。このままではいけないと、私はお金を預かることを切り出し、C さんも「ええよ」と承諾した。「仕事から帰っても暇でやること無いで、飲んじゃうんだ」と C さんが言ったこともあって、農作業を終えてから、AA²や断酒会と一緒にいきはじめた。AA や断酒会が開催されていない時は、名古屋への野菜の出荷の車に乗せて一緒に配達をしにいった。私が会議等で夕方に時間が取れない時は、共同生活体の他のメンバーが車を出して C さんと一緒に AA や断酒会に行くこともあった。皆で、とにかく C さんを一人にしないようにしていた。

こうして、皆で C さんを一人にしない作戦を展開した 1 か月くらいの間で、数回、お酒

² AA は、アルコールックアノニマスの略。アルコール依存症患者のセルフヘルプグループで、名古屋市内では、ほぼ毎日のようにどこかで会合が開かれていた。

臭いことがあった。誰かにお金を借りて隠れて飲んでいたようだ。内心、うらぎられた気分もしたものの、想定内とも思っており、追い詰めちゃいかんと、指摘しないようにしていた。Cさんも、もう、どうにもならないんだよな、と感じていた。とにかく、大事にならないことを祈るような思いだった。通常の業務がいつもどおりあることに加え、野菜出荷やAAや断酒会の参加も増えたので、私の中では、とにかくいざという時のために体力は温存しておかねばならない、という思いが強く、よく食べて、眠れる時は眠る、ということを最優先にしていた。

そんなある日、日曜日で農場はお休みだった日の昼過ぎに、わっぱの会のあるメンバーから、「Kちゃん、Cさん飲んだるよー。はよきてー」という電話が入った。指定された喫茶店へ行くと、すでに酔っぱらったCさんが、「なんでKちゃん来た？」とにらんでいる。「なんでもいいから、ほら、帰るよ」と半ば強引にひっぱりだして車に乗せ、共同生活体へ連れて帰り、部屋に入るのを見届けた。Cさんの部屋は2階にあり、私はCさんの部屋の真下に位置する居間兼台所スペースで2階の様子をうかがいながら日誌などを書いていた。そのうち、Cさんの部屋にHさんが呼ばれたらしく、二人で話している様子が伝わってきた。ご機嫌な様子。Hさんにお酒を持ってこさせたかもしれないとも思うが疑っていても仕方ない。私は私で仕事がたんまりたまっている。それを片づけるために同僚のNちゃんに来てもらい、台所スペースで、2階の様子をうかがいながら二人で書類作成しているうちに夕方になり辺りは薄暗くなっていた。

突然、Hさんの殺気立った、「Kちゃん、Cさんが抜け出したよー！」の音が聞こえた。Hさんが帰る時に階段をおりることになる。その足音に合わせて、Cさんも外に抜け出すプランをたてたらしい。途中まで見て見ぬふりをするつもりだったHさんもさすがに黙っていられなくなったのだろう。Hさんの声であわてて外へ飛び出すと、すでに道路を10メートルくらい歩いているCさんの姿があった。Nちゃんと私で走って追いかけて腕をつかみ、ほとんどひきずり戻すような状態で部屋に引き戻した。

結局この日、私は夜通し見張ると決め、Nちゃんを「明日以降頼むことになるかもしれないから」と帰宅させ、Cさんの部屋の前の廊下に布団を持ち込み陣取った。そこからTさんへ小声で電話を入れて状況を説明し、とりあえず見張ることにしたこと、今のところおとなしくしているけど、何かあったら連絡するから待機していて、とお願いした。

1人になって、Cさんの部屋のドアを見つめると、ドアの取っ手の横にぶるさがあった南京錠が目にはいった。これは、これまでちょっとした物が紛失したといったことがあった時に、「外出している時に何か物がなくなったりしたら、お互い疑わないといけなくなるから、鍵をつけよう」(わっぱの会では各部屋に鍵をかけるという習慣はあまりなかった)ということなり、南京錠でロックするタイプのカギを各自ホームセンター等で購入して取り付けたものだった。

そうか、南京錠の鍵なくても、これ、ひっかけてしまえば内側からは出られないんだよ

な。…Cさん、トイレに行けなくなるか。今日、私がちゃんと寝ておいた方が、明日の業務にさしかえなくていいかもしれない。誰も見てないし。というか、どうにだって言い訳はつく。アルコール依存症の家族とか、精神病者の家族って、こういう思いを繰り返してきたんだろうな。家族が投げ出すことを責めるって、きれいごとだよな……。しばし、頭の中に浮かんでくる様々な思いを感じながらすごしていたが、最後には、ため息と共に、「閉じ込めれるもんなら閉じ込めたいよ」とあきらめた。

ほどなく、部屋の中から電話の音が聞こえてきた。Cさんが手当たり次第、電話をかけはじめたのだ。相手はみんな「わっぱの会」のメンバー（精神障害者メンバー）で、「Kちゃんに捉まった」話をはらいせまじりに話していた。Cさんは酔うと大きな声になるのでよく聞こえた。「腹立つ気持ちもわからんでもないな」と、しばらく涼しく構えながら、聴こえてくる声を何の意図ももたずに聞いていた。が、3人目くらいの電話でCさんが言った一言が私の何かに火をつけた（それがなんであったか忘れてしまった）。「ききづてならない」の思いがでた時には、もうすでに、私はドアを開け、「あんた、いま、何言った」とつめより、受話器を取り上げようと手を伸ばしていた。Cさんは、相当びっくりしたのだろうと思う。大声を上げて立ち上がり、受話器を奪おうとした私の手をはらいのけた。その手が私のメガネにあたり、メガネが宙を飛んで、ガチャンと窓ガラスにぶつかり、床に落ちた。

一瞬、間が空いたように思うが、気がつくと、Cさんはへたへたと座り込み、「Kちゃん、もうええわ、おれ、入院するわ、もうええわ」と繰り返し、そのうち、おとなしくなって布団に入ってしまった。電話を受けて心配したTさんが、「念のため」、と来てくれたが、その時には、もうすでに腑抜けになったCさんは「もう、俺入院する」の一点張りで、ベッドから起き上がろうともしなかった。Tさんと私は、「今日はもう抜け出したりしないだろう」と判断し、Cさんの部屋をでた。Tさんに「どうしたの」と聞かれた時には、「メガネが飛んだ、Cさんが小さくて良かったよ（大きかったらメガネが飛ぶだけじゃすまなかった）」という言葉しかしばらくでてこず、しゃべると涙がでそうだったので黙っていた。Cさんが自分から入院するといったことにほっとしていたが、それと同時に、状況を消化しきれず、ただ、この状況すべてがせつない、と感じていた。

次の日の朝、Cさんは約束通り入院する予定で服を着て（普段は作業着）台所で待っていた。雰囲気明るいため確かめると、「入院したら飲めんから」と、朝からビールを2本飲んだらしい。酒臭いCさんを車に乗せて病院へ行き、入院手続きのための診察を希望した。顔馴染みのケースワーカーが呆れながら、「そんなに酒臭い人間、他の人と一緒にできないぞ、酒ぬけるまで我慢だな」と、保護室への入院となってしまった。

保護室の入院には保護者の同意が必要だ。これまで連絡をとることを拒否していた兄が来院し、私は始めて顔を合わせる事となった。手続きが一通り済んだあと、Cさんの兄と、病院内の喫茶店で一緒に珈琲を飲むことになった。お互い、「おつかれさまでした」と

声をかけあった後に兄が、「あなたたちがやってることは素晴らしいと思うけど、なんでそこまでやるんですか」と言った後、これまで連絡をとらないできたことに関して語り始めた。(兄は「わっぱの会」をボランティア団体という理解をしていた。精神障害者の当事者や家族からこのような反応を示されることは、実は、よくあることであった)

兄は、弟への関わりを十分にしていなかったことに対してしっかりとした自覚を持っていた。自分が関わらないことが、弟を死に追い込むことになるかもしれないということも覚悟してきていたと語った。そして、「それで地獄に行くことになってもいいと。自分にも家族があるから」という言葉で結んだ。

私は少しの間、呼吸をすることしかできなかった。「そのとおりだよな」と感じていた。「私にはなにもいえない」、と思ったので、そのことを、お兄さんへ伝えた。本当のことを言ってくれたんだと感じて、そのことが、嬉しく、また、せつなかった。

Cさんの入院手続きを終えて事業所へ戻ると、Tさん、Aさんはじめ、何人かから「お疲れ」と肩をたたかれた。声をかけてこない人達も優しくそうな目でみていて、なんだかすくわれた気がした。

巻末資料 3 やどかりの里 浦河べてるの家 概要

※「やどかりの里」と「浦河べてるの家」の活動には「共創」が観察されるとして本論文中で何度か言及してきている。ここでは、これらの団体がどのような「共創」のプロセスから創設され現在までその精神が継承されているかに焦点をあてて団体の概要を記す。

【やどかりの里】

1971年、当時、民間精神病院のソーシャルワーカーであった谷中が中心となって、「やどかりの里」（埼玉県大宮市）は、「中間宿舎」の活動を始めている。「やどかりの里」が始めた「中間宿舎」とは、入院による治療的介入が不必要であるにも関わらず、地域の受け皿がないために退院したくても退院できない、いわゆる「社会的入院」状態にある精神障害者が、地域生活に移行していくための準備をする施設である。当時の精神衛生法は、精神障害者の精神病院以外での収容は禁じており、「やどかりの里」がはじめた「中間宿舎」の活動は、全国的に批判を浴びることとなった（坂本 2005）。しかし「やどかりの里」は、この批判に屈することなく地域社会への働きかけを継続し、精神障害者が地域であたりまえに生活することができるよう、それを支える場やしくみを創りだしていった³。「やどかりの里」のこれらの先駆的な活動は、職員とメンバーが、「支援する側／される側」という上下関係を越えた関係性を育むグループワークから生み出されていった

「やどかりの里」が毎月発行している「機関紙やどかり」の2014年1月号には、創生期から、「やどかりの里」の職員・メンバーの関係が、「支援する側／される側」という「支援」領域に普通にみられる関係を越えたものであった様子が記されている。その関係

³ 「やどかりの里」は、1970年に「中間宿舎」としての活動を開始したが、1974年に廃止している。これは、入所期限を過ぎても退所できないメンバーが出てきたことから、地域社会の中にメンバーが住む場を確保したうえで、生活支援をすることの必要性に気づいたことによる。また、精神障害者ということでアパートに入居することが難しい地域社会の現状自体を変えていく必要性に気づき、精神障害者が安心して暮らせる地域社会づくりを目指し、地域精神衛生活動に取り組んでいくことになった。それらを具体化していくために、いこいの家の活動を中心に、1972年には機関紙「やどかり」創刊、1973年法人設立、1974年調査研究部門（現「やどかり研究所」）設置、1977年やどかり出版事業開始、家族会発足と、次々と実践を展開している。だが、1987年の精神保健法制定まで、精神障害がある人は、法的に障害者と見なされておらず、精神障害者への福祉的な活動は公的に認知されていなかったため、常に財政困難な状況を抱えながらの活動実践であった。1973年に法人設立に際しては、「活動の公共性と公益性を再確認し、誰もが運動の担い手となること、そして、主体化された市民が組織を運営していく仕組みとして、社団法人を「選択」した（やどかりの里ホームページより）。このように、社団法人の会員によって活動を支え、幅広い層の市民（やどかりの里を利用する当事者メンバー、職員、メンバーの家族、医療保健福祉の専門家、地域の協力者、一般市民等からなる社団法人の会員）による運動として、「やどかりの里」は、慢性的な財政困難状況を乗り越え、活動を展開した（谷中 1996；坂本 2005）。

を育んだのは、当時のやどかりの里の活動の中心であった、グループワーク（ミーティング）である。グループワークはやどかりの里にとって、独特の関係性を育む場であったと同時に、活動指針を共に見出す場でもあった。以下は、「やどかりの里」の職員・メンバー間の、一般的な「支援」を超える関係性がグループワークを通して育まれていったことが記載されている箇所抜粋である。

1970（昭和45）年、働く場であった工場の2階で、長期入院でものを言わなくなったメンバーと共働生活が始まった。やどかりの里開始当初は、グループワークを志向しつつも、まさに浸食を共にする中で身近な訴え、声なき声を披露ところから関わりが始まった。……当時のやどかりの里で働く職員は、グループワーカーとしての役割は必須であった。またメンバーにとってもミーティングは活動の中心に据えられていた。様々な仲間話を聞き、語り、共有することが、自分の過去を整理箱に納め、新たに出發していく力となっていた。そこで生まれた助け合いは、メンバー同士だけでなく、支え支えられる関係を超えたメンバーと職員との育み合いでもあった。……そこではこういう生活をしたというメンバーの声を実現するため、メンバー・職員が共に思いを伝え合う時間と場の保障があり、密度の高いグループワークが行われていた。（公益社団法人やどかりの里 2014: 1）

その後、日本の精神障害者に対する人権軽視のありさまが国際的に非難を浴びたことを契機に、精神保健領域における法改正が進み、精神障害者の地域生活支援を行う領域は、精神保健福祉領域における中軸ともいえるほど重要な位置を占めるようになった⁴。このよ

⁴ 「やどかりの里」が活動した当時、精神障害者に対する処遇は、精神衛生法の下にあった。精神衛生法は、1950年に、精神病者監護法と精神病院法の廃止に伴って制定された法律であるが、精神障害者の合法的な社会からの隔離・施設収容を強化する社会防衛思想を色濃く反映したものであったと、多くの文献が指摘している（広田 1981；岡田 1972；広田 2004）。1984年、私立の精神病院である宇都宮病院で入院患者が看護職員による暴行で死亡した「宇都宮事件」が発生。これを機に、マスコミによって、精神病院を舞台とした不正、虐待の実態の数々が露呈され、日本における精神医療施策の貧困と構造的欠陥が、国内議論を超えて国連機構での批判へと発展し、1985年、政府は精神衛生法の改訂に着手することを表明せざるをえなくなった（広田 2004）。1987年、精神保健法に改正され、精神障害者の処遇に関する法律において、初めて「社会復帰」という言葉が用いられ、精神障害者の地域生活支援体制の整備が進められることとなった。その後、1993年障害者基本法、1995年精神保健法改正により精神保健および精神障害者の福祉に関する法律（精神保健福祉法）の成立、1997年精神保健福祉士法制定と次々と法整備が進んだ。精神障害者は障害者基本法によって初めて他の障害（身体障害、知的障害）と並んで障害者施策の対象として位置付けられ、地域福祉法制定と相まって、精神障害は地域生活を送りながら治療およびリハビリを行うことが望ましいという風潮が広まった。しかし、長年の法整備の遅れや地域社会における精神障害に対する偏見など、精神障害者を地域生活支援体制の整備への弊害は数多く存在し、その道は険しいものであった。

うな精神障害者の処遇の変遷を踏まえて「やどかりの里」の軌跡を振り返ると、いかに、「やどかりの里」の活動が、時代に先駆けた画期的な活動であったかが実感できる。「やどかりの里」は、精神障害者の隔離収容の実態に風穴を開け、法制度が整わない状況のなかで、いち早く精神障害者の地域生活支援を始めたのである。そして、創設者世代が引退し世代交代を遂げた現在も、その精神は受け継がれている。制度や社会情勢のめまぐるしい変化の中で、課題を鋭く見極め、精神障害者が地域であたりまえに生きることができる社会に向かった多種多様な活動を展開し、志を同じくする組織間の連携のもと、全国規模の運動を牽引し続けている⁵（増田 2010）。

【浦河べてるの家】

同じく精神障害を持つ者との共同作業ということで注目すべき団体が北海道浦河町に存在する。それは、1984年、ソーシャルワーカー1名と精神障害者3名で教会の古会堂を借り受け、活動を開始した、「浦河べてるの家」である。「浦河べてるの家」は、日高昆布の産地直送販売で、一時、福祉的就労（作業所や授産施設）の事業実績としてはほぼ達成不可能と思われてきた年商一億（2003年当時）を超えた実績で有名になった。しかし、それ以上に現在注目を浴びているのは、「幻聴・妄想大会ツアー」や「当事者研究」など、常識にとらわれない型破りな方法で、精神病という病に対する一般的な見解にチャレンジし続けていることである。これらの手法が創り出されていった背景には、活動初期、この地域で唯一のソーシャルワーカーであった向谷地が、「公私一体」を掲げて精神障害を持つ者と共に在り続けた体験を経てたどり着いた視点がある。それは、精神障害者の持つ「生きづらさ」が、精神病に罹患したがゆえの苦しさというよりはむしろ、社会のあり方の中にあるという気づきに基づいている。この気づきから、向谷地はさらに、「精神障害者の社会復帰」というありきたりな切り口では、この「生きづらさ」の本質に十分に向き合うことにはならず、ゆえに、社会通念や医学的常識に依らないアプローチを獲得していく必要があるという認識に至る（浦河べてるの家 2002: 40）。そうして、向谷地と当事者は、共に、精神病と診断されてきた者にとっての「精神病」そのものを捉えなおしていく作業を始め、そこから生み出された表現を発信しはじめた。これが、「幻聴・妄想ツアー」や「当事者研究」という、「浦河べてるの家」独特の表現形態を生み出したのである。

このような作業を経て「浦河べてるの家」で生まれた表現には、「勝手に治すな自分の病気」「苦労を取り戻す」「幻聴から幻聴さんへ」「安心してサボれる職場づくり」「安心して絶望する」「昇る人生から降りる人生へ」「偏見差別大歓迎」「場の力を信じる」「公私混同大歓迎」「弱さを絆に」「利益のないところを大切に」「弱さの情報公開」「自分自身で、

⁵ 2014年の精神病棟転換型居住系施設の法案が出された時は、事務局的な役割を担い、各地で反対集会を開き、冊子の作成や機関紙での特集、勉強会の開催等フットワークの軽さと問題への切り込みの鋭さで対応した。

共に」などがある。これらの表現は、福祉領域のみならず一般社会に浸透している常識や価値観を鋭く問い、人々の視点を、生の本質へといざなう力を持つ⁶。このような「べてる的世界」ともいえる独自の世界観を創造し発信し続けてきた「浦河べてるの家」には、精神保健福祉領域の関係者のみならず、教育学、人類学、環境学の研究者、画家や文筆家など、「福祉」とは縁がないような人々も関心を寄せ、年間数千人を超える施設見学者が訪れている。

⁶ 「浦河べてるの家」では、一般的に他では聞かないユニークな会話が日常的に飛び交っている。たとえば、「自分の行き詰まりに手ごたえを感じる」「この困り方は、いい線をいっているね」「悩み方のセンスがよくなってきた」「悩みの多さに自信が出てきた」「病気のスジがいいね」などである（向谷地 2006: 17）。これらは、向谷地ら「べてるの家」では、診断名による分類や対象化をやめ、一旦、「われわれ自身の理論的仮定や社会的文化的な固定概念をわきに置き」、精神病と診断される症状を持つ者が体験している主観的な世界をそのまま受け止めるという姿勢を精神障害者と健常者が共有する空間の中で生まれてきた表現である（向谷地 2009: 5-9）。

引用文献

- Beveridge, William, 1942, *Social Insurance and allied services*, New York: Agathon Press.
(=1969, イギリス社会保険および関連サービスに関する検討を行うべき委員会編・山田雄三監訳『社会保険および関連サービス：ビヴァリジ報告』至誠堂.)
- Breslow, Lester, 1999, "From Disease Prevention to Health Promotion," *Journal of American Medical Association*, 281(11): 1030-1033.
- Chamberlin, Judi, 1979, *On Our Own: patient-controlled alternatives to the mental health system*, McGraw-Hill. (=1996, 中田智恵海監訳『精神病患者自らの手で—今までの保健・医療・福祉に代わる試み』解放出版社.)
- Coleman, James S., 1998, "Social Capital in the Creation of Human Capital," *American Journal of Sociology*, 94: S95-S120. (=2006, 「人的資本の形成における社会関係資本」野沢慎司編・監訳『リーディングス ネットワーク論：家族・コミュニティ・社会関係資本』勁草書房, 205-238.)
- Crawford, R, 1980 "Healthism and medicalization of everyday life," *International Journal of Health Services*, 10 (3): 365-388.
- Frankl, Viktor E., 1957, *Ärztliche Seelsorge: Grundlagen der Logotherapie und Existenzanalyse; zehn Thesen über die Person*, Wein: Deuticke im Paul Zsolnay Verlag. (=2011, 山田邦男監訳 岡本哲雄、雨宮徹、今井伸和訳『人間とは何か：実存的療法』（「死と愛」増補改訂版）春秋社.)
- Germain, Carel B., 1981, "The Ecological Approach to people-environment transaction," *Social Casework*, 61(6): 323-331. (=2007, 「人間と環境の交互作用」小島蓉子編・訳『エコロジカルソーシャルワーク カレル・ジャーメイン名論文集』学苑社, 101-127.)
- Illich, Ivan, 1976, *Limits to Medical Nemesis: the Expropriation of Health*, London: Calder & Boyars Ltd. (=1979, 金子嗣郎訳『脱病院化社会—医療の限界』晶文社.)
- Putnam, Robert D., 2000, *Bowling Alone: the collapse and revival of American community*, New York: Simon & Schuster. (=2006, 柴内康文訳『孤独なボウリング—米国コミュニティの崩壊と再生』柏書房.)
- Putnam, Robert D., 2002, *Democracies in Flux: the evolution of social capital in contemporary society*, Oxford; Tokyo: Oxford University Press. (=2013, 猪口孝訳『流動化する民主主義—先進 8 か国におけるソーシャル・キャピタル』ミネルヴァ書房.)
- Webb, Sidney and Beatrice Webb, 1897, *Industrial Democracy*, London: Longmans, Green.
(=1969, 高野岩三郎訳『産業民主制論（復興版）』法政大学出版局.)
- 秋田昌子, 2006, 「多職種協働をデザインする栄養士の専門性—共に創り合う『共創型』の活動への転換」『保健の科学』48 (6): 451-458.
- 綾屋紗月・熊谷晋一郎, 2010, 『つながりの作法—同じでもなく違うでもなく』日本放送出版協会 (NHK 出版) .

- 安積純子・岡原正幸・尾中文哉・立岩真也, 1990, 『生の技法—家と施設を出て暮らす障害者の社会学』 藤原書店.
- 荒井浩道, 2008, 「繋がっていかない利用者への支援—ソーシャルワークにおけるナラティブ・アプローチの可能性」 崎山治男・伊藤智樹・佐藤恵・三井さよ編『〈支援〉の社会学—現場に向き合う思考』 青弓社, 114-137.
- 猪飼周平, 2010, 『病院の世紀の理論』 有斐閣.
- 伊藤綾香, 2011, 「障害者運動における当事者概念と労働観の変遷」『名古屋大学社会学論集』(32): 133-150.
- 伊藤綾香, 2013, 「障害者運動の事業性による健常者の加入過程: NPO 法人『わっぱの会』を事例に」『名古屋大学社会学論集』(34): 33-59.
- 糸賀一雄, 1965, 『この子らを世の光に—近江学園二十年の願い』 柏樹社.
- 井上智代・片平伸子・平澤則子・藤川あや・飯吉令枝・高林知佳子, 2013, 「日本におけるソーシャル・キャピタルと健康に関する文献研究」『新潟県立看護大学紀要』(2): 10-15.
- 稲葉剛, 2009, 『ハウジングプア—「住まいの貧困」と向き合う』 山吹書店.
- 稲葉剛, 2012, 「お墓を作り、被災地に出向く—ジレンマを抱えながら」 自立生活サポートセンターもやい編『貧困まったなし—とっちらかりの10年間』 岩波書店, 138-152.
- 稲葉剛, 2012, 「ホームレスの連帯保証人になる」 自立生活サポートセンターもやい編『貧困まったなし—とっちらかりの10年間』 岩波書店, 2-21.
- 今田高俊, 2000, 「支援型の社会システムへ」 支援基礎論研究会編『支援学—管理社会を越えて』 東方出版, 9-28.
- 岩田正美, 1998, 「〈個人〉と〈社会〉、その統合としての社会福祉の諸概念: 社会福祉言論ノート」『人文学報 (社会福祉学 首都大学東京)』(14): 1-21.
- 上掛利博, 1986, 「障害者共同作業所づくり運動と福祉政策」『立命館経済学』35(4):184-209.
- 上杉正幸, 2008, 『健康不安の社会学—健康社会のパラドックス』(改訂版) 世界思想社.
- 上田完次, 2004, 『共創とは何か』 培風館.
- 宇都宮健児・浅見昇吾・稲葉剛, 2012, 『命と絆は守れるか?—震災・貧困・自殺からDVまで』 三省堂.
- うてつあきこ, 2012, 「居場所を作る—人間関係の結び直し」 自立生活サポートセンターもやい編『貧困まったなし—とっちらかりの10年間』 岩波書店, 24-38.
- 浦河べてるの家, 2002, 『べてるの家の「非」援助論—そのままでいいと思えるための25章』 医学書院.
- 浦河べてるの家, 2005, 『べてるの家の「当事者研究」』 医学書院.
- 大山泰弘, 2011, 『利他のすすめ—チョーク工場で学んだ幸せに生きる18の知恵』 WAVE 出版.

- 大村敬一, 2002, 「『伝統的な生態学的知識』という名の神話を越えて—交差点としての民族史の提言」 『国立民族学博物館研究報告』 27 (1): 25-120.
- 大塚良一, 2009, 「知的障害者施設職員とコロニー政策」 『武蔵野短期大学研究紀要』 23: 71-83.
- 岡田靖雄, 1972, 『差別の論理—魔女裁判から保安処分へ』 勁草書房.
- 片岡邦好・池田佳子, 2013, 『コミュニケーション能力の諸相「変移・共創・身体化」』 ひつじ書房.
- 木村美也子, 2008, 「ソーシャル・キャピタル—公衆衛生学分野への導入と欧米における議論より」 『保健医療科学』 57 (3): 252-265.
- 木之下徹・水谷佳子・安田朝子・本多智子, 2013, 「医師の立場からみた認知症の当事者研究」 『看護研究』 46 (3): 263-273.
- 熊沢由美, 2008, 「社会保障とは何か—その考え方と構造」 福祉臨床シリーズ編集委員会編『社会保障』 弘文堂, 9-26.
- 黒田浩一郎, 1992, 「情報の観点からみた現代医療」 『思想』 817: 95-107.
- 郡司篤晃, 1992, 「ヘルスプロモーションの背景と意義」 『保健婦雑誌』 48 (13): 1051-1057.
- 公益社団法人やどかりの里, 2014, 「やどかりの里の原点・グループワーク—今あらためて問われるグループワークの力」 『機関紙やどかり』 43 (10): 1.
- 公益社団法人やどかりの里, 2014, やどかりの里ホームページ「やどかりの里とは—市民による運動・広がりある運動体・沿革」,
(http://www.yadokarininosato.org/yadokari_1.3.html, 2014年5月22日取得) .
- 厚生労働省, 2007, 『厚生労働白書—ぎょうせい』 .
- 厚生労働省, 2013, 「平成24年—人口動態統計(確定数)の概況」,
(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei12/index.html>, 2013年10月1日取得)
- 厚生労働省, 2013, 「平成24年国民生活基礎調査概要」,
(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa12/index.html>, 2013年10月1日取得.)
- 厚生労働省, 2014, 「社会福祉基礎構造改革について(社会福祉事業法等改正法案大綱骨子)」,
(http://www1.mhlw.go.jp/houdou/1104/h0415-2_16.html, 2014年10月25日取得) .
- 小松隆二・白迎玖・小林丈一, 2010, 『共創のまちづくり原論—環境革命の時代』 論創社.
- 近藤克則, 2005, 『健康格差社会—何が心と健康を蝕むのか』 医学書院.
- 近藤克則編, 2007, 『検証「健康格差社会」—介護予防に向けた社会疫学的大規模調査』 医学書院.
- 佐甲隆, 2010, 「コミュニティヘルスの展望—現場から考える地域保健の将来」 『公衆衛生』 74 (3): 194-198.

- 斎藤縣三, 2012, 「『共働事業所』から『社会的事業所』へ」 『季刊 福祉労働』 137: 75-83.
- 坂本智代枝, 2005, 「精神障害者の地域生活支援の思想形成に関する研究 I —やどかりの里の生活支援の理念形成の下支えをした思想」 『大正大學研究紀要』 90: 171-176.
- 櫻田淳, 2002, 『『弱者救済』の幻影—福祉に構造改革を』 春秋社.
- 里見賢治, 1982, 「『日本型福祉社会』論の福祉政策—経済政策との関連を中心として」 『社會問題研究』 31: 93-122.
- 島内憲夫 1992, 「ヘルスプロモーションの概念と日本的展開—新たな健康創造の夢をのせて」 『保健婦雑誌』 48 (13): 1058-1063.
- 清水義晴・小山直, 2003, 『変革は、弱いところ、小さいところ、遠いところから』 太郎次郎社.
- 清水博・前川正雄, 1988, 『競争から共創へ—場所主義経済の設計』 岩波書店.
- 自立生活サポートセンターもやい, 2010, 『『もやい』とは』,
(http://www.moyai.net/modules/pico/index.php?cat_id=1&tmid=7, 2014年10月10日取得) .
- 新宿連絡会, 1997, 『新宿ダンボール村 闘いの記録』 現代企画室.
- 新宿連絡会, 1998, 「新宿連絡会緊急声明 1998年2月8日」
(<http://www.asahi-net.or.jp/~uh5a-kbys/shinjuku/fire/seimei.htm>, 2014年7月29日取得)
- 新宿連絡会, 2001, 新宿連絡会ホームページ「新宿連絡会歴史」,
(<http://www.tokyohomeless.com/Untitled-rekisi.html>, 2014年8月10日取得)
- 鈴木敏彦, 2005, 「『げたばきヘルパー』の村ですすめる安心の村づくり (長野・栄村)」, 『議会と自治体』 91: 96-100.
- 高橋源一郎, 2013, 『101年目の孤独—希望の場所を求めて』 岩波書店.
- 高橋彦芳, 2002-8, 「現地報告 長野県栄村 地域に密着した介護福祉で安心ネット」 『地方議会人』 33 (3): 32-34.
- 高橋隆雄, 2001, 「ケア論の素描」 中山将・高橋隆雄編『ケア論の射程—熊本大学生命倫理研究会論集 2』 九州大学出版会.
- 高谷清, 2007, 「糸賀一雄の思想『自己実現』を考える—『自己』とはどういう存在か、その『実現』とはどのようなことか」 『障害者問題研究』 34 (4): 308-317.
- 武川正吾, 1997, 「保健・医療・福祉の総合化の意義とその課題」 大山博・嶺学・柴田博編『保健・医療・福祉の総合化を目指して—全国自治体調査をもとに』 光生館, 10-14.
- 谷口起代, 2012, 「災害時における社会資源の考察—『被災地障害者センターみやぎ』の事例から」 『Social Design Review』 4: 101-111.
- 土田武史, 1997, 『ドイツ医療保険制度の成立』 勁草書房.

- 富樫匡孝, 2012, 「生活相談の変遷—当事者スタッフの視点から」 自立生活サポートセンターもやい編『貧困まったなし—とっちらかりの10年間』 岩波書店, 60-74.
- 富樫匡孝, 2012, 「野戦病院化と綻びるつながり—リーマン・ショックと派遣村」 自立生活サポートセンターもやい編『貧困まったなし—とっちらかりの10年間』 岩波書店, 104-118.
- 富樫匡孝, 2014, 「Drop-in こもれびを終えて」
(<http://www.moyai.net/modules/d3blog/details.php?bid=1817>, 2014年3月5日取得).
- 内閣府, 2014, 『平成25年版 高齢社会白書』,
(http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2013/zenbun/25pdf_index.html, 2013年10月1日取得).
- 内閣府, 2014, 『平成26年度国民生活に関する世論調査』,
(<http://survey.gov-online.go.jp/h26/h26-life/index.html>, 2014年10月1日取得).
- 永田久美子, 2013, 「認知症の当事研究とは何か—超高齢化社会の生き方・看護・研究の共創に向けて」 『看護研究』 46(3): 254-262.
- 長谷川敏彦, 2011, 「戦略としての医療安全—価値共創組織を目指して」 『病院』 70(6): 466-469.
- 樋口恵子, 2000, 「自立生活運動の歴史とその哲学」 『ノーマライゼーション』 20(2): 10-13.
- 広田伊蘇夫, 1981, 『精神病院—その思想と実践』 岩崎学術出版社.
- 広田伊蘇夫, 2004, 『立法百年史—精神保健・医療・福祉関連法規の立法史』 批評社.
- 藤崎清道, 1999, 「ヘルスプロモーションの概念と今日的意義」 『公衆衛生研究』 48(3): 178-186.
- 堀勝洋, 1981, 「日本型福祉社会論」『季刊 社会保障研究 (東京大学出版会)』 17(1):6.
- 堀利和・白杉滋朗・斎藤縣三・花田昌宣, 2012, 「第7章 共生・共働を創る」 特定非営利活動法人 共同連編『日本発 共生・共働の社会的企業—経済の民主主義と公平な分配を求めて』 現代書館, 114-182.
- 増田一世, 2010, 「変わる 変える 創る—やどかりの里 この10年の歩み」 やどかりの里40周年記念出版編集委員会『変わる 変える 創る —これからの地域実践・運動・組織』 やどかり出版, 35-50.
- 松下拓・熊谷勝子, 2003, 『健康日本21と地域保健計画』 勁草書房.
- 松葉ひろみ, 2013, 「社会保障の基本原則を求めて—「生命」を軸とする社会保障理念の可能性」 『週刊社会保障』 2712: 44-49.
- 三上公子, 2001, 「ヘルスプロモーションが政策の軸に据えられるまでの道のり」 『保健婦雑誌』 57(1): 32-43.

- 三井さよ, 2008, 「『人として』の支援—阪神・淡路大震災において『孤独』な生を支える」 崎山治男・伊藤智樹・佐藤恵・三井さよ編『〈支援〉の社会学—現場に向き合う思考』 青弓社, 89-103.
- 三井さよ, 2004, 『ケアの社会学』 勁草書房.
- 見田宗介, 2006, 『社会学入門 人間と社会の未来』 岩波新書.
- 宮崎徳子・立石宏昭, 2010, 『保健・医療・福祉ネットワークのすすめ』 ミネルヴァ書房.
- 向谷地生良, 2006, 『安心して絶望できる人生』 NHK 出版.
- 向谷地生良, 2009, 『統合失調症を持つ人への援助論—一人とのつながりを取り戻すために』 金剛出版.
- 谷中輝雄, 1996, 『生活支援—精神障害者生活支援の理念と方法』 やどかり出版.
- 山口かおり, 2012, 「グリーンネックレス」 自立生活サポートセンターもやい編『貧困まったなし—とっちらかりの 10 年間』 岩波書店, 43-57.
- 山村靖彦, 2012, 「社会資源としてのソーシャル・キャピタル —地域福祉の視座から」 『別府大学短期大学部紀要』 31: 23-33.
- 湯浅誠, 2012, 「〈もやい〉と社会—派遣村の経験を中心に (インタビュー)」 自立生活サポートセンターもやい編『貧困まったなし—とっちらかりの 10 年間』 岩波書店, 82-102.
- 湯浅誠, 2013, 「貧困 社会問題にもう一步近づく: Makoto Yuasa at TEDxToday」, (<http://yuasamakoto.org/profile/>, 2014 年 5 月 25 日取得)
- 湯浅資之・西田美佐・中原俊隆, 2006, 「ソーシャル・キャピタル概念のヘルスプロモーション活動への導入に関する検討」 『日本公衆衛生雑誌』 53 (7): 465-469.
- 湯浅資之, 2010, 「保健を越えた健康戦略—ヘルスプロモーション」 『保健の科学』 52 (6): 364-367.
- 湯浅資之, 2011, 「ヘルスプロモーション前進のための研究と実践に関する考察」 『ヘルスプロモーション・リサーチ』 4 (1): 2-6.
- 横山和彦・多田英範, 1991, 『日本社会保障の歴史』 学文社.
- 吉田恵吾, 2001, 『共創のマネジメント—ホンダ 実践の現場から』 NTT 出版株式会社.
- わっぱの会 40 周年企画実行委員会, 2011, 「年表『わっぱ 40 年の軌跡』」 『とことんわっぱ 40 共生共働どこまでも』 2-7.